

法務総合研究所

研究部報告

38

諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究
－フランス、ドイツ、英国、米国－

2008

法務総合研究所

はしがき

この研究部報告第38号は、法務総合研究所研究部が平成18年度に行った「諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究」を取りまとめて刊行するものです。

我が国においては、近年、児童を狙った性的な動機による重大犯罪が発生したことなどを契機として、性犯罪対策について国民の関心が高まっています。そこで法務省においても、平成18年度から刑事施設や保護観察所において性犯罪者処遇プログラムを実施するなど性犯罪の再発防止対策を強化しています。

今回の研究の対象とした諸国においても、性犯罪者に対し、様々な取組がなされています。もとより国によって法制度や社会的背景が異なることから、諸外国の制度を参考にするに当たっては、それぞれの国について、当該制度が導入された経緯や社会的背景事情、当該制度の法的位置付け、実際の運用状況等の調査を慎重に行うことが必要です。そこで、本報告においては、諸国の性犯罪に対する法制度とその動向を概観することや性犯罪対策を紹介するにとどまらず、上記の点についても調査し、記載するよう心掛けました。本報告書が、今後の我が国における性犯罪対策を検討する上での一助となれば幸いです。

おわりに、本研究の実施に当たって多大な御協力をいただいた調査対象諸国の関係機関及び関係者並びに在外の日本国大使館・領事館を始めとする関係機関・団体の方々に対し、心から御礼を申し上げます。

平成20年3月

法務総合研究所長

小貫芳信

要　旨　紹　介

1 フランス

(1) 性犯罪の概要

フランスの性犯罪の中心的類型は、「性的攻撃罪」である。「性的攻撃罪」は「暴力、強制、脅迫又は不意打ちをもって実行するすべての性的侵害」と定義され、これには、強姦(viol), その他性的攻撃(強制わいせつ等) 及び性的ハラスメントの三つの罪種が含まれる。また、15歳未満の児童に対する強姦等については刑の加重規定が設けられている。

(2) 性犯罪の動向

過去10年間における性的攻撃罪の認知件数は増加傾向にある。2004年の認知件数は、強姦が1万506件、その他性的攻撃及び性的ハラスメントが1万5,732件であるところ、そのうち、被害者が未成年者（18歳未満）である件数は、強姦では6,193件（58.9%）、その他性的攻撃及び性的ハラスメントでは1万598件（67.4%）と高い比率を示している。また、検挙率は強姦が78.7%，その他性的攻撃及び性的ハラスメントが77.0%である。

性犯罪の認知件数が増加している背景については、性犯罪自体が増加したというよりは、むしろ性犯罪を警察に届け出やすい環境が整備されるとともに、国民、特に女性の意識の変化が進んだことによると考えられる旨、複数の司法関係者から説明を受けた。環境整備の例としては、性犯罪に関する公訴権消滅に係る時効制度について、従前は、重罪として区分される性犯罪の時効期間は事件発生から20年間であったが、被害者が成人（満18歳）に達した時から20年間とする法改正が行われたこと等がある。

(3) 性犯罪対策

1990年代以降、各種法制度により性犯罪の防止対策が進められているが、その中心的施策は、「社会司法追跡調査」、「司法データベース」及び「移動電子監視措置」であり、各司法関係機関及び被害者救済団体等が連携・協力して取り組んでいる。

ア　社会司法追跡調査

社会司法追跡調査とは、判決裁判所が、補充刑又は代替刑として、刑罰適用判事の監督下で、各種の義務等を課す制度である。転居の通知の義務付けや、未成年者と日常的に接する職業への従事を禁止すること等を内容とする「監視措置」や、就労支援等の社会復帰のための援助を内容とする「援助措置」があり、医師の下での治療を命ずる「治療命令」を伴う場合がある。追跡調査の期間は、原則として、釈放時から軽罪で10年、重罪で20年を超えてはならないとされており、刑罰適用判事、保護観察官、医師等が連携して指導・監督やその評価を行う。2004年における本調査の言渡しを受けた人員は1,063人であった。

イ　司法データベース

司法データベースは、一定の性犯罪を犯したことにより刑事裁判の対象となった者のD

N A, 犯歴, 居所等に関する情報を収集, 蓄積する制度である。保存期間は, 重罪及び拘禁刑10年の軽罪の場合が原則30年, その他の場合が原則20年である。主な目的は, 対象者の再犯防止と性犯罪が発生した際の捜査の遂行を容易にすること等にあり, 地域住民への情報公開を予定していない。同データベースは, 司法省が集中的かつ厳格に管理しているが, 警察も捜査を目的とした利用は可能である。対象者には, 自己の情報の内容に変更があった場合に申告義務があり, 違反した場合は処罰の対象となる。

ウ 移動電視監視措置

移動電子監視措置は, 最も新しい対策 (2005年12月12日の法律により承認) であり, 刑罰適用判事が, 一定の性犯罪により有罪となった者に対し, 同措置を科すことが出所後の再犯防止に不可欠と認めた場合等に科すことができる。期間は原則2年間であるが, 重罪につき2年間の更新を2回, 軽罪につき同1回が可能である。同措置は, 2008年5月の施行に向けて, 仮釈放者4名を対象に現在試行段階にあるところ, 対象者の時系列的な移動が常時把握可能のこと及び経費的にも刑事施設拘禁費用 (一人当たり一日約60ユーロ) の半額で済むことなどから, その効果が期待されている。

2 ドイツ

(1) 性犯罪の概要

刑法は, 暴行, 頼迫等により他人に性的行為を行うことを強要した者を処罰する「性的強要の罪」を設けた上, その加重類型として, 性交又はその類似行為を強要した場合 (強姦), 複数犯による場合, 危険な行為態様をもって行った場合等についての規定を設けており, さらに, 被害者を死亡させた場合の規定を設けている。性的強要を基本的な罪とし, その加重類型の構成要件を細分化して規定していること, 強姦を性的強要の加重類型の一つとして位置付けていることなどが特徴である。

また, 被害者が14歳未満の者である場合, 児童 (Kind) に性的行為を行った者等を処罰する「児童に対する性的虐待の罪」を設けた上, その加重類型を設けている。

(2) 性犯罪の動向

性的強要の罪, 性的強要の罪の加重類型については, いずれも2001年から増加傾向にあり, 2004年には1996年からの10年間で最多を記録した。2005年には減少に転じているが, 依然として6千件台, 8千件台と高い水準にある。また, 2005年における児童に対する性的虐待及びその加重類型については, 2000年から2002年までは増加傾向にあったが, その後は横ばい又は減少傾向にある。

性的強要の加重類型の検挙率は, 2005年までの10年間, 70%台から80%台の高い水準で推移している。

(3) 性犯罪対策

ア 処罰範囲の拡大及び法定刑の引上げ

性的強要の罪及び児童に対する性的虐待の罪について、1990年代の半ばから度重なる改正がなされ、処罰範囲の拡大や法定刑の引上げが行われた。具体例としては、これらの罪の加重類型規定の新設（これによる児童に対する性的虐待の罪の一部重罪化）、強姦概念の拡大及び婚姻外規定の撤廃等がある。

イ 捜査手法の整備（DNA鑑定等）

刑事訴訟法は、重大な犯罪又は性的自己決定を害する犯罪の嫌疑がかけられている被疑者又は被告人について、将来重大な犯罪による刑事手続が行われる可能性があると認められる場合には、裁判所の命令等により、この者から体細胞を採取してDNA鑑定を行い、そのデータを連邦警察局において保管・使用することができる旨定めている。

DNAの採取・鑑定の検査における必要性・有用性が極めて高い一方で、これを実施することによる被疑者・被告人への侵害性が低いことから、実務的には広く認められる傾向にあり、特に、性的強要・強姦のような重大な性犯罪の被疑者・被告人からのDNAの採取・鑑定は、ほとんどの事例で認められているようである。

ウ 社会治療施設における処遇

近時、行刑法が改正され、一定の性犯罪を犯して行刑施設に入所した者のうち、特に治療的処遇を行う必要がある者については、社会治療施設に移送して特別な指導を行うこととされている。この改正により、社会治療施設数、社会治療施設の被収容員及び現員のいずれも、著しい増加傾向にあり、最近10年間で2倍以上になっている。ハングルクのフルスビュッテル刑務所内にある社会治療施設について紹介すると、被収容者は、入所後3か月間の試行期間を経て、その間に作成された処遇計画に基づいて治療処遇を受ける。治療処遇は、集団処遇の形態で、認知行動療法の理論に基づいた各犯罪ごとに特有のプログラムを用いて行われる。

エ 保安監置

保安監置は、自由刑の執行終了後において更に重大な犯罪を行うおそれのある者について、その者から社会を防衛するため、刑の執行終了後も更にその者を拘禁する処分である。1998年、2002年及び2004年に、法改正が行われ、制度が強化された。

保安監置は、個人の自由をその責任とは無関係に侵害する刑事政策最後の緊急措置と位置づけられ、謙抑的に運用されてきた。その姿勢自体は、現在も同様であると考えられるが、前記法改正が行われた1990年代後半から、収容人員は性犯罪者を中心として増加傾向にある。

保安監置に処するには、重大な犯罪行為を行う「習癖（Hang）」が認められることが必要であるところ、実務においては、その有無について鑑定人が鑑定を行う。鑑定は、鑑定人が当該事件記録及び対象者の同種前科関係の書類等を精査するとともに、対象者との面

接をすることによって行われる。裁判所は、鑑定書、鑑定人の公判証言等を総合的に考慮して、保安監置を言い渡すか否かを判断する。

オ 行状監督

行状監督は、改善及び保安処分の一種であり、自由刑の執行終了後において更に犯罪を行うおそれのある者等について、その犯罪を予防するため、一定の期間、保護観察官及び行状監督所による援助を行う一方で、行状監督所により生活を監督する処分である。行状監督には、犯罪行為の内容及び刑期等から釈放と同時に必然的に課されるものと、将来犯罪行為を行うおそれ及び罪名・刑期を要件に裁判所が裁量で言い渡すことができるものがある。

3 英国

(1) 性犯罪の概要

英国では、従来の性犯罪に関連する法令を整備統合した2003年性犯罪法（Sexual Offences Act 2003）によって、日本の強姦や強制わいせつに当たる犯罪等の性犯罪の構成要件、法定刑等が規定されている。最高刑は、終身拘禁である。

(2) 性犯罪の動向

英国における最近10年間（1995年以降）の性犯罪の認知件数の推移を見ると、女性に対する強姦及び性的暴行が増加傾向を示しており、2004年ではそれぞれ1万2,903件、2万4,638件であった。一方、男性に対する強姦及び性的暴行は横ばいで、同年ではそれぞれ1,139件、3,551件であった。

認知件数の動向の背景には、1998年及び2002年に犯罪の認知に関する統計計上方法が変更されたことや2003年性犯罪法により犯罪行為の要件が整理されたことも関連があると思われるが、一般市民全体を対象としたサンプリング調査の手法によって実証的に把握しようとする英国犯罪被害調査（British Crime Survey）においても、2004年度調査は、2001年調査に比して、男女とも性犯罪の被害率が高くなっている。

検挙率は、女性に対する強姦及び性的暴行、男性に対する強姦及び性的暴行のいずれの犯罪行為においても、低下傾向にある。

(3) 性犯罪対策

英国では、性犯罪対策として、刑事司法において幅広い取組がなされているが、以下では、広範に及ぶ対策を、性犯罪者に対する①監視・監督の強化、②関係機関の連携の強化、③処遇の充実という側面から概観する。

ア 監視・監督の強化

性犯罪者に対する新たな処罰規定として、重大な性犯罪再犯者に対する自動的無期刑（Mandatory life sentence for second serious offence）、危険な性犯罪者に対する終身刑又は公衆保護のための拘禁刑（Life sentence or imprisonment for public protection for

serious offences), 暴力犯罪又は性犯罪に対する拡張刑 (Extended sentence for certain violent or sexual offences) が新設された。

また、英国では、1997年以降、性犯罪者の情報登録制度が導入されており、氏名、生年月日、国民保険番号、住所等の情報を警察が把握している。登録情報は原則として非公開である。

さらに、性犯罪者に対する届出命令、性犯罪予防命令、外国旅行禁止命令、性的危害禁止命令といった裁判所の各種命令も導入されている。

イ 関係機関の連携の強化

危険な犯罪者から公衆を保護するために関係機関が連携する必要性が認識される中で、2000年刑事司法及び裁判所業務法によって、イングランド及びウェールズの全42地域において、多機関連携公衆保護協議会 (Multi-Agency Public Protection Arrangements: MAPPA) の設置が義務付けられた。MAPPAは、警察、保護観察所及び刑務所を中心となって、教育、福祉関係機関等が一定の犯罪者情報の交換や定期的な会合の開催によって、一定の犯罪者のリスク管理を行なうものである。

ウ 処遇の充実

性犯罪者に対しては、施設内及び社会内において、リスクアセスメントに基づいて、処遇プログラムが実施されている。

施設内における性犯罪者処遇プログラム (Sex Offender Treatment Programme : SOTP) は、26施設において実施されている。

保護観察所における性犯罪者処遇プログラムは、全国42の保護観察所のすべてにおいて実施されている。

4 米国

(1) 性犯罪の概要

米国は連邦制を取っており、性犯罪は原則として各州の刑法、手続法、性犯罪者登録及び公表に関する法により規制されることから、性犯罪の定義、それに対する刑罰の内容等は州ごとに異なる。連邦法は、州をまたぐ性犯罪等の連邦的色彩のあるものを規制する。

(2) 性犯罪の動向

州によって性犯罪の定義等が異なる上、被害届出のされにくい暗数の多い犯罪類型であることから、その実態を把握することは容易ではないが、様々な調査研究によってデータが提供されている。それらによると、被害者の大多数は女性であり、加害者の大多数は被害者と面識があり、その関係が親密であるほど被害届出率が低くなる傾向が見られた。州裁判所で有罪となった重罪事件に占める暴力的性犯罪事件の割合はわずかである（2002年で3.4%）。性犯罪による逮捕者100人当たり、裁判によって有罪になるのは47人、このうち実刑になるのが41人という試算がある（2002年）。なお司法取引により、起訴罪名が性

犯罪であっても有罪認定される罪名が性犯罪以外である場合も少なくない。

(3) 性犯罪対策

ア 性犯罪者の登録・公表制度

全米50州で登録公表制度が実施されているが、その内容は州により異なる。連邦法では各州が整備すべき最低基準が示されており、1994年ジェイコブ・ウェタリング対子ども犯罪及び暴力的性犯罪者登録法から始まり、1996年連邦メーガン法、2006年アダム・ウォルシュ子供の保護及び安全法といった一連の連邦法によって、登録公表制度の整備及び強化が図られている。そのため各州の登録公表制度の運営に携わる法執行機関では、予算・人手の不足から、民間ボランティアにその作業の一部を行わせているところも多い。

イ 性犯罪に対する刑の加重

性犯罪、とりわけ子どもを被害者とする犯罪に対する法定刑は、各州及び連邦レベルで引上げが行われている。強姦、性的虐待、子どもに対する性行為といった悪質な性犯罪を繰り返す者に対しては、いわゆる三振法によって長期間の拘禁を可能とする州もある。三振法の有効性については、犯罪抑止効果の有無、社会全体のコスト削減効果等について様々な議論があり、マイナス面としては、争う事件が増えるため陪審裁判コストが増加する、刑務所等の過剰収容・高齢化による運営費の増大等が指摘されている。

ウ 電子監視

電子監視は、従来から州及び連邦レベルにおいて、判決前被告人の釈放条件、刑務所拘禁の代替、仮釈放・保護観察の条件等として、積極的に導入されてきた。性犯罪者に対しては、これまでに、GPSを利用した電子監視が少なくとも34州において社会内処遇の手段として導入されている。しかし、GPSには、技術的には、電波の届かない地域が存在すること、コストの面では、多額の費用がかかるといった克服すべき課題も少くない。

エ 民事的収容

民事的収容とは、精神疾患等により性犯罪に及ぶ危険があると認められる者を、受刑後も治療施設等に収容する手続をいい、1990年にワシントン州が導入したのが始まりである。その後民事的収容は、2005年7月現在少なくとも16州において導入されている。なお、2006年アダム・ウォルシュ子供の保護及び安全法は、民事的収容について定めた初めての連邦法であり、これにより、連邦法が適用される法域においても、民事的収容が実施されることとなった。

諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究 －フランス，ドイツ，英國，米国－

総括研究官 山田 利行
研究官補 岸井 篤史
研究官補 櫻田 香
研究官補 姫田 卓朗
研究官補 明石 史子
福岡高等検察庁検事（前研究官）太田 玲子
大阪刑務所国際対策室長（前研究官）渡邊 真也
関東地方更生保護委員会統括審査官（前研究官）大場 玲子
部外協力者 慶應義塾大学法科大学院教授 井田 良

目 次

1	フランス	5
		渡邊真也 岸井篤史
2	ドイツ	55
		井田 良 山田 利行 桜田 香
3	英國	101
		大場玲子 明石史子
4	米国	155
		太田玲子 姫田卓朗

1 フランス

大阪刑務所国際対策室長（前研究官） 渡邊 真也
研究官補 岸井 篤史

目 次

はじめに

第1 調査対象機関及びその性犯罪防止対策における機能・役割

第2 性犯罪の類型

1 性犯罪の類型に関する規定

(1) 性的攻撃

(2) 売春周旋及び売春

(3) 未成年者に対する危険状況の作出

2 性犯罪に関する公訴時効についての法改正

第3 性犯罪の動向

1 性犯罪全体の認知件数等

2 性的攻撃の認知件数等

3 売春周旋の認知件数等

4 性犯罪者の再犯率

第4 警察における性犯罪の捜査及び取締り等に係る諸活動

1 性犯罪の捜査

2 性犯罪に関する地域的特色及び要因

3 地域社会における警察の性犯罪防止活動

第5 性犯罪の刑事事件審理に関する裁判制度

1 性犯罪等の刑事事件の審理手続及び特徴

2 性犯罪事件の審理状況

第6 性犯罪防止対策

1 性犯罪者に対する社会司法追跡調査 (Suivi Socio-Judiciaire, SSJ)

(1) 制度導入の背景

(2) 制度の概要及び目的

(3) 社会司法追跡調査の評価及び課題

2 性犯罪者に対する司法データベース (Fichier Judiciaire National Automatisé des Auteurs d'Infractions Sexuelles, FJNAIS)

(1) 制度の概要

(2) 登録義務者の要件及び登録手続等

(3) 登録義務者による登録情報の修正又は削除申請権

(4) 司法データベースの閲覧による利用

(5) 司法データベースの評価及び課題

3 性犯罪者に対する移動電子監視措置 (Placement sous Surveillance Electronique)

Mobile, PSEM)

- (1) 制度導入の背景
- (2) 制度の概要及び目的
- (3) 監視対象者の要件
- (4) 措置の内容及び期間
- (5) 機器の種類及び機能
- (6) 本格的施行までのスケジュール
- (7) 試行状況
- (8) PSEMの実施経費及び効果

4 刑事施設における性犯罪受刑者処遇

- (1) 刑事施設の種類等
- (2) 地域医学心理局における性犯罪受刑者処遇プログラム

5 犯罪被害者支援団体における援助活動

- (1) 設立経緯及び活動目的
- (2) 活動内容
- (3) 政府機関等による活動資金援助

終わりに

はじめに

本稿は、主としてフランス共和国（以下「フランス」という。）における性犯罪の動向及び性犯罪防止対策の概略を紹介することを目的としている。我が国と同様、フランスにおいても性犯罪は社会的関心が高い犯罪であるところ、同国では、近時における性犯罪の増加を受け、1990年代後半から性犯罪の防止及び被害者の保護等を目的として、刑事司法分野における法制度の整備が進められている。また、同国では、こうした一連の法制度の整備に加えて、民間の犯罪被害者支援団体による性犯罪被害者への援助活動や、公的機関による性犯罪の被害者にならないための、あるいは、被害者になった場合における対処のための教育・広報活動の取組が、積極的に行われている。

本稿では、まず、フランスにおける刑事司法機関等が性犯罪防止において果たしている機能・役割について全体を概観し、次に同国における性犯罪の類型及び法定刑並びに認知件数・検挙件数等の性犯罪の動向を説明し、さらに、刑事司法の各分野における性犯罪防止対策の現状や課題等について紹介する¹。

なお、本稿の内容は、筆者らがフランスに訪問した2006年12月時点のものであること、また、本稿中、意見にわたる部分は筆者らの私見であることをお断りしておく。

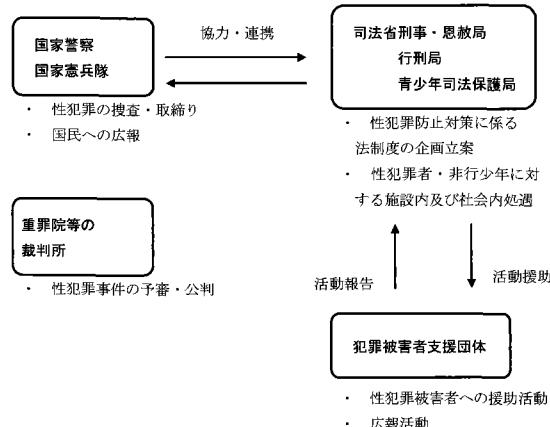
第1 調査対象機関及びその性犯罪防止対策における機能・役割

今回の調査研究では、フランスにおける性犯罪の発生状況、性犯罪防止対策に係る諸制度の実施状況、性犯罪被害者支援対策の実施状況等について、その実情を調査するため、警察（内務省国家警察及び国防省国家憲兵隊）、司法省（刑事・恩赦局、行刑局等）、裁判所、被害者支援団体等を訪問した。

およそ性犯罪に限らず、犯罪防止対策の効果を上げるためにには、これら関連する諸機関の連携が極めて重要である。同国における性犯罪対策における調査対象機関の主な機能・役割や各機関間の連携等については、図1-1-1のとおりである。

1 フランスにおける司法行政管轄には、本土のほか、海外県 (Départements et d'outre-mer:D.O.M., グアドループ (Guadeloupe) 島やギアナ (Guyane) 等が存在する。) 及び海外自治領土 (Territoires et d'outre-mer:T.O.M., ヌメア (Nouméa, ニューカレドニア), パペーテ (Papeete, ポリネシア) 等が存在する。) も含まれる。これら海外県及び海外自治領土が占める統計上の数値の比率は、国内全体から見れば極めて小さい。

図1-1-1 司法関係機関等の性犯罪対策における機能・役割



注 裁判については、後記第5で述べる。

第2 性犯罪の類型

1 性犯罪の類型に関する規定

フランスでは、基本的に、性犯罪に関する構成要件、法定刑等については刑法（Code Pénal）が規定し、後述する「性犯罪者に対する社会司法追跡調査」等の性犯罪防止対策に係る諸制度の要件・手続等については、刑事訴訟法（Code de Procédure Pénal）等がこれを規定している。

同国では、犯罪は、その重大性に応じて、重罪（crime）、軽罪（délit）及び違警罪（contravention）に区分されており²、この区分により、原則として、事件の捜査、裁判所の審理管轄、予審等において異なった扱いがなされる³。

刑法に規定されている主な性犯罪の類型は、①「性的攻撃」、②「売春周旋及び売春」及び③「未成年者に対する危険状況の作出」であるが、その規定内容の概要は次のとおりである。

(1) 性的攻撃

性的攻撃の規定は、刑法第2部「人に対する重罪及び軽罪」第2編「人に対する侵害」第2章「人の身体的又は精神的機能に対する侵害」中、第3節「性的攻撃（Des

2 刑法第111-2条等。重罪は、無期又は10年以上の拘禁刑（罰金の併科も含む。）が科される最も重い刑の区分で、殺人、強姦等である。軽罪は、10年以下の拘禁刑、罰金等が科される罪で、単純窃盗や薬物所持等である。違警罪は、軽罪より軽い罪であり、拘禁刑はなく罰金が科され、道路交通法違反等である。

3 重罪については、予審は必要的とされており、予審判事は必要な捜査を行い、被疑事実が認められれば重罪法院に送致する。一方、軽罪については、特別な場合を除いて予審は任意的であり、軽罪裁判所で審理される。また、違警罪については、原則として予審は行われず、違警罪裁判所で審理される。

agressions sexuelles)」(222-22条から222-33-1条まで)に置かれている。

性的攻撃は、「暴力、強制、脅迫又は不意打ちをもって実行するすべての性的侵害」と定義され、強姦 (viol), その他性的攻撃 (autres agressions sexuelles, 強姦以外の性的攻撃をいう。) 及び性的ハラスメント (harcèlement sexuel) の三つの罪種に区分される。また、15歳未満の児童に対する強姦等については、刑の加重規定が設けられている。性的攻撃に関する規定をまとめたものが表1-2-1である。

表1-2-1 性的攻撃の罪名及びその類型

刑法条文	罪名	定義	
222-22	性的攻撃	暴力、強制、脅迫又は不意打ちをもって行うすべての性的侵害	
性的攻撃の各罪名（類型）		構成要件	法定刑
222-23	強姦	暴力、強制、脅迫又は不意打ちをもって行う、他人に対するあらゆる性的挿入行為	15年以下の拘禁刑
222-24	強姦（刑が加重される場合）	① 身体の切除又は永久的な機能喪失をもたらした場合 ② 15歳未満の少年・児童に対する強姦 ③ 年齢、病気、身体的・精神的な欠陥性等により、特に保護されるべき弱者であることが明白又はそのような状況を知った上で行った強姦 ④ 尊属者又は被害者に対して権限を行使できる立場にある者によってなされた強姦 ⑤ 職業上の権限を付与された者がその権限を濫用することによって行った強姦 ⑥ 主犯又は共犯として複数の者によって行った強姦 ⑦ 武器を使用又は武器による威嚇によって行った強姦	20年以下の拘禁刑
222-25	強姦致死	強姦により被害者を死に至らしめた場合	30年以下の拘禁刑
222-26	拷問又は残酷な行為を先行行為等とする強姦	拷問又は残酷な行為を強姦に先行し、又は強姦時に若しくは強姦終了後に行った場合	無期刑
222-27	その他の性的攻撃（強姦以外の性的攻撃）	強姦以外の性的攻撃	5年以下の拘禁刑 7万5千ユーロ以下の罰金

性的攻撃の各罪名（類型）		構成要件	法定刑
222-28	その他の性的攻撃（刑が加重される場合その1）	① 傷害又は医学的に器質機能不全をもたらした場合 ② 尊属者又は被害者に対して権限を行使できる立場にある者によってなされた性的攻撃 ③ 職業上の権限を付与された者がその権限を濫用することによって行った性的攻撃 ④ 主犯又は共犯として複数の者によって行った性的攻撃 ⑤ 武器を使用又は武器による威嚇によって行った性的攻撃	7年以下の拘禁刑 10万ユーロ以下の罰金
222-29	その他の性的攻撃（刑が加重される場合その2）	① 15歳未満の少年・児童に対する性的攻撃 ② 年齢、病気、身体的・精神的な欠陥性等により、特に保護されるべき弱者であることが明白又はそのような状況を知った上で行った性的攻撃	7年以下の拘禁刑 10万ユーロ以下の罰金
222-30	その他の性的攻撃（222-29条に規定する類型について更に刑が加重される場合）	① 傷害又は医学的に器質機能不全をもたらした場合 ② 尊属者又は被害者に対して権限を行使できる立場にある者によってなされた場合 ③ 職業上の権限を付与された者がその権限を濫用することによって行った場合 ④ 主犯又は共犯として複数の者によって行った場合 ⑤ 武器を使用又は武器による威嚇によって行った場合	10年以下の拘禁刑 15万ユーロ以下の罰金
222-31	その他の性的攻撃（未遂に関する規定）	222-27条ないし222-30条により規定される性的攻撃（軽罪）の未遂は同じ法定刑により処罰	
222-32	その他の性的攻撃（性的露出行為）	公衆がアクセスできるような場所において、他人に視覚される性的な露出行為	1年以下の拘禁刑 1万5千ユーロ以下の罰金
222-33	性的ハラスメント	性的な満足を得る目的で他人にしつこく嫌がらせをする行為	1年以下の拘禁刑 7万5千ユーロ以下の罰金

注 重罪にあたる第222-23条ないし222-26条の未遂は、第121-4条第2項により同じ法定刑で処罰される。

(2) 売春周旋及び売春

売春周旋及び売春は、第2編第5章「人の尊厳に対する侵害 (Des atteintes à la dignité de la personne)」中、第2節「売春周旋及び周旋行為から生じる罪 (Des proxénétisme et des infractions qui en résultent)」(225-5条から222-12条まで) 及び第2の1節「未成年者又は特に弱者の売春を利用する罪 (Du recours à la prostitution de mineurs ou de personnes particulièrement vulnérables)」(225-12-1条から222-12-4条まで) に置かれている。これらのうち、重要規定については表1-2-2のとおりである。

表1-2-2 売春周旋及び売春

刑法条文	罪名 [類型]	構成要件	法定刑
(重要条文のみ)			
225-5	売春周旋	売春周旋は、いかなる者によっても、また、いかなる方法によっても、次の行為をいう ① 他人の売春を援助し、助長し、保護すること ② 他人の売春から利益を得、又は、常態的に売春を行う者から売春によって得られた利益の分配金や援助金を受け取ること ③ 売春を目的として人を雇い、勧誘し、又はその者に対して売春を一時的に若しくは継続的に行わせるために圧力をかけること	7年以下の拘禁刑 15万ユーロ以下の罰金
225-7	売春周旋（刑が加重される場合）	売春周旋が、次の者を対象に行われた場合 ① 未成年の場合 ② 年齢、病気、身体的・精神的な欠陥性等により、特に保護されるべき弱者であることが明白又はそのような状況を知っていた上で行った場合	10年以下の拘禁刑 150万ユーロ以下の罰金
225-7-1	売春周旋（刑が更に加重される場合）	15歳未満の少年・児童が対象者の場合	15年以下の拘禁刑 300万ユーロ以下の罰金

注 1 フランスでは未成年者は18歳未満の者をいう。

2 225-7-1条は、未成年者の中でも特に15歳未満の者を更に保護する趣旨の規定である。

(3) 未成年者に対する危険状況の作出

未成年者に対する危険状況の作出は、第2編第7章「未成年者及び家族に対する侵害 (Des atteintes aux mineurs et à la famille)」中、第5節「未成年者に対する危険状況の作出罪 (De la mise en péril des mineurs)」(227-15条から227-28-1条まで) に主要な条文が置かれている。これらのうち、重要規定については表1-2-3のとおりである。

表1－2－3 未成年に対する危険状況の作出

刑法条文	罪名〔類型〕	構成要件	法定刑
(重要条文のみ)			
227-22	未成年者の堕落助長及びその加重	<p>① 未成年者の堕落を助長し又は助長することを企てる行為</p> <p>② 特に上記行為が15歳未満の少年・児童に対しなされる場合</p>	<p>① 5年以下の拘禁刑 7万5千ユーロ以下の罰金</p> <p>② 7年以下の拘禁刑 10万ユーロ以下の罰金</p>
227-23	未成年者のポルノ作出	未成年者の画像又は描写がポルノの性質を有しているとき、頒布する目的をもって、それらを作出、保存又は伝播する行為。また、方法のいかんを問わず、そのような画像や描写を提供し、頒布し又は輸入若しくは輸出する行為	3年以下の拘禁刑 4万5千ユーロ以下の罰金
227-24	未成年者に対する道徳・尊厳に対する侵害	未成年者が認知できる状況のもと、方法及び媒体のいかんを問わず、暴力若しくはポルノ又は人の道徳を著しく損うような性質を有する情報を作出、転送又は伝播する行為及びそれらの情報を用い経済活動をする行為	3年以下の拘禁刑 7万5千ユーロ以下の罰金
227-25	未成年者（15歳未満）に対する性的侵害	成人により、暴力、強制、脅迫、不意打ちのいずれの手段も用いることなく、15歳未満の少年・児童に対して行われた性的侵害行為	5年以下の拘禁刑 7万5千ユーロ以下の罰金
227-26	未成年者（15歳未満）に対する性的侵害 (227-25条に規定する類型について刑が加重される場合)	<p>227-25条により規定される性的侵害の刑が加重される場合の行為</p> <p>① 尊属者又は被害者に対して権限を行使できる立場にある者によってなされた場合</p> <p>② 権限を付与された者がその権限を濫用することによって行った行為</p> <p>③ 主犯又は共犯として複数の者によって行った場合</p>	10年以下の拘禁刑 15万ユーロ以下の罰金
227-27	未成年者（15歳以上18歳未満の者及び婚姻による後見の解除が未だない者）に対する性的侵害	<p>暴力、強制、脅迫、不意打ちのいずれの手段も用いることなく、15歳以上の未成年者及び婚姻による後見の解除が未だない者に対する性的侵害行為</p> <p>① 尊属者又は被害者に対して権限を行使できる立場にある者によってなされた場合</p> <p>② 権限を付与された者がその権限を濫用することによって行った行為</p>	2年以下の拘禁刑 3万ユーロ以下の罰金

2 性犯罪に関する公訴時効についての法改正

フランスでは、2004年3月、性犯罪に関する公訴権消滅に係る時効制度について、刑事訴訟法の重要な改正が行われた。従前は、重罪として区分される性犯罪については、事件発生時から20年間の時効期間が設けられていたが、被害者が成人に達した時（満18歳）から20年間の時効期間が進行するものと改正され（軽罪の場合には10年間）⁴、被害者が満38歳になるまで、加害者の訴追が可能になった。

本法改正以前には、幼少時に性犯罪の被害を受けた者が、低年齢であることから、両親や捜査機関等に性犯罪の被害を受けたことを言い出せないまま、時間がいたずらに経過してしまい、結果的に犯人が処罰を免れてしまうということが往々にしてあった。本法改正は、そのような事態を避け、幼少時に性犯罪の被害を受けた被害者を救済するため、被害者が自己の受けた性犯罪の被害を自らの判断で捜査機関等に届け出ることが行い得ると考えられる成人年齢を公訴時効の起点にしたものである。もっとも、かかる公訴時効の長期化は、①事件後かなりの期間が経過している場合、供述等の証拠確保の困難性（被害者が過去の性犯罪の被害状況を正確に再現・供述できるかどうか）、②加害者が、過去の性犯罪に対して既に罪の意識が乏しく、家庭等を築いて平穏に暮らしているなど、加害者側の事情も考慮する必要があり得る、③起訴、有罪判決を受け、刑務所に収容される性犯罪受刑者の高齢化の一因となっていると考えられる等、新たな問題を提起している⁵。

第3 性犯罪の動向

ここでは、まず、フランスにおける犯罪全体及び人身に対する犯罪の認知件数・検挙件数・検挙率を概観し、次に性犯罪のそれを類型別に見ることにより、同国における性犯罪の動向を考察する。

1 性犯罪全体の認知件数等

フランスにおける犯罪の認知件数・検挙件数・検挙率の推移（5年間）を犯罪全体、人身に対する犯罪及び性犯罪のカテゴリー別に見たものが表1－3－1である。

犯罪全体の認知件数は、2000年以降2002年まで増加し、2003年以降は減少している。他方、検挙件数は一貫して増加し、検挙率も上昇傾向にある。人身に対する犯罪については、認知件数、検挙件数とも増加している。同様に、性犯罪についても、認知件数、検挙件数ともに増加しており、検挙率も上昇傾向にある。

4 刑事訴訟法第8条

5 平成18年11月29日に訪問した国立司法学院において、同学院教官Xavier LAMEYRE司法官からの聞き取り調査による。

表1－3－1 犯罪の認知件数・検挙件数・検挙率

(2000年～04年)

カテゴリー		2000	2001	2002	2003	2004
犯罪全体 (重罪及び軽罪)	認知件数	3,771,849	4,061,792	4,113,882	3,974,694	3,825,442
	検挙件数	1,008,960	1,012,163	1,080,518	1,146,071	1,217,299
	検挙率	26.7	24.9	26.3	28.8	31.8
うち、人身に対する犯罪 (重罪及び軽罪)	認知件数	254,514	279,610	303,552	325,697	339,882
	検挙件数	175,952	186,264	207,202	226,908	247,505
	検挙率	69.1	66.6	68.3	69.7	72.8
性犯罪(広義) (性的攻撃、売春周旋及び風俗犯等)	認知件数	33,538	35,451	37,813	40,577	43,836
	検挙件数	23,881	24,400	26,680	30,221	34,683
	検挙率	71.2	68.8	70.6	74.5	79.1

注 1 Aspects de la criminalité et de la délinquance constatées en France による。

2 「検挙率」は(検挙件数/認知件数)×100の計算式で得た百分比をいう。

3 「性犯罪(広義)」の数値は、性的攻撃、売春周旋及び他の風俗犯(公然わいせつ等)の合計である。

4 「性的攻撃」は、強姦、その他性的攻撃及び性的ハラスメントの3類型を含む。

次に、2004年における性犯罪の認知件数・検挙件数・検挙率を類型別に見たものが表1－3－2である。

表1－3－2 性犯罪の類型別認知件数・検挙件数・検挙率

(2004年)

カテゴリー		認知件数	検挙件数	検挙率
性的	強姦 (うち、未成年者に対するもの)	10,506 (6,193)	8,269 (5,192)	78.7 (83.8)
攻撃	その他の性的攻撃及び性的ハラスメント (うち、未成年者に対するもの)	15,732 (10,598)	12,115 (9,035)	77.0 (85.3)
	売春周旋	548	510	93.1
	他の風俗犯	17,050	13,789	80.9
	総数	43,836	34,683	79.1

注 1 Aspects de la criminalité et de la délinquance constatées en France による。

2 「検挙率」は(検挙件数/認知件数)×100の計算式で得た百分比をいう。

フランスにおける性犯罪の発生件数は増加傾向にあるが、この背景には、性犯罪を警察に届け出やすい環境の整備(例えば、既述の性犯罪に関する公訴権の消滅時効に関する法改正等)及び国民、特に女性の権利意識の変化があるようである。すなわち、以前は性犯罪の被害、特に家庭内や親族間で起きた強姦事件等については、被害者である女性が警察に被害届を出さない傾向が見られたが、20年ほど前から、女性の人権意識(自己の権利はだれにも侵され

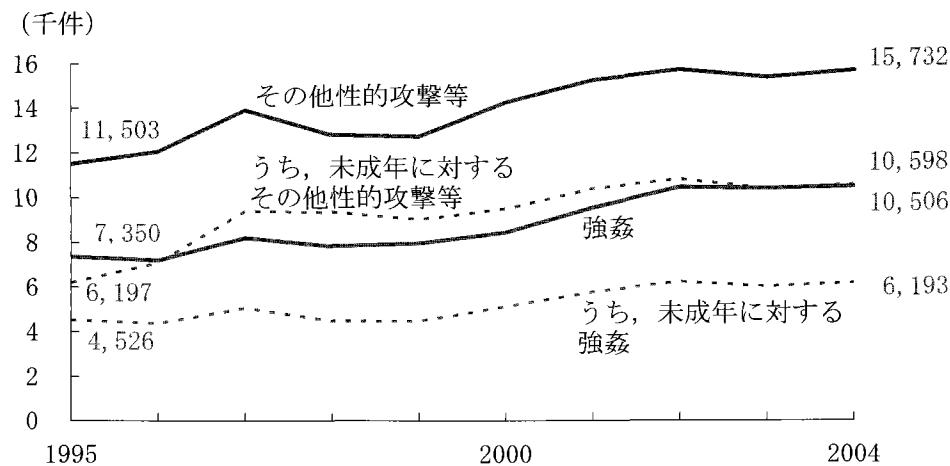
ることのない絶対的で崇高な性質のものであるとの意識)の高揚とともに、自ら警察への被害届や通報をためらわずにいるなど、女性の性犯罪の被害に関する意識が徐々に変化しており、これが統計的に性犯罪の増加をもたらした大きな要因の一つであると考えられている⁶。

2 性的攻撃の認知件数等

性的攻撃及びそのうち未成年者に対するもののそれぞれの認知件数の推移(10年間)は、図1-3-3のとおりである。

図1-3-3 性的攻撃の認知件数の推移

(1995年～2004年)



注 1 Aspects de la criminalité et de la délinquance constatées en Franceによる。

2 「その他性的攻撃等」とは、強姦以外の性的攻撃及び性的ハラスメントをいう。

強姦及びその他の性的攻撃等の認知件数は増加傾向にある。2004年の認知件数は、強姦が1万506件、その他性的攻撃等が1万5,732件であったが、そのうち、未成年者(18歳未満)が被害者となった件数は、強姦では6,193件(58.9%)、その他性的攻撃等では1万598件(67.4%)と高い比率を示している。特に、強姦については、2004年の人口1,000人当たりの発生率は17.5件であり、欧州諸国では最も高いと言われている⁷。

統計上の件数は明らかではないが、「その他性的攻撃」の中では、最近、女性の身体の一部を手で触る、いわゆるタッチング(touching)が増加しているとのことである⁸。

2004年の検挙率は強姦が78.7%、その他性的攻撃等が77.0%であった。

6 平成18年11月28日に訪問した内務省国家警察総局における対人暴力犯罪抑圧中央室長補Jacques FOMBONNE氏や同月29日に訪問した国立司法学院における同学院教官Xavier LAMEYRE司法官等からの聞き取り調査による。

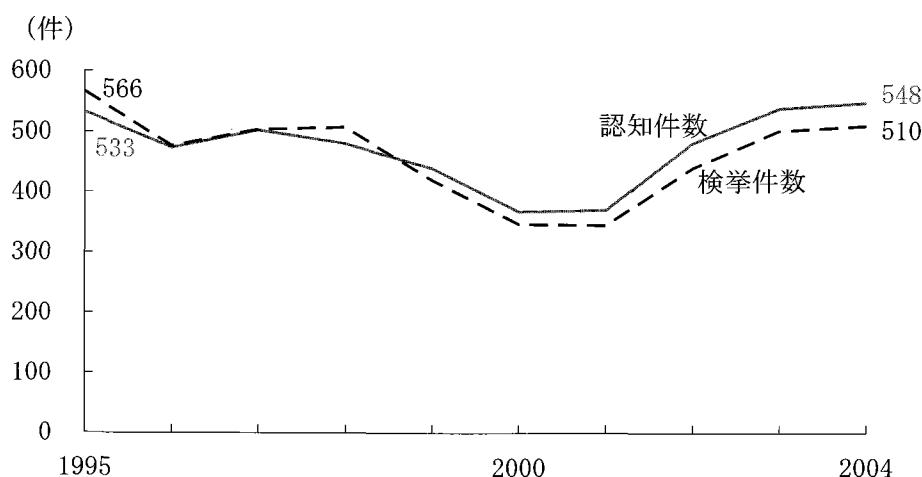
7 “Guide Methodologique:Auteurs d’Infractions de nature sexuelle condamnés à un Suivi Socio-Judiciaire avec injonctions de soins dans le cadre des lois du 17 juin 1998 et du 12 décembre 2005” (2006年, Ministère de la Justice)

8 平成18年11月28日に訪問した内務省国家警察総局における対人暴力犯罪抑圧中央室長補Jacques FOMBONNE氏からの聞き取り調査による。

3 売春周旋の認知件数等

売春周旋の認知件数及び検挙件数の推移（10年間）は、図1-3-4のとおりである。売春周旋については、1995年から2000年まで減少傾向にあり、2001年は横ばいであったが、2002年以降再び増加傾向に転じている。また、その検挙率は一貫して高いが（2004年は93.1%）、これは同罪の内容の多くが組織売春にかかわるものであり、売春組織に対する警察側の捜査・摘発への近年の努力の成果によるものと考えられる⁹。

図1-3-4 売春周旋の認知件数等の推移
(1995年～2004年)



注 Aspects de la criminalité et de la délinquance constatées en France による。

4 性犯罪者の再犯率

フランスにおいては、司法省が性犯罪者を含めた犯罪者の再犯率に関する調査を実施している。同調査は、1996年5月1日から1997年4月30日までの間に釈放された受刑者を抽出した上、抽出受刑者に関する刑事事件記録等と2002年6月1日以前（したがって、5年間の追跡調査期間が設けられている。）に犯罪登録簿に記載された有罪判決記録（有効分析件数は2,859件）とを照合し、抽出された釈放受刑者が期間内に再び有罪判決を受けた比率及び刑事施設に再入した比率を算出したものである¹⁰。

これらの調査結果について、性犯罪者とその他の代表的な数個の罪種を抽出して、比較したものが、表1-3-5である。上記期間に「性的攻撃又は未成年者に対する性的侵害（重罪）」で釈放された受刑者が5年以内に有罪判決（罪種を問わない。）を受けた率は30%であり、刑事施設への再入率は11%である。一方、「性的攻撃又は未成年者に対する性的侵害（軽罪）」については、それぞれ23%，11%となっており、いずれも、調査全体、

9 前注8参照

10 Annie Kensey et Pierre V. Tournier, "Base de données <prisonniers du passé ?>" (2005年, Ministère de la Justice)

故意による殺人、成人に対する暴力行為、暴力を伴わない財物奪取（軽罪）に比べ、低いものとなっている。

なお、上記研究では、性犯罪者が性犯罪に係る再犯を犯した同種再犯率については明らかではない。

表1－3－5 性犯罪者の再犯率調査結果

1996年及び1997年に刑事施設から出所した受刑者の受刑罪名（抽出）	性的攻撃又は未成年者に対する性的侵害（重罪）	性的攻撃又は未成年者に対する性的侵害（軽罪）	故意による殺人	成人に対する暴力行為	暴力を伴わない財物奪取	調査全体
罪種を問わず、新たな犯罪を犯し、有罪判決の言渡しを受けた者の率（有罪判決率）	30	23	28	61	75	52
刑事施設への拘禁刑を受けた者の率（刑事施設再入率）	11	11	13	44	65	41

注 Annie Kensey et Pierre V. Tournier "Base de données <prisonniers du passé?>" (Ministère de la Justice 2005) による。

第4 警察における性犯罪の捜査及び取締り等に係る諸活動

フランスにおいては、それぞれ管轄を異にする内務省国家警察（Police National, Ministère de l'Intérieur et l'Aménagement du Territoire）及び国防省国家憲兵隊（Gendarmerie Nationale, Ministère de la Défense）の二つの警察組織が存在する。両者とも、治安の維持・犯罪の取締り等（行政警察活動）及び犯罪の摘発・捜査、被疑者の逮捕等（司法警察活動）を所管しているが、基本的な相違点は、国家警察が主に大都市（パリ、リヨン、マルセイユ等）に置かれその治安の維持等を管轄するのに対し、国家憲兵隊は主に地方小規模都市に置かれその治安の維持等を管轄する点である¹¹。両者の所管している警察業務が協力的かつ効率的に遂行されるよう、組織面での出向人事等も行われている。

今回の調査研究では、主に内務省国家警察総局（Direction Centrale de la Police Judiciaire）において、フランスにおける性犯罪の動向（第3「性犯罪の動向」参照。）、性犯罪の捜査、性犯罪の発生状況に関する地域的特色ないし要因（都市部と地方市町村部の相違点など）及び地域社会における警察の性犯罪防止活動等に関する調査を行った。

1 性犯罪の捜査

警察は、性犯罪事件を認知した後、捜査に着手するが、重要な事件については検察官に報告し、事前に捜査の指示を仰いでいる。被疑者を逮捕・検挙した場合には、当該事件を検察官に送致し、検察官は同事件を予審判事に回付するか否かの判断を行う（第5「性犯

11 北村滋「フランスの警察」（1995年、警察学論集第48巻第5号、警察大学校編集）

罪の刑事事件審理に関する裁判制度」を参照)。重罪に区分される強姦については、事件の内容が複雑であったり、犯人が犯行現場に証拠を残さないということがよくあり、証拠収集及び証人の確保等の点で種々の捜査上の困難を伴うことが多い。公然わいせつなど軽微な性犯罪事件については、警察が被疑者を逮捕した後、検察官に送致するが、検察官段階で不起訴処分になることが多く、正式裁判になったとしても、即決裁判により短期間で処分が決定する場合が多い¹²。

2 性犯罪に関する地域的特色及び要因

フランスにおける、性犯罪の発生状況に関する地域的特色及びその要因は次のとおりである¹³。

第一に、都市部では、未成年者、取り分け、児童を対象とする強姦や強制わいせつ等が多発化している。その理由として、都市部では、駐車場、倉庫等、死角となる場所が多く、未成年者に対する性犯罪の機会を増加させていることが挙げられている。

第二に、都市周辺部では貧困層が多いことなどから、社会的な問題が山積し、犯罪が多発している。最近の特徴としては、10代後半の女性を対象とする集団強姦事件（同地域では、「回し」と呼ばれている。）が多発している。

第三に、地方市町村部においては、都市部や都市周辺部に比べると性犯罪の発生が少なく、特に、全く面識のない他人に対する性犯罪は少ない。この理由として、地方市町村部においては、都市部や都市周辺部に比べて、地域住民が相互に顔見知りであることが多いなど匿名性が低い環境にあり、日常生活における移動範囲が比較的限られているため、全く面識のない他人に対する性犯罪の機会が少ないと挙げられる。

3 地域社会における警察の性犯罪防止活動

性犯罪の防止を目的とした地域社会における警察の諸活動は、主に次の2点である¹⁴。

第一に、パトロールによる取締りが挙げられる。この点、我が国では、近時、地域住民が参加してのボランティアによる防犯パトロール活動が広がりを見せているが、フランスにおいては、そのような地域住民による自主的な防犯活動は行われていない。

第二に、学校や性犯罪の女性被害を中心とする被害者団体等に対するアドバイスの提供である。具体的な内容は、性犯罪の被害者とならないための留意点、また、不幸にして被害者となった場合の対処等についてである。特に、国家憲兵隊には青少年保護チームが設けられており、青少年が性犯罪の被害者とならないための予防活動等、青少年の健全育成を行っている。

12 平成18年11月28日に訪問した内務省国家警察総局における対人暴力犯罪抑圧中央室長補Jacques FOMBONNE氏からの聞き取り調査による。

13 前注12参照

14 前注12参照

学校に対するアドバイス活動については、被害者団体に対するそれと異なり、学校の自治を尊重する立場から、直接、児童・生徒に対して警察がアドバイスを行うのではなく、教職員に対してこれを行い、教職員がそれを児童・生徒に伝達・指導するという方式が執られている。そのアドバイスの具体的な内容の一つに、「あなたの権利はあなた自身のものであり、一番大切なものです。不幸にして性犯罪の被害者となった場合には、必ずそのことを話すようにしなさい。」という指導がなされ、児童・生徒がそのことを容易に実行できるようにフリーダイヤルの相談電話番号を教示している。

なお、同国では、我が国に見られるような女性警察官から成る性犯罪被害者のための相談や心理的ケアを行うためのチームは特に設けられていない。

第5 性犯罪の刑事事件審理に関する裁判制度

フランスの刑事裁判制度は、若干複雑であり、我が国とは制度上異なる点もある。ここでは、そのような相違点にも触れながら、強姦など重罪に区分される性犯罪事件の審理手続等を主に紹介する。

1 性犯罪等の刑事事件の審理手続及び特徴

既に述べたように、同国において犯罪は、重罪、軽罪及び違警罪に区分されるところ、それぞれ重罪院（Cour d'Assises）、軽罪裁判所（Tribunal Correctionnel）、違警罪裁判所（Tribunal de police）で審理される。ここでは、性犯罪の中心的類型である性的攻撃のうち、重罪に区分される強姦を例に取り上げて、その事件審理の流れを見ることとする。強姦事件は、上記の裁判管轄に従って、通常、重罪院で審理されることになるが、我が国の現行の刑事裁判制度と大きく異なる点は、次の3点であると考えられる¹⁵。

① 重罪院での事件審理には、予審制度が必要的に行われ、予審の段階では、審理に必要と思われるあらゆる証拠が捜査機関等によって収集され、司法官である予審判事が証拠の選択及びその適法性等を吟味する（この点、軽罪裁判所の審理においては、予審制度は必ずしも必要的でない。）。

② 公判では、職業裁判官3名及び参審員9名の合計12名から構成される合議体により審理される参審制度による裁判が採用されている。公判審理の終結後、非公開で上記合議体による評議が行われ、被告人の有罪又は無罪及び有罪である場合にはその量刑が多数決で決定される。

③ 強姦事件の被害者は、被告人に対して損害賠償を求める訴えを民事裁判所に提訴できるが、当該刑事事件の公判審理を行う刑事裁判所においても公訴に附帯して上記請求を

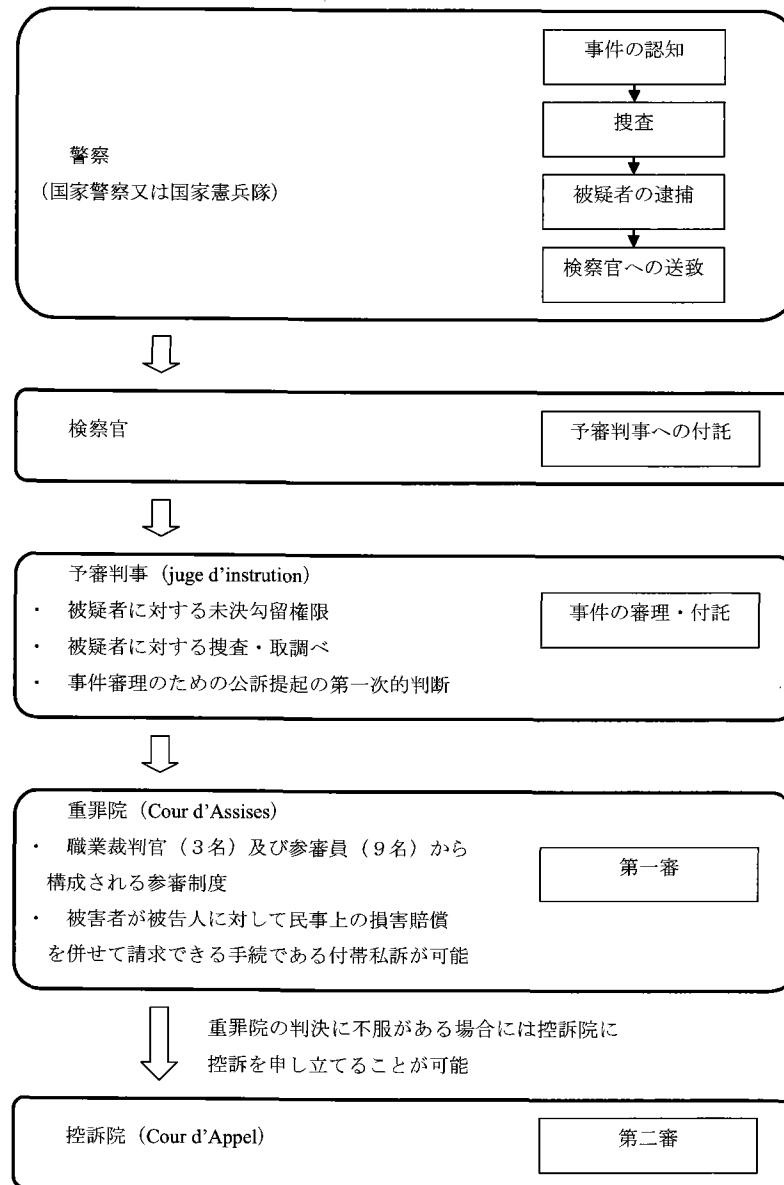
15 滝沢正「フランス法（Le droit français）」（1998年、三省堂）、「フランスの刑事裁判制度」に関する在フランス日本国大使館の資料による。

提訴することができるとする、いわゆる附帯私訴が認められている¹⁶。

なお、フランスでは、二審制度が採用されており、重罪院における判決に不服があるときは、控訴院（Cours d'Appel）に上訴することができ、控訴院では新たに当該事件を審理し直す、いわゆる覆審の方式が採用されている。

これら重罪に区分される性犯罪に係る刑事事件の審理の流れを見たものが図1-5-1である¹⁷。

図1-5-1 重罪に区分される性犯罪事件の刑事手続の流れ



16 我が国においても、平成19年6月27日公布の「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」(平成19年法律第95号)により、殺人、強姦等の一定の罪の犯罪被害者等による損害賠償請求について刑事手続の成果を利用する制度が創設された(なお、この部分は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。)。

17 前注15参照

2 性犯罪事件の審理状況

上記のとおり重罪に区分される強姦等は重罪院で審理されることになるが、重罪院での年間審理件数は、3,300件から3,500件程度であり、そのうち、半数を超える約55%の件数（1,815件から1,925件程度）が性犯罪事件である。一方、軽罪を審理する軽罪裁判所における年間審理件数は、重罪院に比べてはるかに多く、40万件程度である。そのうち、約2%から3%の件数（8,000件から1万2,000件程度）が強制わいせつ等の性犯罪事件である¹⁸。

性犯罪事件については、約20年前から厳罰化の傾向が見られる¹⁹。強姦で有罪判決を受けた者の刑罰を種類別に見たものが表1－5－2である。

強姦で有罪判決を受けた者のうち、拘禁刑となった者の比率は、1999年から2003年まで一貫して99%前後の高い比率を示している。2003年においては、強姦の場合、有罪判決を受けた1,687人のうち、1,669人（98.9%）が拘禁刑となっている（その内訳は、1,460人が実刑又は刑の一部の執行猶予処分を受けた者及び209人が刑の全部について執行猶予を受けた者である。）。

表1－5－2 強姦で有罪判決を受けた者の刑罰種類別人員

（1999年～2003年）

年 次	1999	2000	2001	2002	2003
総 数(A)	1845	1623	1656	1582	1687
拘 禁 刑(B)	1818	1609	1639	1565	1669
実刑及び刑の一部執行猶予	1645	1439	1455	1383	1460
刑 の 全 部 執 行 猶 予	173	170	184	182	209
拘 禁 刑 率	98.5	99.1	99.0	98.9	98.9
そ の 他 の 刑 罰	27	14	17	17	18

注 1 Annuaire Statistique de la Justice 2005 による。

2 「拘禁刑率」は、（拘禁刑（B）／総数（A））×100の計算式で得た百分比をいう。

次に、強姦における有罪拘禁刑の人員を刑期別に見たものが図1－5－3である。

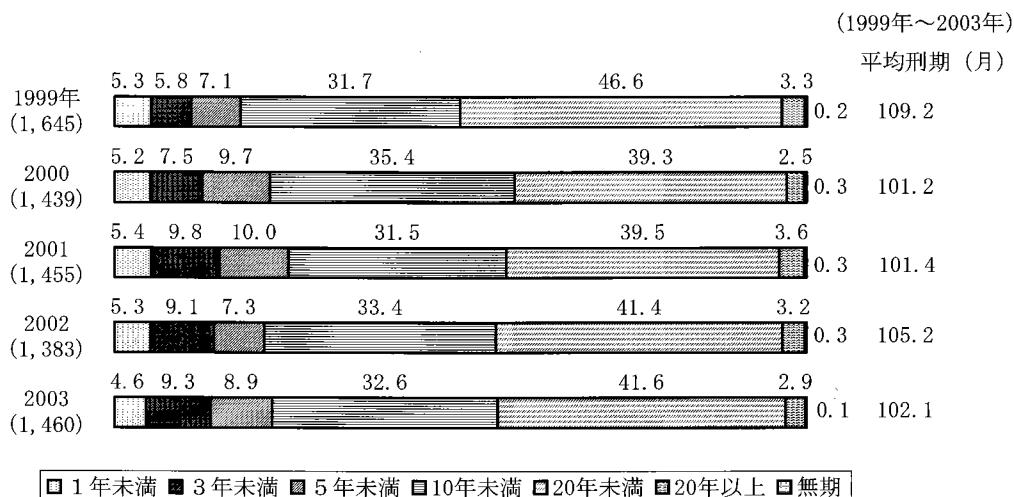
平均刑期は、1999年は約109月、2003年は約102月、図にはないが2004年は約107月であった²⁰。刑期別人員構成比を見ると、各年とも「10年以上20年未満」の刑期の者が4割前後ともっとも多く、次いで多い「5年以上10年未満」の刑期の者を加えると、実に全体の7割を超えていている。

18 平成18年11月29日に訪問した国立司法学院において、同学院教官Xavier LAMEYRE司法官からの聞き取り調査による。

19 前注18参照

20 前注18参照

図1－5－3 強姦における有罪拘禁刑の刑期別人員構成比



注 1 Annuaire Statistique de la Justice 2005 による。

2 「平均刑期」は、無期刑を除き算出している。

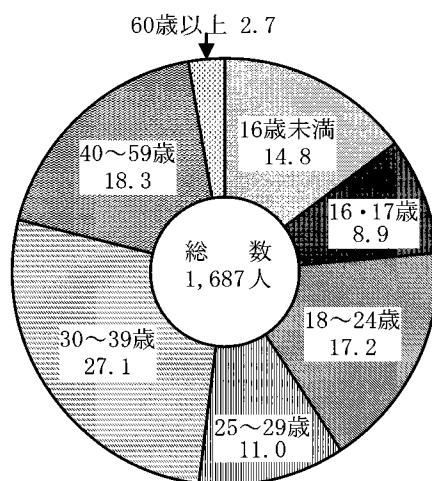
3 () 内は、実数である。

2003年における強姦で有罪判決を受けた1,687人の年齢別構成を見たものが図1－5－4である。

強姦で有罪判決を受けた者で、満18歳以下の未成年者が約24%を占めている一方、40歳以上の者の人員数は354人であり、全体の21.0%を占めていた。また、司法関係者の話によれば、現在、性犯罪受刑者の約半数が50歳以上となっているとのことであった²¹。

図1－5－4 強姦で有罪判決を受けた者の年齢層別構成比

(2003年)



注 1 Annuaire Statistique de la Justice 2005 による。

2 フランスでの成人年齢は満18歳である。

第6 性犯罪防止対策

ここでは、「性犯罪者に対する社会司法追跡調査」、「性犯罪者に対する司法データベース」及び「性犯罪者に対する移動電子監視措置」を中心に、「刑事施設における性犯罪受刑者処遇」及び「犯罪被害者支援団体における援助活動」についても紹介する。

これらの制度の運用は、警察、司法省、裁判所といった司法関係機関が単独で行っているのではなく、各司法関係機関及び被害者救済団体等が連携・協力して取り組んでいる。

1 性犯罪者に対する社会司法追跡調査 (Suivi Socio-Judiciaire, SSJ)

(1) 制度導入の背景

フランスでは、1990年代に入り、性犯罪、取り分け、年少者に対する性犯罪が増加した。その対応策として、政府は、1992年に刑法典を改正し、年少者に対する性犯罪に関する規定を整備し、さらに、1995年には15歳未満の者に対する性的攻撃罪の加重規定の法定刑を引き上げるなど、年少者に対する保護の強化を図った²²。しかしながら、罰則強化だけでは十分な効果が得られないのではないかという批判が高まり、性犯罪への新たな予防対策、特に年少者の保護並びに性犯罪者への監視及び援助を目的とした対策の必要性が叫ばれるようになった。

このような背景の下、1998年6月17日、新たな性犯罪対策である「性犯罪者に対する社会司法追跡調査」(Suivi socio-judiciaire, SSJ。以下「社会司法追跡調査」という。)を規定した「性犯罪の予防及び処罰並びに少年の保護に関する法律」(1998年6月17日法律第98-468号、*Loi relative à la prévention et à la répression des infractions sexuelles ainsi qu'à la protection des mineurs.* 以下「性犯罪予防法」という。)が成立した。性犯罪予防法は、1998年6月20日以降に対象行為が行われ、有罪判決を受けた犯罪について適用されているところ²³、フランスにおける一連の性犯罪対策の先駆的な役割を担うものとして、極めて重要な意味を有する。

(2) 制度の概要及び目的

社会司法追跡調査は、強姦、性的攻撃、公然わいせつ、児童ポルノ作出等、一定の性犯罪により有罪判決を受けた者²⁴に対し、判決裁判所が、補充刑又は代替刑（ただし、軽罪の場合には、社会司法追跡調査自体を主刑とすることができる。）として、一定の期間、刑罰適用判事（*juge de l'application des peines*）の監督下で、再犯防止のための監督措置

22 Loi no. 95-116 du février 1995

23 “Guide Methodologique:Auteurs d'Infractions de nature sexuelle condamnés à un Suivi Socio-Judiciaire avec injonctions de soins dans le cadre des lois du 17 juin 1998 et du 12 décembre 2005” (2006年、Ministère de la Justice)

24 当初、性犯罪者を対象としていたが、その後、対象者が拡大され、殺人等の対人犯罪（刑法第221-9-1条）、誘拐・監禁（同法第224-10条）、拷問又は野蛮行為（同法第228-48-1条）等の罪を犯した者も対象とすることが可能となった。

(des mesures de surveillance。転居の通知義務、特定の者との接触禁止、未成年者と日常的に接する職業への従事や社会的活動の禁止、武器の携行の禁止等。) や援助措置 (des mesures d'assistance。就労支援等の社会復帰のための援助。) に従う義務を課すものである²⁵ (以下、社会司法追跡調査の義務を課された者については「調査対象者」という。)。また、社会司法追跡調査は、上記措置のほかに、調査対象者の治療を目的とした治療命令 (injonction de soins) を伴う場合がある²⁶。

社会司法追跡調査の期間は、調査対象者の刑事施設からの釈放時から計算され、原則として軽罪では10年、重罪では20年を超えてはならないとされているが、2004年の刑法改正により、特別な場合には、より長期 (30年) とすることができることとなった²⁷。社会司法追跡調査の期間及び調査対象者に課すべき義務の内容については、刑罰適用判事が決定権限を有しており、期間の延長又は短縮、義務の追加又は軽減についても、刑罰適用判事が、他の関係者、すなわち、保護観察官、ソーシャル・ワーカー、医師 (原則として治療命令を伴う場合に医師が加わる。) の意見を聞いた上で、これを決定することができると言われている²⁸。

治療命令を伴う場合を含め、社会司法追跡調査における監督措置及び援助措置の監督・指導並びにその評価は、刑罰適用判事、保護観察官、ソーシャル・ワーカー、医師が連携して行っているが、それぞれの措置の概要は次のとおりである。

ア 監督措置

監督措置は、調査対象者の問題性に応じて、遵守事項を義務として課すとともに、その履行状況を刑罰適用判事等の関係者が監督・指導、評価をし、その再犯防止を図るものである。具体的には、刑罰適用判事が対象者を召喚し、必要な遵守事項を言い渡すとともに、実際に調査対象者の監督・指導に当たる保護観察官、ソーシャル・ワーカーを指定する。

指定を受けた保護観察官は、監督措置の実施に先立ち、調査対象者が刑事施設に拘禁されている段階から本人との個別面接を通じて全体的な社会復帰計画を作成するほか、本人の全般的な監督・指導を行う。また、ソーシャル・ワーカーは、刑罰適用判事が言い渡した遵守事項を調査対象者が履行しているかどうかについて評価するほか、保護観察官が作成した社会復帰計画の特に福祉分野に関する事項につき、本人に助言指導を行い、その結果を刑罰適用判事に報告する。

なお、刑罰適用判事が調査対象者に対して言い渡す遵守事項は、すべての調査対象者に共通の一般遵守事項 (次に掲げる①から③までの3項目) と、個々の調査対象者の問題性に応じて作成される特別遵守事項 (全部で19項目の中から一つないし複数の項目が選択さ

25 刑法第131-36-1条

26 刑法第131-36-4条

27 刑法第131-36-1条

28 刑事訴訟法第763-3条

れ、主なものとしては④以降の項目）とがあり、主に次のようなものがある²⁹。

- ① 刑罰適用判事又は保護観察官による召喚への出頭
- ② 保護観察官の訪問の受入れ、生活状況等に関する報告及び関連資料の提出
- ③ 外国旅行や住所の変更を伴う転居における事前の許可取得
- ④ 指定された場所、取り分け、日常的に未成年者がその場所で生活し、活動を行うような場所への出入の禁止
- ⑤ 特定の者、取り分け、未成年者との接触や訪問の禁止
- ⑥ 未成年者と日常的に接する職業への従事や社会的活動の禁止
- ⑦ 飲酒、賭け事の禁止
- ⑧ 武器の所持又は携帯の禁止
- ⑨ 被害者への金銭的補償の実施

また、調査対象者が、再三の指導・警告を無視し、遵守事項を遵守しない場合には、罰則措置として、刑事施設への収監（重罪については最高7年、軽罪については同3年）が可能である³⁰。

イ 援助措置

援助措置は、調査対象者が社会復帰を果たす上で必要と考えられる援助を付与し、本人の円滑な社会復帰を図るものである。具体的には、前述のとおり保護観察官が作成する社会復帰計画に基づき、保護観察官及びソーシャル・ワーカーが連携して就職に有利な資格を取得するための研修・教育プログラムへの参加調整や就職あっせん等の就労支援を行うほか、薬物又はアルコール依存症を有する者を対象とした民間団体による相談プログラムへの参加の調整等の援助を行う。保護観察官及びソーシャル・ワーカーは、調査対象者の参加状況の経過及び成績評価等を刑罰適用判事に報告し、同判事が最終的に援助措置の達成度を評価する。

ウ 治療命令

治療命令は、刑罰適用判事が、調査対象者が精神的疾患等を有し、それが性犯罪の原因であり、その疾患を治療することが本人の再犯防止及び社会復帰にとって必要であると認めた場合に、医師（調査対象者の治療を担当する主治医及び主治医による治療経過を評価しソーシャル・ワーカーにこれを報告する調整担当医師とに分かれる。）を指定し、指定された医師が本人の同意を得てその治療を実施するものである。

主治医は、調査対象者の全体的な治療計画を作成して治療勧告を行う。主に本人の精神的疾患の診断及び治療を直接担当することから、原則として精神科医がなるが、適切な教育を受けた臨床心理学者を指定することも認められている。主な治療内容としては、精神

29 刑法第131-36-2条

30 刑法第131-36-1条

的疾患の症状に応じた定期的な心理カウンセリングや投薬治療等が挙げられる。また、主治医は、治療経過報告書を作成し、調整担当医師に提出する義務を負う。

調整担当医師は調査対象者の治療に直接当たることはできず、主治医による治療経過報告書を通じて、治療が計画に基づき適正に進んでいるかどうかや調査対象者の治療参加意欲等を評価し、保護観察官を通じてソーシャル・ワーカーに報告することとなっている。ソーシャル・ワーカーは、調整担当医師の意見を参考にして治療計画の実施経過等を総合的に評価し、これを刑罰適用判事に報告する。

なお、後述する2005年の「再犯者の処遇に関する法律」に基づき、上記治療命令の治療形態の一つとして、性衝動を抑制するホルモン薬物療法を行うことが可能となった。これは、調査対象者の健康状態に問題がないこと及び本人がホルモン薬物療法による治療に同意することを条件として、主治医の判断により行われる³¹。具体的には、1日に性的オルガスム（性的絶頂感）を3回以上得ないと我慢ができないという強い性的リビドーを有する者を対象として、主治医が必要な薬物を処方する。ホルモン薬物療法の実績件数は明らかでないものの、治療命令を受けた者のうち約10%に実施されているようである³²。もっとも、現時点では、精神疾患の診断・治療を基本内容とする治療命令の中では、補充的なものと位置付けられている。

治療命令に関する運用の概要は以上のとおりであるが、調査対象者が治療勧告を拒んだ場合には、制裁処分として、上記監督措置及び援助措置における遵守事項違反の場合と同内容の罰則措置が課されることがある³³。

(3) 社会司法追跡調査の評価及び課題³⁴

社会司法追跡調査は、1998年から施行され、現在も広く使用されている制度であり、その実績を蓄積している状況にある。2004年における社会司法追跡調査の言渡しを受けた人員は1,063人であった。また、言渡しを受けた調査期間の平均期間は不明であるものの、最低1年間は課されているとのことである。

司法関係者により社会司法追跡調査が評価されている点及び今後の課題については次のとおりである。

まず、評価されている点であるが、①これまでの運用実績を通じ、司法関係者だけでなく、国民一般からも本制度に関する理解と協力が得られるようになってきていていること、②監督措置の中でも、取り分け、未成年者との接触禁止、未成年者と日常的に接する職業へ

31 公衆衛生法（Code de la santé publique）第L.3711-1条。

32 平成18年11月30日に訪問した司法省刑事・恩赦局において、同局刑事課長Myriam QUEMENER 検事からの聞き取り調査による。

33 刑法第131-36-4条及び刑事訴訟法第763-3条

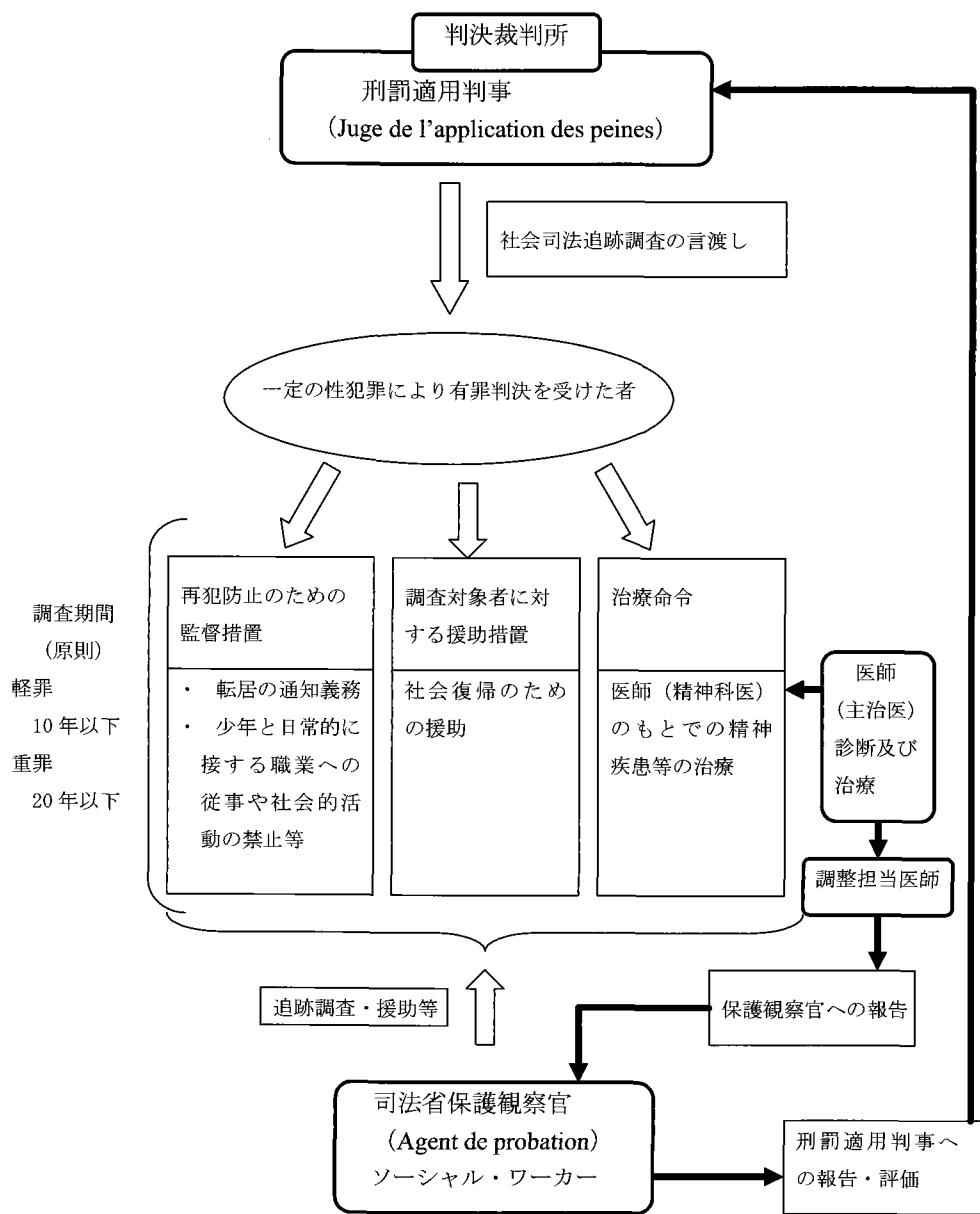
34 平成18年11月28日及び30日にそれぞれ訪問した司法省行刑局及び刑事・恩赦局における聞き取り調査による。

の従事や社会的活動の禁止といった遵守事項を課すことは、未成年者に対する性犯罪の再犯防止に貢献していること、③援助措置の中でも、取り分け、就労支援については実績を上げており（就職率約70%）、社会復帰上の観点から効果的であることなどが挙げられている。

一方、今後の課題となる点としては、①治療命令を伴う場合における医師、取り分け、主治医として主要な役割を担う精神科医が不足しており、優秀な精神科医を確保するのが困難なこと、この対応策として、適当な精神科医を確保・指名できない場合には、医師ではないが十分に経験を積んだ臨床心理学者を代わりに指名することによって対応しているが、これには医学的治療面に関する専門的知識が十分でないこと、②保護観察官及びソーシャル・ワーカーは、事案によっては、調査対象者の自宅を個別に訪問して義務の履行状況を確認するなどしており、業務上の負担が大きいこと、③保護観察官及びソーシャル・ワーカーは、調査対象者の監督・指導及び目標達成に関する評価を刑罰適用判事に報告するが、刑罰適用判事は、調査対象者の報告に対する評価については慎重な態度をとることが多く、その結果、調査対象者の義務が容易には免除又は軽減されないなど、制度が硬直的になりやすい面があること、④後述する性犯罪者に対する移動電子監視措置を社会司法追跡調査に組み込むことが認められることとなったが、そのような場合における効果的な運用方法を今後検討する必要があることなどが挙げられている。

社会司法追跡調査制度の概要を示したものが図1-6-1である。

図1-6-1 性犯罪者に対する社会司法追跡調査の流れ（概要）
(Suivi socio-judiciaire=SSJ)



2 性犯罪者に対する司法データベース (Fichier Judiciaire National Automatisé des Auteurs d'Infractions Sexuelles, FJNAIS)

(1) 制度の概要³⁵

2003年, D N Aデータベース(Fichier National Automatisé des Empreintes Génétiques, FNAEG)が創設された³⁶。これは、国際テロや人身売買等の国際組織犯罪に関する捜査

35 前注34参照及び“Circulaire relative à la mise en place du Fichier Judiciaire National Automatisé des Auteurs d'Infractions Sexuelles (FJNAIS)”(2005年, Ministère de la Justice)による。

36 Loi no. 2003-239 du 18 mars 2003「国内治安のための法律」

をより信頼性の高い方法で行うことを主眼として創設されたものであり、一定の性犯罪や生命に対する侵害、拷問・野蛮行為、テロ行為等の犯罪により有罪判決を受けた者のDNAを生物学的に採取し、これらをデータとして保存した上、将来における捜査の過程で採取した生物学的痕跡から得たDNAと比較対照できるようにするというものであった。

しかしながら、その後性犯罪者による再犯が相次いで発生³⁷したことから、取り分け、性犯罪再犯防止対策の分野において、性犯罪者の情報管理に関する強力な枠組みの構築が新たに必要であるとの認識が高まり、検討が進められた。その結果、2004年、「犯罪の進化に司法を適合させるための法律」(2004年3月9日法律第2004-204号, Loi portant adaptation de la justice aux évolutions de la criminalité。同法の成立は、当時のペルベン司法大臣のイニシアチブによるところが大きかったことから、通称、「ペルベンⅡ法」と呼ばれている。)により、一定の性犯罪により有罪判決等を受けた者に関する情報を登録する新たな制度として、「性犯罪者に対する司法データベース」(Fichier Judiciaire National Automatisé des Auteurs d'Infractions Sexuelles, FJNAIS。以下「司法データベース」という。)が創設され、2005年6月30日から施行された。

前述のとおり、従来のDNAデータベースでは、性犯罪者等のDNA等生体情報がデータベース化されたが、これに加え、司法データベースでは、一定の性犯罪を犯したことにより刑事裁判（後記(2)ア参照）の対象となった者を対象（以下「登録義務者」という。なお、登録義務の要件については後記(2)ア参照）とし、その者の氏名・生年月日・居住地（変更を含む。）等の本人身元確認情報を収集、蓄積する制度である。その主な目的は、①司法機関への情報申告を義務付け、司法当局によって常に監視されているという意識を対象者自身に持たせることにより再犯防止を図ること、②これにより、性犯罪被害者、取り分け、未成年者の保護を図ること、③性犯罪が発生した場合の容疑者の迅速な特定、その後の捜索・追跡、身柄の拘束等、捜査の遂行を容易にすることにある。

なお、司法データベースの創設に当たっては、登録義務者の人権保障について議論がなされた結果、その社会復帰に重大な支障が生じないようプライバシーの保護など、登録義務者の権利も十分考慮される必要があるとの結論に至り、後述のとおり登録義務者には自己の情報の修正及び削除を司法当局に申請する権利が認められることとなった。また、本制度は、米国に見られるような地域住民への情報開示までも予定した制度とはなっていない。

(2) 登録義務者の要件及び登録手続等

司法データベースの概要は以上のとおりであるが、登録義務者となる要件及び登録手続

37 例えば、性犯罪者による再犯強姦事件として、ストラスブール市で発生したブダン事件等が挙げられる。

等については、次のとおりである。

ア 登録義務の要件

司法データベースへの登録義務者とされる基本的要件については、「5年を超える拘禁刑をもって罰せられる刑事訴訟法第706-47条に定める性犯罪を犯し、かつ、同法第706-53-2条により定義される刑事裁判の対象となった者については、必ず司法データベースへの登録を行わなければならない。」とされている³⁸。上記性犯罪を犯した者であっても、5年以下の拘禁刑をもって軽罪として罰せられる場合については、当該判決をなした裁判官又は処分をなした検察官による命令が特別になされない限り、登録義務は生じない。

上記要件のうち、「性犯罪」の種類については次のとおりである。

- ① 強姦、拷問若しくは野蛮な行為が先行する、又はこれらの行為を伴う故殺若しくは謀殺の罪
- ② 強姦及び未成年者又は社会的弱者に対する強姦以外の性的攻撃の罪
- ③ 未成年者に対する堕落助長、未成年者のポルノ作出・頒布等、未成年者買春の罪
次に、「刑事裁判の対象」となる場合については次のとおりである。
- ① 確定判決であるか否かを問わず、有罪判決がなされた場合
- ② 檢事正の命令による刑事仲裁³⁹がなされた場合
- ③ 責任無能力を理由とする予審免訴又は無罪判決がなされた場合
- ④ 予審判事が予審開始決定を本データベースに記録するよう命じた場合
- ⑤ 犯罪少年に関する1945年2月2日付けオルドナンス⁴⁰に基づく教育的措置又は教育的制裁処分の決定がなされた場合

イ 手続

司法データベースの登録義務の要件は前述のとおりであるが、これらの要件が備わったとき、司法官、すなわち、裁判官又は検察官が、前記刑事裁判の種類に応じて、司法データベースへの登録義務を課す命令又は決定を行うことになる（例えば、前記①に記載する有罪判決がなされた場合には、裁判官が有罪判決と同時に登録義務の命令を言い渡し、②に記載する刑事仲裁では、検察官がこの決定を行う。）。

38 刑事訴訟法第706-53-1条

39 Mediation Penal. 檢事正は、軽罪又は違警罪につき、被害者に生じた損害の回復、犯罪に起因する紛争の解決及び犯人の復職に寄与すると思料するときは、公訴の決定に先立ち、当事者の同意を得て刑事仲裁手続に訴えることを決定することができる。この手続は、検事正が、中立の立場の刑事仲裁機関又は仲裁者（Modiateur）に付託して実施される。仲裁者となることができるのは、裁判所によって資格を付与され、刑事仲裁機関又は検事局に指名された者であり、専門的な教育訓練を必要とする。行刑機関及びその職員は仲裁を担当することができるが、保護観察官は仲裁を担当することができないとされている。

40 Ordonnance no. 45-174 du 2 février 1945 relative à l'enfance délinquante「非行少年に関する命令」。「命令」の形式をとっているが、フランスにおける少年司法に関する基本法としての効力が与えられている。

司法官によるこれらの命令又は決定がなされた後、同データベースへの登録までの一連の手続は次のとおりである。

- ① 司法データベースへの登録義務を課す命令又は決定を行った裁判官又は検察官は、登録義務者の人定事項（住所、氏名、年齢等）に関する情報及び刑事裁判関係記録（判決書等）を速やかに同データベース管理機関である国立犯罪記録保管所（Le Service du Casier Judiciaire National。ナント市に所在し、司法省の監督下に置かれ、司法データベースの管理を所管する。）にファクシミリ等により送付する。
- ② 上記基礎情報の送付を受けた国立犯罪記録保管所は、当該情報を登録した後、登録義務者に対して登録義務の内容及び手続並びに義務を履行しなかった場合の罰則等に関する通知を行う。
- ③ 国立犯罪記録保管所から通知を受けた登録義務者は、その内容に応じ、出所後も一定期間ごとに住所及びその変更等に係る事項を警察に申告する義務を負う。具体的には、登録義務者は、まず、居住地の国家警察又は国家憲兵隊地域本部へ自ら出頭するか又は書留郵便により、1年に一回、自己の居住地を証明する書類を提出しなければならない。また、住所を変更した場合には、その都度、変更日から15日以内に住所変更の申告を行う義務がある。さらに、重罪又は10年以下の拘禁刑に処せられる軽罪により有罪の確定判決を受けた登録義務者は、6ヶ月ごとに国家警察又は国家憲兵隊地域本部に自ら出頭して定期的に住所等の証明をしなければならない。登録義務者が未成年者である場合には、法定代理人等が本人に代わって申告を行うものとされている。登録義務者がこれらの義務を履行しない場合には、2年以下の拘禁刑及び3万ユーロの罰金に処せられる⁴¹。
- ④ 警察は、登録義務者から申告のあった情報を受理し、提出資料等により当該情報の正確性を確認した後、これを国立犯罪記録保管所に送付する。
- ⑤ 国立犯罪記録保管所は、警察から送付のあった情報を司法データベースに登録した後、登録義務者に対し、登録の事実及び登録内容に誤りがないかどうかについて確認するよう文書により通知する。この結果、登録義務者の申出等により、登録情報に誤りがあることが判明すれば、これを修正し保存する。
- ⑥ 司法データベースへの登録情報の保存期間は、原則として、重罪又は10年以下の拘禁刑に処せられた軽罪については30年間、その他の場合については20年間である⁴²。登録情報の機密性が極めて高度であることにかんがみ、司法省は、監察官（司法官）を指名し上記犯罪記録保管所に派遣させて、登録情報が適正に管理されているかどうかを定期的に検査する体制を執っている。

41 刑事訴訟法第706-53-5条

42 刑事訴訟法第706-53-4条

(3) 登録義務者による登録情報の修正又は削除申請権

以上が司法データベースへの情報登録までの手続の流れであるが、前述のとおり、登録義務者には自己の情報に係る修正又は削除を司法省に申請する権利が認められている。すなわち、国立犯罪記録保管所が情報の登録を完了した後、登録義務者に対して登録情報の内容を通知することとなっているが、その内容が正確でない場合には、当該情報の修正を監督官庁である司法省に請求することができる。また、登録義務者が、相当の期間にわたり、新たな性犯罪を犯すことなく平穀に生活するなど、長期間にわたる登録情報の保存を望まず、不利益を回避したい場合には、同様に当該情報の削除を司法省に申請することができる⁴³。

登録義務者が自己に係る登録情報の修正又は削除の申請を司法省に申し立てた場合には、司法省は申請受理後、2ヶ月以内に審査決定書を当該申請者に通知し、申請者が決定に対して異議があれば、決定書の受理後10日以内に裁判所に対して不服申立てを行うことができる⁴⁴。

なお、実務においては、当該事件について無罪又は免訴の最終判決が得られない限り、データの削除に係る申請が認められることはまれである⁴⁵。

(4) 司法データベースの閲覧による利用

司法データベースに登録された情報は、同データベースを監督している司法省関係者のほかに、次の場合に限り、捜査機関及び政府行政機関関係者にも、コンピュータを通じてその閲覧による利用が認められている。

すなわち、①性犯罪事件の容疑者の特定、証拠収集及び捜査関係調書作成のため必要があると認められた場合には、当該事件の捜査を担当する司法警察員、②未成年者との接触が常態的に予想される職業（例えば、学校等の教育施設。）等へ従事するための資格取得又は承認に係る申請がなされた際、当該申請者が司法データベースに登録されていない人物であるかどうかを確認する必要があると認められた場合には、当該申請の審査認可権限を与えられた県行政職員が、事前に閲覧の許可を求めるこにより同データベースを利用することができる。

なお、司法データベースの閲覧許可を事前に得た上記の者が、コンピュータを通じて同データベースにアクセスした場合には、閲覧日、閲覧者氏名、閲覧した情報等が電磁的記録として残されるとともに、守秘義務が課される。仮に、無許可若しくは目的以外の理由により閲覧した場合又は閲覧後に登録情報を外部に漏洩した場合には、刑事訴追を受け、

43 刑事訴訟法第706-53-10条

44 司法省刑事・恩赦局による「司法データベースの運用に関する通達」(Circulaire relative à la mise en place du fichier judiciaire national automatisé sexuelles)

45 平成18年11月30日に訪問した司法省刑事・恩赦局において、同局刑事課長Myriam QUEMENER 檢事からの聞き取り調査による。

5年以下の拘禁刑及び30万ユーロの罰金に処せられる。

(5) 司法データベースの評価及び課題⁴⁶

司法関係者により司法データベースが評価されている点及び今後の課題となる点については次のとおりである。

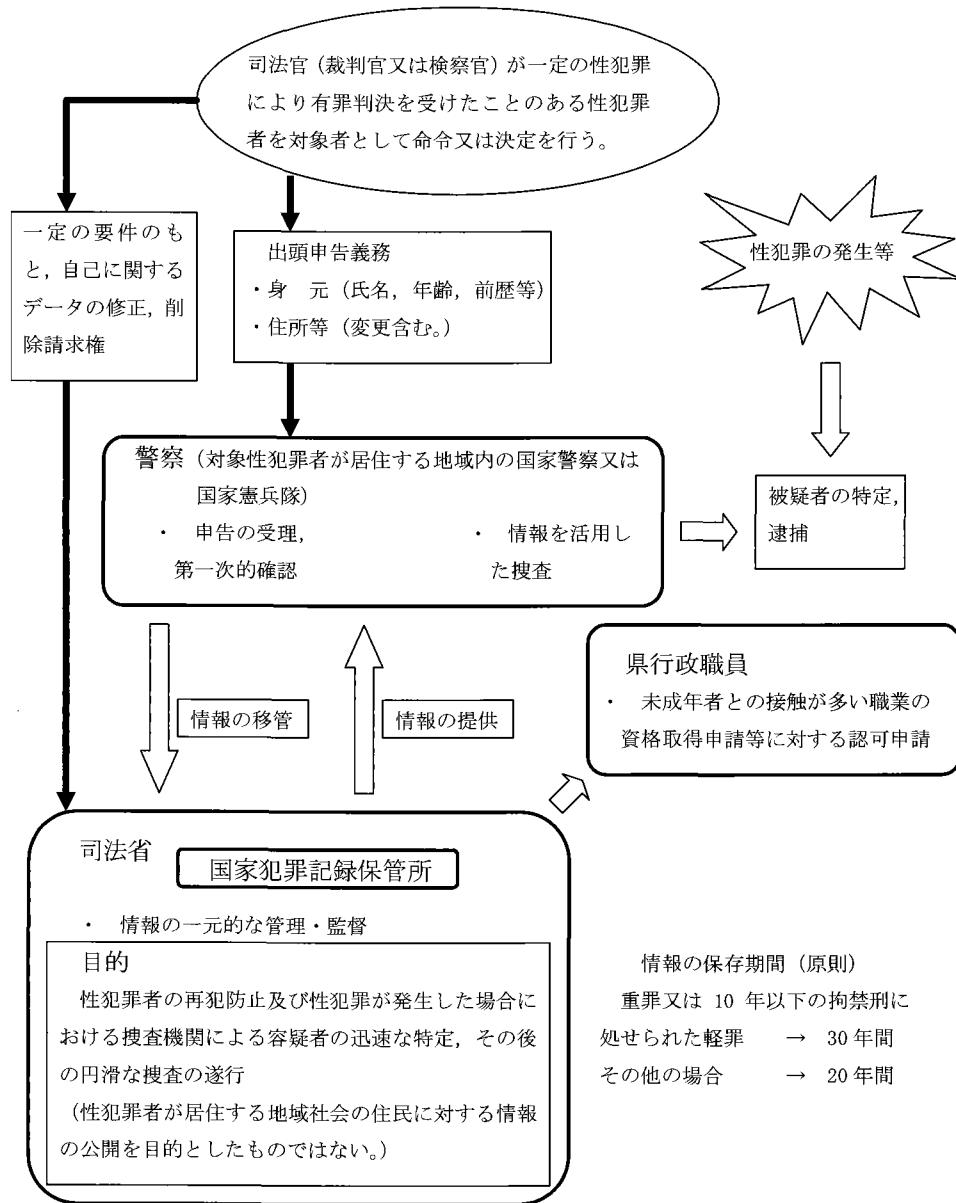
まず、評価されている点であるが、①司法データベースの統計的な効果は明確ではないものの、性犯罪防止対策上、必要不可欠な制度として司法関係者はもとより、国民一般のコンセンサスも得られていること、②登録情報は地域住民への開示を予定したものではなく、それを閲覧・利用することができる者の範囲も限定され、また、登録義務者には自己の情報に係る修正又は削除請求権が付与されるなど、登録義務者の権利にも配慮した制度となっていること、③同データベースが保存されているコンピュータのセキュリティを年々強化することにより、登録情報の管理についても安定性が高まってきていていることなどが挙げられている。

一方、今後の課題となる点については、①登録情報の信頼性及び手続の迅速性は、司法データベースが適正かつ効果的に運用されるための、また、同制度に対する国民の信頼を失わないための重要な要素であるが、この点については、登録義務者の申告受理及び登録情報が正確であるかどうかの第一次的確認審査を行う警察機関に依るところが大きく、今後も司法省と連携して向上を図っていく必要があること、②登録義務者が申告義務を履行しなかった場合には、実務上、初回不履行時にまず本人に警告を与え、その後、失踪等を防止するため監視体制を執っているが、この点についても警察機関の人的資源に依るところが大きく、引き続き改善を図っていく必要があることなどが挙げられている。

司法データベース制度の概要を示したものが図1－6－2である。

46 前注45参照

図1-6-2 性犯罪者に関する司法データベースの流れ（概要）
(Fichier Judiciaire National Automatisé des Auteur d' Infraction Sexuelles, FJNAIS)



3 性犯罪者に対する移動電子監視措置（Placement sous Surveillance Electronique Mobile, PSEM）

「性犯罪者に対する移動電子監視措置」（Placement sous Surveillance Electronique Mobile。以下「PSEM」という。）は、2005年の「再犯者の処遇に関する法律（Loi relative au traitement de la récidive des infractions pénales）」（2005年12月12日法律第2005-1549号、以下「再犯者処遇法」という。）の成立に伴い、出所後の性犯罪者の再犯防止及び被害者の保護という社会的利益の実現を図る目的で、新たに導入されたこととなった制度である。PSEMは、性犯罪を犯した者に対し、7年以上の実刑判決を社会司法

追跡調査とともに言い渡す場合において、その者が成人であり、医学的鑑定がその者の危険性を確認し、釈放後の再犯を防止するために不可欠であると認められるときに、社会司法追跡調査に含めて命じることができ、対象者には、GPS (Global Positioning System, 「全地球測位システム」と呼ばれる。) を利用した電子監視機器が装着され、その移動状況が司法当局によって常時把握されることとなる。

以下、PSEM導入の背景、制度の内容及び現在実施されている試行の状況について紹介する。

(1) 制度導入の背景⁴⁷

社会司法追跡調査及び司法データベースの導入・施行後も、性犯罪により終身刑となつた者が、仮釈放中に強姦・殺人を起こすなどの事件が発生したことなどを受け、性犯罪者に再犯を思いとどまらせるような更なる強力な制度が必要との認識が高まった。このような背景の下、司法大臣主導で、出所後の性犯罪者等による再犯防止及び被害者の保護を目的として、対象者の移動を常時確実に把握することが可能な電子監視措置の導入を検討することとなった。

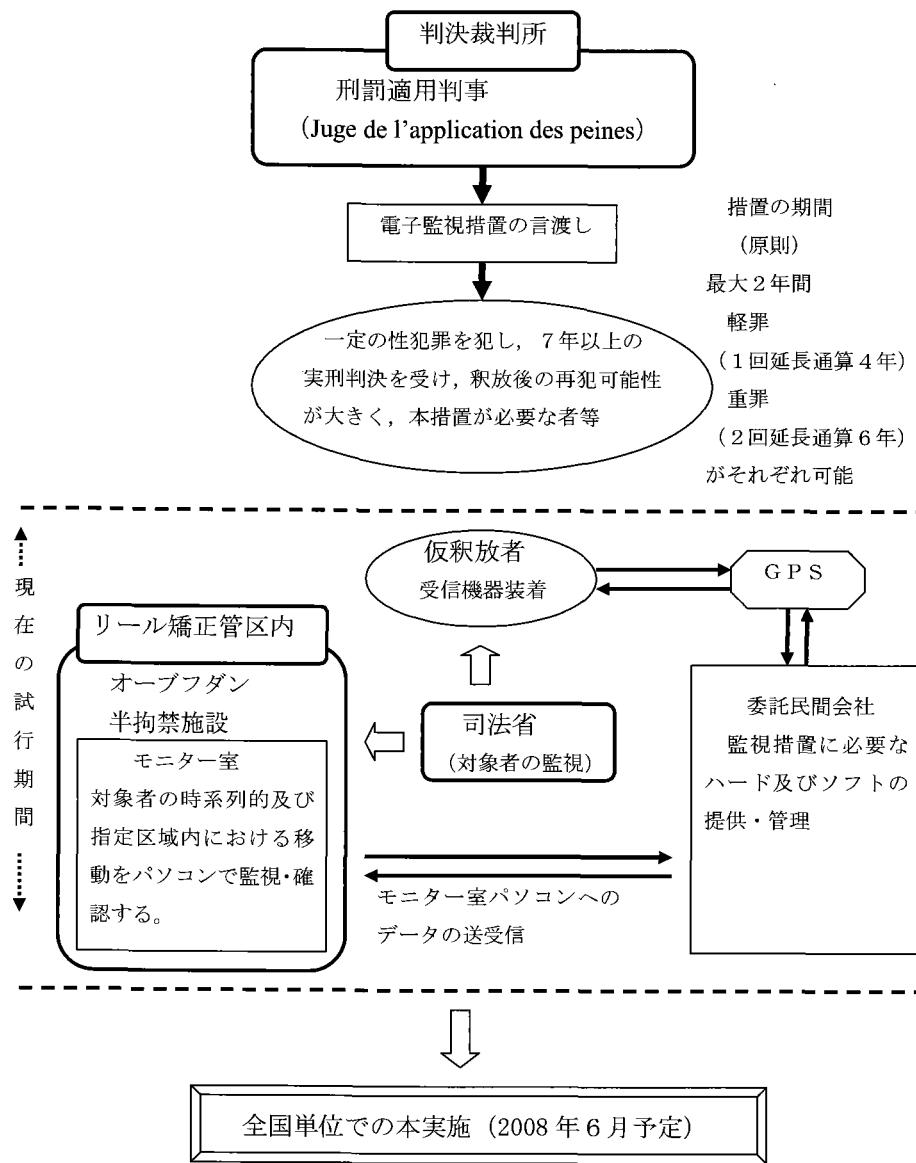
この当時、既に刑事事件の被告人や短期刑の有罪判決を受けた者を対象としてはあるが、勾留や刑事施設における受刑のための拘禁を解除する代わりに、対象者の身体の一部（足のくるぶし）に発信機を装着し、発信機を外したり、定められた時間以外に外出した場合には、警告音が行刑当局に通報されるという電子監視制度が導入されていた。しかし、同制度では、技術的に、対象者の移動（外出先）状況を常時把握することは困難であり、結局、行刑当局において、対象者の所在を確実に把握するためには、一日のうちの一定時刻に対象者の自宅の固定電話に電話することにより、本人が自宅に所在していることを確認しなければならないのが実情であった。

そこで、新制度においては、これらを克服すべく、GPSの最新技術を利用した新たな電子監視制度の導入が検討されることとなり、国会で約1年間にわたり審議された結果、2005年12月12日に上記再犯者処遇法が成立し、新たにPSEMが導入されることとなった。主な論点は、本電子監視措置は対象となる性犯罪者等の人権を過度に制約するものではないかとの点にあったが、前述のとおり、性犯罪者による悪質な再犯事件が発生したことから、世論の支持もあり、最終的に国会で承認がなされた。

PSEMは、同国における主要な性犯罪者対策のうち、最も新しい制度であり、現在、施行に向けて試行中のところ、その制度の概要は、図1-6-3のとおりである。

47 以下、移動電子監視措置の項に関する記述については、平成18年11月28日に訪問した司法省行刑局におけるPSEM実施準備室担当者及び同年12月1日に訪問したオープフダン半拘禁施設内にあるPSEM試行監視センター担当者からの聞き取り調査並びに“Le Placement sous Surveillance Electronique Mobile”(2006年、Ministère de la Justice)による。

**図 1－6－3 性犯罪者に対する移動電子監視措置の流れ（概要）
(Placement sous Surveillance Electronique Mobile=PSEM)**



(2) 制度の概要及び目的

PSEMは、出所後の性犯罪者等による再犯防止及び被害者の保護を目的として導入された。具体的には、①PSEMに付された対象者（以下「監視対象者」という。）の現在位置の特定及び移動状況の履歴の確認、②指定された区域への立入禁止等、監視対象者に課せられた義務及び禁止事項の遵守状況の確認並びに違反行為の即時の発見及び③対象者の刑罰執行歴に関する統合的な管理等を行うことが期待されている。

なお、PSEMは、性犯罪者等の再犯防止という社会的利益の実現を図るためのものであるが、現時点では、警察等の捜査機関がPSEMのデータを司法省とシステム上共有し直接的に性犯罪の取締り・摘発に利用することまでは予定されていない。この理由としては、

PSEMはシステム上警察機関と接続されていないのが現状であるところ、仮に監視対象者が監視時間中に何らかの事件を起こした場合には、司法省が警察に情報を迅速に提供することで対応が可能であると考えられていることによる。こうした措置により、警察が行う性犯罪事件の捜査及び証拠収集を容易にするという副次的な効果がPSEMには期待されている。

(3) 監視対象者の要件

PSEMは、有罪判決の確定のあった性犯罪者について、刑罰適用判事がその適用を決定する。再犯者処遇法では、PSEMを前述の社会司法追跡調査の枠組みにおける一形態と位置付けた上で、その適用が決定できる監視対象者について、7年以上の自由剥奪刑を言い渡された成人で出所後の再犯防止のため本措置が必要な者⁴⁸や、社会司法追跡調査を課しうる重罪又は軽罪について有罪判決を受け、一定期間の刑の執行後、仮釈放が認められた者⁴⁹等の類型を予定している。

PSEMは、医学的専門家等による鑑定の結果、再犯の危険性が認められ、かつ、当該犯罪者本人が同意した場合に命じることができるが、再犯の危険性が認められているにもかかわらず、本人が同意をしない場合には、課せられた義務を遵守しなかったときと同様に拘禁刑（重罪の場合は7年以下、軽罪の場合は3年以下）が科せられるので、事実上当該犯罪者にとって同意しないという選択の余地は少ないものといえる⁵⁰。

(4) 措置の内容及び期間

PSEMの措置を命じられた者の第一の義務は、期間中、ブレスレット型発信機を装着すること及び装着された機器の正常な機能を維持するための管理（機器への充電等）である。第二は、移動禁止区域（学校や公園等、当該監視対象者が新たな性犯罪を起こす可能性があると考えられる場所として立入りが禁止された区域をいう。）には指定時刻以外に立ち寄ってはならないことである。なお、移動禁止区域の設定に伴い、当該移動禁止区域周辺に緩衝区域（機器を通じて移動禁止区域に接近していることを本人に警告し、誤って移動禁止区域に立ち入ることを防止する目的で設定され、移動自体が禁止される区域ではない。）が設定される。PSEMが命じられる期間は、原則2年間であるが、監視対象者の犯した罪が軽罪であれば2年間の更新を1回（通算最長4年間）、重罪であれば2年間の更新を2回（同6年間）行うことができる⁵¹。

(5) 機器の種類及び機能

PSEMを命じられた監視対象者が使用する機器は、①ブレスレット型発信機、②携帯式受信機及び③固定式受信機の三種類である。

48 刑法第131-36-9条及び第131-36-10条

49 刑事訴訟法第731-1条

50 刑法第131-36-1条及び第131-36-12条

51 刑法第131-36-12条

手首又は足首に装着するプレスレット型発信機は、腕時計程度の大きさである。監視対象者が発信機を操作することなく、本発信機は常に位置情報等無線信号を発信するほか、同機に備えられた熱感知システムにより、発信機の身体からの取外しや破壊等の情報を監視センターから認識することが可能である。プレスレット型発信機は、他の二つの機器と異なり充電することはできず、およそ36か月の連続使用が可能な使捨てタイプの電池が内蔵されている。

携帯式受信機（縦約15cm、横約10cm、幅約5cm）は、監視対象者が移動する際にベルトに装着するタイプであり、GPS媒体の役割を果たしている。移動中（外出時だけとは限らない。）、プレスレット型発信機の発信する情報を受信する役割を担っており、内蔵されたGPSにより本人の現在位置の割出しを常時行っている。また、携帯式受信機とプレスレット型発信機が約3m以上離れると警告音が出される仕組みになっているほか、携帯式受信機には監視センターからのメッセージを受信しディスプレイ上に表示する機能がある。携帯式受信機は、約3～5時間の充電により24時間の使用が可能である。

写真1－6－4 PSEMの機器の写真



固定式受信機（縦約25cm、横約15cm）は、監視対象者の自宅等指定された居所に設置される。固定式受信機には携帯式受信機の機能を補完する役割があり、主に同受信機の充電時に使用する。

監視対象者が使用する機器は以上のとおりであるが、一方、監視センターには、移動電子監視ソフトウェアがインストールされたパソコンが設置されている。この監視用パソコンには、GPSを媒体として、対象者が使用する機器からの情報受信及び同機器への情報送信機能のほか、それらの情報を電磁的記録として保存する機能が組み込まれている。具体的には、監視用パソコンの移動電子監視ソフトウェアに各対象者の居住地、勤務地、居住地・勤務地間の通常移動経路、移動禁止区域等をプログラムすることにより、画面上で個々の監視対象者の現在位置及び移動履歴を確認できるほか、一定時刻における監視対象者全員の現在位置の一斉把握も可能な仕組みとなっている。

以上が、PSEMの実施に当たり、監視センターと監視対象者の両者が基本的に必要とする機器の種類及び機能である。現在、PSEMの試行について司法省と契約を締結しているパリ市所在の民間会社が移動電子監視ソフトウェアの改良、上記機器の維持管理等の技術的支援を行うだけでなく、監視センターのバックアップセンターとして、24時間体制で監視対象者の監視の実施についても支援している。

(6) 本格的施行までのスケジュール

PSEMは、本格的な施行に向けての試行が2006年6月から開始されることが決定したが、調査訪問実施日（2006年12月1日）は、三つに区分された試行段階のうち、第一段階の時期であった。

第一段階は、当初2006年6月から6か月間の予定であったが、技術的問題から同年8月から開始された。フランス国内では比較的性犯罪事件の発生が少ないリール及びレンヌ矯正管区地域内で仮釈放者を対象に実施され、監視対象者は最大で40人である。

第二段階は、2006年12月から2008年5月までの18か月間、上記の二つの地域にパリ及びマルセイユ矯正管区地域を加え、仮釈放者以外の対象者も含めて実施する予定であったが、第一段階の開始の遅れに伴い、2か月ほど開始が遅れる予定である。監視対象者は最大で150人である。

第三段階の2008年5月以降、フランス国内で本格的実施となる予定であるが、試行の状況により、開始時期の変更があり得る。

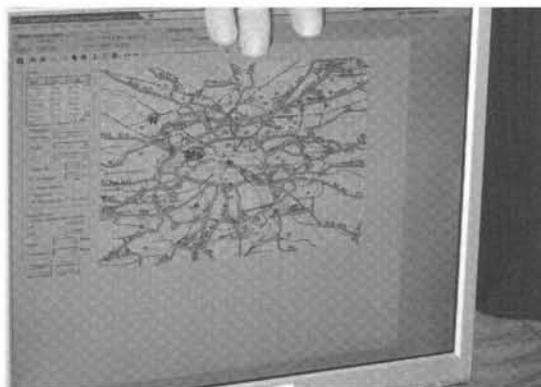
(7) 試行状況

PSEMの監視センターは、リール矯正管区管轄下にあるオーブフダン半拘禁施設内的一角に設置されており、司法省から派遣された職員3人が同センターに配属されている。調査実施日現在、監視対象者はPSEMの試行に同意した4人で、いずれも性犯罪者であり同矯正管区内に居住している者であった。

PSEMの運用に際しては、まず、各監視対象者の自宅等指定場所及びその場所に所在しているなければならない指定時間並びに禁止地域及びそれに伴う緩衝区域を決定し、これをシステムに登録しておかなければならぬ（同決定は、PSEMの言渡しと併せて刑罰適用判事が行う。）。

監視センターに設置されているパソコンの画面上では、監視対象者の現在位置及び時系列的な移動経路の把握が常時可能である。また、監視対象者が緩衝区域へ立ち入った場合及び指定場所における指定時間の不遵守並びにブレスレットの取外しや破壊行為が認められた場合には、本人に警告が与えられる。さらに、機器の管理が不十分な場合（例えば、機器の定期的な充電の失念）にも警告が与えられることがある。

写真1－6－5 PSEM監視用パソコンの画面表示の例



試行開始以降、調査訪問実施日までの間、監視対象者が再犯につながりかねないような禁止行為に至った例はないということであり、運用に際して、大きな問題は発生していない。しかし、例えば、トンネルの中や大きなビルの影では一時的に通信が途絶えることがあるなど、機器の精度等技術的な課題は依然として残されており、これらについては更なる向上が必要とのことである。

(8) PSEMの実施経費及び効果

上記のとおり、現在の試行過程を経て、本格的施行に至るまでには、技術的な点を含め、いくつかの問題点を解決していかなければならない。再犯者処遇法の成立後、司法関係者におけるPSEMについての意見は賛否両論である。例えば、将来的にPSEMを未決拘禁者にも適用できるようになれば、拘置所（Maison d'arrêt）における現在の過剰収容が緩和されるという肯定的意見がある一方、PSEMは監視対象者の人権が十分に保障されない可能性があるとか、司法省が本格的施行のための予算獲得能力を十分に有しているか疑問であるといった懸念や批判が提起されている⁵²。

PSEMの実施に係る経費の予算確保は一つの大きな問題と考えられるが、この点について司法省は、PSEMの実施に必要な一人当たりの1日の経費は、刑事施設に拘禁する場合（約60ユーロ）に比べ、約半分の30ユーロで済むという経費面での利点を強調している⁵³。

PSEMの性犯罪者等による再犯防止の効果の程度については、フランスだけでなく諸外国においても種々議論のあるところである。この点については、今後、本格的施行が行われ、相当の運用期間を経過した後の検証結果を待つこととなる。

52 2006年8月2日付けフィガロ（Figaro）紙の記事「パスカル・クレモン司法大臣が新しい電子監視制度を導入」

53 前注52参照

4 刑事施設における性犯罪受刑者処遇

(1) 刑事施設の種類等

フランスの刑事施設における性犯罪受刑者処遇を紹介する前に同国における刑事施設の種類等について見ておきたい。成人矯正業務は司法省行刑局 (Direction de l'Administration Pénitentiaire) が所管し、我が国の更生保護業務に相当する社会復帰及び保護観察部門 (Les Services Pénitentiaires d'Insertion et de Probation, SPIPと呼ばれる。) も行刑局が管轄している。2005年12月31日現在における司法省行刑局が所管する刑事施設の種類及び収容区分は表1-6-6のとおりである。

表1-6-6 フランスにおける刑事施設の種類及び収容区分

刑事施設の種類		収容目的等	施設数
拘置所 (Maisons d'arrêt)		未決拘禁者及び執行残刑期が1年未満の受刑者を収容する。	115
刑務所	拘禁センター (Centre de détention)	執行残刑期が1年以上あり、社会復帰の可能性が最も高いと考えられる受刑者を収容する。したがって、原則として、社会復帰を主眼とした処遇を実施する。	24
	行刑センター (Centre pénitentiaire)	拘置所、拘禁センター、中央刑務所のうち、少なくとも二種類以上の異なった収容区域を併有する施設を指す。	31
中央刑務所 (Maison central)		最も危険性が高く社会復帰が困難と思われる受刑者を収容する。基本的に重警備体制がとられている。	5
半開放刑務所 (Centre de semi-liberté)		開放的処遇に適した受刑者を収容し、監視を伴わない施設外における諸活動を主眼とする処遇を実施する。	13
			合計188
(他に受刑者の収容及び処遇に関し保健省と連携下にある施設)			
国立医療施設 (Établissement public de santé national)	国立病院の資格を有し、精神障害を有する受刑者等の医療措置を行っている。		1

注 L'administration pénitentiaire en France 2005 による。

次に、刑事施設に収容されている全受刑者に占める性犯罪受刑者人員を見たものが表1-6-7である。

刑事施設の収容人員の増加に伴い、性犯罪受刑者の人員も増大しており、その構成比はやや低下傾向にあるが、20%を超えている。2004年末現在では、収容受刑者数3万9,063人のうち、性犯罪受刑者(強姦、その他の性的攻撃及び売春周旋の罪で受刑中の者)は8,771人で22.5%である。

表1－6－7 刑事施設の全受刑者中に占める性犯罪受刑者人員
(2000年～2004年各12月31日現在)

年 次	2000	2001	2002	2003	2004
総 数	47,837	48,594	55,407	59,246	59,197
受 刑 者	31,730	32,470	34,555	37,497	39,063
うち、性犯罪受刑者	8,003 (25.2)	7,883 (24.3)	8,195 (23.7)	8,346 (22.3)	8,771 (22.5)
未 決 拘 禁 者	16,107	16,124	20,852	21,749	20,134

注 1 Annuaire Statistique de la Justice 2005による。

2 性犯罪受刑者は、強姦、その他の性的攻撃及び売春周旋により受刑している者の合計である。

3 ()は、全受刑者人員に占める性犯罪受刑者人員の構成比である。

(2) 地域医学心理局における性犯罪受刑者処遇プログラム⁵⁴

同国の刑事施設における性犯罪受刑者処遇プログラムは、主に「地域医学心理局 (Service Médico-Psychologique Régional, SMPRと呼ばれている。)」において実施されている。地域医学心理局は、通常、地域単位ごとに拘置所に附設され、保健省に所属する精神科医、看護師及びソーシャル・ワーカーから構成される処遇チームが、司法省行刑局と協力・連携し、性犯罪受刑者を始めとする医療面ないし精神面での問題を有する受刑者の精神的医療を担当している（フランスでは、1997年の法改正に基づき、刑事施設に収容されている受刑者の医療業務の所管は従来の司法省から保健省に移管された。）。

今回は、フレーネ医療刑務所内に附設された「フレーネ地域医学心理局 (SMPR de FRESNES)」において調査を行ったが、同地域医学心理局における性犯罪受刑者処遇プログラム（以下「本処遇プログラム」という。）は次のとおりである。

フレーネ地域医学心理局では、3階建ての収容棟が一棟あり、収容人員は全体で47名程度である。1階及び2階には精神的疾患を有する受刑者が収容されている。3階が本処遇プログラムを受講する者の収容・処遇ユニットであり、その収容定員は13名である。

まず、本処遇プログラムの受講者の選定であるが、地域内の拘置所等に収容されている性犯罪受刑者からの受講申請に基づき、精神科医及び主任看護師が、①本人の受講意欲が高いこと、②本人の性犯罪の原因や問題性が主に性格等に起因することであること、③本人の残刑期が同プログラムの平均的受講期間に足りていることなどの要件をすべて満たしているかについてを審査し、受講の可否を決定している。

次に、本処遇プログラムの処遇体制と処遇目的であるが、現在、精神科医1名及び看護師12名から構成される処遇チームが処遇の実施及び評価を担当している。処遇目的は、各

54 以下、地域医学心理局における性犯罪受刑者処遇プログラムの項に関する記述については、平成18年11月30日に訪問したフレーネ地域医学心理局における、処遇チームのキャップでもあるMagali BODON-BRUZEL精神科医及びChantal DIEUZAIDE看護師長からの聞き取り調査による。

受講者が犯したそれぞれの性犯罪の原因になったと考えられる精神的疾患の治療にある。

本処遇プログラムは、主として、グループ療法や個別カウンセリングによる。具体的には、カナダ等で実施されている認知行動療法を基本とした技法を活用し、性に関する認知のゆがみ、自己の犯した性犯罪の重大性及び被害者に与えた苦痛について受講者自身に気づかせ理解させること等を主眼としたグループ・ミーティング、ロール・プレイングのほか、個々の受講者の問題性に応じた個別カウンセリング等を実施している。本処遇プログラムの実施期間は、現時点では、全体の収容期間（平均収容期間は1年6月）を通して全過程を終了すればよいこととされている。

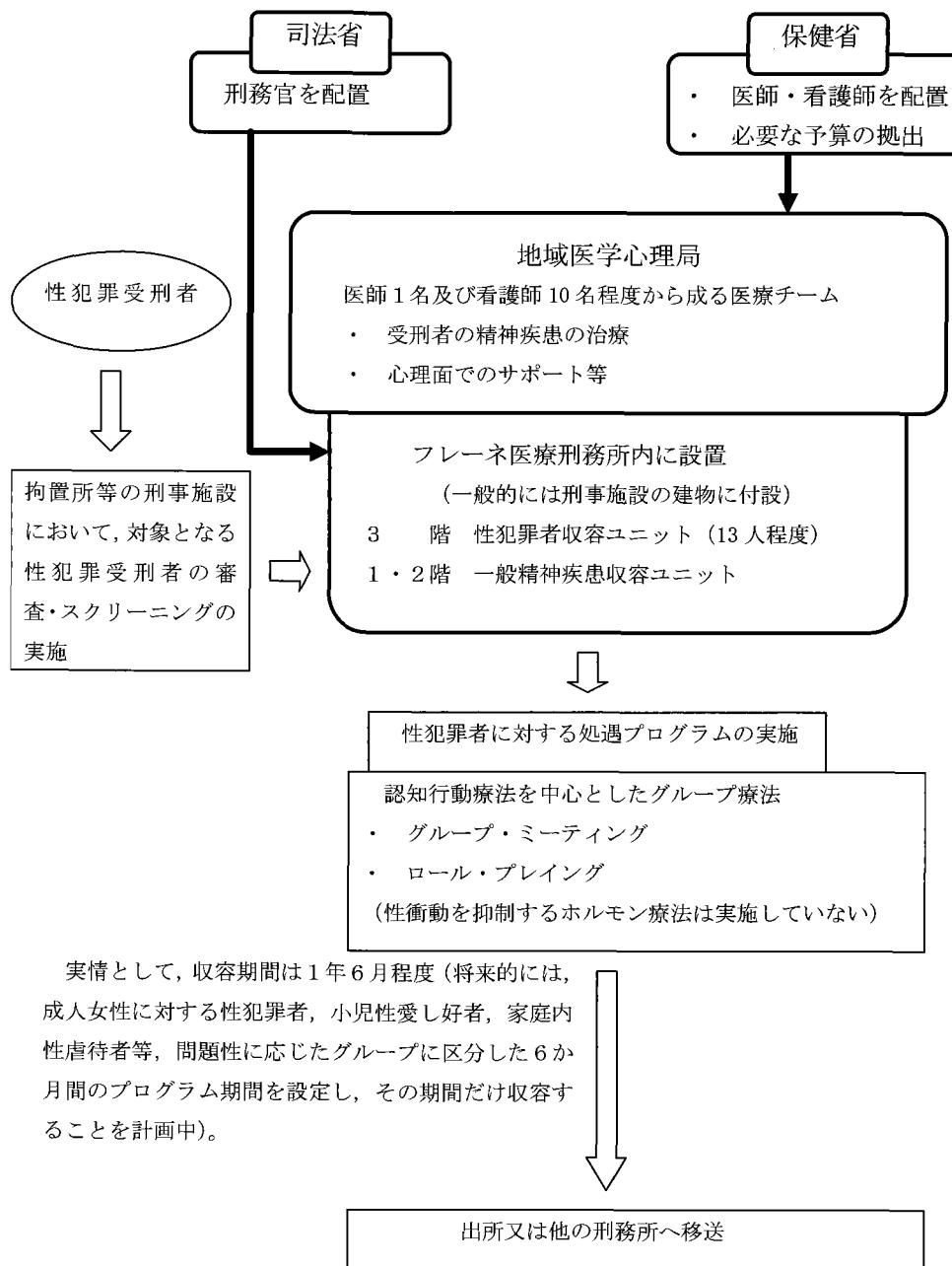
本処遇プログラムの課題であるが、収容期間中に同プログラムの全体課程を修了すればよいこととされていることから、例えば、ある一つの指導が終了し、次回の指導を行うまでの間隔が長くなりがちであり、結果的に集中的な指導が行われないことがあるため、指導効果が十分に期待できないことが指摘されている。

こうした状況を踏まえ、現在、フレーネ地域医学心理局では、新たな処遇プログラムの構築を目指したプロジェクトを立ち上げている。具体的には、①対象となる性犯罪受刑者が抱える性犯罪の傾向や問題性に応じたカテゴリー（例えば、成人女性に対する性犯罪を中心のグループ、幼児ばかりを狙う幼児わいせつグループ等）を細区分し、②プログラム期間についても従来に比べて短期間の6か月とし、収容期間も受講期間に合わせて6か月とし、集中的な指導を行い処遇効果を高める、③プログラムの全課程を終了した時点で修了者を他の刑事施設に移送し、次の対象者を選定・受講させることにより、受講人員の増加も併せて図ることを検討している。

フランスにおいては、性犯罪受刑者の高齢化という現象が見られることについては既に述べたが（第5「性犯罪の刑事案件審理に関する裁判制度」2「性犯罪事件の審理状況」参照）、フレーネ地域医学心理局においても同様の説明を受けた。同地域医学心理局で受け入れる性犯罪受刑者についても、収容時に50歳を超えている者が増加しているとのことである。

フレーネ地域医学心理局で実施されている性犯罪受刑者処遇プログラムの概要は、図1-6-8のとおりである。

図1-6-8 フレーク地域医学心理局における性犯罪者処遇（概要）
(Service Médico-Psychologique Régional (=SMPR) de FRESNES)



フランスでは、全受刑者に占める性犯罪受刑者の比率は比較的高く、司法省は保健省と連携して性犯罪受刑者処遇プログラムの実施に取り組んでいる。しかしながら、同国の刑事施設における性犯罪受刑者処遇プログラムの実施状況は、現時点では十分な実績があるとは言えないようである。この理由としては、①刑事施設、取り分け、最も施設数が多い拘置所は過剰収容の状況にあり、例えば、性犯罪受刑者を特定の施設に集団拘禁し又は一施設内で性犯罪受刑者だけを区分収容するなどして、処遇プログラムを実施するという方法は現実的に困難である、②受刑者の処遇プログラムとしては、彼らの犯罪類型にかかわ

らず、これまで職業訓練や学科教育が中心であり、また、出所後は社会司法追跡調査等の制度も用意されていることから、性犯罪受刑者処遇プログラムの開発には十分な力が注がれず、そのための専門的スタッフも不足していた、等が考えられる。この点、現在では、行刑当局において性犯罪受刑者処遇プログラムの開発の必要性が認識されるようになり、今後の発展が期待される分野であると言える。

5 犯罪被害者支援団体における援助活動

フランスにおいては、性犯罪を含めた犯罪被害者に対する民間の支援団体の活動が刑事司法機関と連携して全国的に展開されており、犯罪予防及び犯罪被害者の救済において重要な役割を果たしている。

今回は、こうした被害者支援団体の一つである、**子供の被害者の親に対する援助協会**(Aide aux Parents d'Enfants Victimes, APEV) 以下、「APEV」という。における調査を実施した。

(1) 設立経緯及び活動目的⁵⁵

APEVは、性犯罪等により子供が行方不明となったり、殺害等により子供を失うなど、同じ状況にある親たちによって1991年に設立された被害者救済のための民間支援団体である。

このような犯罪被害者のための支援団体が設立されるまでは、性犯罪等により子供を失った親たちは、子供の捜索を含め、彼らが受けた被害について、それぞれ個別に警察や司法省等の行政機関等と対応せざるを得なかった。しかし、そのような状況の中で、被害にあった家族が出会い、情報交換をするうちに犯罪被害に対する情報や行政機関等からの支援が日々に渡っていることや、中には、情報や支援をほとんど得ることができない家族がいることが明らかになった。そこで、APEVは、被害家族同士が連携し、ミーティングを重ねる等により情報を共有するとともに、子供を失った家族が直面している様々な問題について、警察、司法省等の行政機関や裁判所の理解を促すことを目的にその活動を開始した。

現在、APEVは、パリに本部を持ち、リヨン等フランス国内に7つの下部組織を持つほか、アメリカ、カナダ、スペイン等にも支部を設置している。会長は、アラン・ブレ(Alain Boulay) 氏（彼自身も性犯罪事件により子供を失っている。）であるが、ボランティアで会長職を務めており、他のスタッフも全員がボランティアである。

なお、フランスでは、APEVに先立ち、1986年に設立された全国被害者援助・救済センター (Institut National d'Aide aux Victimes Et de Médiation, INAVEM。「イナベム」

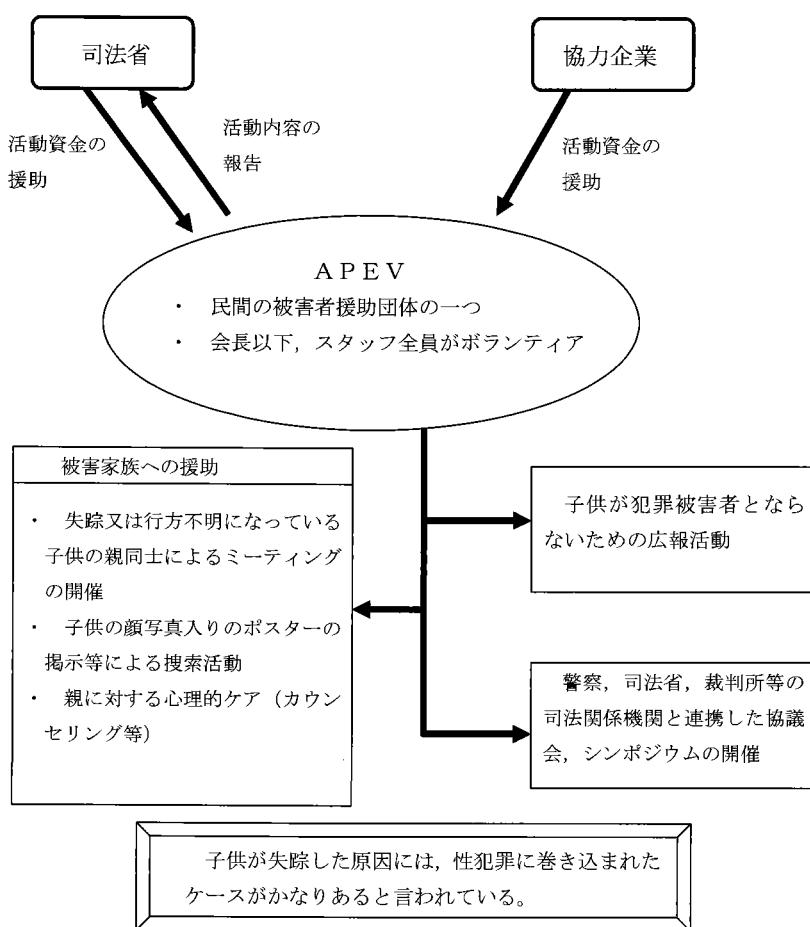
55 以下、子供の被害者の親に対する援助協会の項に関する記述については、平成18年11月29日に訪問した同協会事務所におけるAlain BOULAY会長からの聞き取り調査による。

と呼称される。) という著名な被害者全国組織団体があるが、APEVもINAVEMに加盟し、他の被害者支援団体と連携を図っている。

(2) 活動内容

フランスでは、大人及び子供を含めて、年間約4万2,000人が家出をしており、そのうち、約1万人の所在が不明になっていると言われている。こうした状況にあって、APEVが援助を行っている対象家族は年々増加しており、現在、約200家族に達しているが、そのうち、性犯罪に巻き込まれたことにより行方不明になっていると考えられるケースがかなりあると言われている。APEVの主な活動は、①被害家族に対する援助、②被害者権利の保護・向上及び③犯罪の予防、とされている。その活動内容の概要は図1-6-9のとおりである。

**図1-6-9 子供の被害者の親に対する援助協会の活動の概要
(Aide aux Parents d'Enfants Victimes=APEV)**



ア 被害家族に対する援助

APEVは、子供を失うという同じ経験を持つ家族に対して、家族同士が直接的に接触する機会を提供することを主要な活動の一つとしている。

特に、事件の初期の段階では、被害家族は、置かれた状況の中で彼ら自身が混乱していることが多いが、APEVでは、被害家族に対し、精神的支援あるいは法的助言等を行うことにより、彼らが社会的に孤立することの防止を図っている。もっとも、被害家族自身が行うべき活動、例えば、警察への被害の申告・告発等は、支援内容の目的とはしていないので、そのような措置は、被害家族自身が行わなければならない。そのため、APEVは、被害家族が互いの立場を共感し、被害回復に向けた情報を共有することが重要であると考えており、こうした機会や場面の設定を積極的に行っている。

被害家族からAPEVへの最初の支援相談は、電話やインターネット（約50%が電子メールによるものである。）を通じて行われることが多い。これらの相談に対しては、APEVが支援の対象となる家族に対して、カウンセリングを始めとする各種支援を行い、APEV各支部が実施するミーティングや年に一度の全国大会への参加を促すなどしている。現在、ミーティングは年に3～4回程度、1回につき20家族程度の参加を得て開催されており、また、フランス全土から集まる全国大会には80家族程度が参加して開催されている。

APEVは、被害家族に代わって、警察への事件告発や損害賠償請求等、被害回復のための法的措置を直接的に行なうことはないが、その一方で、警察と綿密な連携を持って活動している。すなわち、APEVは、被害家族がAPEVからの助言に基づき警察に捜索を要請したことを確認した後、必要な情報提供など警察の捜査に協力している。APEV自身も失踪者の捜索活動を独自に行っており、失踪した子供の顔写真を掲載したポスターの配布やインターネット上で情報提供を呼びかけている。また、親自身による性的虐待等のケースが相当数あり、中には子供が自らの意思により家出して親から逃れようとするケースもあるため、APEVの活動により子供を発見した場合であっても、両親のもとにすぐに帰すことはせず、警察に連絡をし、調整を図った上で子供を両親に引き渡すなど、子供の保護にも十分努めている。

このような警察との連携・協力の結果、これまで4分の3程度の子供が発見された実績を有している。さらに、APEVは、個別的支援として、被害家族に対するカウンセリング等心理的ケアを実施しているほか、被害家族が加害者の裁判に出廷又は傍聴する際の同伴活動も行っている。

イ 被害者権利の保護・向上のための活動

APEVは、司法官、弁護士、心理学者、ジャーナリスト等の参加協力を得て、性犯罪へのトラウマ等に苦しむ被害家族の現状の報告、被害者権利の保護・向上に資する司法制度の改善等に関する意見交換会を開催し、被害者権利の保護・向上に努めるとともに、子供に対する性犯罪の予防及び罰則の強化を政府や関係省庁に働きかけている。さらに、APEVは、国立司法学院（Ecole Nationale de la Magistrature）が実施している司法官養成コースの特別講義に被害者団体の立場として参加し、意見交換及び専門的な知識の習得・向上に努めている。

ウ 犯罪の予防に関する教育活動

APEVは、子供が性犯罪や誘拐の被害者とならないような環境整備を社会全体で取り組んでいくことが極めて重要であると訴えている。具体的には、学校での教職員、生徒の保護者団体等と共同して子供が犯罪に遭わないための教育の実施や地域の防犯活動に対するミーティング等に積極的に参加している。

(3) 政府機関等による活動資金援助

民間の被害者支援団体が、その活動を十分かつ円滑に遂行するには、各種団体からの財政的援助が欠かせない。APEVにおいても、司法省及び地方公共団体 (Île-de-France, イル・ド・フランス) から財政的援助（それぞれ年間約1万ユーロ）を受けるとともに、会計状況や活動内容に関する報告を毎年行っている。また、一般企業からもAPEVが設置した基金への寄付（年間約3万ユーロ）を受けており、現在、この総額は司法省等からの援助額を上回っている。

おわりに

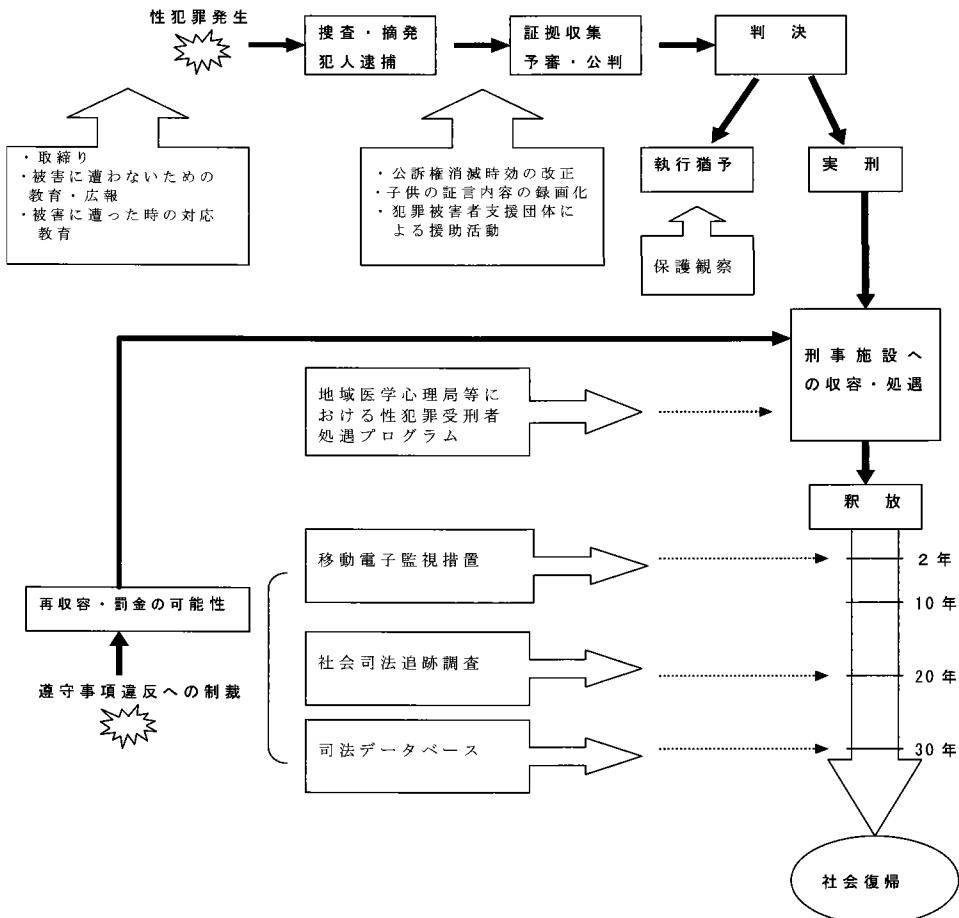
以上、これまでフランスにおける中心的な性犯罪防止対策を紹介してきたが、現在、試行段階にあるものも含めて、同国における性犯罪防止対策を全体的なモデルとして整理したものが図1-6-10である。

フランスにおける今回の調査研究では、同国の警察、裁判所、司法省関係部局（所管の刑事施設の視察を含む。）、被害者援助団体等、性犯罪の防止対策にかかわっている関係機関を訪問し、性犯罪の現状、防止対策に係る諸制度の内容等について調査を行った。

フランスにおける性犯罪防止対策は、特に未成年者に対する性犯罪の予防と性犯罪者の再犯防止の二点に重点を置き、1990年代以降、各種対策が講じられてきたものと理解される。それらの施策は、基本的には、司法関係機関が主体となって行うものと、それらの機関が支援は行うものの、基本的には民間団体等が地域社会内で行うものとに大別することができる。前者の例としては、未成年者に対する性犯罪の罰則強化、性犯罪の公訴権の時効に係る法改正、社会司法追跡調査、司法データベース及び移動電子監視措置等が、また、後者の例としては、犯罪被害者支援団体による被害者支援活動及び警察官や教師等による主に婦女子を対象とした性犯罪防止に係る啓発教育等が挙げられる。

現在、フランス、特に都市部では多くの社会問題を抱えており、取り分け、犯罪の少ない安全な社会を構築することは同国にとって極めて困難な課題である。こうした状況のもと、性犯罪防止対策も喫緊の課題となっている。これまで見てきように、同国は、①限られた人的資源のもと、司法関係機関と民間団体とが連携・協力して性犯罪の防止対策に取り組み、②移動電子監視措置の導入に見られるように、可能な限り対象者の人権についても考慮しつつ、新しい性犯罪防止対策を積極的に検討・導入してきており、これらの点は評価されるべきである。

図1-6-10 性犯罪防止対策の全体モデル



注 1 現在、試行段階にある移動電子監視措置も含めた全体モデルである。

2 期間については原則（最長期間）を示している（条件により延長・更新が認められる場合がある。）。

しかしながら、性犯罪の罰則強化に始まり、社会司法追跡調査、司法データベースと一緒に措置を次々と講じてきたものの、性犯罪者による凶悪な再犯事件を完全に防止するには至らず、これら再犯防止機能には限界があることも事実である。現在、移動電子監視措置が試行段階にあるが、将来本格的な運用を迎えた際、性犯罪者の再犯防止に対する効果検証が注目される。

最後に、同国における今後の性犯罪防止対策についてであるが、これまで十分な実績のなかった刑事施設内の性犯罪受刑者処遇プログラムの開発を進めつつ、これまで以上に司法関係機関と民間団体とが連携・協力し、施策の効果を高めていこうとする方向性は基本的に変わらないものと予想される。同国における関連諸制度の今後の運用及び効果はもとより、新しい施策の検討・導入の動きについては、我が国としても引き続き十分注意を払っていく必要があるものと考える。

参考文献

- 北村滋「フランスの警察」(1995年, 警察学論集第48巻第5号, 警察大学校編集)
- 滝沢正「フランス法 (Le droit français)」(1998年, 三省堂)
- フランシス・ル・グネーク／島岡まな(訳)「フランスにおける「性犯罪の予防及び処罰並びに少年の保護に関する1998年6月17日の法律」について」(2000年, 亜細亜法学第34巻第2号, 亜細亜大学法学研究所)
- 法務総合研究所研究部資料9「諸外国における犯罪被害者施策に関する研究」(2000年, 法務総合研究所)
- 上野芳久「フランスの少年に対する性犯罪」(2001年, 国学院大学紀要第39巻, 国学院大学法学会)
- マルチン・ビルリング／赤池一将(訳)「フランスにおける行刑の現状と課題」(2005年, 矯正講座第26号, 龍谷大学矯正・保護課程委員会)
- 影山任佐「フランスの性犯罪—最近の動向とその対策」(2006年, 犯罪学雑誌第72巻第1号, 日本犯罪学会)
- 末道康之「フランス刑事立法の動向—Loi Perben IIについて」(2006年, 南山法学第29巻第2号, 南山大学法学会)
- 中田静「フランス刑事司法における電子監視—刑罰なのか危険な前歴者の監視なのか」(2006年, 近畿大学第53巻第3・4号, 近畿大学法学会)
- 網野光明「フランスにおける再犯防止策—性犯罪者等に対する社会内の司法監督措置を中心」(2006年, レファレンス第667号, 国立国会図書館)
- “Code Pénal 2006”(2006年, Dalloz)
- “Code de Procédure Pénale 2006”(2006年, Dalloz)
- “Aspects de la criminalité et de la délinquance constatées en France en 2004, Tome 1”(2005年, Direction Centrale de la Police Judiciaire)
- “Annuaire statistique de la Justice 2005”(2006年, Ministère de la Justice)
- “Introduction: National Gendarmerie”(2006年, Ministère de la Défense)
- “Guide Methodologique:Auteurs d'Infractions de nature sexuelle condamnés à un Suivi Socio-Judiciaire avec injonctions de soins dans le cadre des lois du 17 juin 1998 et du 12 décembre 2005”(2006年, Ministère de la Justice)
- “Circulaire relative à la mise en place du Fichier Judiciaire National Automatisé des Auteurs d'Infractions Sexuelles (FIJAIS)”(2005年, Ministère de la Justice)
- “Le Placement sous Surveillance Électronique Mobile”(2006年, Ministère de la Justice)
- “L'administration pénitentiaire en France 2005”(2006年, Ministère de la Justice)
- “Droit des victimes”(2005年, Aide aux Parents d'Enfants Victimes)

Annie Kensey et Pierre V. Tournier, “Base de données <prisonniers du passé?>” (2005年, Ministère de la Justice)

2 ドイツ

総括研究官 山田利行
研究官補 櫻田香

部外協力者
慶應義塾大学法科大学院教授 井田良

目 次

はじめに

第1 性犯罪の概要

- 1 性的自己決定権に対する罪と保護法益
- 2 性的強要・強姦
 - (1) 構成
 - (2) 性的強要の罪（177条1項）
 - (3) 性的強要の加重類型～強姦・共同行為（177条2項）
 - (4) 性的強要の加重類型～危険な行為態様（177条3項）
 - (5) 性的強要の加重類型～特に危険な行為態様（177条4項）
 - (6) 死の結果を伴う性的強要（178条）
- 3 児童に対する性的虐待等（176条）
 - (1) 構成
 - (2) 児童に対する性的虐待（176条）
 - (3) 児童に対する性的虐待の加重類型～同種再犯（176条a1項）
 - (4) 児童に対する性的虐待の加重類型～18歳以上の者による性交等（176条a2項）
 - (5) 児童に対する性的虐待の加重類型～ポルノグラフィーの対象目的（176条a3項）
 - (6) 児童に対する性的虐待の加重類型～特に危険な行為態様（176条a5項）
 - (7) 死の結果を伴う児童に対する性的虐待（176条b）

第2 性犯罪の動向

- 1 性犯罪の認知件数・検挙率
 - (1) 認知件数
 - (2) 検挙率
- 2 性犯罪者及び性犯罪の被害者の属性
 - (1) 性犯罪者の属性
 - (2) 性犯罪の被害者の属性
 - (3) 性犯罪者と性犯罪の被害者との関係

第3 性犯罪者対策

- 1 検挙
 - (1) 将来の刑事手続に資するためのDNA鑑定
 - (2) DNA一斉調査
 - (3) 法医学研究所の役割
 - (4) その他の捜査手法
- 2 公訴・裁判

- (1) 性犯罪の量刑の動向
- (2) 性犯罪の被害者に配慮した諸規定

3 社会治療施設への収容

- (1) 意義
- (2) 行刑法 9 条 1 項の改正と社会治療施設へ移送されるまでの手続
- (3) 社会治療施設の現状
- (4) 社会治療施設における処遇内容
- (5) 効果・問題点

4 改善及び保安処分（その 1 保安監置）

- (1) 意義
- (2) 種類と要件
- (3) 保安監置の終了
- (4) 保安監置の合憲性
- (5) 保安監置の執行
- (6) 保安監置の留保
- (7) 事後的保安監置
- (8) 効果・問題点

5 改善及び保安処分（その 2 行状監督）

- (1) 意義
- (2) 行状監督の類型と要件
- (3) 期間
- (4) 執行
- (5) 行状監督に関する法改正の動き
- (6) 効果・問題点

おわりに

はじめに

本稿は、ドイツにおける「性犯罪の概要」、「性犯罪の動向」及び「性犯罪対策」を紹介することを目的としている。ドイツにおいても、我が国と同様、年少者に対する凶悪な性犯罪の発生¹等を契機として、1990年代半ばころから、法改正を含む様々な対策が実施されている。

本稿では、第1に「性犯罪の概要」について紹介する。ここでは、まず、ドイツにおける性犯罪の保護法益である「性的自己決定権」について簡単に触れた後、この性的自己決定権を侵害する最も基本的な罪である「性的強要・強姦の罪」及び近時特に問題になっている「児童に対する性的虐待の罪」の構成要件、法定刑及び法改正の経緯等について説明する。これらの罪については、1990年代半ばから度重なる改正がなされ、処罰範囲の拡大や法定刑の引上げが行われているのであって、そのこと自体が性犯罪対策となっていることに留意する必要がある。

第2に「性犯罪の動向」について紹介する。ここでは、上記の「性的強要・強姦の罪」及び「児童に対する性的虐待の罪」について、統計に基づき、認知件数及び検挙率の推移や、性犯罪者及び性犯罪の被害者の属性を説明する。

第3に、「性犯罪対策」について述べる。ここでは、第1で述べた「刑法改正による処罰範囲の拡大及び法定刑の引上げ」以外に、刑事司法の各段階でどのような性犯罪対策が実施されているのかを概観する。具体的には、性犯罪の犯人を検挙するために行われる各種捜査の手法、裁判所が言い渡す量刑、公訴・公判の各手続における性犯罪の被害者に配慮した諸規定、矯正処遇としての社会治療施設への収容、ドイツ特有の制度である改善及び保安処分（保安監置、行状監督）のそれぞれについて、その概要及び運用状況等を説明する。

なお、本稿の内容は、筆者らがドイツに訪問した2007年2月時点のものであること、また、本稿中、意見にわたる部分は筆者らの私見であることをお断りしておく。

第1 性犯罪の概要

1 性的自己決定権に対する罪と保護法益²

ドイツ刑法典は、13章に「性的自己決定権に対する罪」という章を設け、主として同章に性犯罪を処罰する規定を置いている。

1 1996年、バイエルン州において、6歳の少女が誘拐されて性的虐待後に殺害された事件等がある。逮捕された被疑者には児童に対する性的虐待の前科があり、仮釈放中であったことから、社会に大きな衝撃を与えた。

2 「ドイツにおける性刑法の改正（エアランゲン＝ニュールンベルク大学法学部教授フランツ・シュトレンゲ、訳井田良）」等による。

同章に置かれた一連の性犯罪規定の保護法益は、「性的自己決定権」であるとされている。これは、個人の意思決定や活動の自由を保護すべきであるという価値観から導かれる考え方である。

かつては、性犯罪の保護法益は、「風俗」であるとされていた³。しかしながら、1960年代に強くなったリベラルな時代思潮は、不必要的国家的干渉からの解放を目指すようになり、刑法も具体的な法益を保護するときにのみ、その存在が正当化されると考えられるようになった。このような流れの中で、かつて性犯罪の保護法益とされていた「風俗」は、刑法による保護に値する法益ではないという考え方支配的となり、1973年の第4次刑法改正法により⁴、13章に規定された一連の性犯罪の保護法益は、「風俗」から「性的自己決定権」へと転換された。

性的自己決定権に対する侵害は、特に被害者にトラウマとして残るものであり、人間の尊厳を著しく害するものであるという特質を有している。そのため、刑法においても、一般的な個人の自由保護の処罰規定とは別に、特別な章が設けられている。

2 性的強要・強姦

性的自己決定権を侵害する最も基本的な罪である「性的強要（Sexuelle Noetigung）」及びその加重類型（「強姦（Vergewaltigung）」を含む。）の各罪について紹介する。

(1) 構成

刑法は、暴行、脅迫等により他人に性的行為を行うことを強要した者を処罰する性的強要の罪（177条1項）を設けた上、その加重類型として、性交又はその類似行為を強要した場合（強姦）、複数犯による場合、危険な行為態様をもって行った場合等についての規定（同条2項ないし4項）を設けており、さらに、被害者を死亡させた場合の規定（178条）を設けている。性的強要を基本的な罪とし、その加重類型の構成要件を細分化して規定していること、強姦を性的強要の加重類型の一つとして位置付けていることなどが特徴である。

かつて刑法は、性的強要と強姦をそれぞれ独立の罪として規定しており、その構成要件も、性的強要の罪が、暴行又は脅迫を用いて他人に婚姻外の性行為を強要する行為（1997年の第33次刑法一部改正法による改正前の刑法178条、以下、「旧178条」という。）、強姦の罪が、暴行又は脅迫を用いて婦女に婚姻外の性交を強要する行為（同法177条、以下、「旧法177条」という。）というシンプルなものであった。しかし、その後、1997年の第33次刑法一部改正法において、性的強要と強姦が單一条文化されるとともに、構成要件が細分化

3 旧13章の見出しへ、「風俗に対する重罪と軽罪」とされていた。

4 これに先立ち、1969年の第1次刑法改正により、性刑法規定のこの方向での部分的な改正が行われていた。

されるなどし⁵、1998年の第6次刑法改正法において、構成要件が更に細分化されて、現在のような構成となった。

また、これらの改正において、一部の罪の法定刑が引き上げられた。これは、年少者に対する凶悪な性犯罪の発生等を契機に、性犯罪に対する社会の関心が高まったことなどを背景としている。

なお、性的強要の罪及びその加重類型は、強要罪の特に重い事例（240条4項1号）⁶の特別類型規定である。

(2) 性的強要の罪（177条1項）

まず、基本犯とも言うべき性的強要の罪について概観する。

ア 性的強要の罪は、他人に対し、①暴行を用いて、②生命若しくは身体に対する現在の危険をもってする脅迫により、又は③被害者が保護されずに行行為者の働き掛けにさらされている状況を利用して、行為者若しくは第三者の性的行為を甘受させること又は行為者若しくは第三者に性的行為をすることを強要した者を1年以上15年以下の自由刑に処するとするものである。なお、犯情があまり重くない事案では、6月以上5年以下の自由刑を言い渡すものとされる（177条5項）。

刑法は、かつては婚姻外の行為のみを犯罪としており、配偶者に対する性的強要は犯罪としていなかったが、1997年の第33次刑法の一部改正法により、「婚姻外の（aussereheliche）」という要件が撤廃された⁷。

また、性的強要の罪の法定刑の上限は、1997年の改正以前においては10年であったが（旧178条）、改正後は、15年に引き上げられた。

5 1997年3月21日の連邦議会資料は、「従来、強要された性交という意味での強姦が特に強調されてきたのは、かかる行為が被害者の性的自己決定権に対して特に冷酷で侮辱的な侵害であり、また、望まない妊娠の危険が存することを理由とする。しかし、強要された性交類似行為の中にも、口腔や肛門への性器の挿入行為のように、強要された性交と同様に侮辱的な侵害であると受け取られているものがあり、また、エイズに感染する危険が存するものもある。そこで、改正法においては、従来の強姦（旧177条）と従来の性的強要（旧178条）を統合して単一の構成要件（新177条）にするとともに、そのうち、特に侮辱的な行為である強要された性交・性交類似行為を強姦として特に重く処罰することとした。」旨説明している。なお、性的強要・強姦について「婚姻外の」という要件が撤廃された経緯については、注7参照。

6 刑法240条は、1項において、「暴行を用い、又は重大な害悪を加える旨の脅迫により、人に行動、受忍又は不作為を違法に強要した者は、3年以下の自由刑又は罰金に処する。」旨規定し、4項で、「犯情の特に重い事案では、刑は6月以上5年以下の自由刑とする。犯情の特に重い事案とは、原則として行為者が、①他の者に性行為若しくは結婚に応じることを強要したとき」としている。

7 この点の改正に先立ち、反対説からは、①国家が家庭の内部にまで介入することには違和感があり、これによって配偶者間の関係が一層硬化し、婚姻関係を持続する機会が著しく少なくなる可能性がある、②配偶者間における暴行・脅迫の立証は難しい、③婚姻が破綻したときの係争において177条の規定が悪用される可能性があるなどの意見が表明された。しかし、最終的には、性的自己決定権は、分割不能であり、婚姻締結によってこれを否定したり制限したりすることはできないという認識が大勢を占め、上記のような改正が行われた。

イ 「暴行」は、被害者に向けられた有形力の行使である。暴行は、被害者が現に行い、又は行おうとしている抵抗を排除するための手段として用いられなければならない。

「脅迫」は、被害者又は被害者と親しい関係にある第三者の生命・身体を侵害する旨の言動をなすことである。行為者において、実際に害悪を発生させるつもりであるか、そもそも害悪の発生が可能であるかを問わない。「現在の」危険を及ぼす旨の脅迫であることが必要であるため、例えば、「20年後にお前を殺す」といったものでは本条の脅迫には当たらない。なお、本条の脅迫に至らない程度の性的強要は、強要罪の犯情が特に重い事例(240条4項1号)として捕捉される場合がある。

ウ 性的強要の罪は、かつては、①暴行又は②生命若しくは身体に対する現在の危険をもってする脅迫を手段とする場合のみに成立するものとされていたが、1997年の第33次刑法の一部改正法により177条1項3号が新設され、③「被害者が保護されずに行行為者の働きかけにさらされている状況を利用して (unter Ausnutzung einer Lage, in der das Opfer der Einwirkung des Täters schutzlos ausgeliefert ist)」行う場合(177条1項3号)にも成立することとなった。

本要件の追加については、「行為者による暴行や脅迫はないが、被害者が助けを受けられない状態に置かれている場合において、被害者が、優越した立場にある行為者への抵抗を無意味なものとしてあきらめた」ときに177条の適用がないのは不合理ではないかとの考え方から出発しており、かかる法の空隙を埋めるために規定されたものと説明されている。具体例として、「被害者が行為者によって自動車で他者の助けを期待できない山奥に連れて行かれ、身体的に優勢な行為者と対峙し、その無保護の状況のゆえに抵抗を断念して行為者との性的行為に及んだ事案(事案1)」等が、これに当たるとされている。

この3号の規定は、法律上の状況や行為についての記述が漠然としているように思われる。この点、連邦憲法裁判所は、本規定につき刑罰法規の明確性の原則には反せず合憲である旨判示しているが、具体的な事案における本規定の適用の有無を巡っては、問題となることが多いようである。例えば、「被害者が、乱暴な男との風評のある犯人に対する一般的なおそれから抵抗をしなかった事案(事案2)」や、「被害者が父親の権威に敬意を払うあまり、あえて抵抗をしなかった事案(事案3)」においては、高等裁判所が3号の罪の成立を認めたのに対し、連邦通常裁判所は、その成立を否定している⁸。実務的にも、3号を適用した事案はそれほど多くないようであり、同号が積極的に利用されている状況にはないというのが実情のようである⁹。

(3) 性的強要の加重類型～強姦・共同行為（177条2項）

次に、性的強要の加重類型について概観する。

8 前掲シュトレンゲ「ドイツにおける性刑法の改正」参照。

9 ハンブルク検事局によれば、裁判所が3号の規定の適用を厳格に判断していることもあり、実務上の適用例は少ないとのことである。

ア 性的強要の加重類型の1は、性的強要のうち、①行為者が被害者と性交を行い、若しくは特に被害者の身体への侵入を伴う場合のように被害者を著しく辱める類似の性的行為を被害者に行い、若しくは被害者をして自分に対し行わせたとき（強姦）（1号）、又は犯行が複数の者により共同で行われたとき（2号）を特に重い事例とし、2年以上15年以下の自由刑に処するとするものである。

イ 前記(1)で述べたように、1997年の第33次刑法の一部改正法により、「強姦」は、「性的強要の罪とは別個の独立した罪」から「重い性的強要の一態様」となり、かつ、「性交の強要」のみならず「性交又は特に被害者の身体への侵入を伴う場合のように被害者を著しく辱める類似の性的行為の強要」という意味で用いられるようになった。その典型例は、口腔又は肛門への性器の強制的挿入である。

強姦は、行為者、被害者のいずれにおいても、その性別を問わない。したがって、女性も行為者になり得るし、男性も被害者になり得る。また、異性間でも同性間でも本罪は成立し得る。

ウ 「犯行が複数の者により共同で行われたとき」とは、総則規定（25条2項）¹⁰のいう共同正犯と同様の意味である。1997年の第33次刑法の一部改正法において、犯行が複数の者により共同して行われた場合には、被害者が抵抗する可能性がより小さくなるとともに、このような場合には特に激しい性的被害を受けることが通常であるという理由で重罰化された¹¹。

(4) 性的強要の加重類型～危険な行為態様（177条3項）

ア 性的強要の加重類型の2は、性的強要のうち、①行為者が、凶器若しくはその他の危険な道具を携行していたとき、②暴行又は暴行を加える旨の脅迫によって他人の反抗を阻止し若しくは排除するために、その他の道具若しくは手段を携行していたとき、又は③犯行により被害者に重い健康障害が生じる危険をもたらしたときには、3年以上15年以下の自由刑に処するとするものである。なお、犯情があまり重くない事案では、1年以上10年以下の自由刑を言い渡すものとする（177条5項）。

イ 1号の「危険な道具（gefaehrliches Werkzeug）」とは、その道具の客観的性質や個別の事例における具体的な使用方法により、重大な傷害を生じさせることが可能なものをいう。危険な傷害の罪（224条1項2号）の場合¹²と同様である。なお、危険な道具を実際に使用した場合には、後述の177条4項2号に当たる。

1号の規定は、1998年の第6次刑法改正法により新設された。

10 刑法25条2項は、「複数の者が共同して犯罪行為を行ったときは、各人が正犯として罰せられる（共同正犯）。」としている。

11 第33次刑法改正法についての1997年3月21日の連邦議会資料13/7324号

12 刑法224条1項は、傷害の罪（223条）の加重類型として、危険な傷害の罪を定め、その1態様として「凶器若しくはその他の危険な道具を手段として傷害を行った者」を挙げている（2号）。

ウ 2号の「その他の道具若しくは手段」とは、性的行為を強要する際に役立つものという。例えば、被害者を拘束するためのひもや、猿轡をかませるための布等がこれに当たる（これらは、1号の「危険な道具」には当たらない。）。行為者が、性的行為を強要する際にこれらの道具又は手段を使用する目的を有していることが必要である。

2号の規定も、1998年の第6次刑法改正法により新設された。

エ 3号の「重い健康障害が生じる危険 (die Gefahr einer schweren Gesundheitsschaedigung)」については、226条の犯情の重い傷害¹³の罪が対象としているような重大な障害、すなわち、身体の重要な部分の喪失や失明等に限られるのではなく、例えば、仕事をする能力が低下することなどを含む。本号の罪は、危険が発生したときに成立する。

3号の規定は、1997年の第33次刑法一部改正により新設され、1998年の第6次刑法改正法により法定刑の下限が2年から3年に引き上げられた。

(5) 性的強要の加重類型～特に危険な行為態様 (177条4項)

ア 性的強要の加重類型のその3は、性的強要のうち、①行為者が、犯行に際して、凶器若しくはその他の危険な道具を使用したとき、又は②被害者が、a 犯行の際に身体的に著しい虐待を受けたとき、若しくはb 犯行により死亡する危険がもたらされたときには、5年以上15年以下の自由刑に処するというものである。犯情があまり重くない事案では、1年以上10年以下の自由刑を言い渡すものとする（177条5項）。

イ 1号の「凶器又は危険な道具」は、177条3項1号の場合と同義である。

行為者が、被害者の抵抗を封するか、あるいは被害者に性的行為を受容させる目的で使用しなければならない。これに対し、例えば、身体的虐待をする目的で危険な道具を使用し、その後で性的行為を強要したような場合には、本規定の適用はなく、177条3項1号が成立することになる。

1号の規定は、1998年の第6次刑法改正法により新設された。

ウ 2号aの「身体的に著しい虐待」とは、健康に重大な影響を及ぼすか、又は酷い苦痛を伴うような身体の完全性への侵害をいう。前記177条3項3号の行為が被害者に危険を及ぼせば足り、実際に被害を生じさせなくてもかまわないのに対して、本規定の行為は、被害者に実際に被害を生じさせる必要がある。

2号bの「死亡する危険がもたらされたとき」とは、性的行為の強要によって被害人に具体的な死の危険が発生した場合をいう。

2号の各規定は、1997年の第33次刑法一部改正により新設され、1998年の第6次刑法改正法により法定刑の下限が2年から5年に引き上げられた。

13 刑法226条は、傷害の罪（223条）の加重類型として、犯情の重い傷害の罪を規定している。傷害の結果、被害者が、視力、聴力、会話能力又は生殖能力の喪失（1項1号）、身体の重要な部分の喪失、若しくは永続的に使えなくなること（1項2号）及び永続的に著しく外観を変更されること等（1項3号）を要件とする。

(6) 死の結果を伴う性的強要（178条）

性的強要によって、少なくとも軽率に、被害者に死の結果を発生させたときには、無期又は10年以上の自由刑に処するとするものである。

被害者に死の結果を発生させた場合における法定刑は、従来は5年以上15年以下の自由刑であったが、1998年の第6次刑法改正法により上記のように著しく引き上げられた。

(7) 上記で概観したように、性的強要・強姦の罪においては、その処罰範囲が拡大されるとともに、多数の加重類型が設けられるなどして、法定刑が大幅に引き上げられた。加重類型については、全体的に構成要件が細分化されすぎており、やや複雑すぎる感があるが、一定の重い罪を類型化して重罰化するという方向性自体は、当を得たものであり、それなりに評価できると考えられる。

3 児童に対する性的虐待等（176条）

次に、児童に対する性的虐待等の罪について紹介する。

(1) 構成

刑法は、14歳未満の者との性的行為をその者の同意の有無にかかわらず全面的に禁止しており、これについて児童（Kind）に対する性的虐待の罪（176条ないし176条b）という独立した規定を置いている¹⁴。基本的な構成は、性的強要・強姦の罪の場合に類似しており、まず、児童に性的行為を行った者等を処罰する児童に対する性的虐待の罪（176条1項・2項）を設けた上、その加重類型として、同種前科を有する者による場合、性交又はその類似行為をした場合、複数犯による場合、危険な行為態様をもって行った場合等についての規定（176条a）を設けており、さらに、被害者を死亡させた場合の規定（176条b）を設けている。

ドイツでは、児童に対する凶悪な性犯罪の発生等を契機に1990年代半ばころから、児童に対する性的虐待の罪について多数の改正が行われ、処罰範囲の拡大や法定刑の引上げが行われてきた。1998年1月の第6次刑法改正法によって、176条aが176条の加重類型として設けられたのも、その一環としてのことである。同改正の趣旨は、改正以前においては、児童に対する性的虐待の罪（旧176条）のすべてが軽罪に分類されていたところ、同罪の特に重い部分を軽罪に分類したままでおくことは、この種の行為の違法性及び責任に照ら

14 ドイツ刑法は、未成年者との性的行為について14歳未満の児童の場合のほか、14歳以上16歳未満の少年（174条1項1号）及び16歳以上18歳未満の少年（同条1項2号、3号）の場合についても規定している。14歳未満の児童の場合には、性的行為が全面的に禁止されるのに対し、14歳以上16歳未満の少年の場合には、被害者が行為者の子である場合か、又はその教育、職業教育若しくは生活上の世話を行為者に委ねられている場合に処罰され、16歳以上18歳未満の少年の場合には、被害者が行為者の子である場合か、又はその教育、職業教育若しくは生活上の世話を行為者に委ねられ、若しくは職務上若しくは労働上の関係の枠内で部下である場合（ただし、教育、職業教育、生活上の世話を、職務上若しくは労働上の関係と結びついた従属性を濫用する場合に限る。）に処罰される。

して相当ではないとの考慮により、当該部分を加重類型（176条a）として独立させ、重罪に分類したという点にある¹⁵。

（2）児童に対する性的虐待（176条）

まず、基本犯とも言うべき児童に対する性的虐待の罪について概観する。

ア 児童に対する性的虐待の罪は、14歳未満の者（児童）に対して性的行為を行い、又は児童をして自己に対して性的行為をさせた者（1項）、第三者に対して性的行為を行い、又は第三者が児童に対して性的行為を行うように、児童に決意させた者（2項）を6月以上10年以下の自由刑に処するとするものである。また、児童に対する性的虐待のうち、犯情が特に重い事案においては、1年以上15年以下の自由刑に処するものとしている（3項）¹⁶。

児童に対する性的虐待の罪については、2003年12月の性刑法改正法により、「犯情があまり重くない事案においては、5年以下の自由刑又は罰金とする」旨の規定（同法改正前の176条1項1文）が削除された。これは、かかる法定刑が、児童に対する性的虐待という重大な犯罪に対する制裁としては軽きに失してふさわしくないこと、被害者にとって、当該事案が犯情があまり重くない事案であると判断された場合、精神的に悪影響を及ぼす可能性があること等を理由とするものである¹⁷。

また、同改正法により、上記の「犯情が特に重い事案においては、1年以上15年以下の自由刑に処する」旨の規定（3項）が新設された。

イ 本規定の客体は、14歳に満たない者であり、性別を問わない。また、行為者の性別も問わない。行為者において、被害者が14歳未満であることについて少なくとも未必の故意があることを要する。

（3）児童に対する性的虐待の加重類型～同種再犯（176条a1項）

次に、児童に対する性的虐待の加重類型について概観する。前記(1)で述べたように、こ

15 ドイツ刑法は、重罪（Verbrechen）と軽罪（Vergehen）の二分類を採用している。重罪とは、法定刑の下限が1年以上の自由刑である罪をいい、軽罪とは、下限がそれ以下の自由刑又は罰金のある罪をいう（12条1項・2項）。刑法（例えば、重罪の未遂は常に処罰されるが、軽罪の未遂は法が明文で定める場合にのみ処罰される。23条1項）、刑事訴訟法（例えば、重罪は、必要的弁護の対象となり、軽微な犯罪であることを理由とする不起訴、公判手続の打切りの対象にはならない。140条1項2号、153条、153条a）及び裁判構成法（事物管轄が異なる。25条・74条）において意味を有する。

16 その他、刑法176条は、児童の前で性的行為を行った者（4項1号）、児童が自己に対して性的行為を行うようにさせた者（4項2号）、自己若しくは第三者に対して若しくはその前で児童が行い、若しくは児童に対して自己若しくは第三者により行わせるべき性的行為を児童にさせるために、文書により児童に影響を及ぼした者（4項3号）、ポルノ的模写若しくは記述を提示することにより、ポルノを内容とする録音物を再生することにより、若しくはこのような話をすることにより、児童に影響を及ぼした者（4項4号）、又は1項から4項に定める行為のために、児童を提供し若しくは斡旋することを約束し、又はこれらの行為をするよう他の者と約束した者（5項）を処罰している。

17 性刑法改正法についての2003年1月28日の連邦議会資料15/350号

これらの加重類型規定は、1998年1月の第6次刑法改正法によって設けられたものである。その後、2003年の性刑法改正法によって更に大幅な改正がなされた。

児童に対する性的虐待の加重類型のその1は、176条1項又は176条2項の罪を犯した者が、これらの犯罪行為を理由に5年以内に確定力を持つ有罪判決を言い渡されていた場合には、1年以上15年以下の自由刑に処するとするものである。なお、この場合において、行為者が官庁の命令に基づいて施設に収容されていた期間は算入されない(176条a6項)。また、犯情があまり重くない事案では、3月以上5年以下の自由刑に処するとしている(176条a4項)。

(4) 児童に対する性的虐待の加重類型～18歳以上の者による性交等（176条a2項）

ア 児童に対する性的虐待の加重類型のその2は、176条1項又は176条2項の罪を犯した者が、①18歳を超える者である場合において、行為者が被害者と性交を行い、若しくは特に被害者の身体への侵入を伴う場合のように被害者を著しく辱める類似の性的行為を被害者に行い、若しくは被害者をして自分に対し行わせたとき、②犯行が複数の者により共同で行われたとき、又は③犯行により被害者に重い健康障害をもたらし、若しくは身体的・心的な発達に対する著しい危険を生じさせたときには、2年以上15年以下の自由刑に処するとするものである。

本加重類型については、2003年12月の性刑法改正法によって法定刑の下限が1年から2年に引上げられた。なお、犯情があまり重くない事案では、1年以上10年以下の自由刑に処するとしている(176条a4項)。

イ ①は、従来、軽罪である176条の犯情が特に重い事案（法定刑は1年以上10年以下の自由刑）として規定されていたが、1998年1月の第6次刑法改正法によって重罪に分類された。その際に、行為者の範囲が18歳を超える者に制限されたものである。これは、立法者によれば、年齢に比べて身体的・精神的に発育した14歳に満たない少女と、18歳以下の青少年との性的関係、特に愛情関係による性的関係を重罪である176条aの対象から除外するためであると説明されている¹⁸。なお、そのような事案について軽罪である176条による処罰可能性は残されている。

②及び③は、1998年1月の第6次刑法改正法によって新設された。なお、③については、「被害者に身体的・心的な発達に対する著しい危険を生じさせたとき」という要件が設けられているが、これは、被害者が児童であることに着目したものである。具体的には、社会生活を送る上で重大な障害になるような、あるいは、就学・就業上の能力に問題を生じさせるような事態に陥ったときに、これに当たる。

(5) 児童に対する性的虐待の加重類型～ポルノグラフィーの対象目的（176条a3項）

児童に対する性的虐待の加重類型のその3は、176条1項から4項の罪を犯した者が、

18 第6次刑法改正法案についての1997年9月25日の連邦議会資料

正犯又はその他の関与者として、184条3項又は4項の頒布しようとしているポルノ文書の対象とする目的で行為を行った場合には、2年以上15年以下の自由刑に処するとするものである。

商品化を目的とした児童に対する性的虐待は、より違法性が高いとの理由により、1998年1月の第6次刑法改正法によって新設された¹⁹。

(6) 児童に対する性的虐待の加重類型～特に危険な行為態様（176条a 5項）

児童に対する性的虐待の加重類型のその4は、176条1項ないし3項の罪を犯した者が、①行為の際に児童を身体的に著しく虐待し、又は②行為により児童に死の危険を生じさせたときには、5年以上15年以下の自由刑に処するとするものである。

①について従前は、軽罪である176条の犯情が特に重い事案（法定刑は1年以上10年以下の自由刑）として規定されていたが、1998年1月の第6次刑法改正法によって重罪に分類され、法定刑も5年以上15年以下の自由刑に引き上げられた。また、同改正法によって②が新設された。各要件の内容については、前記2(5)の177条4項の箇所で述べたとおりである。

(7) 死の結果を伴う児童に対する性的虐待（176条b）

児童に対する性的虐待によって、少なくとも軽率に、被害者を死亡させた場合には、無期又は10年以上の自由刑に処するとしている。（176条b）

従前は、5年以上15年以下の自由刑であったが、1998年1月の第6次刑法改正法によって法定刑が大幅に引き上げられた。

(8) 上記で外観したように、児童に対する性的虐待等の罪においては、これらの罪の特に重い部分が加重類型として独立し、重罪に分類され、また、数度にわたって法定刑が大幅に引き上げられるなど、立法者の重罰化の姿勢が明確に示されている。

第2 性犯罪の動向

1 性犯罪の認知件数・検挙率

性的自己決定権に関する罪のうち、性的強要、性的強要の加重類型、児童に対する性的虐待及び児童に対する性的虐待の加重類型（以下、本項において「性犯罪」という。）について、その認知件数及び検挙率を紹介する²⁰。

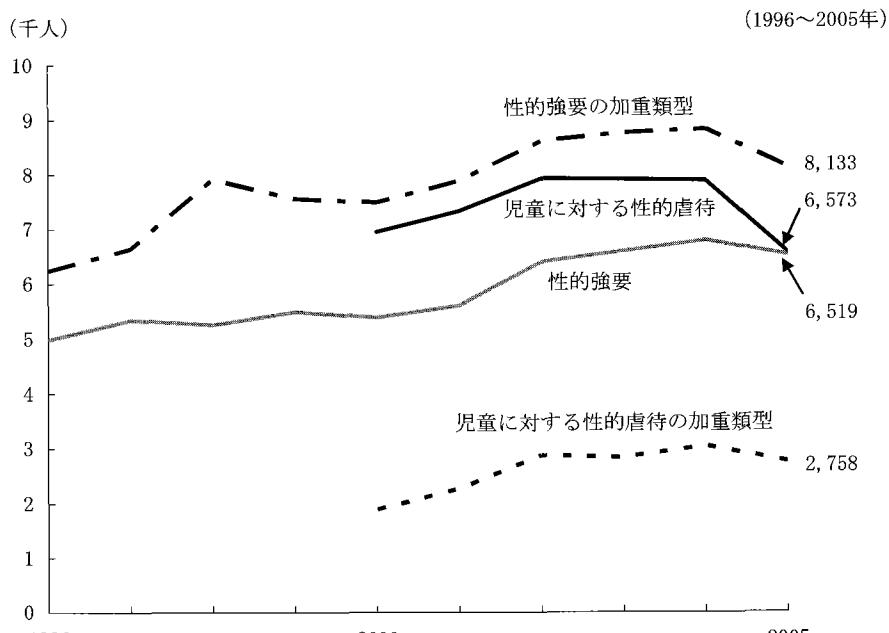
19 第6次刑法改正法案についての1997年9月25日の連邦議会資料

20 「性的強要」は、1997年以前は、刑法178条の罪であり、1998年以後は、177条1項及び5項の罪である。「性的強要の加重類型」は、1997年以前は、177条の罪（強姦Vergewaltigung）であり、1998年以後は、177条2項、3項、4項及び178条の罪である。「児童に対する性的虐待」は、176条1項及び2項の罪である。「児童に対する性的虐待の加重類型」は、176条a2項1号（2003年以前は1項1号）、176条a3項（2003年以前は2項）、176条a及び176条bの罪である。

(1) 認知件数

性犯罪の認知件数の推移（1996年から2005年までの10年間）は、図2-2-1のとおりである。

図2-2-1 主な性犯罪の認知件数の推移



注 Polizeiliche Kriminalstatistikによる。

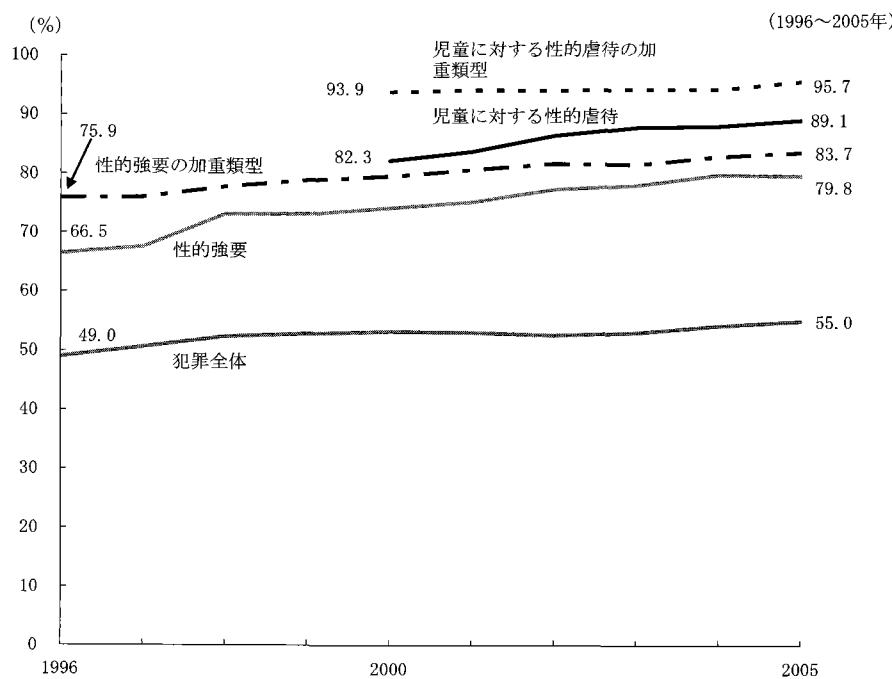
性的強要及び性的強要の加重類型については、いずれも2001年から増加傾向にあり、2004年には1996年からの10年間で最多を記録した。2005年には減少に転じているが、なお6千件台、8千件台と相当高い水準にある。また、児童に対する性的虐待及びその加重類型については、2000年から2002年までは増加傾向にあったが、その後は横ばい又は減少傾向にある。

(2) 捜査率

性犯罪の検査率の推移（1996年から2005年までの10年間）は、図2-2-2のとおりである。

犯罪全体の検査率が40%台から50%台で推移しているのに対し、性犯罪の検査率は、安定して高い水準を維持している。

図 2-2-2 性犯罪の検挙率



注 Polizeiliche Kriminalstatistikによる。

2 性犯罪者及び性犯罪の被害者の属性

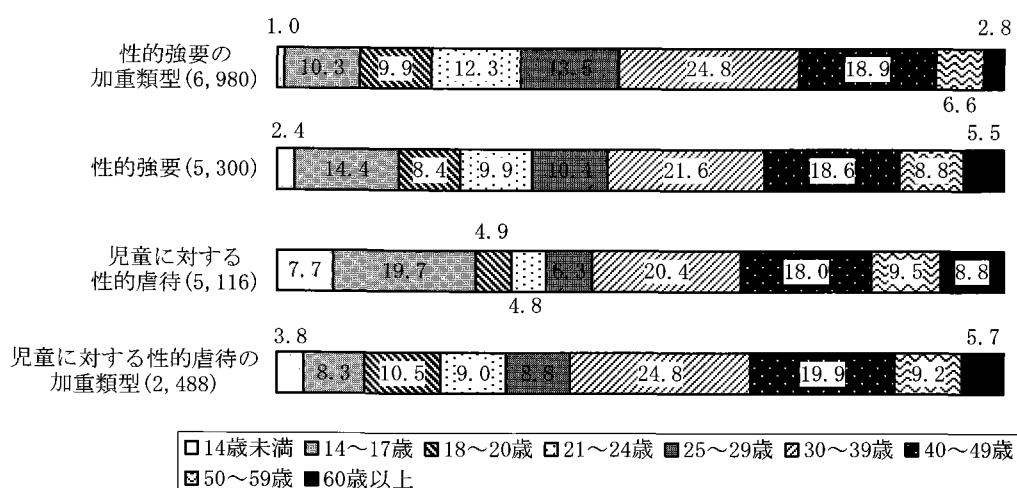
次に、性犯罪者及び性犯罪の被害者のそれぞれについて属性を見ることとする。

(1) 性犯罪者の属性

2005年における性犯罪を行った者の年齢層別人員は、図2-2-3のとおりである。児童に対する性的虐待については、18歳未満の者の比率が高い。

図 2-2-3 性犯罪者の年齢層別人員

(2005年)



注 1 Polizeiliche Kriminalstatistikによる。

2 「14~17歳」は、「14歳以上17歳以下」を示す。

(2) 性犯罪の被害者の属性

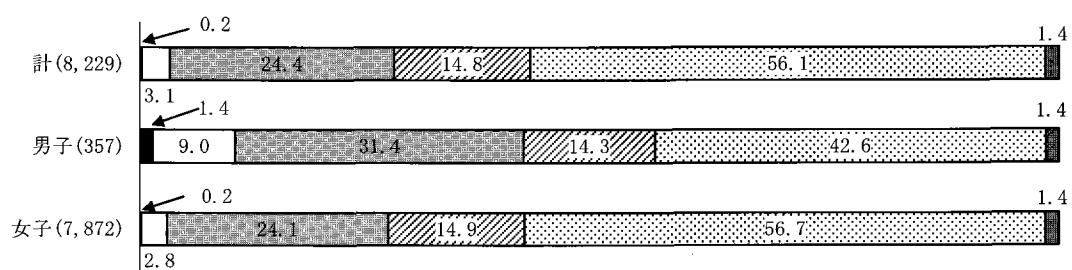
性的強要の加重類型及び性的強要の男女別・年齢層別の被害者数の構成比は、図2-2-4のとおりである。

被害者が男子の場合には、18歳未満の占める比率が高い。

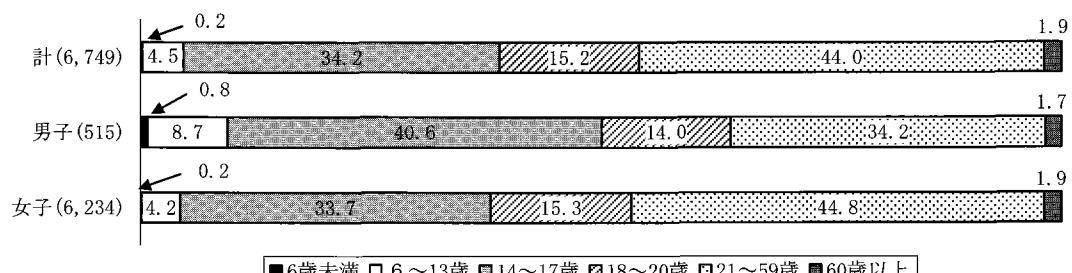
図2-2-4 性犯罪被害者の男女別・年齢層別構成比

(2005年)

① 性的強要の加重類型



② 性的強要



注 Polizeiliche Kriminalstatistikによる。

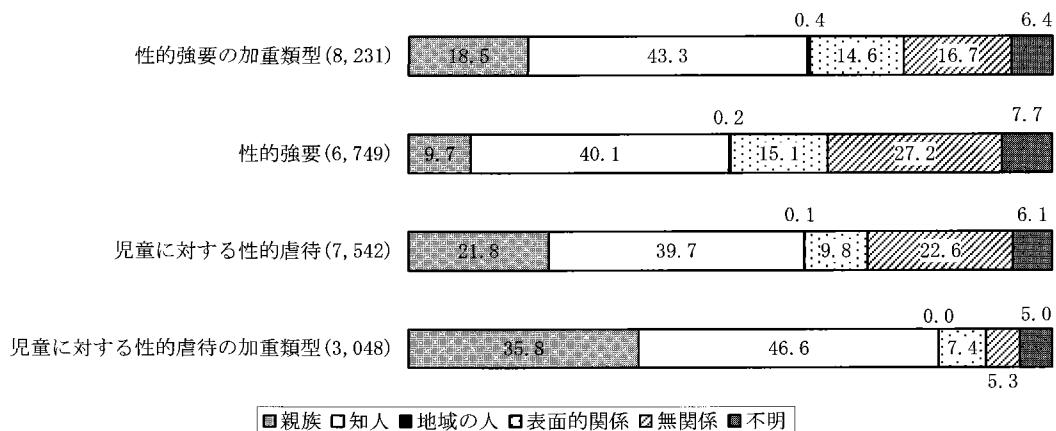
(3) 性犯罪者と性犯罪の被害者との関係

性犯罪における被害者と加害者の関係別構成比については、図2-2-5のとおりである。

いずれの罪においても「知人」が加害者である場合が、40%前後と最も高い比率となっている。児童に対する性的虐待の加重類型においては、「親族」の比率が35.8%、「知人」が46.6%と、この二つで80%以上を占める一方で、「無関係」の比率が約5%と低く、被害児童と関係性の深い者が加害者である場合が多いことがうかがえる。

図2-2-5 性犯罪における被害者と加害者の関係の構成比

(2005年)



注 Polizeiliche Kriminalstatistikによる。

第3 性犯罪者対策

1 検挙

性犯罪者は、検挙された後、裁判を経て、刑罰あるいはその他の処分を受けることとなる。そこでは、後述するように種々の対策が採られているところである。しかしながら、犯人が実際に検挙されることなしには、どのような有効な対策も画餅にすぎない。また、実証的研究によれば、人が犯罪を選択しないのは、検挙され処罰される確実性の程度によるとの見解も有力に主張されている。

そこで、本稿では、まず、犯人検挙のための有効な手段について概観する。具体的には、(1)近時、法整備が行われた「将来の刑事手続に資するためのDNA鑑定」及び「DNA一斉調査」の法制度の概要並びにその運用状況、(2)法医学研究所の役割、(3)その他の捜査手法について、それぞれ説明する。

(1) 将来の刑事手続に資するためのDNA鑑定

ア 意義

刑事訴訟法81条gは、重大な犯罪又は性的自己決定権を害する犯罪の嫌疑がかけられている被疑者又は被告人について、将来重大な犯罪による刑事手続が行われる可能性があると認められる場合には、裁判所の命令等により、この者から体細胞を採取してDNA鑑定を行い、DNA同定標本及び性別確定に資するデータを連邦警察局において保管・使用することができる旨定めている。

DNA鑑定は、犯罪捜査、特に性犯罪における犯人の特定に当たり極めて有効な手段であるところ、ドイツにおいては、1997年から、DNA鑑定に関する法令の整備が行われるようになった。本条は、1998年にDNA同一性確定法の制定により新設されたものであ

る²¹。それまでにも、被疑者又は被告人等から採取した体細胞等のDNA鑑定を実施することを定めた条項（81条e, 81条f）はあったが、これらは、当該事件の捜査においてのみ利用できるものであったのに対し、81条gは、DNA鑑定の目的の範囲を将来行われると想定される刑事手続にも広げたという点において大きな意義を有する。その後、81条gは、数度の改正を経て現在の形となった²²。

イ 要件

DNA鑑定を行うためには、以下の要件を満たす必要がある。

(ア) 被疑者又は被告人に重大な犯罪又は性的自己決定を侵害する罪の嫌疑がかけられていること（1項1文）

対象となる者は、重大な犯罪又は性的自己決定を侵害する罪の嫌疑がかけられている者である。「重大な犯罪（Straftat von erheblicher Bedeutung）」とは、具体的には、重罪及び重大な軽罪²³のことであるとされる。

1998年の立法当初は、重大な犯罪の嫌疑がかけられている者のみが対象とされていたが、2003年の法改正により、性的自己決定を害する犯罪の嫌疑がかけられている者に対しては、その犯罪が重大であるか否かを問わず、体細胞の採取及びDNA鑑定を実施できるようになった。これは、例えば、重大な犯罪には当たらない性犯罪である露出行為の罪を犯した者については、将来、性犯罪又は暴力犯罪を犯す可能性が強いのだから、体細胞を採取してDNA鑑定を実施して必要なデータを保管しておくべきであるとの考えに基づくものである²⁴。

また、重大な犯罪又は性的自己決定権を侵害する罪以外の犯罪であっても、犯罪を繰り返した者については、違法性の程度において重大な犯罪と同等に扱うことが認められており（81条g 1項2文），その場合においては、体細胞の採取及びDNA鑑定を実施することができる。

(イ) 犯罪の種類若しくは実行方法、被疑者又は被告人の人格又はその他の知り得た事実に基づき、その者に対し、将来、重大な犯罪による刑事手続が行われると想定されること（1項1文）

本要件についての判断は、一般的には、犯罪の種類、犯行態様、犯行後の行動、被疑者・

21 DNA同一性確定法1条が刑事訴訟法の改正となっており、それにより81条gが新設された。

22 この点に関する法改正の経緯については、渡邊齊志「ドイツにおけるDNA鑑定に関する立法動向」
外国の立法211、「ドイツにおけるDNA鑑定関連法規の改正」
外国の立法221、「ドイツにおけるDNA型鑑定の活用範囲を拡大するための法改正」
外国の立法227に詳しい。

23 重大な軽罪としては、例えば、危険な傷害の罪（224条）、犯情が特に重い窃盗の罪（243条）、恐喝（253条）等が挙げられる。

24 露出行為の罪を犯した者が、将来、性犯罪や暴力犯罪を犯す可能性が高いという意見については、批判もあり、「露出行為は、露出行為のみを繰り返す場合が多く、将来的に他の重要な性犯罪を犯す可能性が高いとは言えない。」とするものや、「露出行為の中には、性的強要をする意図で未遂に終わつたものが、露出行為として検挙されているものもあり、そのような場合、露出行為が将来的に性的強要に発展したとは言えないので注意を要する。」などと言われている。

被告人の前科・前歴、社会的な環境、精神的な障害の有無等に基づいて判断される。この点、DNAの採取・鑑定の検査における必要性・有用性が極めて高い²⁵一方で、これを実施することによる被疑者・被告人への侵害性はそれほど高くないことから、実務的にはDNAの採取・鑑定が広く認められる傾向にあり、特に、性的強要・強姦のような重大な性犯罪の被疑者・被告人については、ほとんどの事例で認められているようである²⁶。

(ウ) 体細胞の採取及び分子遺伝学的検査の実施のそれぞれについて、被疑者・被告人の同意又は裁判所の命令があること（3項）

実務的には、検査機関が被疑者・被告人に同意を求めて任意にこれらを実施することが多く、被疑者・被告人が拒否した場合に裁判所の命令を得ることとなる。被疑者・被告人の同意を得る際には、収集されるデータがどのような目的で使用されるのかを教示しなければならない。裁判所が命令に際して書面で示す理由には、①犯罪が重大であると判断する上で決定的な事実、②被疑者又は被告人に対し、将来、刑事手続が行われることが想定されるということを根拠づける知見、③上記①②における重要な事情についての考量を記載しなければならない。

DNAの採取・鑑定について、裁判所は、広くこれを認める傾向にあり、重大な性犯罪の場合はもとより、単純窃盗のような事犯においてもこれを認めた例があるとのことである²⁷。

ウ 鑑定

上記の要件を満たせば、被疑者又は被告人から体細胞を採取することができ、また、採取した体細胞を用いて、DNA同定標本及び性別の確定のために分子遺伝学的検査を行うことが許される（1項）。これらを調べるために必要でない鑑定を行うことは許されない。また、体細胞は、検査のために必要がなくなった場合には直ちに廃棄しなければならない（2項）。

検査は、命令書において公的に任命された鑑定人、義務付け法令(Verpflichtungsgesetz)により義務付けられた鑑定人、又は検査を実施する官庁に属しておらず、若しくは当該官庁の一部門に属しているながらも検査を実施する部署から組織的にも実質的にも分離されている公務担当者である鑑定人に委嘱されなければならない。なお、鑑定人に対しては、検査資料の持ち主の氏名、住所及び生年月日を伝達せずに引き渡さなければならないなどの配慮がなされている（3項が準用する81条f 2項）。

エ DNAデータの蓄積

収集したDNAデータは、連邦警察局において蓄積し、使用することが許される（5項）。

25 ハンブルク刑事裁判所によれば、性犯罪において、DNA鑑定は、犯人の特定のため重要な役割を果たしており、多くの事件の決め手となっているとのことである。

26 ハンブルク検事局によれば、性的強要・強姦のような重大な性犯罪の事例において、裁判所は、一般的にDNAの採取・鑑定を認めているが、児童ポルノの所持事犯や比較的軽微な傷害事犯等においては、児童に対する偏向や粗暴癖等の疎明資料が必要とされることが多いとのことである。

27 ハンブルク刑事裁判所による。

2007年1月29日現在、連邦警察局には、本規定により採取したもの、その他様々な現場から採取したものを含めて約55万人分のDNAデータが蓄積されており、このDNAデータバンクを用いることにより約3万5千の事例において人の特定に成功しているとのことである²⁸。

(2) DNA一斉調査

犯罪捜査のために特定地域住民全員を対象として行うような、鑑定対象を特定せずに実施する大規模調査である。もともと実務上なされていたものであるが、2005年に法律に規定された（81条h）。調査は、生命、身体、人格的自由又は性的自己決定権を害する重罪を対象とし、裁判所の命令及び対象者の書面による同意を必要とする。調査に当たっては、年齢、居住地等により対象が指定されなければならず、また、痕跡物質が当該範囲の者に由来するか否かを確定するために必要な範囲で、かつ、特に関係人の数に関して犯罪の重大性との間で均衡を失しない範囲で、行われなければならない。

DNA一斉調査が行われた事例としては、例えば、以下の事例がある²⁹。

【事例】

ドイツ国内のある都市で、11歳の女子の死体が発見され、体内から精液が採取された。また、被害場所から20キロメートルの範囲内で、犯行に使用されたと思われる刃物と被害者のリュックサックが発見された。警察は、被害場所から15キロメートル×20キロメートル四方の領域に居住する18歳から30歳までの男性に対し、唾液の任意の提出を求めた（なお、この場合において、唾液の提供は任意であるが、提出を拒否した者については、捜査上重大な関心を持つ旨伝えることとした。）。

その結果、一人の男性が家族に付き添われて唾液を提出したところ、唾液から検出されたDNAが当該死体から発見された精液のDNAと一致したばかりか、データバンクに登録されていた別件の性的殺人の現場から採取されたDNAとも一致し、男性は、2件の性的殺人で検挙されることとなった。

連邦警察局によれば、DNA一斉調査は、比較的頻繁に行われていることであり、一定の効果を挙げているようである。もっとも、この捜査手法に対しては、任意捜査とはいえ、提出を拒否した場合には、事実上嫌疑がかかる点などに強制的な要素があることなどを理由に、批判的な意見もある。

(3) 法医学研究所の役割

性犯罪においては、被害者の身体等に残された痕跡（精液、唾液等）が、犯人の特定等の犯罪捜査において重要な証拠となることが多いが、当該捜査において、法医学研究所が重要な役割を果たす場合がある。ここでは、筆者が訪問したハンブルク大学法医学研究所

28 連邦警察局ミヒヤエル・バウルマン博士に対するインタビューによる。

29 連邦警察局ミヒヤエル・バウルマン博士に対するインタビューによる。

の例を紹介する³⁰。

同研究所は、1904年に設立されたハンブルク大学医学部病院の附属施設であり、ハンブルク州内で発生した事件（年間約1,300件）を取り扱っている。その職務内容には、事故死を含めた死亡事件について死体の司法解剖を行い、死因を特定するなど我が国と同様のものもあるが、注目すべきは、性犯罪において、被害者の身体等に残された精液、唾液等を採取し、鑑定するなど、将来の刑事事件の立件、公判維持に向けた証拠保全について重要な役割を担っていることである。

この証拠保全は、警察の依頼を受けて行う場合もあるが、同研究所が、ハンブルク市内の産婦人科医や被害者団体等と協力して独自に証拠保全を行う場合も多い。例えば、強姦等の性犯罪の被害者の多くは、産婦人科医の診断を受けるが、同研究所は、ハンブルク州内の産婦人科医と協力体制をとっており³¹、その通報を受けて、証拠保全を行い、また、必要に応じて被害者に対し、捜査機関に通報するため、あるいは民事訴訟を行うための助言を行うなど、被害者保護に関し一定の役割を果たしている。その一方で、性犯罪の被害が偽装された場合に、これを見破るための診断、鑑定も行っている。

これらの取組みは、全ドイツ的なものではなく、ハンブルク大学法医学研究所独自のものであるとのことであるが、刑事事件における実体的真実の発見及び被害者保護の見地から、注目すべきものであると考えられる。

(4) その他の捜査手法

その他の捜査手法として、連邦警察局で試みられている捜査手法についていくつか紹介する³²。

ア 監視ビデオカメラ

ドイツでも、日本と同様、近時防犯等の目的で設置される監視ビデオカメラが増加しているところ、その中には、怪しい行動をとっている者が撮影された場合にアラームが鳴る仕組みになっているものなど、様々な工夫がなされたものがあるようである。その他にも、例えば、歩き方で人の同一性を識別できるものや、顔で人の同一性を識別できるもの等があり、それぞれ一定の防犯及び捜査の効果を挙げているようである。

イ プロファイリング捜査

犯罪の種類、被害者の属性、犯行の手口、自動車の使用の有無、凶器の種類・値段、投棄場所・投棄方法等の特徴を選び出し、過去の事件を統計的に分析することによって犯人

30 ハンブルク大学法医学研究所長クラウス・ピュセル博士に対するインタビューによる。

31 同研究所においては、その連絡先を記載した「暴力犯罪・性犯罪の被害者のための重要なお知らせ」と題した文書を産婦人科医等に配布して、これらの被害者に対し、「暴力犯罪や性犯罪の被害を受けた場合には、適切な診療を受けて肉体的・精神的に回復することが最も重要であるが、刑事事件に向けた立証のことを考えれば、迅速かつ適切な証拠保全が大変重要であること、民事事件においても証拠保全は重要であること」等を説明し、その注意を喚起している。

32 連邦警察局ミヒャエル・バウルマン博士に対するインタビューによる。

を絞り込んでいく捜査手法であり、これにより効率的な捜査が可能になるとのことである。例えば、性犯罪の場合、被害場所から20キロメートル以内に犯人が居住している可能性が80%、児童殺人の場合、被害場所から5キロメートル以内に犯人が居住している可能性が80%であるとのことであり、これらの統計に基づき効率的な捜査が可能になるとことである。

2 公訴・裁判

検挙された性犯罪者は、公訴を提起され、裁判を受けることになる。

ここでは、まず、性犯罪に対する近時の裁判所の量刑を概観し、次いで、公訴・公判の各手続における性犯罪の被害者に配慮した諸規定を紹介する。

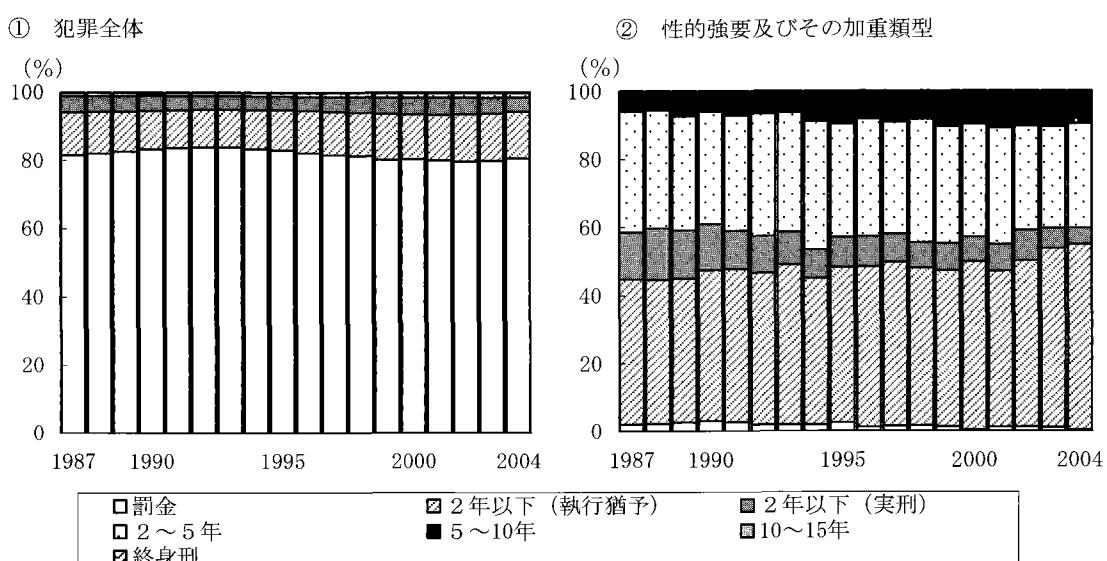
(1) 性犯罪の量刑の動向

刑法の性犯罪規定は、前記第1で述べたように、1990年代の半ばころから数回にわたって改正され、その中で法定刑の引上げが行われた。特に、児童に対する性的虐待の罪においては、1998年及び2003年の2度にわたって法定刑が引き上げられており、厳罰化の傾向が著しい。これらの改正を受けて、裁判所の科刑状況の動向はどのようにになっているのだろうか。

犯罪全体、性的強要の罪及びその加重類型における裁判所の科刑状況の推移（1987年から2004年までの18年間）は、図2-3-1のとおりである。

犯罪全体、性的強要及びその加重類型のいずれにおいても、科刑状況はおおむね横ばいである。

図2-3-1 性犯罪の科刑状況



注 1 Rechtspflege Fachserie10/Reihelによる。

2 「性的強要の加重類型」は、1997年以前は、強姦と性的強要を合計した数値である。

3 「2~5年」等は、「2年を超える、5年以下」を示す。

この点について、ハンブルク刑事裁判所は、「近時の科刑状況については、基本的には大きな変化はないと思われるが、立法者が厳罰化した罪、例えば、児童に対する性的虐待の罪の加重類型については、法改正の影響を受けて科刑も厳しくなっているという印象がある。」旨述べていた。

児童に対する性的虐待の罪及びその加重類型における裁判所の科刑状況の推移（2002年から2004年までの3年間）³³は、表2-3-2のとおりである。

児童に対する性的虐待の加重類型については、前記第1、3(4)で述べたとおり、一部の罪の法定刑の下限が1年から2年に引き上げられているところ、2004年においては前年に比して「2年以下（実刑）」が減少し、「2～5年」が増加するなど、やや刑が長期化している傾向にある。

表2-3-2 児童に対する性的虐待の加重類型（176条a）の科刑状況

年次	総数	罰金	2年以下 (執行猶予)	2年以下 (実刑)	2～5年	5～10年	10～15年	終身刑
2002	493	6	206	45	199	36	1	-
2003	561	4	231	43	232	51	-	-
2004	568	11	237	31	240	48	1	-

注 1 Rechtspflege Fachserie10/Riehe 3による。

2 「2～5年」は、「2年を超え、5年以下」を示す。

(2) 性犯罪の被害者に配慮した諸規定

前記第1でも述べたように、性的自己決定権に対する侵害は、特に被害者にトラウマとして残るものであり、人間の尊厳を著しく害するものである。そのため、法は、公訴・公判の各手続において、性犯罪の被害者に配慮した諸規定を置いている。

ア 公訴時効期間の開始時期の変更

公訴時効が成立した場合には、犯罪行為は処罰できず、また、改善及び保安処分（後記4、5）の命令もなしえない（刑法78条1項）。

この点に関連して、1994年の第30次刑法一部改正法により、一定の性犯罪（刑法174条から174条c、176条から179条）についての公訴時効期間は、被害者が満18歳に達してから初めて開始するものとされた（刑法78条b1項）。

これは、特に年少の被害者が犯人との関係で従属関係にあるとき、例えば、犯人が被害者の教育を担当する者や一定の信頼関係にある者であるときにおいては、被害者が被害事実を申告することを決意するまでに相当時間がかかるであろうこと、特に18歳に達しない

33 児童に対する性的虐待の罪の加重類型（176条a）の科刑状況については、2001年以前の統計が入手できなかったので、本稿では2002年以降のものを掲載している。

時点でそれを望むのは酷であることなどを考慮したものである。

イ 公判手続における証人保護

公判に在廷している者の面前で証人を尋問すればその証人の福祉に重大な不利益をもたらす差し迫った危険があり、その危険が他の方法、特に被告人の退廷又は公開の停止によって避けることができないときは、裁判所は、証人がその尋問中法廷外の別の場所にいるよう命ずることができる。この場合において、証言は、画像及び音声によりリアルタイムで法廷に伝達される（刑事訴訟法247条a）。

いわゆるビデオリンク制度であり、特に、性犯罪被害者の公判供述に伴う心理的負担を軽減するものとして有意義な制度であると考えられる。

もっとも、裁判所によっては、証言の信用性については、法廷内における証人の証言態度や印象によって判断する必要があるところ、ビデオリンク制度ではそれが十分でないと理由から、採用に消極的なところもあるようである³⁴。

その他、証人保護の制度としては、被告人の退廷（刑事訴訟法247条）等がある^{35 36}。

3 社会治療施設への収容

(1) 意義

性犯罪者の再犯防止のため、効果的な処遇を実施する必要性についての認識は、世界的な潮流となっており、多数の国で、性犯罪者に対する処遇についての様々な工夫がなされている。ドイツにおいても、同様の認識が持たれており、後述するように、近時、行刑法が改正され、一定の性犯罪を犯して行刑施設に入所した者のうち、特に治療的処遇を行う必要がある者については、社会治療施設に移送して特別な指導を行うこととされている。

そこで、本稿においては、まず、行刑法の改正と社会治療施設へ移送されるまでの手続を概観した後、ドイツ全体における社会治療施設の現状を統計的に眺め、最後に、筆者らが実際に訪問したハンブルクのフルスビュッテル刑務所内にある社会治療施設の例を示して、同施設における具体的な処遇内容を紹介し、最後に、社会治療施設における処遇の効果と問題点について論ずることとした。

(2) 行刑法9条1項の改正と社会治療施設へ移送されるまでの手続

社会治療施設（Sozialtherapeutische Anstalt）は、自由刑執行の一形態としての社会治療処遇を行う刑事施設である。

34 ハンブルク刑事裁判所では、ビデオリンク制度については、証人の信用性を判断するのに支障が多いとの理由で、あまり採用していないとのことであった。

35 刑事訴訟法247条は、「裁判所は、共同被告人又は証人が被告人の面前では尋問に際し真実を述べないおそれがあるときは、その尋問中、被告人を退廷させることができる。」旨定めている。

36 公判手続における被害者に配慮した規定としては、この他にも、公訴参加（刑事訴訟法395条以下）、付帯私訴（刑事訴訟法403条以下）、被害者に対する通知（406条d）、裁判記録の閲覧（406条e）等の各制度があるが、紙面の頁数等の都合から、本稿では詳述しない。

性犯罪者に対する社会治療施設における治療処遇は、従来から受刑者の同意を前提に行われていたが、1998年の性犯罪防止法の規定により、行刑法9条1項が改正され、一定の性犯罪者に対しては、社会治療施設での処遇を義務付けることができるようになった。改正後の行刑法9条1項は、「刑法174条から180条まで又は182条に該当する犯罪行為のために2年を超える自由刑を言い渡され、処遇調査（行刑法6条2項）又は6月経過ごとの判定（行刑法7条4項）の結果、社会治療施設における処遇の指示がなされた受刑者は、社会治療施設に移送されなければならない」とするものであり、2003年1月1日から施行されている。

なお、社会治療施設への移送は、性犯罪以外の犯罪により自由刑を言い渡された受刑者について行うことも可能であるが、その場合には、受刑者の同意を要する点が異なる（行刑法9条2項）。

前記行刑法9条1項の改正は、性犯罪者、とりわけ児童性愛の性癖のある性犯罪者に対し、一般刑務所では実施することのできない治療的処遇を行う必要があると認識されたことを背景としている。

同条項に基づく社会治療施設への移送手続について概観する。まず、行刑施設への収容手続（行刑法5条）の後、受刑者の人格及び生活状態についての調査が開始される（同6条1項）。調査は、それを知ることが行刑における受刑者の計画的処遇及びその者の釈放後の社会復帰のために必要とされる諸事情を対象とするが、その際、前記の性犯罪で有罪を言い渡された受刑者については社会治療施設への移送指示が適当であるかについて、特に入念に検討がなされなければならない（行刑法6条2項）。また、処遇調査に基づいて行刑計画が作成されるが（同法7条1項）、前記の性犯罪のために2年を超える自由刑を言い渡された者については、6月を経過するごとに、社会治療施設への移送の是非について新たに判定されなければならない（同法7条4項）。これらの結果、社会治療施設へ移送されることが相当とされた者が、社会治療施設に収容されることとなる。

なお、行刑法9条1項に基づく手続以外にも、従来どおり、自ら治療を受けたいと望んで社会治療施設に入所する受刑者もいる。

(3) 社会治療施設の現状

次に、社会治療施設の現状について、ヴィースバーデンにある「犯罪学センター（Kriminologische Zentralstelle）³⁷」作成に係る「行刑における社会治療2006（Sozialtherapie im Strafvollzug）」等に基づいて紹介することとする。

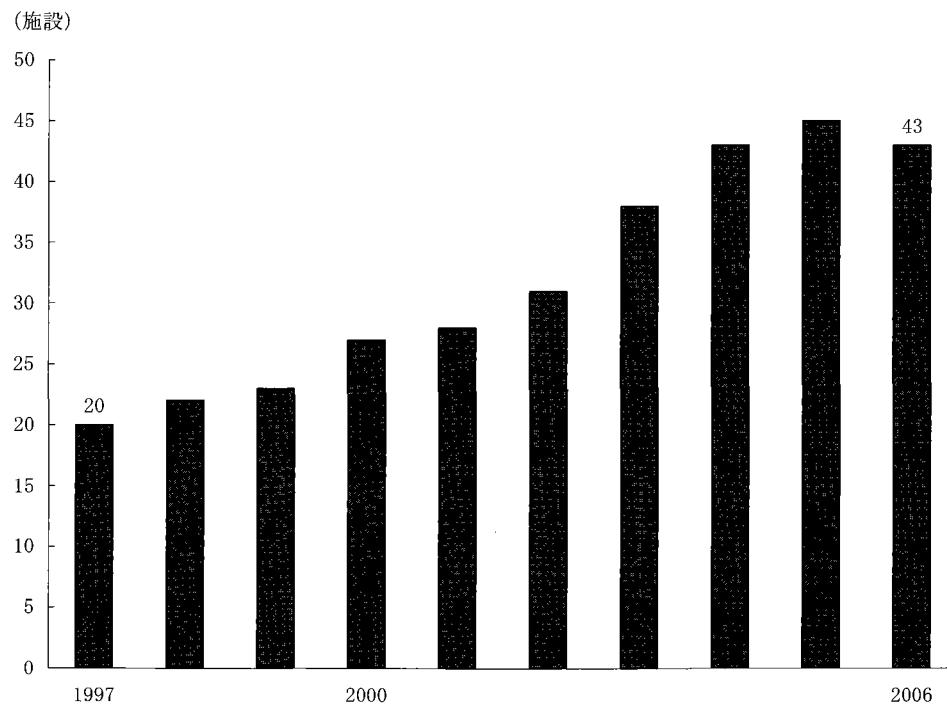
37 犯罪学センターは、連邦政府と各州政府の共同出資により運営されている法人であり、これらの委嘱を受けて、1997年から社会治療の現状に関する実態調査を実施している。センター長のルドルフ・エッグ博士は、心理学者であり、性犯罪対策について造詣が深い。本稿における「社会治療施設の現状」に関する記述は、「行刑における社会治療2006」によるほか、エッグ博士に対するインタビューを踏まえて行ったものである。

ア 社会治療施設数

社会治療施設数の推移（最近10年間）は、図2-3-3のとおりである。

図2-3-3 社会治療施設数の推移

(1997~2006年)



注 1 Sozialtherapie im Strafvollzug 2006による。

2 それぞれの年の3月31日現在の数値である。

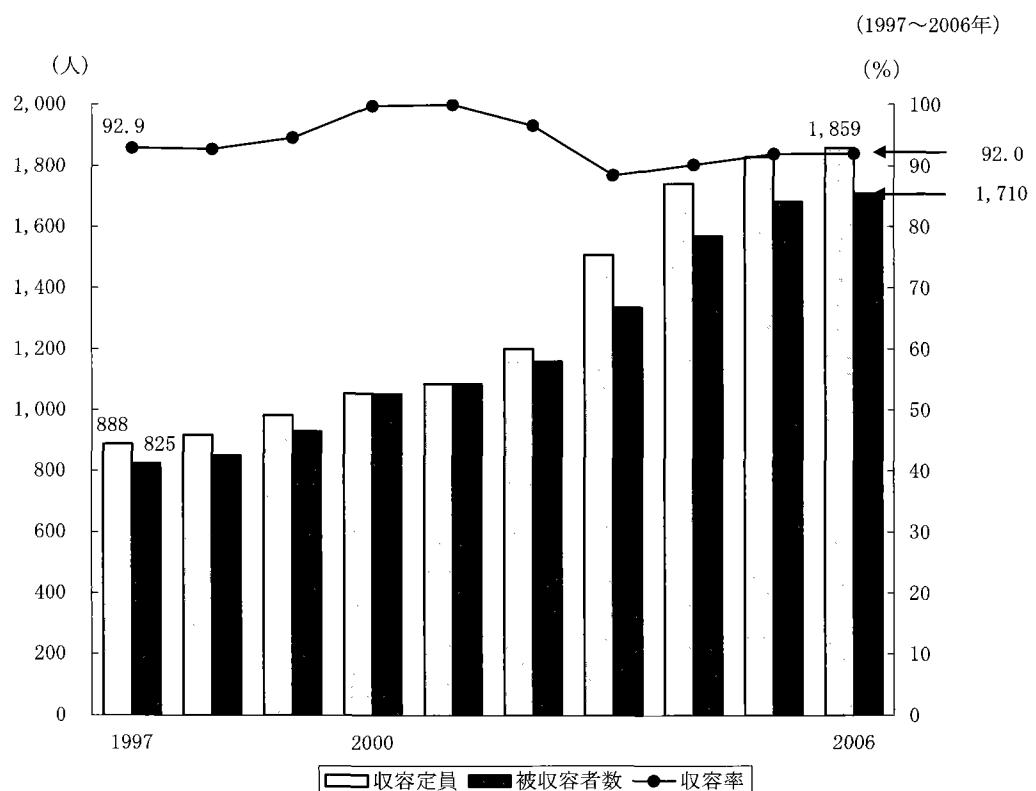
社会治療施設数は、1998年の行刑法9条1項の改正により著しい増加傾向にあり、最近10年間で2倍以上になっている。2006年3月31日現在における社会治療施設数は、43であり（前年同日現在と比較して2施設減少）、独立した施設としてのものが6、そうでないものが37である。なお、施設数が前年同日現在と比較して減少しているのは、ハンブルクにあった旧2施設をハンブルクのフルスピュッテルの社会治療施設に合併したことによるものであって、収容定員は、フルスピュッテルの社会治療施設を拡張したことにより増加している。

収容施設の内訳は、男子収容施設が34、女子収容施設が3、少年収容施設が6である。

イ 社会治療施設における収容定員及び被収容者

社会治療施設の収容定員、被収容者数及び収容率の推移（最近10年間）は、図2-3-4のとおりである。

図2-3-4 社会治療施設収容定員・被収容者数及び収容率



注 1 Sozialtherapie im Strafvollzug2006による。

2 それぞれの年の3月31日現在の数値である。

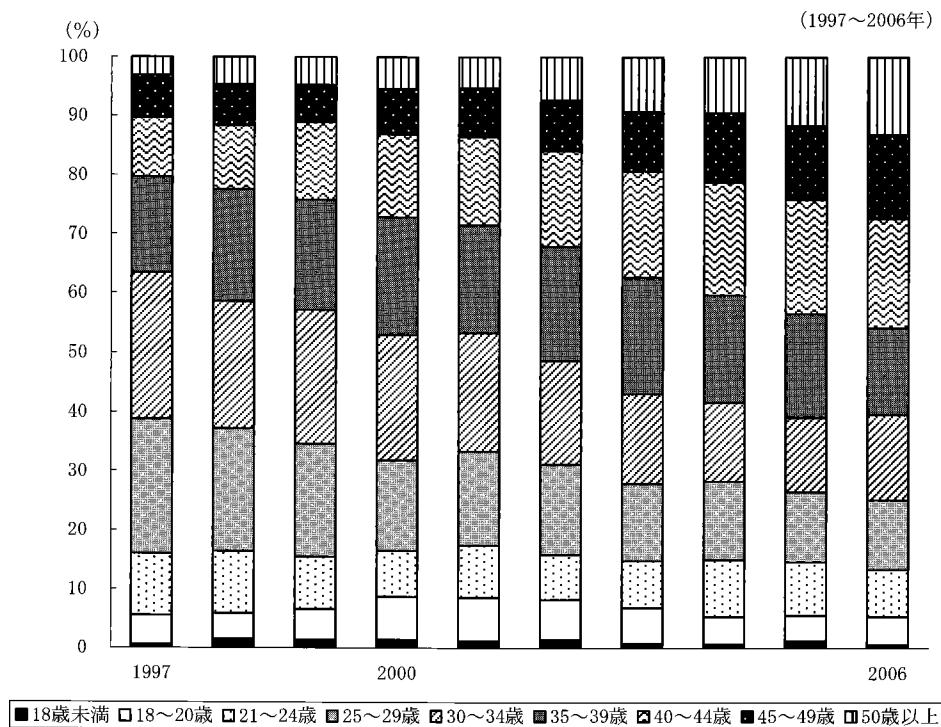
収容定員及び被収容者数のいずれも、1998年の行刑法9条1項の改正により著しい増加傾向にあり、最近10年間で2倍以上になっている。2006年3月31日現在における被収容者数は、1,710人であるところ（前年同日現在と比較して28人増）、そのうち1,632人（95.4%）はドイツ人である。また、43施設中24施設が、ドイツ人のみの収容となっている。

収容定員及び被収容者数を男女別に見ると、収容定員が男子1,822人（98.0%）、女子37人（2.0%）、被収容者数が男子1,678人（98.1%）、女子32人（1.9%）であって、いずれも男子が圧倒的に多い。収容定員の女子比率は、低下傾向にあり、1997年に3.9%であったのが、2006年には2.0%となった。これは、社会治療施設全体の収容定員が倍増したのに対し、女子収容定員はあまり変化がないことによるものである。すなわち、社会治療施設全体の収容定員が倍増したのは、行刑法9条1項の改正による社会治療施設の拡大によるものであるところ、これは性犯罪で有罪判決を受けた者を収容するためのものであり、その人員は、男子が圧倒的に多い。

社会治療施設の収容率は、1998年以降上昇傾向にあり、2001年には100%に達したが、その後、収容定員が増加したため、最近は、おおむね90%前後で推移している。

社会治療施設における被収容者の年齢層別構成比の推移（最近10年間）は、図2-3-5のとおりである。

図2-3-5 社会治療施設被収容者の年齢層別構成比



注 1 Sozialtherapie im Strafvollzug2006による。
 2 それぞれの年の3月31日現在の数値である。
 3 「18~20歳」は、「18歳以上20歳以下」を表す。

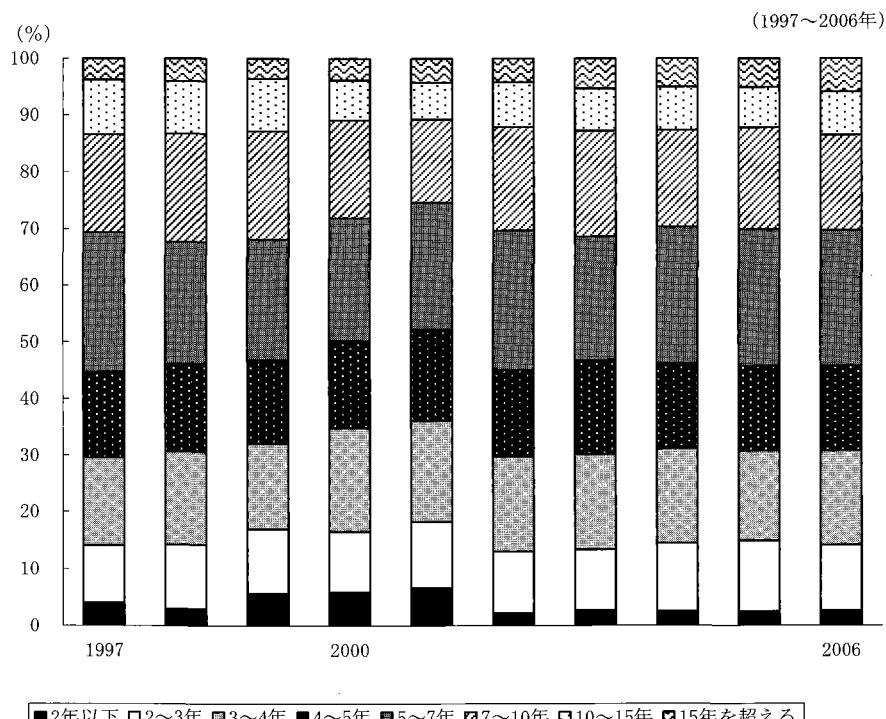
40歳以上の者の比率が年々上昇しており、1997年に20.4%であったのが、2006年には45.8%と倍増している。また、これは、通常刑務所の同年齢層の被収容者の比率が29.5%であったのに比して相当高い。

社会治療施設における被収容者の収容期間別構成比の推移（最近10年間）は、図2-3-6のとおりである。

2006年3月31日現在における被収容者のうち、7年を超える10年以下の者が16.7%、10年を超える15年以下の者が7.7%、15年を超える者が5.9%と、相当長期にわたって収容されている者が一定程度いることが分かる。

被収容者の収容期間別構成比は、経年であまり変化は見られない。

図2－3－6 社会治療施設被収容者の収容期間別構成比



■2年以下 □2~3年 ▨3~4年 ■4~5年 ▨5~7年 □7~10年 □10~15年 ▨15年を超える

注 1 Sozialtherapie im Strafvollzug2006による。

2 それぞれの年の3月31日現在の数値である。

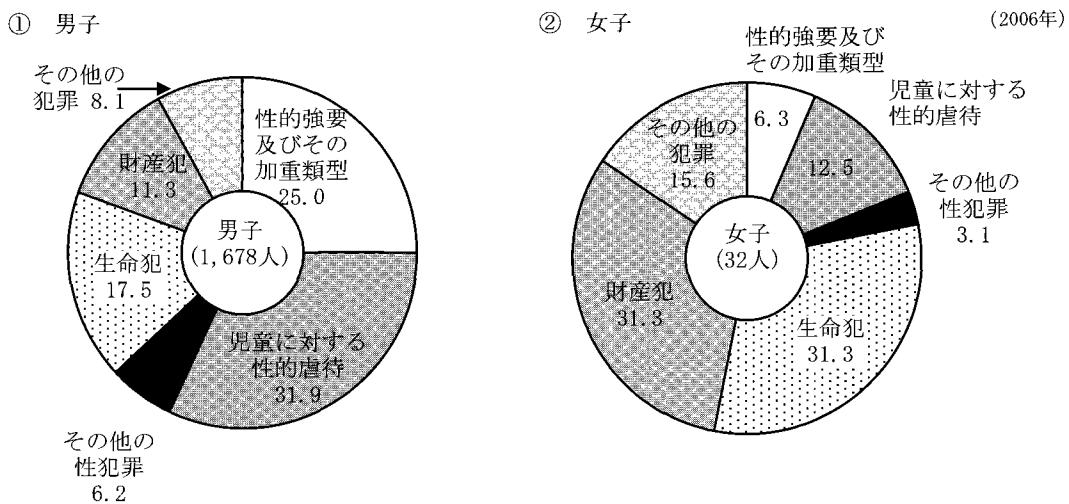
3 「2~3年」は、「2年を超える3年以下」を表す。

ウ 社会治療施設における性犯罪者

社会治療施設における被収容者の男女別罪名別構成比（2006年3月31日現在）は、図2－3－7のとおりである。

男子の場合、被収容者数1,678人のうち、性犯罪を犯して収容された者が1,059人(63.1%)を占め、生命犯、財産犯を犯して収容された者は、それぞれ294人(17.5%)、189人(11.3%)である。これに対し、女子の場合、被収容者32人のうち、性犯罪を犯して収容された者は、7人(21.9%)にとどまり、生命犯、財産犯を犯して収容された者が、いずれも10人(31.3%)に上る。

図2-3-7 社会治療施設被収容者の男女別罪名別構成比

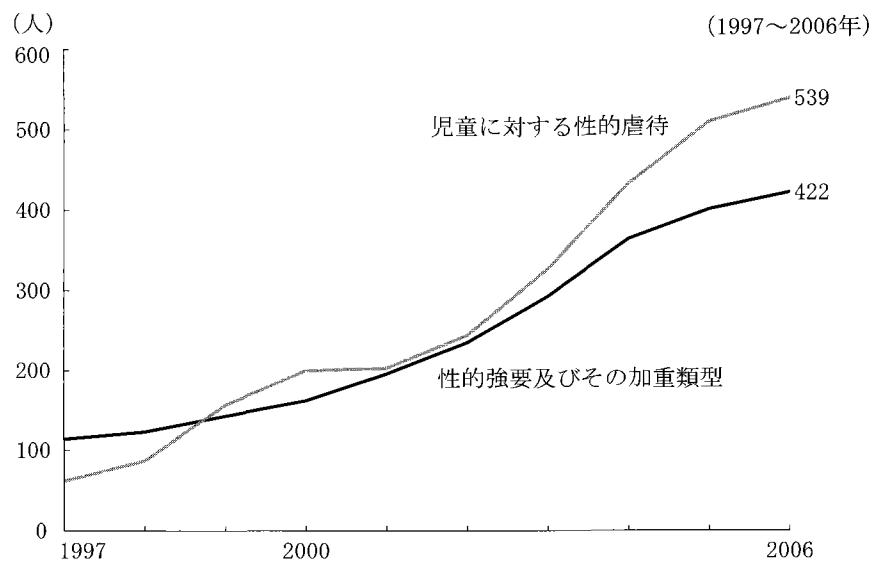


注 1 Sozialtherapie im Strafvollzug2006による。

2 3月31日現在の数値である。

社会治療施設における性犯罪者数の推移（最近10年間）は、図2-3-8のとおりである。

図2-3-8 社会治療施設被収容者における性犯罪者数



注 1 Sozialtherapie im Strafvollzug2006による。

2 「重い性的強要（強姦等）」は、1997年以前は、強姦である。

3 それぞれの年の3月31日現在の数値である。

社会治療施設における性犯罪者数は、著しい増加傾向にある。特に、児童に対する性的虐待の罪により収容された者の増加傾向が著しく、1999年には性的強要及びその加重類型により収容された者の数を上回り、1997年から2006年の10年間で約8.7倍となっている。

これは、1998年の行刑法9条1項の改正により一定の要件を満たす性犯罪者について社会治療施設への移送が義務付けられたことによる影響によるものと考えられるところ、同法は、前記(2)で述べたとおり、特に児童性愛の性癖のある性犯罪者に対しては、一般刑務所では実施することのできない治療的処遇を行う必要性があることを背景に改正されたことによるものと考えられる。

(4) 社会治療施設における処遇内容

ここでは、筆者らが訪問したハンブルクのフルスビュッテル刑務所(Justizvollzugsanstalt Fuhlsbuettel, Hamburg)内にある社会治療施設について紹介する。

ア 社会治療施設は、フルスビュッテル刑務所内にあるが、行刑部門とは物理的にも組織的にも独立している。社会治療施設の収容定員は136人であり、その内訳は、閉鎖的な施設である第4館(Haus-iv)に94人、より開放的な施設であるベルゲドルフ(Bergedorf)に42人となっている。

社会治療は、2段階に分けて行われており、被収容者は、まず、閉鎖的な施設である第4館に収容されて集中的・本格的な治療処遇を受け、その後、処遇の効果が認められて、より拘束の緩和された環境で治療処遇を受ける資格があると判断されると、より開放的な施設であるベルゲドルフに移送されるという段階的な構造になっている。ベルゲドルフにおける収容期間は、6月以上24月以下とされている。

イ 第4館には、ハンブルクの行刑施設に収容された主として性犯罪者及び暴力犯罪者の中で特に治療が必要な者が移送されてくる³⁸。

第4館に入所するための最低条件として、①ドイツ語を理解できること、②重い精神疾患のないこと、③性的傾向のない性犯罪者、例えば、営業的な動機で性犯罪を犯した者ではないことなどが必要とされている。①②の要件を満たさない者は、治療処遇の内容を理解できないため、治療処遇の効果を期待できず、また、③に当たる者は、性衝動によって犯罪を犯したわけではないので、性衝動を抑えるための教育をする治療処遇になじまないからである。また、治療処遇を受ける気の全くない者も、治療処遇の効果は期待できないため、いったんは社会治療施設に移送されるが、その後、後述の試行段階における検査を経て、通常の行刑施設に再度移送されることとなる。

被収容者は、26人、26人、26人、16人の四つの生活グループに分類される。この26人の生活グループは、さらに13人ずつの処遇グループに分類される。グループごとに、社会・教育、心理学の各専門家と一般公務員が、処遇担当スタッフとして就く。

入所後3か月間は試行期間であり、被収容者全員が処遇検査を受ける。そこでは、非行歴があるか、他人の影響を受けやすいかなど、20項目からなるテストが実施され、被収容

38 2007年2月6日現在のフルスビュッテル社会治療施設に収容されている者のうち、性犯罪者の比率は43%、暴力犯罪者の比率は27%であり、両者で70%を占める。

者が治療処遇を受ける適性を有しているか、どのような治療を受けるべきかといった観点から、処遇計画が作成される。試行期間後の本格的な治療処遇は、この処遇計画に基づいて行われる。

治療処遇は、集団処遇の形態で、認知行動療法の理論に基づいた各犯罪に特有のプログラムを用いて行われる。性犯罪者の場合、性犯罪者処遇プログラム（Sex Offender Treatment Programme）を用いた治療処遇が実施されるが、これは、性的嗜好（例えば、幼児性愛、同性愛等）自体を変えようとするものではなく、専ら、性的衝動を抑えることを教育するものとなっている。これは、性的嗜好については、教育によって変えられるようなものではないが、性衝動の抑制は、教育次第でなしうるようになるとの理念に基づいている。ここでは、被収容者は、8から9人のグループに分かれ、1回90分の治療処遇を週2回、12か月から15か月の間、受けことになる。治療処遇の内容としては、例えば、①性犯罪を犯した理由、②性犯罪を正当化する理由、③性犯罪の機会を作った経緯、④被害者の抵抗をどのように封じたかという点について、各被収容者に詳細に発言させ、これらについて他の被収容者を交えて討論させるといったものがある。これは、被収容者に、性犯罪を犯した理由、その背景事情を認識させるとともに、他の者の意見に耳を傾けさせるなどして、自分のとった行動の問題点を理解させるためのものである。

被収容者に対しては、これ以外にも、自己の感情をコントロールしたり、社会適応能力を身につけるためのプログラム（Reasoning and Rehabilitation=R&R）が用意されているほか、被害者への共感、社会常識の理解ができるようにするための指導や、通常の行刑施設と同様に、労働・教育指導や釈放前の準備指導等も行われている。

(5) 効果・問題点

ドイツでは、性犯罪者に対し、社会治療施設における本格的な処遇が始まってからまだそれほど時が経っておらず、その明確な治療効果は定かではない。しかしながら、性犯罪者に対して特別な処遇プログラムを組み、集中的な治療処遇を行うこと自体は、諸外国における実証的な研究結果等に照らして正しい方向であると思われ、今後、対象者の選別やプログラムの改良等によってそれなりの効果が期待できるものと思われる。

もっとも、社会治療施設における治療処遇は、これを積極的に受けようと考えている被収容者にのみ有効であるとされており、自己の犯罪事実を否認している者、自己の犯行を正当化し、改善・更生の意思のない者等には、有効な再犯防止手段とはなり得ない。この点、治療処遇になじまないような性犯罪者の中にこそ、凶悪で危険な犯罪者がいるのではないかとも思われるところ、これらの者に対する有効な処遇方法は確立していないようである。また、社会治療施設の収容人員には限りがあるところ、性犯罪者の処遇に力を入れることにより、他の罪種の犯罪者（例えば、暴力犯罪者）に対する処遇がおろそかになつているのではないかとの指摘もある。今後は、これらの問題点をどのように克服していくのかという点が大きな課題となるものと思われる。

4 改善及び保安処分（その1 保安監置）

ドイツ刑法は、刑罰と並んで、行為者の責任から独立した「改善及び保安処分 (Massregeln der Besserung und Sicherung)」の制度を有している。改善及び保安処分の存在意義は、公共及び個々の市民を犯罪から保護するという任務を、国家は、多くの場合、刑罰を用いるだけでは果たしえないという点にあると説明される。すなわち、刑罰は、有責になされた犯罪に対してのみ科されるものであって、その重さも、有責になされた不法の程度により限定されているため、仮に、行為者が更なる重大な犯行に及ぶことが予想されたとしても、これを予防するためには、かかる限定された刑罰では十分に有効なものとは言いがたいというのである。このような場合において、ドイツ刑法は、本来は、予防警察的な性格の治療的処分又は純然たる保安的処分を、犯された犯罪を理由とした処罰を決定するのと同一の手続において、言い渡すことができるものとしている³⁹。

本稿では、改善及び保安処分のうち、性犯罪対策として、自由剥奪を伴う処分である保安監置 (Unterbringung in der Sicherungsverwahrung) 及び社会内で行う処分である行状監督 (Fuehrungsaufsicht) を紹介することとする。

(1) 意義

保安監置は、自由刑の執行終了後において更に重大な犯罪を行うおそれのある者について、その者から社会を防衛するため、刑の執行終了後も更にその者を拘禁する処分である。裁判所が、必要的に自由刑に併科して保安監置を命ずる場合と、裁量で自由刑に併科して命ずる場合がある。

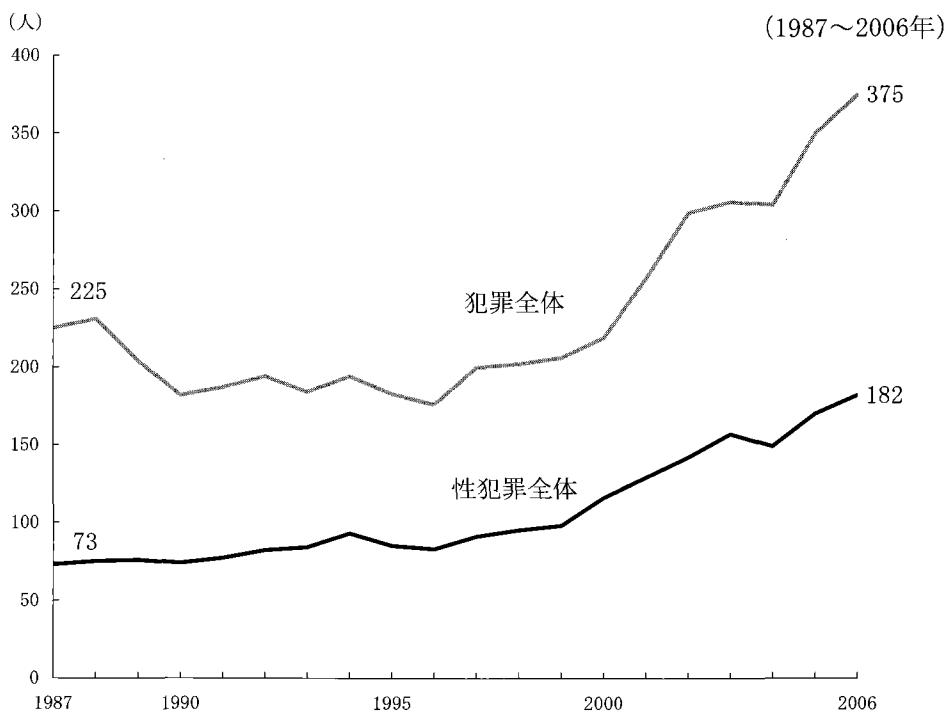
保安監置については、1998年に、重罪及び一定の性犯罪等については、裁判所が自由刑に併科して保安監置を命ずることのできる要件が緩和されるなどの改正が行われた。また、2002年には、一定の性犯罪等による有罪判決の言渡しの際に、行為者が、社会にとって危険であるか否か確定できない場合、裁判所が、一定の期間、保安監置の命令を留保できる制度が創設され、さらに、2004年には、一定の性犯罪等による自由刑の執行が終了する前に、当該受刑者が社会にとって重大な危険性を有することが明らかになった場合、裁判所が、裁量で事後的に保安監置を命ずることができる制度（事後的保安監置）が導入された。

最近20年間における保安監置収容人員の推移は、図2-3-9のとおりである。

保安監置は、従来から、個人の自由をその責任とは無関係に侵害する刑事政策最後の緊急措置と位置付けられ、謙抑的に運用されてきた。その姿勢自体は、現在も同様であると考えられるが、前記性犯罪関係の法改正が行われた1990年代後半ころから、保安監置による収容人員は、性犯罪者を中心として増加傾向にある。

39 イエシェック=ヴァイゲント（西原春夫監訳）「ドイツ刑法総論第5版」639頁。

図 2-3-9 保安監置収容人員の推移



注 1 Rechtspflege Fachserie 10 Reihe 4.1 Strafvollzug (1990年以前はReihe 4)による。

2 各年における3月31日現在に保安監置処分で収容されている者の数値である。

(2) 種類と要件

保安監置には、裁判所が、必要的に自由刑に併科して保安監置を命ずる場合と、裁量で自由刑に併科して命ずる場合がある。

ア 必要的保安監置

故意の犯罪行為により2年以上の自由刑の言渡しを受けた者が、①以前に行った故意の犯罪行為により、既に2度、それぞれ1年以上の自由刑を言い渡されており、②これらにより、既に2年以上の自由刑の執行を終え、又は自由剥奪を伴う改善及び保安処分の執行を受けており、かつ、③行為者及びその行為を総合的に判断すると、その者が、重大な犯罪行為を行う習癖、特に被害者の精神若しくは身体を著しく侵害する犯罪行為⁴⁰又は重大な経済的損害を引き起こす犯罪行為を行う習癖のため、社会にとって危険であることが明らかである場合に、裁判所は、刑に併科して保安監置を命ずるとするものである（刑法66条1項）。

要件③の犯罪行為を行う「習癖（Hang）」について、判例は、犯罪行為が単に偶発的・一時的なものとして行われるのではなく、行為者の性向によって習慣化した行動パターンに基づいて、さしたる誘因がなくても反復的に行われることを意味するとしている。習癖

40 性犯罪は、通常、被害者の精神を著しく侵害する重大な犯罪行為に当たるものとされる。

の認定及び行為者が習癖のため社会にとって危険であることが明らかであることの認定は、行為者の性格、態度、行動等を全体的に評価することによりなされなければならない。

この点、実務においては、検察官が捜査段階において、行為者が重大な犯罪行為を行う習癖のため社会にとって危険である疑いがあると認めた場合、起訴前の段階で鑑定人に鑑定を依頼している⁴¹。鑑定人には、通常、大学の精神科の医師がなり、鑑定は、鑑定人が当該事件記録及び対象者の同種前科関係の書類等を精査するとともに、対象者を面接することによって行われる。鑑定の経緯、結果及びその理由は、鑑定書に詳細に記載され、起訴状に添付される。鑑定人は、公判においても、これらの内容について証言し、検察官は、論告において、鑑定書及び鑑定人の証言に基づいて保安監置が必要である旨の意見を述べることとなる。裁判所は、これらを総合的に考慮して、保安監置を言い渡すか否かを判断する⁴²。

イ 裁量的保安監置

刑法66条2項は、それぞれ1年以上の自由刑を科される3個の故意の犯罪行為を行い、これらにより3年以上の自由刑を言い渡された者が、前記③の習癖による社会的危険性の要件を満たす場合には、裁判所は、刑に併科して保安監置を命ずることができるものとしている。

また、1998年の性犯罪防止法による刑法の改正により、刑法66条3項が新設された。

第1に、重罪又は一定の性犯罪等により、2年以上の自由刑を言い渡された者が、その犯罪行為以前にこれらの犯罪行為により、既に1度、3年以上の自由刑の言渡しを受け、かつ、前記②の2年以上の自由刑等の執行を受けたという要件及び③の習癖による社会的危険性の要件を満たす場合には、裁判所は、裁量で保安監置を命ずることができるようになった（66条3項1文）。

第2に、重罪又は一定の性犯罪等により、それぞれ2年以上の自由刑を科される2個の犯罪行為を行い、これらにより3年以上の自由刑を言い渡された者が、前記③の要件を満たせば、裁判所は、裁量で刑に併科して保安監置を命ずることができるようになった（66条3項2文）。

これらは、重罪及び一定の性犯罪等を犯した者について、裁量的保安監置を認める要件を緩和したものである。本改正以降、前記(1)で示したように、保安監置の収容者数は、性犯罪者を中心として増加傾向にある。

(3) 保安監置の終了

従来、保安監置における最初の収容の上限は、10年を超えてはならない旨規定されてお

41 判例により、裁判所が保安監置を命ずるに当たっては、精神科の専門家の鑑定を受けて判断することとされている。

42 ハンブルク検事局によれば、保安監置が言い渡された事例として、例えば、性犯罪の前科3犯を有する者が、再度、夜中に住宅に侵入し、凶器を用いて強姦を繰り返したもの等があるようである。

り、10年を経過すると危険の有無を問わず、収容者は釈放されていたが（1998年改正前の刑法67条d1項、3項）、1998年の改正により、この上限規定は削除された。

もっとも、裁判所は、保安監置の収容が保護観察のために延期されるべきか否かを常に審査することができるし、また、保安監置における収容が2年間執行されるごとにこの審査を行わなければならない（66条e1項2項）。そして、審査の結果、被収容者が処分執行施設の外で、もはや違法行為を行わないと期待しうる場合、裁判所は、更なる執行を保護観察のために延期する（66条d2項）。この場合において、裁判所は、執行の延期を考慮するに当たり、検事局や行刑施設の意見を聞くほか、対象者の早期釈放と公共の安全という理由とが対立するおそれを払拭できないときには、対象者に関し鑑定人の鑑定意見を求める（刑事訴訟法454条2項2号）。鑑定意見は、対象者がその犯罪行為によって露呈させた危険性が存続しているか否かについて意見を示すこととなる。

また、裁判所は、保安監置における収容が10年間執行されたとき、被収容者がその習癖のため、被害者の精神又は身体を著しく侵害する犯罪行為を行うおそれがないと判断した場合には、処分が終了したことを宣告する（67条d3項）。なお、ここでは、保安監置言渡しの場合と異なり、「習癖による、重大な経済的損害を引き起こす犯罪行為を行うおそれ」の有無は考慮されない。

(4) 保安監置の合憲性

保安監置の合憲性を判断したものとして、連邦憲法裁判所2004年判決（BVerfG NJW2004,739）がある。同判決は、「1998年改正による保安監置の上限規定の撤廃は、基本法103条2項に規定されている遡及禁止に反するものではない。遡及禁止が適用されるのは、違法かつ有責な行為に対する国権による非難を内容とする措置に限定されるのであるところ、保安監置は、犯罪者の危険性から社会を保護するための規定であり、責任非難を内容としないからである。」などと判示した。

(5) 保安監置の執行

保安監置の対象者は、刑務所内に監置されることとなる。その処遇状況等は、自由刑を執行されている者と同様である。

(6) 保安監置の留保

刑法66条3項1文に規定する犯罪による有罪判決の言渡しの際に、行為者が、66条1項3号の「重大な犯罪行為を行う性癖、特に被害者の精神若しくは身体を著しく侵害する犯罪行為又は重大な経済的損害を引き起こす犯罪行為を行う性癖のため、社会にとって危険であることが明らか」という要件を満たすか否か確定できない場合、裁判所は、保安監置の命令を留保できる（66条a）。この場合において、裁判所は、被収容者において保護観察のための残刑執行の延期が可能となる時点より6月以上前に、保安監置の命令について決定する。

2002年の改正により導入された。

(7) 事後の保安監置

ア 意義・要件

(ア) 生命、身体、人格的自由、性的自己決定権に対する重罪、刑法250条、251条、252条、255条の各犯罪⁴³又は66条3項1文に掲げられた軽罪⁴⁴により自由刑を言い渡された者が、その言渡し後刑の執行終了までの間において、社会に対する重大な危険を有すると認められる場合、裁判所は、事後的に保安監置を命ずることができる（66条b）。

裁判所が事後的に保安監置を命ずるには、有罪を言い渡された者、その犯罪行為及びその服役中の行状を総合的に考慮した結果、有罪確定者において、被害者の精神若しくは身体を著しく侵害する重大な犯罪を行う高度の可能性が認められ、かつ、66条のその他の要件を満たすことが必要である（1項）。

なお、生命、身体、人格的自由、性的自己決定権に対する重罪、250条、251条、252条又は255条の各犯罪により5年以上の自由刑を言い渡された者の場合には、保安監置を命ずることのできる要件が緩和されており、66条のその他の形式的要件は不要である（2項）。

(イ) 本条は、2004年の改正により新設されたものである。これに先立ち、いくつかの州法で事後的保安監置の制度が定められていたところ、連邦憲法裁判所2004年2月10日判決（BVerfG NJW2004, 750）が、「各州が、連邦法で定めていない事後的保安監置を州法で制定することは、基本法74条1項1号に違反している」旨判示した。改正法は、これを受けて違憲状態を回避するために制定されたものである。

(ウ) 事後的保安監置が認められるためには、一定の犯罪のために自由刑が言い渡された後、刑の執行終了までの間において、被収容者の社会に対する重大な危険についての新たな事実が見つかったことを示すことが必要である⁴⁵。自由刑を言い渡した事実裁判所の裁判官が裁判時に知り、又は知りえた事実によって、この危険性を認定することはできない。

新たな事実の例としては、刑務所職員に口頭での攻撃を繰り返した場合、釈放されたら更に犯罪を行うと脅した場合、刑務所内で新たな犯罪を犯した場合、刑務所内で治療を拒んだ場合等が挙げられている。実務上は、被収容者の社会に対する重大な危険を示す事実が「新たな事実」であるか否かについてが争点になることが多いが、この点について、判例は相当厳格に解している。そのため、事後的保安監置が実際に言い渡された事例は、非常に少ない。

43 250条は犯情の重い強盗の罪、251条は死亡結果を伴う強盗の罪、252条は強盗の刑で罰せられる窃盜の罪、255条は強盗の刑で罰せられる恐喝の罪である。

44 66条3項1文に掲げられた軽罪とは、174条から174条c（一定の関係にある者に対する性的虐待の罪）、176条（児童に対する性的虐待の罪）、179条1項から4項（反抗不能な者に対する性的虐待の罪）、180条（未成年者の性行為の援助の罪）、182条（少年に対する性的虐待の罪）、224条（危険な傷害の罪）、225条1項及び2項（保護をゆだねられた者に対する虐待の罪）である。

45 そのような事実が、自由刑が言い渡された後に新たに見つかったことを示せば足りる。これが、新たに生じたことまでは必要ではない。

被収容者の社会に対する危険は、被害者の精神若しくは身体を著しく侵害する重大な犯罪を行うことに対する危険であり、この点、通常の保安監置が、重大な経済的犯罪行為を行うことに対する危険をも対象にしているのに比して、要件が相当絞られている。さらに、特に、「重大な犯罪を行う高度の可能性 (mit hoher Wahrscheinlichkeit)」が必要であるとされており、この点においても、通常の保安監置の場合よりも要件が厳格になっている。

(エ) 事後的保安監置における被収容者の社会に対する重大な危険は、被収容者の「習癖 (Hang)」のためであることが必要であるかについては条文上明らかではなく争いがある。立法者は、刑務所内での人為的に制限された条件下では、被収容者の習癖を判断することは不可能であり、習癖の認定は必要ないと立場をとるが、判例は、これに反対し、「66条のその他の要件を満たすことが必要である (wenn die uebrigen Voraussetzungen des 66 erfüllt sind)」という文言を根拠として「習癖」の存在を必要とする。

「習癖」が必要であるとする説は、さらなる根拠として、保安監置の終了を判断する際にも「習癖」について考慮すること（67条3項）、通常の保安監置の場合には習癖の存在を必要としながら、事後的保安監置の場合には必要ないとする理由がないこと等を挙げている。

(オ) 事後的保安監置の命令が出るまでの手続について概観する。

まず、適宜の時期に、執行機関が、所管の検事局へ事件記録を送付する。検事局は、事後的保安監置を命ずるべき事案か否かを検討し、命すべきだと判断したときは、刑罰や保安処分の執行終了日の6か月前までに事後的保安監置の申立てを裁判長に対して行う。その際、事件記録を添付する。

裁判長は、公判を開き、事後的保安監置を認めるか否かの審理を行う。この場合において、裁判所は、2人の専門家に鑑定を依頼しなければならない（刑事訴訟法275条a）。

(カ) 事後的保安監置については、事実裁判所が判決の中であらかじめ可能性を留保した場合ではないのに、これを事後的に課すことができることについて、憲法上・人権上の大きな疑義にさらされているとして批判的な学説が多い。もっとも、事後的保安監置については、実務上は、前述のように、「被収容者の社会に対する危険についての新たな事実が見つかったこと」の要件を厳格に解するなどして、極めて謙抑的に運用しており、実際に言い渡された事例は、極めて少ない⁴⁶。

(8) 効果・問題点

性犯罪者に対する再犯防止策としては、例えば、前記3で述べた社会治療施設への収容

46 ハンブルク検事局によれば、事後的保安監置が認められるためには、一定の犯罪のために自由刑が言い渡された後、刑の執行終了までの間において、被収容者の社会に対する重大な危険についての新たな事実が見つかったことを示すことが必要であるところ、この点についての裁判所の認定は非常に厳格に行われているとのことであった。また、犯罪学センターによれば、2006年に全ドイツにおいて事後的保安監置が命じられたのは、数件とのことであった。

等の各種処遇が、一定の効果を上げることが期待されている。しかしながら、社会治療施設への収容にしても、すべての対象者に有効だというわけではなく、むしろ、自らにおいて改善・更生する意思のない者に対しては効果が乏しいとされているのは前述したとおりである。また、後述する行状監督等、その他の制度を見ても、性犯罪者の再犯防止策としては不十分な点が多くあり、すべての性犯罪者に有効な対策を見つけることは至難の業であると思われる。

保安監置は、そのような改善・更生が非常に困難と思われる者を対象としており、それがまさに、同制度が、刑事政策最後の緊急措置と位置付けられているゆえんであると思われる。実務家、学者においても、保安監置が厳格に運用されること、対象者を適切に絞り込むことができるのならば、かかる制度の存在には意義があるとする意見が多かった。

この点、保安監置は、これによる収容人員が1990年代後半から性犯罪者を中心として増加している傾向にあるものの、依然として謙抑的に運用されているものと認められる。保安監置については、今後も、その動向が注目される。

5 改善及び保安処分（その2 行状監督）

(1) 意義

行状監督は、改善及び保安処分の一種であり、自由刑の執行終了後において更に犯罪を行うおそれのある者等について、その犯罪を予防するため、一定の期間、保護観察官及び行状監督所⁴⁷による援助を行う一方で、行状監督所により生活を監督する処分である。

(2) 行状監督の類型と要件

行状監督には、裁判所が裁量で言い渡すことによる行状監督（刑法68条）と、法律上当然に生ずる行状監督（68条f）とがある。

ア 裁判所が裁量で言い渡すことによる行状監督（刑法68条）

裁判所は、①法律の定める一定の犯罪により、6月以上の有期の自由刑を科されたこと、②その者が将来犯罪行為を行うおそれのあることを要件に、刑に併せて行状監督を命ずることができる。

1998年改正で、性犯罪における行状監督の対象犯罪を規定する刑法181条bが改正され、性犯罪の大部分（174条ないし174条c、176条ないし180条、180条bないし181条a及び182条）が、裁判所の裁量で言い渡すことによる行状監督の対象となった。

それでは、性犯罪に対して、この裁量的行状監督は、どのように運用されているのだろうか。

裁判所が性犯罪について裁量的に行状監督を言い渡した人員の推移（最近10年間）は、表2-3-10のとおりである。

47 行状監督を行う行政官庁であり、各地方裁判所に置かれている。

表2－3－10 裁量的行状監督処分人員

(1995～2004年)

1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
8	5	7	5	14	20	6	12	7	6

注 1 Rechtspflege Fachserie10 Reihe3 Strafverfolgungによる。

2 性的自己決定権に関する罪全体に対する数値である。

3 裁量的に科されたもののみ計上している。

これによれば、前記法改正の翌年（1999年）及び翌々年（2000年）においてこそ、行状監督処分人員が増加しているものの、その後はむしろ減少傾向にあり、裁量的行状監督は、あまり積極的には運用されていないようである。その原因については、後述する。

イ 法律上当然に生ずる行状監督（刑法68条f）

故意の犯罪行為を理由として2年以上の自由刑が完全に執行されたとき、又は一定の性犯罪を理由として1年以上の自由刑が完全に執行されたときは、釈放と同時に行状監督が生ずる（68条f1項）⁴⁸。

性犯罪の場合、他の犯罪と比べて、執行されるべき自由刑の期間が短く、行状監督の要件が緩和されている。これは、性犯罪者が特に問題のある人格を有している場合が多く、また、再犯のリスクが高いからであると説明されている。性犯罪対策の一環として1998年改正でこのようになった。

なお、有罪判決を言い渡された者が、行状監督に服さなくとも、もはやいかなる犯罪行為をも行わないであろうと期待することができるときには、裁判所は、処分を行わないことを命ずることとされているが（68条f2項），実務上そのような命令はほとんどなされていないことである⁴⁹。

（3）期間

行状監督の執行は、2年以上5年以下の期間で行われる。裁判所は、上限を短縮できる（68条c1項）。逃亡中や施設に収容された期間は算入されない。なお、後述するように、

48 その他、法律上当然に行状監督が生ずる場合としては、裁判所が、精神病院・禁絶施設における収容を命ずると同時に、執行を延期した場合（67条b）、自由刑と同時に命じられた収容の前に、自由刑が執行された場合であって、自由刑の終了後、収容の執行を延期した場合（67条c1項）、処分の執行がその命令後3年を経てもまだ開始していない場合であって、その執行前に裁判所が執行の必要がないと判断して執行を延期したとき（67条c2項）、収容期間の上限が定められていないとき、又は期限が未だ経過していないときで、裁判所が、被収容者が施設外で違法な行為をしないと期待しうると判断してさらなる収容の執行を延期した場合（67条d2項）、保安監置の収容が10年間執行されたときで、裁判所が、行為者の習癖の結果として被害者の精神又は身体を著しく侵害する重大な犯罪行為を行うおそれがないと判断して処分の終了を宣告した場合（67条d3項）、禁絶処分の収容が1年間以上執行されたときで、裁判所が、人格に係る事情から、収容の目的が達成されないと判断してさらなる収容をしないことを決定した場合（67条d5項）がある。

49 ハンブルク刑事裁判所による。

無期限の行状監督がある（68条 c 2項）。

行状監督は、裁判所が2年の期間の経過後、行状監督に付されなくても、もはやいかなる犯罪行為をも行わないであろうと期待して行状監督を中止することによって終了する（68条 e）。行状監督開始の際に再犯のおそれがあると判断された場合（68条 1項、68条 f 2項）には、そのおそれがなくなったという判断がなされなくてはならない。

また、保安監置が開始されたことによっても、行状監督は終了する。

裁判所は、①有罪判決を言い渡された者が、保護観察中の身体的侵襲を伴う治療措置又は禁絶措置を受けるべき旨の指示（56c iii ①、対象者の同意がなければ課すことができない。）に同意しないか、又は治療行為又は禁絶治療を受ける指示に従わないこと、②更なる重大な犯罪行為の遂行による公共の危険が懸念されることを要件に、無期限の行状監督を命ずることができる。有罪判決を言い渡された者が、事後に、同意を表明した場合には、行状監督は有期となり、裁判所は、行状監督の延長期間を確定する。この場合において、裁判所は、行状監督の上限が経過する時点までに、行状監督が付されなくても、もはやいかなる犯罪も行わないと期待できるか否かを審査する。1998年改正で新設された制度であるが、実務上はあまり利用されていない。

（4）執行

行状監督の対象者は、行状監督所の監督に付する。裁判所は、行状監督の期間、対象者に保護観察官をつける（68条 a 1項）。

保護観察官及び行状監督所は、相互に了解を得て、援助的かつ保護的に、有罪を言い渡された者の側に立つ（同条 2項）。行状監督所は、裁判所の了解を得て、保護観察官の助力を受けて対象者の態度及び指示の履行を監督する（68a）。性犯罪者に対する援助的・保護的指導の内容は、事案によって様々であるが、しばしば行われるものとして、薬物を使用した治療、心理学的・精神医学的な個別又は集団での治療等がある。

裁判所は、対象者に指示を与えることができる（68b 1、2項）⁵⁰。1項の指示に違反し、これにより処分の目的を危うくした者は、1年以下の自由刑又は罰金に処せられる（145a）。2項の指示違反には罰則はない。

50 68条 1項の指示の内容は、①行状監督所の許可なく、住所又は特定の場所を離れないこと、②犯罪行為を誘発するような特定の場所に行かないこと、③犯罪行為を誘発するような特定の人又は集団に属する者を雇用したり、宿泊させたりしないこと、④犯罪行為に利用できるような特定の活動を行わないこと、⑤犯罪行為を誘発するような特定の物を所有、携帯又は保管しないこと、⑥犯罪行為に利用できるような自動車等を保有又は運転しないこと、⑦特定の時に、行状監督所又は一定の官署に出頭すること、⑧住所又は仕事場を変えたときには、遅滞なく行状監督所に届け出ること、⑨不就労の場合には、所管の職業安定所又は職業斡旋所に出頭することである。

同条 2項の指示の内容の例として、養成、労働、自由時間、経済状態の秩序又は扶養義務の履行と関連する指示が挙げられている。

(5) 行状監督に関する法改正の動き

連邦政府は、行状監督を実効あるものにするため、2006年4月、刑法改正法案を作成した。

法案は、刑事罰で担保された裁判所の指示事項（68条b1項）として、新たに①一定の者（例えば児童）への接触禁止、②飲酒の禁止、③一定の間隔で医師や精神療法医等の診断を受けることの義務付けを加えることを規定し、また、指示に違反した場合の刑事罰（145条a）の法定刑の上限を3年に引き上げること、保護観察官や行状監督所との接触を十分に行わない者や、裁判所に命じられた上記医師等の診断を受けなかった者に対し、勾引状を発することができるようになると、所在不明の対象者について、所在調査のための公示ができるようになること等を規定している。

(6) 効果・問題点

行状監督は、法律上、刑期の終了等により釈放された者のアフターケアを行い、これらの者の社会復帰をスムーズに行う手段として、非常に重要な制度と位置付けられている。

しかし、行状監督所が現実に刑事司法において果たしている役割に対する評価は、実務家、研究者のいずれにおいても、あまり高いものとは言えない⁵¹。

その最大の原因是、行状監督における対象者の監督等について重要な役割を担っている保護観察官の深刻な人員不足にあることである⁵²。

今後、真に、行状監督を実効あるものしていくためには、法制度面での整備のみならず、保護観察官の増員等体制面の充実が必要不可欠であるという意見が多い。

おわりに

本稿においては、ドイツにおける「性犯罪の概要」、「性犯罪の動向」及び「性犯罪対策」を紹介してきた。

ドイツにおいては、近時、性犯罪について処罰範囲を拡大し、法定刑を引き上げるとともに、性犯罪の犯人を検挙するために行われる各種捜査手法（将来の刑事手続に資するためのDNA鑑定、DNA一斉調査等）、矯正処遇としての社会治療施設への収容、改善及び保安処分（保安監置、行状監督）等の各分野において、法改正を伴う新しい試みを行っている。

これらの制度の運用状況、効果及び問題点等については、本文中において詳細に述べたとおりである。いずれの制度も、それさえあれば、どのような性犯罪の対策にも効果を發揮するという特効薬的なものではなく、また、それぞれにおいて種々の問題点を有しているが、他方、適切に対象者を選び、あるいは、制度運用のための人材を確保するなどの工

51 ハンブルク刑事裁判所、犯罪センターのエッグ博士及びトリア大学のキューネ教授のいずれもが、行状監督は、実際にはあまり機能していない旨述べていた。

52 ちなみに、ドイツには我が国の保護司制度のような民間ボランティア制度も確立していない。

夫をすれば、それなりに機能すると思われるものも多い。

もとより、刑事司法の分野においては、国ごとに、法体系、国民感情、文化等において様々な違いがあり、外国の制度を直ちに我が国に取り入れられるというものではないが、我が国における性犯罪対策を考えるに当たり、ドイツにおけるこれらの制度がどのように運用されているのか、どのような点において有効に機能しているのか、問題点はどこにあるのかといったことを検討することは大変有意義なことであると思われる。

今後も、引き続き、ドイツにおける性犯罪対策の動向は注目に値するものと考える。

参考文献

- クラウス・ロクシン／新矢悦二・吉田宣之訳「ドイツ刑事手続法」(1992年, 第一法規)
- 宮澤浩一「ドイツにおける性犯罪対策法」(1998年, 捜査研究第564号, 東京法令出版)
- 宮澤浩一「処分の執行と社会の安全」(1997年, 罪と罰第34巻第2号, 日本刑事政策研究会)
- 宮澤浩一「ドイツの行刑における社会治療」(2005年, 罪と罰第42巻第3号, 日本刑事政策研究会)
- 宮澤浩一「危険な性犯罪者の処遇—ドイツの場合」(2000年, 罪と罰第38巻第1号, 日本刑事政策研究会)
- 宮澤浩一「事後的保安監置に関する新立法動向について」(2005年, 現代刑事法第7巻第1号, 現代法律出版)
- 井田良「最近における刑事立法の活性化とその評価」(2004年, 刑法雑誌第43巻2号, 日本刑法学会)
- 上嶌一高「ドイツの第六次刑法改正法」(1999年, 刑法雑誌第38巻2号, 日本刑法学会)
- 岡上雅美「ドイツにおける行状監督制度とその運用」(2003年, 法政理論第36巻第2号, 新潟大学法学会)
- 岡上雅美「ドイツ刑法学の五つの重点」(2002年, 刑法雑誌第41巻第2号, 日本刑法学会)
- 新谷一幸「ドイツ性刑法の改革」(2002・2003年, 修道法学第25巻第1・2号, 広島修道大学法学会)
- 内海朋子「日本における性犯罪处罚規定の問題点」(2004年, 亜細亜法学第38巻第2号, 亜細亜大学法学会)
- 内海朋子「性犯罪に関するドイツ判例の動向」(2004年, 捜査研究第629号, 東京法令出版)
- “Erster Periodischer Sicherheitsbericht” (2001年, Bundesministerium der Justiz, Bundesministerium des Innern)
- “Zweiter Periodischer Sicherheitsbericht” (2006年, Bundesministerium der Justiz, Bundesministerium des Innern)
- “Polizeiliche Kriminalstatistik” (1996～2005年, Bundeskriminalamt)
- “Rechtspflege Fachserie10/Riehe 1” (1987～2004年, Statistisches Bundesamt)
- “Rechtspflege Fachserie10/Riehe 3” (1995～2004年, Statistisches Bundesamt)
- “Rechtspflege Fachserie10/Riehe4.1” (1987～2006年, Statistisches Bundesamt, ただし1990年以前はRiehe 4)
- “Sozialtherapie im Strafvollzug 2006” (2006年, Kriminologische Zentralstelle e.V.)
- Karl Heinz Goessel “Das neue Sexualstrafrecht” (2005年, De Gruyter Recht)
- Rudolf Egg “Gefährliche Straftäte” (2005年, Kriminologische Zentralstelle e.V.)
- Herbert Troendle, Thomas Fischer “Strafgesetzbuch und Nebengesetze 54. Auflage” (2007年, C.H. Beck)

3 英 国

関東地方更生保護委員会統括審査官（前研究官） 大場玲子
研究官補 明石史子

目 次

はじめに

第1 性犯罪の概要

- 1 2003年性犯罪法の成立の背景
- 2 主な改正点
 - (1) 性犯罪及び罰則に関する規定の整備
 - (2) 性犯罪届出制度の強化
 - (3) 性犯罪者に対する裁判所の命令の強化
- 3 性犯罪の構成要件と法定刑
- 4 児童及び弱者保護

第2 性犯罪の動向

- 1 性犯罪の発生
 - (1) 認知件数
 - (2) 児童に対する強姦及び性的暴行
 - (3) 被害者調査
- 2 性犯罪の検挙
- 3 性犯罪者に対する処分状況

第3 性犯罪対策

- 1 英国政府の刑事司法への基本姿勢及び性犯罪対策
- 2 監視・監督の強化
 - (1) 性犯罪者に対する新たな処罰規定
 - (2) 性犯罪者の情報登録制度
 - (3) 性犯罪者に対する裁判所命令
- 3 関係機関の連携の強化
 - (1) 多機関連携公衆保護協議会 (Multi-Agency Public Protection Arrangements : MAPPA)
 - (2) 性暴力付託センター (Sexual Assault Referral Centre : SARC)
 - (3) 児童に対するオンライン搾取防止センター (Child Exploitation and Online Protection Centre)
- 4 処遇の充実
 - (1) 性犯罪者に対するアセスメント
 - (2) 性犯罪者処遇プログラム
- 5 公衆保護のための様々な措置
 - (1) 認可住居 (Approved Premises)

(2) 電子機器を利用したリスク管理
おわりに

はじめに

本稿は、主として英国における性犯罪の動向及び性犯罪対策の概略を紹介することを目的としている。性犯罪は、我が国と同様、英国においても社会の関心が高い犯罪である。取り分け、年少者を被害者とする凶悪な性犯罪¹の発生を契機に、法改正を含めた新たな対策が矢継ぎ早に実施に移されている観がある。

英国政府は、その最優先課題を「公衆保護・再犯防止」と位置付けているが、その方策として、性犯罪者に対する重罰化や監視の強化といったもののみによって実現しようとするのではなく、関係機関の連携や、性犯罪者に対する処遇プログラムによる危険性の軽減等多様な取組がなされている。

本稿では、まず、英国における性犯罪の構成要件及び法定刑について概観し、次いで、認知件数・検挙件数・科刑状況を含めた性犯罪の動向を説明し、さらに、性犯罪をめぐる多面的な方策について紹介する。

なお、本稿では、特に掲示しない限り、英国（正式名称をグレートブリテン及び北アイルランド連合王国、United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland）の中のイングランド・アンド・ウェールズ（England and Wales）について述べている。これは、英國を構成する他の2地域（スコットランド、北アイルランド）はそれぞれ議会が置かれ、独自の法体系及び法制度を有していること、イングランド・アンド・ウェールズは、人口比で連合王国全体の約89%（2004年において約5,300万人）²、犯罪の認知件数で約85%（2002年において約590万件）³と全体の傾向を知る上で相当な部分を占めている上、英國の中心となる地域であり、新たな刑事法及び刑事政策の動静を知る上で欠かせないと考えられることなどによる。

なお、本稿の内容は、筆者らが英國に訪問した2006年11月時点のものであること、また、本稿中、意見にわたる部分は筆者らの私見であることをお断りしておく。

第1 性犯罪の概要

英國には、従来の性犯罪に関連する法令を整備・統合したものとして、2003年性犯罪法（Sexual Offences Act 2003）があり、性犯罪の構成要件、法定刑等が規定されている。

1 2003年性犯罪法成立の背景

2003年性犯罪法が成立する以前において、英國には性犯罪を規制する関連法律が多数存

1 2000年、8歳のサラ・ペインが性犯罪の前歴のある男から誘拐され殺害された事件、2002年英國南部のソーハムで10歳の女児2名が通学していた小学校の管理人に殺害された事件等が著名である。

2 National Statistics (2006)

3 Annual Abstract of Statistics (2004)。なお、比率の計算に使用したスコットランドの認知件数には34万件余りの交通犯罪も含まれている。

在した。これらの法律の問題点と新たな法整備の必要性について、法を所管する内務大臣（Secretary of State for the Home Department by Command of Her Majesty）は、2002年11月、議会に宛てた報告書「公衆の保護－性犯罪者に対応する公衆保護の強化と性犯罪者に関する法律の改革－（Protecting the Public – Strengthening protection against sex offenders and reforming the law on sexual offenders）」の中で下記のとおり総括している。

- ① 旧性犯罪法は古めかしく、一貫性がなく、差別的であり、社会の変化に対応していない。
- ② 受け入れがたい行為を規制し、犯罪の重大性に見合う刑を定める必要がある。取り分け、児童と弱者を保護するものでなければならない。
- ③ 強姦の有罪宣告率が下落している。これは、以前よりも申告がなされるようになつたデータレイプや顔見知りによる強姦について有罪が宣告されにくいということによる。強姦被害者が勇気をもって被害を申告できるようにすること、これが処罰されるべき犯罪であるという強いメッセージを加害者に送ることを目指している。
- ④ 性犯罪における被害者の同意の立証に関して法の中で明確に規定することは重要であり、被害者が誘拐された場合等同意を与えていない可能性が高い状況で性的行為が行われた場合には、被告人が、被害者が同意したことの立証をするようにすべきである。
- ⑤ 法は、すべての者を公平に取り扱わねばならず、同意のある成人男性間の性的行為は処罰しないようにすべきである。

この報告書で示された性犯罪法改革の必要性を背景に、2003年11月20日、英国議会において「2003年性犯罪法」が成立し、同法は翌2004年5月1日に施行された。

2 主な改正点

2003年性犯罪法は、従前の性犯罪に関する法律を包括的に整備し、その強化と近代化を図った。主な改正点は下記のとおりであるが、内容の詳細については後述する。

(1) 性犯罪及び罰則に関する規定の整備

性犯罪の概念を整理し、構成要件の明確化を図った。また、性的行為への同意に関する重要な変更として、被告人が性的行為の際に同意があったことの立証責任を負うこととされた。さらに、弱者保護の観点から、児童及び精神障害を持つ被害者に関する特別の規定が設けられた。

(2) 性犯罪届出制度の強化

1997年性犯罪者法において英国に導入された性犯罪者の届出制度の強化を図った。

(3) 性犯罪者に対する裁判所の命令の強化

1998年犯罪及び秩序違反法によって規定された性犯罪者に一定の行為を禁止する性犯罪者命令を拡充・整備した。

3 性犯罪の構成要件と法定刑

2003年性犯罪法は、第1章で、各性犯罪の構成要件と法定刑を規定している。英国では、我が国の典型的な性犯罪といえる強姦と強制わいせつに該当するものとして、強姦、挿入による暴行、性的暴行が定められている。それぞれの構成要件の概要及び法定刑は表3-1-1のとおりである。

表3-1-1 2003年性犯罪法に規定する性的行為 (sexual activity)

行為名	構成要件の概要	法定刑
強姦 (Rape)	(a)ペニスの膣・肛門・口への故意の挿入 (b)同意がない場合	正式起訴に基づく有罪宣告により、裁量的終身刑
挿入による暴行 (Assault by penetration)	(a)身体の一部・その他の物の膣・肛門への故意の挿入 (b)当該挿入が性的であった場合 (c)同意がない場合	正式起訴に基づく有罪宣告により、裁量的終身刑
性的暴行 (Sexual assault)	(a)故意の接触 (b)当該接触が性的であった場合 (c)同意がない場合	(a)略式起訴に基づく有罪判決により、6月以下の拘禁刑若しくは罰金、又は両者の併科 (b)正式起訴に基づく有罪宣告により、10年以下の拘禁刑

2003年性犯罪法では、これら性的行為以外の性犯罪行為として、「売春及びポルノグラフィによる児童虐待」、「売春の搾取」、「人身売買」、「予備的行為（性的行為を行う目的の薬物投与や性犯罪を行う目的の犯罪行為）」を規定したほか、「その他の罪」として、「性器の露出」、「のぞき」、「獸姦」、「屍姦」、「公衆トイレでの性的行為」と幅広く規定している。

また、インターネットを通じた児童の性的行為への誘引が問題となっていたところ、性犯罪を目的として児童と会い、又は連絡すること⁴を犯罪化した（会う場所、連絡する場所、方法は問わない。）。

4 児童及び弱者保護

2003年性犯罪法は、児童（罪名により、対象とする年齢が異なる。後記表3-1-2参照）及び弱者保護の姿勢を明確にしている。13歳未満の児童に対する強姦等、児童との故意の性的接触、精神障害者との性的行為について、構成要件の緩和を明示的に定めている。それぞれの要件及び刑は表3-1-2のとおりである。

4 Sexual Offences Act 2003 第15条 (Meeting a child following sexual grooming etc.)

表3－1－2 2003年性犯罪法の児童及び弱者保護に関する規定

行為名	対象者及び要件の緩和等	刑
13歳未満を対象とする強姦,挿入による暴行,性的暴行	対象者が13歳未満のときは, (a)同意がなかったことを要件としない。 (b)被告人における年齢の認識を問題としない。	・強姦は、正式起訴に基づく有罪宣告により裁量的終身刑 ・挿入による暴行は、正式起訴に基づく有罪宣告により裁量的終身刑 ・性的暴行は、略式起訴に基づく有罪判決により、6月以下の拘禁刑若しくは法定上限以下の罰金、又は両者の併科、正式起訴に基づく有罪宣告により、14年以下の拘禁刑
児童との故意の性的接触	(a)同意がなかったことを要件としない。 (b)対象者が16歳未満であった場合には、被告人が対象者の年齢を16歳未満であることを知っていたか、知ることを合理的に期待することができたことを要件とする。 (c)対象者が13歳未満であった場合には、被告人における年齢の認識を問題としない。	・性的接觸の中に、身体の一部又はその他の物の対象者の肛門又は膣への挿入、ペニスの対象者の口への挿入、対象者の身体の一部の被告人の肛門又は膣への挿入、対象者のペニスの被告人の口への挿入のいずれかが含まれていたときは、正式起訴に基づく有罪宣告により、14年以下の拘禁刑 ・前記の適用がなかったときは、略式起訴に基づく有罪判決により、6月以下の拘禁刑若しくは法定上限以下の罰金、又は両者の併科、正式起訴に基づく有罪宣告により、14年以下の拘禁刑（被告人が未成年の場合の特例あり）
精神障害者を対象とする性的行為	(a)対象者が精神障害（mental disorder）のために当該性的接觸を拒否することができなかつたとき（対象者が同意するか否かを選択する能力を欠いていたとき、又は、対象者が同意するか否かの選択を伝えることができなかつたときは、当該接觸を拒否することができなかつたものとする。） (b)被告人が、対象者が精神障害を有していること及びそれ故に、又はそれに関する理由のために当該性的接觸を拒否することができないおそれがあることを知っていた場合のみならず、知ることを合理的に期待することができた場合も犯罪とされる。	・性的接觸の中に、身体の一部又はその他の物の対象者の肛門又は膣への挿入、ペニスの対象者の口への挿入、対象者の身体の一部の被告人の肛門又は膣への挿入、対象者のペニスの被告人の口への挿入のいずれかが含まれていたときは、正式起訴に基づく有罪宣告により、裁量的終身刑 ・前記の適用がなかったときは、略式起訴に基づく有罪判決により、6月以下の拘禁刑若しくは法定上限以下の罰金、又は両者の併科、正式起訴に基づく有罪宣告により、14年以下の拘禁刑

第2 性犯罪の動向

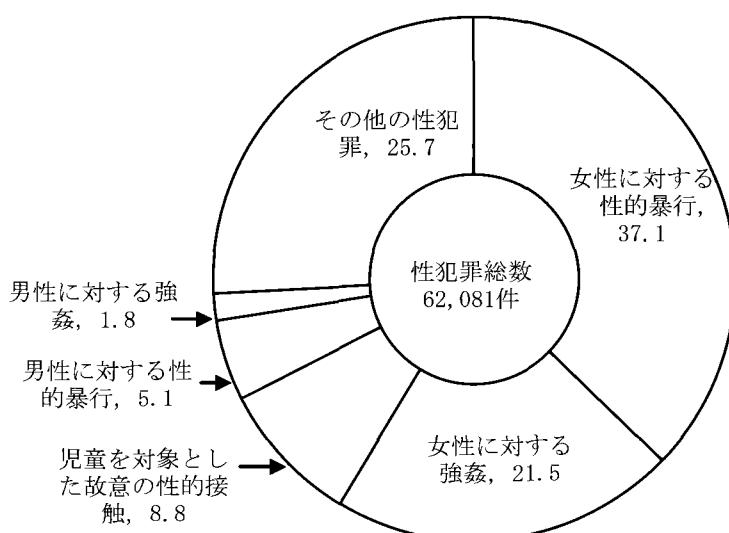
1 性犯罪の発生

(1) 認知件数

前述のとおり、英国の性犯罪は性に関連する様々な犯罪行為を包含している。図3-2-1は、2005年における性犯罪の行為別構成比である。

女性に対する強姦及び性的暴行（いずれも、13歳及び16歳未満の女子児童に対する強姦及び性的暴行を含む。）が全体の約6割を占めている。

図3-2-1 性犯罪の行為別構成比
(2005年度)



注 1 Crime in England and Wales 2005/2006による。

2 児童を対象とした故意の性的接觸は,Sexual activity involving child under 13,Unlawful sexual intercourse with a girl under 16,Sexual activity involving child under 16,Gross indecency with a childの計である。

3 性的暴行は、挿入による暴行(Assault by penetration)を含む。

英国における最近10年間（1995年以降2004年までの間）の性犯罪の認知件数の推移を、「女性に対する性的暴行」、「女性に対する強姦」、「男性に対する性的暴行」、「男性に対する強姦」ごとに見ると、図3-2-2のとおりである。

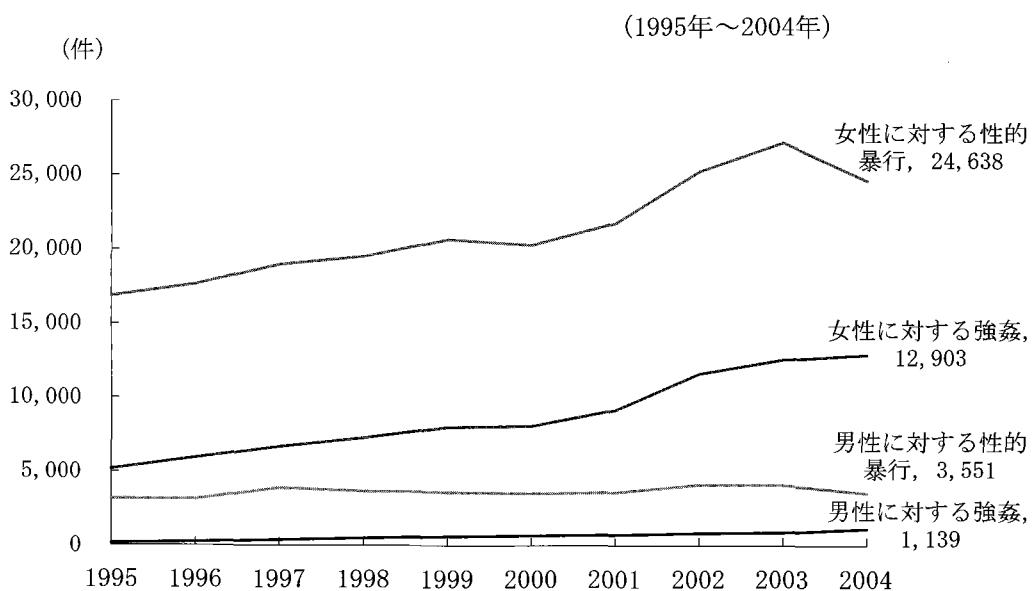
英国では、2003年性犯罪法により犯罪行為の要件が明確化されたほか、1998年及び2002年に犯罪の認知に関する統計計上方法等が変更されたため⁵、認知件数の動向が必ずしも

5 1998年に、内務省における犯罪認知件数の計上方法(Home Office Counting Rules)の変更により、罪種の追加、複数の犯罪が同時に発生した場合の計上ルールが修正され、2002年には犯罪認知基準(National Crime Recording Standard)の導入により、被害者の立場に立った事件処理がされるようになったことなどから、犯罪の認知件数は増加している。

実際の犯罪発生状況の動向を正確に反映しているわけではないが、概括的な動向の把握には参考となる。

女性に対する強姦及び性的暴行が増加傾向を示している一方、男性に対する強姦及び性的暴行は横ばいである。

図3－2－2図 性犯罪の認知件数の推移



注 1 Crime in England and Walesによる。

2 女性に対する強姦 (Rape of a female) は、2004年5月以降は、13歳未満の女子児童を対象とする強姦 (Rape of a female child under 13) を含む。

3 男性に対する強姦 (Rape of a male) は、2004年5月以降は、13歳未満の男子児童を対象とする強姦 (Rape of a male child under 13) を含む。

4 1996年までは暦年、1997年以降は会計年度である。

5 2002年以降は、英國交通警察 (British Transport Police) による認知件数を含む。

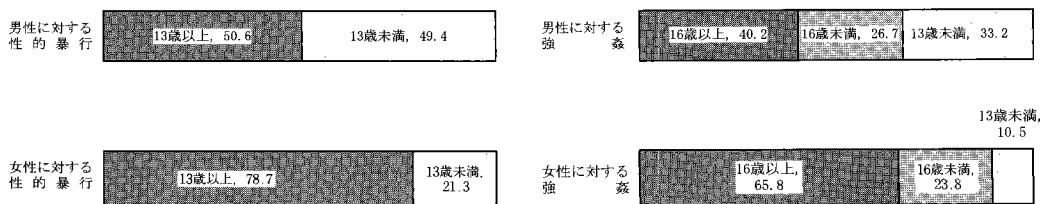
(2) 児童に対する強姦及び性的暴行

図3－2－3は、2005年の英國における性犯罪の年齢層別構成比である⁶。

13歳未満の児童を被害者とする犯罪は、女性に対する強姦で約1割、女性に対する性的暴行で約2割、男性に対する強姦で約3割、男性に対する性的暴行で約5割と、かなり高く、深刻である。

6 英国内務省が毎年公表する犯罪統計書である“Crime in England and Wales”（2001年までは，“Criminal Statistics England and Wales”）は、2004/05年版以降、2003年性犯罪法で構成要件が明確に示された「13歳未満の女子児童に対する強姦」「16歳未満の女子児童に対する強姦」「13歳未満の男子児童に対する強姦」「16未満の男子児童に対する強姦」「13歳未満の女子児童に対する性的暴行」「13歳未満の男子児童に対する性的暴行」の認知件数等を示している。

図3－2－3 性犯罪の年齢層別構成比（2005年度）



注 1 Crime in England and Wales 2005/2006による。

2 統計に年齢が表記されていない者を除く。

(3) 被害者調査

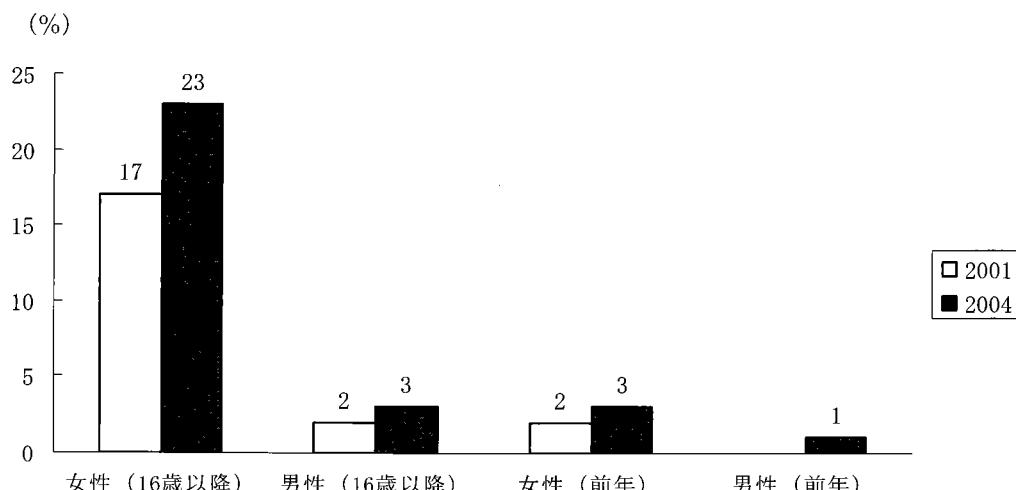
警察に届けられている犯罪が、社会で発生している犯罪の一部であることはよく知られており、取り分け、性犯罪では被害が潜在化している暗数が多いといわれる。性犯罪を含め、社会で実際に発生した犯罪の量や発生率などを把握するため、英国においては、一般市民全体を対象としたサンプリング調査の手法によって実証的に把握しようとする英國犯罪被害調査（British Crime Survey）が1982年から開始され、2001年からは毎年実施されている。英國犯罪被害調査には、性犯罪被害についての項目も用意されており、2004年度調査では、16歳から59歳までの2万4,498人の市民が、コンピュータを使った自己申告式の調査項目に回答している。

図3－2－4は、2001年及び2004年度における犯罪被害者調査で、16歳以降又は前年に性犯罪の被害を受けたと回答した人の比率である。この調査における性犯罪は、パートナーや家族内の被害も含み、強姦から性的な脅し、望まない接触、わいせつ物露出まで含む広いものである。

2004年調査は、2001年調査に比して、男女とも、16歳以降においても前年においても性犯罪の被害を受けたことがあると回答した比率が高くなっている。ただし、この比率の上昇に関しては、性犯罪の発生率の上昇というよりは、2004年に導入された、より詳細な質問項目についてのコンピュータの自己申告方式による実施方法の変更によるところが大きいと分析されている⁷。

7 Andrea Finney “Domestic violence, sexual assault and stalking: finding from the 2004/05 British Crime Survey” (2006年, Home Office Online Report)

図3-2-4 性犯罪被害率(2001, 2004年度)



注 British Crime Survey 2001, 2004/05による。

表3-2-5は、2004年において把握されたより詳細な被害対応別の性被害率を示したものである。

「わいせつ物露出」や「望まない性的接觸」については、1割以上の女性回答者が経験しており、「ペニスの膣又は肛門への挿入」といったより深刻な性被害を受けたことのある人も少なくないことが判明している。

表3-2-5 性犯罪被害率(2004年度) (%)

	女性		男性	
	16歳以降	前年	16歳以降	前年
わいせつ物露出	11.7	0.6	1.2	0.2
望まない性的接觸	11.8	1.8	1.8	0.3
性的な脅し	5.9	0.5	0.7	0.1
ペニスの膣又は肛門への挿入	3.7	0.2	0.2	0.1
器具等の膣又は肛門への挿入	1.6	0.2	0.1	<0.1
ペニスの口への挿入	0.7	<0.1	0.1	<0.1
ペニスの膣又は肛門への挿入(未遂)	1.4	0.1	0.1	<0.1
器具等の膣又は肛門への挿入(未遂)	0.6	0.1	0.1	<0.1
ペニスの口への挿入(未遂)	0.4	<0.1	0.1	<0.1

注 British Crime Survey 2004/05による。

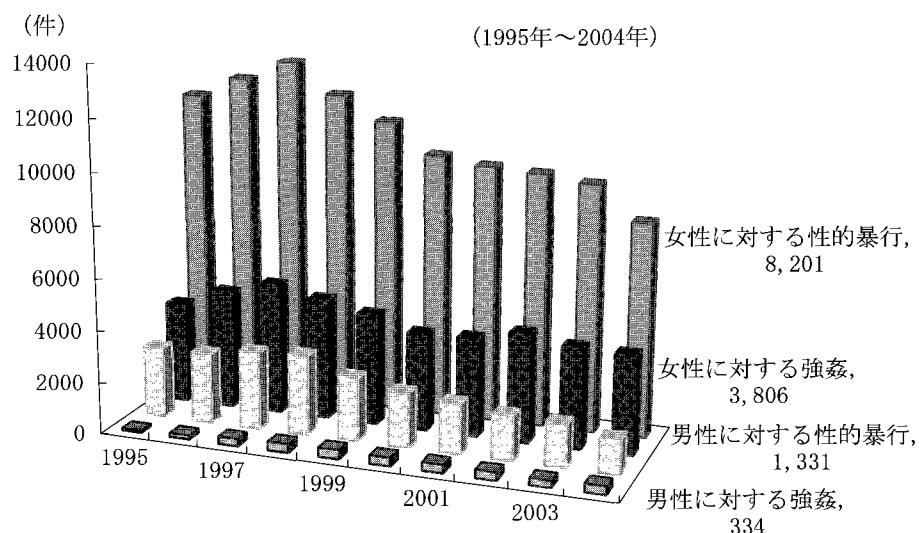
2 性犯罪の検挙

英国における最近10年間（1995年以降2004年までの間）の性犯罪の検挙件数及び検挙率の推移を、「女性に対する性的暴行」、「女性に対する強姦」、「男性に対する性的暴行」、「男性に対する強姦」ごとに見ると、図3-2-6及び図3-2-7のとおりである。

検挙件数は、「女性に対する強姦」及び「男性に対する強姦」が横ばいないし漸増傾向にあり、「女性に対する性的暴行」及び「男性に対する性的暴行」が減少傾向にある。

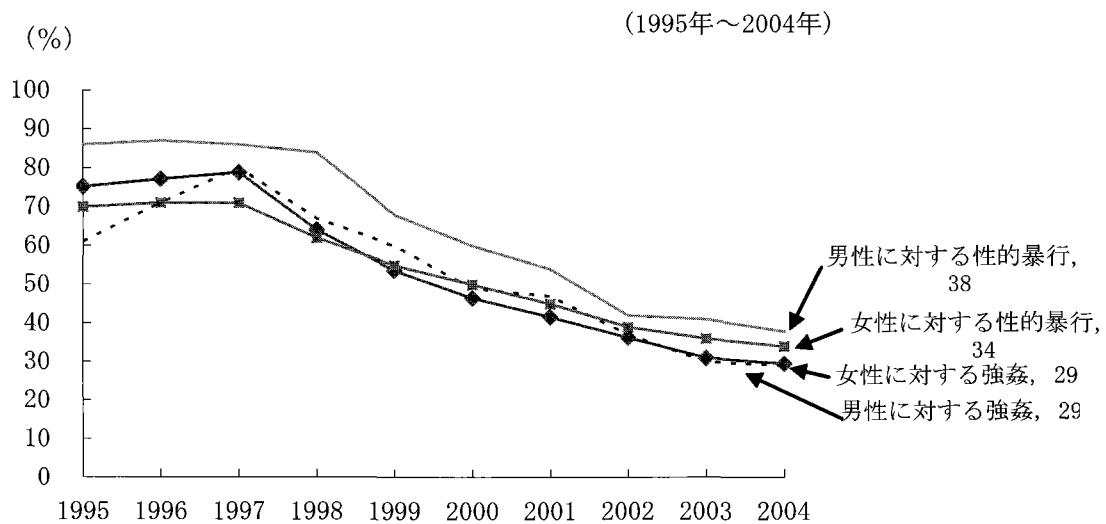
検挙率は、いずれの犯罪行為においても、低下傾向にある。

図3-2-6 性犯罪の検挙件数の推移



- 注 1 Crime in England and Walesによる。
 2 女性に対する強姦 (Rape of a female) は、2004年5月以降は、13歳未満の女子児童を対象とする強姦 (Rape of a female child under 13) を含む。
 3 男性に対する強姦 (Rape of a male) は、2004年5月以降は、13歳未満の男子児童を対象とする強姦 (Rape of a male child under 13) を含む。
 4 1997年までは暦年、1998年以降は会計年度である。

図3-2-7 性犯罪の検挙率の推移



注 1 Crime in England and Walesによる。

2 女性に対する強姦 (Rape of a female) は、2004年5月以降は、13歳未満の女子児童を対象とする強姦 (Rape of a female child under 13) を含む。

3 男性に対する強姦 (Rape of a male) は、2004年5月以降は、13歳未満の男子児童を対象とする強姦 (Rape of a male child under 13) を含む。

4 1997年までは暦年、1998年以降は会計年度である。

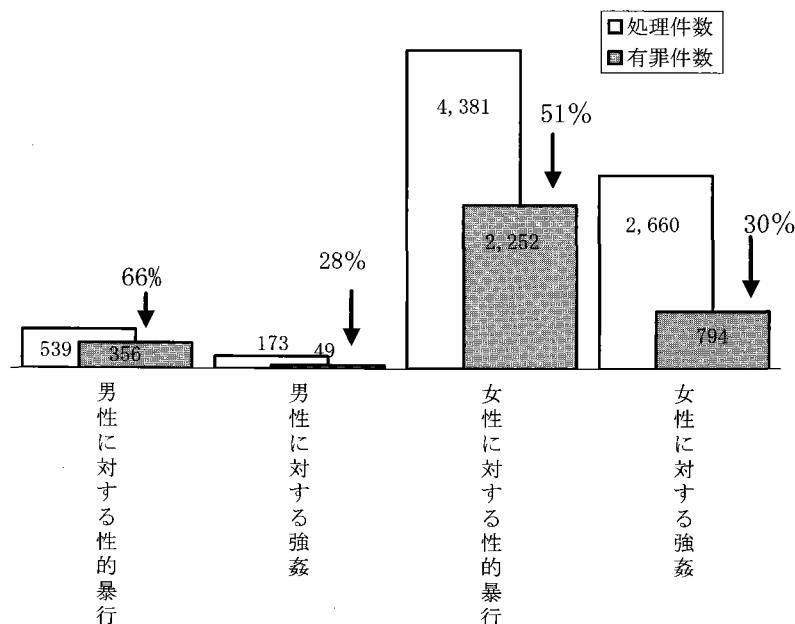
3 性犯罪者に対する処分状況

英国においては、刑事事件の第一審裁判所として、正式起訴による刑事事件を取り扱う刑事法院 (Crown court) と略式起訴による刑事事件を取り扱う治安判事裁判所 (Magistrate' court) がある。刑事法院においては、被告人が無罪答弁 (not guilty plea) をした場合には、12人で構成される陪審 (jury) による審理が行われ、有罪の場合は裁判官が処分を宣告し、被告人が有罪答弁 (guilty plea) をした場合には陪審による審理によることなく、裁判官が刑事処分を宣告する。治安判事裁判所においては、通常、非法律家である治安判事 (lay magistrate) 3人の合議体又は法律家である地方判事単独の審理が行われる。犯罪事実認定時18歳未満の少年による事件は、原則として、治安判事裁判所の中の特別な裁判所である少年裁判所 (Youth court) において審理されるが、事案が重大であり刑事法院での裁判が適当であると判断された場合等には、刑事法院に移送される。

図3-2-8は、刑事法院及び治安判事裁判所における性犯罪者に対する裁判所の処理及び有罪件数を罪種ごとに示したものである。いずれも有罪宣告率は高くなく、処理件数が最も多い「女性に対する性的暴行」では51%，次いで処理件数が多い「女性に対する強姦」では30%に過ぎない。有罪率の低さについて、前述の「公衆の保護－性犯罪者に対応する公衆保護の強化と性犯罪者に関する法律の改革－ (Protecting the Public – Strengthening protection against sex offenders and reforming the law on sexual offenders)」では、データレイプや顔見知りによる強姦の通報が多くなり、公判において、

性的行為の同意の有無についての被告人と被害者との主張が異なる場合等において陪審員の有罪評決を困難にしていると分析している。

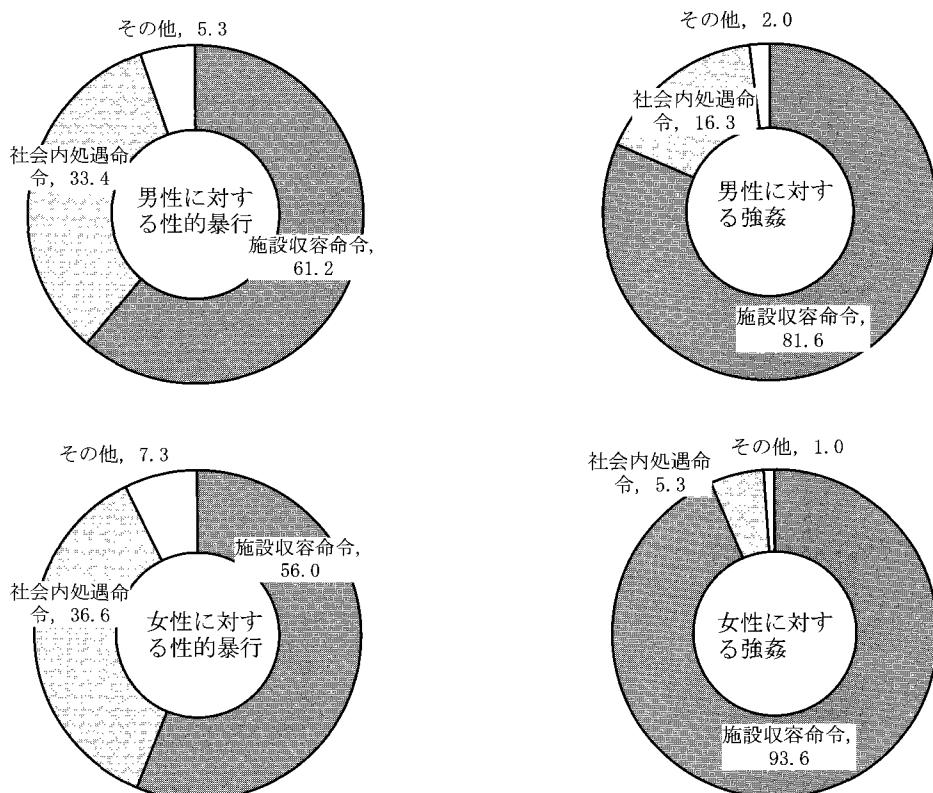
図 3－2－8 裁判所の処理件数と有罪率 (2004年)



- 注 1 Criminal Statistics England and Wales Supplementary Tablesによる。
 2 治安判事裁判所及び刑事法院における処分の総数である。
 3 女性に対する強姦は、13歳未満の女子児童との不法な性交を含む。

図3-2-9は、罪種別に有罪とされた者の処分結果の構成比である。いずれの罪種においても、施設への収容を選択される比率が最も高い。

図3-2-9 罪種別処分結果構成比（2004年）



- 注 1 Criminal Statistics England and Wales Supplementary Tablesによる。
 2 治安判事裁判所及び刑事法院における処分の総数である。
 3 女性に対する強姦は、13歳未満の女子児童との不法な性交を含む。
 4 施設収容命令は、青少年犯罪者施設 (young offender institution) への収容、拘置及び訓練命令 (Detention and Training Order), 殺人等の凶悪犯罪を犯した少年に対する拘禁命令 (Detained Under Section 90-92 of The Power of Criminal Courts (Sentencing) Act 2000) を含む。
 5 社会内処遇命令は、社会更生命令 (Community Rehabilitation Order), 監督命令 (Supervision Order), 社会処罰命令 (Community Punishment Order), 出頭所出頭命令 (Attendance Centre Order), 社会処罰及び更生命令 (Community Punishment and Rehabilitation Order), 外出禁止命令 (Curfew Order), 修復命令 (Reparation Order), 行動計画命令 (Action Plan Order), 薬物治療及び検査命令 (Drug Treatment and Testing Order), 委託命令 (Referral Order) の計である。

表3-2-10は、性犯罪に対する裁判所の処分内容をより詳細に示したものである。

表3-2-10 裁判所における処分（2004年）

罪種																	宣告猶予	絶対的免除	条件付免除	罰金
	施設取容命令	拘置命令	拘置及び訓練命令	青少年犯罪者施設取容命令	社会内処遇命令	社会更生命令	施設取容命令	監督命令	社会処罰命令	出頭所出頭命令	社会処罰及び更生命令	外出禁止命令	修復命令	行動計画命令	薬物治療及び検査命令	委託命令				
男性に対する性的暴行	218	0	5	2	211	119	60	26	4	1	5	3	0	1	1	18	7	1	8	3
男性に対する強姦	40	3	2	2	33	8	1	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0
女性に対する性的暴行	1,246	10	38	46	1,152	815	423	111	79	4	43	40	3	11	1	100	36	9	88	30
女性に対する強姦	736	21	6	38	671	42	19	11	1	0	0	1	0	0	0	10	1	2	4	1

注 1 Criminal Statistics England and Wales Supplementary Tablesによる。

2 治安判事裁判所及び刑事法院における処分の総数である。

3 女性に対する強姦は、13歳未満の女子児童との不法な性交を含む。

表3-2-11は、2003年刑事司法法が施行される前の時点において各処分の内容を示したものである。なお、2005年4月の同法の施行により、様々な種類の社会内処遇命令は、単一の社会内命令（Community Order）とされ、従前の各命令により犯罪者に課すことができた遵守事項を組み合わせて課すこととなった。この遵守事項（requirement）には、無償の社会奉仕、処遇プログラムへの参加、外出禁止、特定の場所への立入禁止、居住指定、精神治療、薬物治療、アルコール治療、出頭所への出頭（25歳未満）等がある（電子監視の遵守事項については第3 5(2)を参照）。

表3-2-11 裁判所の処分の区分と概要

処分名		概要
絶対的免除	Absolute Discharge	無条件の刑の免除。
条件付免除	Conditional Discharge	6月以上3年以下の期間に再犯がなければ罰を免除する。
社会更生命令	Community Rehabilitation Order	2001年4月以前は、Probation Orders 保護観察所の監督下に置かれ、裁判所の命令により、特定の場所への居住や保護観察所への出頭、薬物治療等が義務づけられる場合もある。16歳以上。
監督命令	Supervision Order	保護観察所又は少年犯罪チーム（Youth Offending Team）の3年以下の監督下に置かれ、定期出頭が義務づけられる。18歳未満。
社会処罰命令	Community Punishment Order	2001年4月以前は、Community Service Orders 保護観察所の監督下での40時間以上240時間以下、12月以内の無報酬の活動。16歳以上。

処分名	概要
出頭所出頭命令 Attendance Centre Order	通常警察によって運営されている出頭所への出頭が義務づけられる。36時間以下の技能訓練等が実施される。21歳未満。
社会処罰及び更生命令 Community Punishment and Rehabilitation Order	2001年4月以前は、Combination Orders Community Rehabilitation OrderとCommunity Punishment Orderの組み合わせ。1年以上3年以下の監督及び40時間以上100時間以下、12月以内の無報酬の活動。16歳以上。
外出禁止命令 Curfew Order	一定の時間に一定の場所への在所を義務づける命令。1999年から16歳以上、2001年から16歳未満にも電子監視が利用可能となった。
賠償命令 Reparation Order	有罪宣告を行った裁判所が少年に対し被害者その他当該罪によって影響を受けたと認定した者又はコミュニティ全體に対する賠償を命ずる命令。
行動計画命令 Action Plan Order	有罪宣告を行った裁判所が少年に対し、命令の日から3ヶ月間に行うべき行動について定める行動計画命令。定められる内容としては、指示された活動への参加、面談、出頭、指定場所への立ち入り禁止、指示事項の遵守、被害者・コミュニティへの賠償等がある。
薬物治療及び検査命令 Drug Treatment And Testing Order	半年以上3年以下の薬物治療及び検査命令。16歳以上。
委託命令 Referral Order	少年犯罪パネル（Youth Offending Panel）への参加を要請。少年、保護者のほか、場合によっては被害者も参加し、犯罪によって引き起こされた損害の回復を目指す。
拘置命令 Detained Under Section 90-92 Of The Powers Of Criminal Courts (Sentencing) Act 2000	殺人等の凶悪犯罪（成人で14歳以上の拘禁言い渡しが可能な事案）を犯した少年に対する拘禁命令。
拘置及び訓練命令 Detention And Training Order	最長2年間の収容及び訓練命令。拘禁施設及び社会内での監督。12歳以上18歳未満。
青少年犯罪者施設収容命令 Young Offender Institution	15歳以上21歳未満の少年及び青年を収容する施設への拘禁命令。
施設収容命令 Unsuspended Sentence Of Imprisonment	矯正施設への収容。

注 1 <http://www.auditcommission.gov.uk/reports/>からの抜粋による。

2 2003年刑事司法法により、様々な種類の社会内処遇命令は、単一の社会内命令（Community Order）とされ、従前の各命令により犯罪者に課すことのできた遵守事項を組み合わせて課すこととなった。この遵守事項（requirement）には、無償の社会奉仕、処遇プログラムへの参加、外出禁止、特定の場所への立入禁止、居住指定、精神治療、薬物治療、アルコール治療、出頭所への出頭（25歳未満）等がある。

表3－2－12 刑事法院で拘禁刑を受けた者の科刑状況である。

男性又は女性に対する性的暴行については、「1年以上4年未満」である者が最も多い。また、男性又は女性に対する強姦については、「4年以上」である者が最も多く、このうち、男性に対する強姦及び女性に対する強姦では「5年を超えて10年以下」が最も多い。

また、性犯罪に対して厳格な刑も選択されており、女性に対する強姦については、57人が終身刑の言渡しを受けている。

表3－2－12 刑事法院で拘禁刑を受けた者の科刑状況（2005年）

	1年未満	1年以上 4年未満	4年以上	4年	4年超 5年以 下	5年超 10年以 下	10年超	終身	不定期 刑	平均 刑期 (月)
				4年	4年超 5年以 下	5年超 10年以 下	10年超	終身		
男性に対する性的暴行	11	110	41	13	14	11	1	1	1	33.7
男性に対する強姦	1	13	42	2	9	22	5	2	2	74.0
女性に対する性的暴行	137	601	226	85	61	54	3	4	19	30.3
女性に対する強姦	6	73	611	37	96	348	60	57	13	82.5

注 1 Criminal Statistics England and Wales Supplementary Tablesによる。

2 「不定期刑」は、2005年4月以降の数値である。

3 治安判事裁判所における判決は、男性に対する性的暴行が8人（平均刑期6.8月）、女性に対する性的暴行が97人（平均刑期4.6月）、女性に対する強姦が1人（刑期4月）、男性に対する強姦はなかった。

第3 性犯罪対策

1 英国政府の刑事司法への基本姿勢及び性犯罪対策

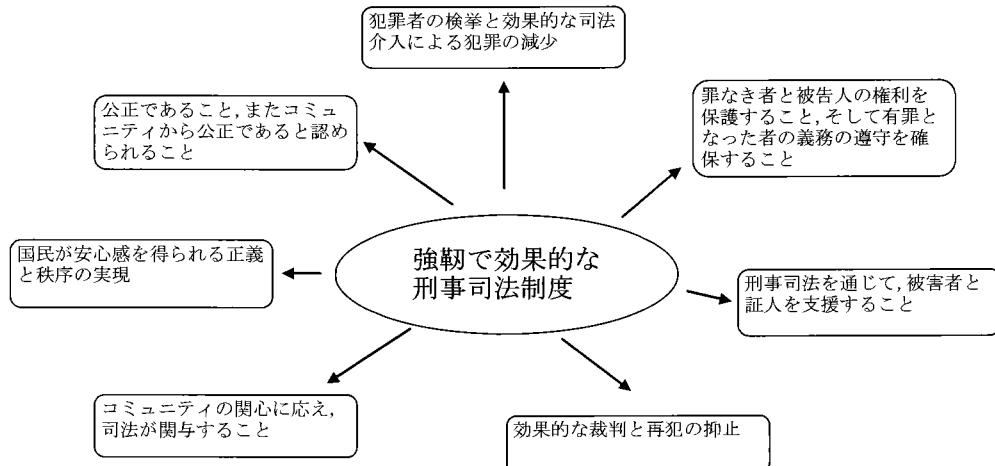
英国では1990年代以降、犯罪の撲滅と公衆の保護を政府の重要な課題と位置付け⁸、これを達成するために、刑事司法において様々な変革がなされている。この変革は、法律の整備、犯罪者の処遇、刑事司法の機構等広範に及ぶものである。

図3－3－1は、2004年7月に、刑事司法に責任を持つ内務大臣（Secretary of State for the Home Department、刑事法、警察、矯正保護等を管轄する。）、憲法大臣（Secretary of State for Constitutional Affairs、裁判所及び司法行政を管轄する。）、法務総裁（Attorney General、検察局等を管轄する。）が共同して議会に提出した報告書「犯罪の減少、正義の実現」⁹に掲示されたビジョンである。

8 “Protecting the Public The Government’s Strategy on Crime in England and Wales.” (Home Office, 1996)

9 “Cutting Crime, Delivering Justice, A Strategic Plan for Criminal Justice 2004-08” (2004年)

図 3-3-1 強靭で効果的な刑事司法制度について

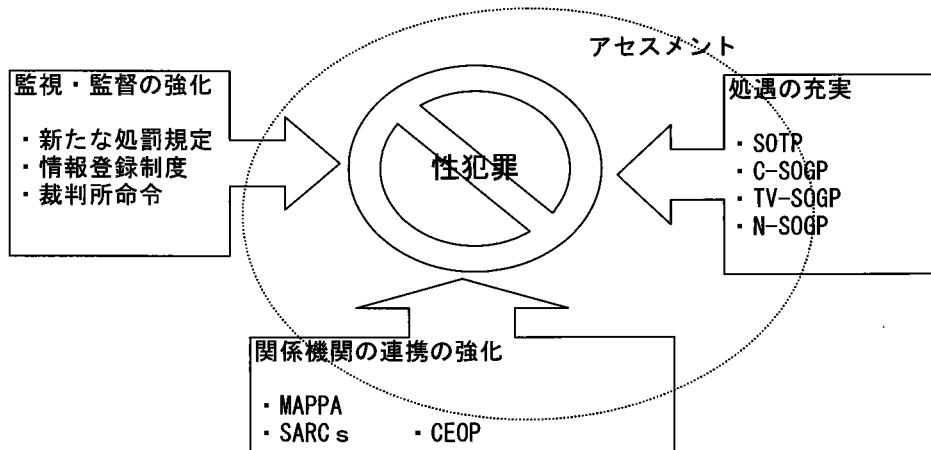


注 1 “Cutting Crime, Delivering Justice, A Strategic Plan for Criminal Justice 2004-2008”
(HM Government)

こうした犯罪の減少と公衆の保護を目指す刑事司法の取組の姿勢が、性犯罪に対する対策に反映されている。図 3-3-2 は、これらの対策の概要を示したものである。

以下では、広範に及ぶ対策を、性犯罪者に対する①監視・監督の強化、②関係機関の連携の強化、③処遇の充実という側面から概観する。

図 3-3-2 性犯罪対策の概要（イメージ図）



注 図中のそれぞれの項目内容については、以下に続く「2 監視・監督の強化」、「3 関係機関の連携の強化」、「4 処遇の充実」を参照。

2 監視・監督の強化

(1) 性犯罪者に対する新たな処罰規定

- ア 重大な性犯罪再犯者に対する自動的無期刑（Mandatory life sentence for second serious offence）

1997年犯罪（量刑）法（Crime (Sentences) Act 1997）によって規定された。重大な

犯罪で有罪判決を受けた者が、再び重大犯罪で有罪となったときは、例外的な事情がない限り裁判官は自動的に無期刑を言い渡すこととされた。ただし、これが適用されるのは二度目の犯罪を犯したときの年齢が18歳以上の者である。

無期刑を言い渡さない場合は、裁判官は、公開の法廷で無期刑を選択しなかった例外的な事情について説明することとされた。ここでいう重大な犯罪には、故殺、謀殺未遂・共謀、銃火器を使用した強盗等とともに、強姦・強姦未遂、13歳未満の少女との性交が規定されている¹⁰。

イ 危険な性犯罪者に対する終身刑又は公衆保護のための拘禁刑 (Life sentence or imprisonment for public protection for serious offences)

2003年刑事司法法 (Criminal Justice Act 2003) によって規定された。終身刑を含む10年以上の拘禁刑が定められている特定の性犯罪又は特定の暴力犯罪¹¹ (serious offence) を犯した者のうち、再犯により一般社会に重大な危害を及ぼす危険があると判定されたものに対しては、終身刑又は公衆保護のための拘禁刑 (imprisonment for public protection) が科せられる。公衆保護のための拘禁刑は、刑期を定めない不定期刑である。いずれの場合にも、裁判所は、実際に服役しなくてはならない最低期間を定め、この期間が経過し、危険性が十分軽減したと認められる時まで仮釈放は認められない¹² (性犯罪における2005年の不定期刑の科刑状況については、表3-2-12参照。)。

なお、上記の危険性の判定について、裁判所は、18歳以上で、かつ、これまで国内で特定の性犯罪又は特定の暴力犯罪によって1回以上有罪の宣告を受けたことがある者に対しては、原則として危険性を有すると判定しなければならない（ただし、犯罪の性質又は状況等を考慮した結果、裁判所が危険性がないと考えた場合を除く。）。それ以外の者に対しては、当該犯罪の性質又は状況等を考慮して危険性の判断を行う¹³。

ウ 暴力犯罪又は性犯罪に対する拡張刑 (Extended sentence for certain violent or sexual offences)

2003年刑事司法法 (criminal Justice Act 2003) によって規定された。最高刑が10年未満の拘禁刑である特定の性犯罪又は特定の暴力犯罪を犯した者のうち、再犯により一般社

10 Crime (Sentences) Act 1997, 2条。なお、2003年性犯罪法により、13歳未満の児童（男女を問わない）との性交は同意の有無にかかわらず「強姦」とされた。また、謀殺については、有罪となつた場合、裁判官に量刑についての裁量権はなく、必要的に無期刑が言い渡される。

11 「特定の性犯罪 (specified sexual offences)」及び「特定の暴力犯罪 (specified violent offences)」は、Criminal Justice Act 2003のschedule15で規定され、「特定の性犯罪」は強姦、性的暴行を始めとして多数の性犯罪が規定されている。

12 Criminal Justice Act 2003, 225条。なお、2007年5月発行の “Penal Policy-a background paper” (2007年, Ministry of Justice, UK)によると、2005年4月の2003年刑事司法法施行以降、2200件を超える公衆保護のための拘禁刑が宣告されている。

13 Criminal Justice Act 2003, 229条

会に重大な危害を及ぼす危険があると裁判官が判断した場合には、犯罪に対応する拘束期間（custodial term）に、一般社会を再犯による重大な危害から守るために必要と考えられる拡張期間（extension period）を加えた刑期を言い渡すことになった。危険性の判定については上記ウと同様である¹⁴。

拡張期間は、性犯罪では8年、暴力犯罪では5年を超えない期間である¹⁵。

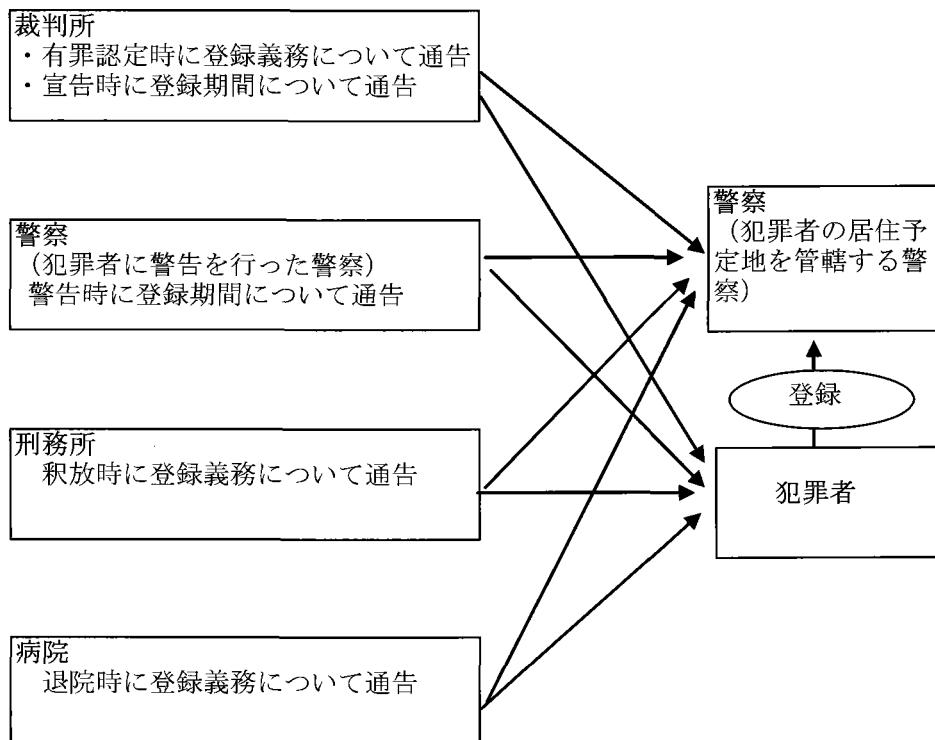
(2) 性犯罪者の情報登録制度

ア 情報登録制度の導入及び強化

性犯罪者の情報登録制度は、1997年性犯罪者法（Sex Offenders Act 1997）によって導入され、一定の性犯罪者に対して、警察への住所等の届出義務が課された。その後、2000年刑事司法及び裁判所業務法（Criminal Justice and Courts Services Act 2000）により、一部改正¹⁶された後、2003年性犯罪法に引き継がれた。

図3-3-3は、警察をはじめとした関係機関及び犯罪者の情報登録の流れの概念図である。

図3-3-3 登録情報の流れ



注 Joyce Plotnikoff, et al. "Where Are They Now?: An evaluation of sex offender registration in England and Wales" (2000年, Police Research Series Paper 126)掲記の図から抜粋。

14 Criminal Justice Act 2003, 229条(1)(b)

15 Criminal Justice Act 2003, 227条

16 2000年刑事司法及び裁判所業務法による改正点は、届出義務のある対象者が英国を出入国する場合にも届出すべきことを定めたものである。

イ 制度の概要

(ア) 届出義務の対象者

届出義務の対象者は、①性犯罪¹⁷により有罪を宣告された者、②性犯罪を実行したと認定されながら、心神喪失（insanity）により無罪とされた者、③心神耗弱（disability）の状態にあって、起訴された性犯罪を実行したと認定された者、④性犯罪により、警察による警告（caution）¹⁸を受けた者である¹⁹。

(イ) 届出義務の継続期間

届出義務の継続期間は、①終身拘禁又は30月以上の拘禁刑の言渡しを受けた者及び制限命令（restriction order）²⁰により病院に収容されていた者は無期限、②6月を超える30月未満の拘禁刑の言渡しを受けた者は10年、③6月以下の拘禁刑の言渡しを受けた者は7年、④警察による警告を受けた者は2年、⑤条件付釈放を受けた者は、当該条件付釈放期間、⑥その他の処分は5年となっている²¹。

18歳未満の少年については特例があり、届出義務の継続期間が10年、7年、5年、2年の場合には、それらの期間のそれぞれ半分に短縮されている。²²

(ウ) 届出の時期及び届出事項

対象者は、判決、警告、釈放の日から起算して3日以内に、①生年月日、②国民保険番号、③届出時の氏名その他通称、④届出時の住所、⑤届出義務を通知された時点の氏名及びそれを使用していた場所、⑥届出義務を通知された時点の住所、⑦その他英国内の居所を届け出なければならない²³。

届出後は、届出事項に変更があったときは、変更日から起算して3日以内に警察に変更届出をすべきこと²⁴、さらに、初回届出・変更届出後1年以内に定期届出すべきこと²⁵、また、海外渡航届出として、届出義務対象者が3日以上国外に渡航する場合には、渡航の7日以上前に、出国日、渡航国・到着地、渡航初日の宿泊先、帰国日等を届け出なければならないことも定められている²⁶。

なお、初回届出、変更届出、定期届出の際、当該犯罪者は、警察官の要請があった場合

17 ①から④の「性犯罪」は、Sexual Offences Act 2003 のschedule3において規定されている。

18 軽微な犯罪について、警察が犯罪行為を証拠に基づいて認定し、かつ、被疑者が罪を認めている場合に、被疑者の同意のもと、警察官が警告を与え、刑事訴追は行わないとする制度。

19 Sexual Offences Act 2003, 80条

20 裁判官は、精神疾患のある犯罪者について、治療のための病院送致後、その者の移送や退院を制限することができる（Mental Health Act 1983, 41条）。

21 Sexual Offences Act 2003, 82条

22 Sexual Offences Act 2003, 82条(2)

23 Sexual Offences Act 2003, 83条

24 Sexual Offences Act 2003, 84条

25 Sexual Offences Act 2003, 85条

26 Sexual Offences Act 2003, 86条

には、指紋採取・写真撮影に応じることとされている²⁷。

(エ) 違反に対する罰則

届出の不履行や虚偽の届出等の違反に対しては、略式起訴の場合は6月以下の拘禁刑又は5,000ポンド以下の罰金又はこれらが併科され、正式起訴の場合には5年以下の拘禁刑が科せられる²⁸。

ウ 制度の運用

(ア) 登録性犯罪者数及び届出履行率等

届出により登録された性犯罪者数は、2002年度が2万1,513人、2003年度が2万4,572人、2004年度が2万8,994人で、年々増加している²⁹。42の警察管区における人口10万人当たりの性犯罪登録者数は、36人から81人とばらつきがある³⁰。

1998年時点での届出義務対象者の届出履行率は、94.7%であった³¹。

なお、2000年に公表された調査では、警察管区のうち70%がすべての登録性犯罪者宅を訪問し、23%が一部の登録性犯罪者宅を訪問したこと、また、警察官は登録性犯罪者宅への立入権を持たないにもかかわらず、ほとんどの性犯罪者は警察官の訪問に協力的であったと報告されている³²。

(イ) 登録違反に対する処分

表3-3-4は、1998年における登録違反についての治安判事裁判所の処分状況である。刑事法院に送致された3人は、いずれも有罪となり、社会内処遇命令、罰金、条件付免除の処分を受けた³³。

27 Sexual Offences Act 2003, 87条

28 Sexual Offences Act 2003, 91条。なお、“Where are they now? : An evaluation of sex offender registration in England and Wales”（Police Research Series Paper 126, 2000年）によると、登録違反に対する警察の対応にやや混乱が見られ、絶対的免除から拘禁刑まで様々な処分が講じられているが、罰金等の軽い処分が大勢を占めている。

29 “Public Protection arrangement working to defend communities” (<http://www.probation.homeoffice.gov.uk/output/page306.asp>)

30 MAPPA-The First Five Years :A National Overview of the Multi-Agency Public Protection Arrangements 2001-2006

31 Joyce Plotnikoff et al. “Where are they now? : An evaluation of sex offender registration in England and Wales” (Police Research Series Paper 126, 2000年)

32 Joyce Plotnikoff et al. “Where are they now? : An evaluation of sex offender registration in England and Wales” (Police Research Series Paper 126, 2000年)

33 裁判所は、事案の性質や被告人の個々の事情等を考慮して社会内処遇命令、絶対的免除、条件付免除等の判決を言い渡すことができる（2000年刑事裁判所権限（量刑）法12条1号、1998年犯罪及び秩序違反法66条4号、2003年刑事司法法第12章）。

表3-3-4 登録違反に対する治安判事裁判所の処分

	有罪人員	刑事法院 へ送致	絶対的 免除	条件付 免除	罰 金	社会内 遇命令	拘禁刑
総 数	143	3	5	29	77	6	12
氏名届出懈怠	51	1	3	12	24	0	10
住所届出懈怠	88	2	2	17	51	5	1
虚偽氏名の届出	1	0	0	0	1	0	0
虚偽住所の届出	3	0	0	0	1	1	1

注 1 Joyce Plotnikoff et al. "Where are they now? : An evaluation of sex offender registration in England and Wales" (Police Research Series Paper 126, 2000年)

2 有罪人員と各処分の計の差は、「その他の処分」である。

(ウ) 登録情報の活用

登録情報は原則として非公開である。

英国では、性犯罪者情報を一般に公開して、国民の自衛に資するという方向性は目指していない。この背景として、犯罪者情報の公開が、公衆の不安を煽ったり、かえって犯罪者がその行方をくらますなどすることにより再犯に及ぶ危険性があることへの懸念が指摘されていることがある³⁴。したがって、警察では、必要に応じて個別・具体的に地域社会等に情報を伝えるという形を探っており、多くの警察管区では、地域社会への情報提供についての指針（Community notification policy）を定めているが、特定の性犯罪者について懸念が示される場合、警察は地域内で犯罪者の個人情報を開示するのではなく、一般的な注意喚起を行う場合が多い。なお、犯罪者の情報を提供する場合には、事前に犯罪者にその旨通知することとされている³⁵。

なお、後述する警察や保護観察所等の関係機関から構成される多機関連携公衆保護協議会（Multi-Agency Public Protection Arrangements : MAPPA（第3-3(1)参照））の設置が2000年刑事司法法及び裁判所業務法によって義務付けられたことにより、MAPPAによる情報の活用及び緊密な連携によって、性犯罪者の再犯を抑止しようとする方向性が目指されている。

34 Home Office, Police Research Series Paper 126 "Where Are They Now?: An evaluation of sex offender registration in England and Wales" (2000年)

35 Home Office, Police Research Series Paper 126 "Where Are They Now?: An evaluation of sex offender registration in England and Wales" (2000年)

(3) 性犯罪者に対する裁判所命令

ア 性犯罪者に対する各種命令の導入

1990年代以降、英國では、性犯罪者の再犯から地域社会を守るために、性犯罪者に一定の行為を禁止する裁判所の各種命令が導入された。

1998年犯罪及び秩序違反法（Crime and Disorder Act 1998）によって導入された性犯罪者命令（Sex Offender Orders）は、2003年性犯罪法によって届出命令、性犯罪予防命令、外国旅行禁止命令、性的危害禁止命令として拡充強化された。

これは、刑の言渡しとは性格を異にする裁判所による民事的な命令であり、警察から裁判所に申請される。申請に当たって、犯罪者が被害者に付きまとうなど、犯罪者のリスクのある行動を立証する必要があるが、その際の立証基準は刑事事件における厳密な立証基準より緩和されている³⁶。

(ア) 届出命令（Notification orders）

2003年性犯罪法によって新設された。

英國以外において、性犯罪で有罪を宣告された者についても、英国内で同様の犯罪を行ったのと同様の届出を行うよう命じることができる。

警察署長の申立を受け、裁判所が民事命令として発出するものである。届出命令によって英国内での通常の届出義務と同様の効果が発生し、これに違反した場合には英国内での通常の義務違反の場合と同様に処罰される。

命令を受けた者は上訴することができる³⁷。

(イ) 性犯罪予防命令（Sexual offences prevention orders）

1998年犯罪及び秩序違反法に規定された性犯罪者命令と2000年刑事司法及び裁判所業務法に規定された性犯罪者制限命令（Sex Offender Restraining Orders）が統合されて、2003年性犯罪法に規定された。

性犯罪者又は一定の凶悪犯罪者に対して、これらについての判決に際し又は警察署長の申立に基づき、裁判所が5年以上の一定期間、一定の行為を禁止する命令である。

禁止行為の内容は、裁判官の裁量に任されているが、学校等への一定距離以内への接近の禁止、特定の年齢層の児童との接触の禁止、被害者と会うことの禁止、インターネットのチャットルームへのアクセス等特定の活動の禁止等が考えられる。

命令に違反した者は、略式起訴の場合は6月以下の拘禁刑若しくは罰金又はこれらの併科、正式起訴の場合は5年以下の拘禁刑に処せられる。命令を受けた者は上訴することができる³⁸。

36 Katy Knock “The Police Perspective on Sex Offenders: A preliminary review of policy and practice” (Police Research Series paper 155) 2002年

37 Sex offences Act 2003, 97~103条

38 Sex offences Act 2003, 104~113条

(ウ) 外国旅行禁止命令 (Foreign travel orders)

2003年性犯罪法によって新設された。

16歳未満の児童に対する性犯罪について有罪又は警告を受けた者に対して、警察署長の申立に基づき、英国外の児童を性的危害から保護するために必要と認められた場合に、6ヶ月未満の一定期間渡航禁止を命ずるものである。延長も可能である。

命令に違反した者は、略式起訴の場合は6ヶ月以下の拘禁刑若しくは罰金又はこれらの併科、正式起訴の場合は5年以下の拘禁刑に処せられる。命令を受けた者は上訴することができる³⁹。

(エ) 性的危険禁止命令 (Risk of sexual harm orders)

2003年性犯罪法によって新設された。

16歳未満の児童に対する一定の性的行為を少なくとも2回行った者に対して、警察署長の申立に基づき、児童一般又は特定の児童を保護するために必要と認められる場合に、裁判所がその目的のために、2年以上の一定期間一定の行為の禁止を命じるものである。ここでいう性的行為は、①児童を巻き込んだ性的行為や児童の面前での性的行為、②性的行為や性的な動画・静止画を見るよう児童を誘引すること、③性的行為に関する物を児童に与えること、④児童に対して性的な通信を行うことである。この命令で課することができる禁止事項は、当該被告人による危害から児童全体又はある児童を保護するために必要な禁止事項に限られるとされている。例えば、インターネットのチャットルームを介して特定の児童と会うことの禁止等が想定されているが、2005年度までに適用実績はない。

命令に違反した者は、略式起訴の場合は6ヶ月以下の拘禁刑若しくは罰金又はこれらの併科、正式起訴の場合は5年以下の拘禁刑に処せられる。命令を受けた者は上訴することができる⁴⁰。

イ 運用状況

2003年性犯罪法によって強化拡充された命令の発出件数は、表3-3-5のとおりである。

表3-3-5 性犯罪法による裁判所命令の発出状況

	2004年度	2005年度	(前年比増加率)
総 数	526	973	(85.0)
性犯罪予防命令	503	933	(85.5)
届出命令	22	39	(77.3)
外国旅行禁止命令	1	1	(0.0)

注 “Public Protection arrangement working to defend communities”
<http://www.probation.homeoffice.gov.uk/output/page306.asp>

39 Sex offences Act 2003, 114~122条

40 Sex offences Act 2003, 123~129条

2003年性犯罪法によって強化拡充される以前の性犯罪者命令の禁止事項及び全体に占める割合は表3-3-6のとおりである。

表3-3-6 性犯罪者命令の禁止事項及び全体に占める割合

禁止事項	禁止事項全体 (=274) に 占める割合 (%)
人との接触に関する禁止事項	35
特定の場所への立入り	29
警察への通知（英國を離れる意思等）	10
特定の仕事に就くこと	10
反社会的行動（飲酒等）	1
その他	15

注 1 Katy Knock “The Police Perspective on Sex Offender Orders: A preliminary review of policy and practice” (Police Research Series Paper 155, 2002年)

2 1998年12月1日から2001年3月31日の間に発出された命令76件に盛り込まれた274の禁止事項の内訳である。

3 人との接触に関する禁止事項の内訳は、特定の年齢以下の者との接触に関するものが89%であり、特定の個人との接触に関するものが10%，特定の職業の者との接触に関するものが1%となっている。

ウ 児童保護のための裁判所命令

対児童保護施策の一環として2000年刑事司法及び裁判所業務法により導入された資格剥奪命令（Disqualification Orders）は、2003年刑事司法法により強化された。

資格剥奪命令は、性犯罪を含む対児童犯罪（offence against a child）により有罪となつた者に対し、法律上、児童を対象とする業務に就く資格を剥奪する命令である。2003年刑事司法法により、裁判所の裁量で、児童に対する更なる犯罪を行うおそれがあると判断された者に対して命令を発することができるようになったほか、検察庁は裁判所に対し、過去に遡及して命令の申立ができるようになった⁴¹。児童を対象とする業務とは、例えば、教師、ベビーシッター、スポーツクラブでの活動等が考えられる。

41 Criminal Justice Act 2003, 299条。強化された内容についての条文は、Criminal Justice Act 2003 section 29A, 29B。検察庁の実務規範については、“Crown Court Case Preparation, Annex A-CPS instruction for Prosecuting Advocates”，資格剥奪命令に関連する判決前調査については“Probation Circular 17/2005” 参照。

3 関係機関の連携の強化

(1) 多機関連携公衆保護協議会 (Multi-Agency Public Protection Arrangements: MAPPA)

ア 多機関連携公衆保護協議会の設置と強化

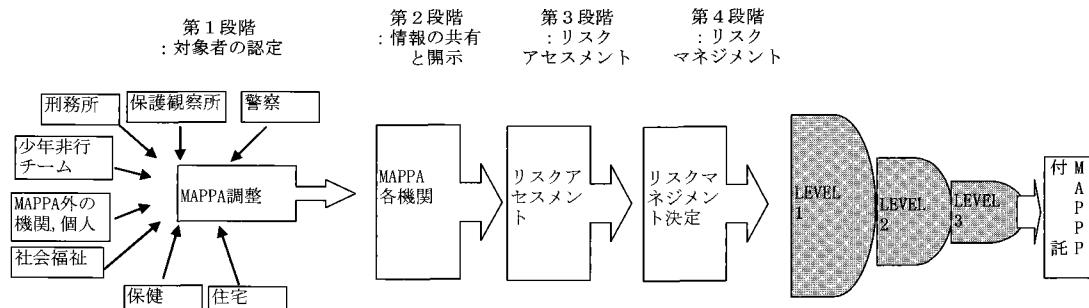
多機関連携公衆保護協議会は、1990年代以降、危険な犯罪者から公衆を保護するために関係機関が連携する必要性が認識される中で、2000年刑事司法及び裁判所業務法によって、イングランド・アンド・ウェールズの全42地域において設置が義務付けられた。これは、警察と保護観察所を責任機関 (responsible authority) とし、情報の交換や定期的な会合の開催によって、一定の犯罪者のリスク管理を任とするものである。

さらに、2003年刑事司法法によって強化され⁴²、①責任機関に刑務所を加え、②少年非行チーム (Youth Offending Teams), 教育, 住宅, 社会福祉, 保健, 電子監視機関等も協力すべき機関 (Duty to Co-operate) として位置付けるとともに、③各協議会に2名の民間アドバイザーを置くこととされた。

イ 多機関連携公衆保護協議会の機能

協議会は、①対象者の認定、②情報の共有と開示、③リスクアセスメント、④リスクマネジメントを行う。概念図は図3-3-7のとおりである。

図3-3-7 MAPPAの4段階



注 Probation Circular "The MAPPA Guidance" (2004年) から作成。

ウ MAPPA対象者の認定

協議会の管轄下に置かれる犯罪者は、①登録性犯罪者（カテゴリー1）、②粗暴犯罪者及び登録を義務付けられていない他の性犯罪者（カテゴリー2）、③他の犯罪者（カテゴリー3）とされている。

②は、12月以上の拘禁刑に科せられた粗暴犯罪者や児童に対する特定の犯罪をした者等であり、③は、①及び②に該当しないが、公衆にとって重大な危害を与えるおそれがあると責任機関が判断した者である。③は、①及び②と異なり、判決によって自動的に決定す

42 Criminal Justice Act 2003, 325条

るのではなく、責任機関の判断によって決定される。

エ 情報の共有と開示

効果的な公衆保護のためには情報の共有が不可欠であるところ、ViSOR (the Violent and Sex Offenders Register) と呼ばれるデータベースが構築されており、2006年度からは、警察に加え、保護観察所及び刑務所も共通のデータベースを使用することとなっている⁴³。

協議会における関係諸機関が情報を共有するためには下記の要件を満たすことが原則とされている⁴⁴。

- ① 情報共有についての法的権限があること
- ② 犯罪者のリスクの評価及び管理のために必要性があること
- ③ 犯罪者のリスクの評価及び管理が情報を共有する以外の方法では効果的に達成できないこと
- ④ 共有される情報が安全に管理されること
- ⑤ 安全で信頼できる情報の保管及び引き出しのシステムに加え、正確かつ明確で時宜にかなった記録を保持することにより、情報共有について説明責任が果たされること
なお、責任機関が、公衆保護のために、協議会以外の第三者（対象者を雇用している雇用主やボランティア指導者等）に情報を開示する場合には、下記の基準が満たされている必要がある⁴⁵。
 - ① 当該犯罪者が、情報開示の相手方が責任を持つ者（例えば、情報開示の相手方が指導監督する児童）に重大な危害を及ぼすおそれがあること
 - ② その者を保護する実践的な方法が他になく、開示しなかったら、その者を危険にさらすことになること
 - ③ 開示が行われなかった場合の潜在的リスクを上回るべきではないにせよ、当該犯罪者に対するリスクも考慮されるべきこと
 - ④ リスクの回避又は予防のために開示を受ける必要がある適切な人に開示されること
 - ⑤ 開示に関しては、原則として当該犯罪者と協議すること
 - ⑥ 情報開示の相手方が何をすべきかを明らかにすること
 - ⑦ 情報開示に先立って、情報開示の相手方が当該犯罪者について把握している情報の内容を確認すること

オ リスクアセスメント

MAPPA対象者は、リスクアセスメントの手法に基づく危険性の高低によって分類され

43 MAPPA-The First Five Years : A National Overview of the Multi-Agency Public Protection Arrangements 2001-2006

44 Probation Circular “The MAPPA Guidance” (2004年)

45 Probation Circular “The MAPPA Guidance” (2004年)

る。リスクアセスメントの基本になっているツールは、犯罪者評価システム（Offender Assessment System : OASys）である。これは、すべての犯罪者に適用される包括的な評価ツールであり、犯罪歴、住居、教育訓練、雇用の可能性、人間関係、薬物及びアルコールの乱用、情緒面の安定性等犯罪行為に関連した要素を検討することによって再犯リスクを検討する。より詳細なアセスメントが必要とされた対象者に対するツールとしては、リスク・マトリックス2000（Risk Matrix 2000）がある⁴⁶。

表3-3-8は、OASysで用いられるリスク水準である。

表3-3-8 OASysで用いられるリスクの水準

リスク水準	リスクを示す指標
低	重大な危害のリスクを示す指標が、現段階で存在しない。
中	危害のリスクを示す指標が存在し、対象者は危害を引き起こす可能性を有するが、例えば、薬を服用しなかったり、住居喪失、人間関係の崩壊、薬物又はアルコールの乱用といった環境変化がないかぎり、危害を引き起こす可能性は低い。
高	重大な危害のリスクを示す指標が存在する。再犯が発生する可能性があり、その影響は重大なものになると思われる。
極めて高	重大な危害の差し迫ったリスクが存在する。再犯の発生はかつてないほど差し迫っている可能性があり、その影響は重大なものになると思われる。

MAPPAの運用上
「高い」に分類

注 Probation Circular “The MAPPA Guidance” (2004年)

カ リスク管理と運用

MAPPA対象者は、危険性の程度によって3段階に分けられ、その段階に応じて、リスク管理が実施される。危険性の評価には、前述のOASysやリスク・マトリックス2000等、複数の評価方法が用いられている。

リスク水準が低いと判断されたレベル1の対象者については、通常、関係機関相互の積極的な連携関与は行われない。リスクの程度が中程度と判断されたレベル2の対象者については、警察官又は保護観察官が中心となって、月に1度程度定期的な会合を開催して情報交換するなど地元の機関連携によるリスク管理が行われる。

46 18歳未満の少年に対しては、ASSETという別のアセスメントツールが用意されている。

最も危険性が高いと評価されたレベル3の対象者は、「危険な少数」(critical few)として、警察本部に設置される多機関連携公衆保護会議（Multi-Agency Public Protection Panel, MAPPP）に付託され、特に綿密な情報及び処遇の連携が行われる。MAPPPに付託される対象者は次の基準によって判断される⁴⁷。

- ① OASysによってリスクが「高い」又は「とても高い」と評価され、かつ、事件が複雑であるため、又は通常よりも質量ともに一層密度の高い多機関連携（MAPPAの責任機関である警察、保護観察所、刑務所に加えて、協力義務のある少年非行チーム、教育、住宅、社会福祉、保健等の機関を含んだ連携）の下での指導監督及び支援を必要とするため、あるいはその双方を理由として、リスク管理が上級レベルの緊密な協力によってのみなされ得ること。又は、
- ② リスク評価は「高い」又は「とても高い」には至らないが、メディアや世論の関心がとても高く、司法制度に対する公衆の信頼を確保する必要があること
処遇の具体例については後述する（第3-3(1)キ参照）。

表3-3-9は、MAPPA対象者数及びレベル3の数の推移である。

表3-3-9 MAPPA対象者数

カテゴリー	2002年度			2003年度			2004年度			2005年度		
		うち レベル3			うち レベル3			うち レベル3			うち レベル3	
登録性犯罪者 (カテゴリー1)	21,513	1,383	6%	24,572	1,109	5%	28,994	626	2%	29,973	580	2%
凶悪犯罪者等 (カテゴリー2)	29,594	1,096	4%	12,754	705	6%	12,662	547	4%	14,317	506	4%
その他の犯罪者 (カテゴリー3)	1,802	364	20%	2,166	338	16%	2,936	305	10%	3,363	192	6%

注 <http://www.probation.homeoffice.gov.uk/output/page306.asp>, MAPPA-The First Five Years: A National Overview of the Multi-Agency Public Protection Arrangements 2001-2006による。

また、表3-3-10は、MAPPA対象者に対して行われた処分（レベル2及びレベル3）である。リスク水準の高いレベル3の対象者は、リスク水準中程度のレベル2の対象者に比べて、遵守事項違反による拘禁刑、裁判所命令違反による拘禁刑、重大再犯に至った比率が高い。

47 Probation Circular “The MAPPA Guidance” (2004年)

表3-3-10 MAPPA対象者に対して行われた処分（レベル2及びレベル3）

態様	2004年度		2005年度	
	レベル2	レベル3	レベル2	レベル3
遵守事項違反による拘禁刑	1,084	9.6%	222	15.0%
裁判所命令違反による拘禁刑	55	0.5%	18	1.2%
重大再犯による起訴	47	0.4%	32	2.2%
			50	0.4%
			11	0.9%

注 1 MAPPA – The First Five Years : A National Arrangements 2001 – 2006 による。

2 百分率は、レベル2及びレベル3対象者全体に占める比率である。

キ 具体的な活動状況

以上、MAPPAの機能、対象者の認定、情報共有、リスクアセスメント及び管理等について概観してきたが、MAPPAの具体的な活動状況の例として、英国の首都であるロンドンについて紹介する⁴⁸。

(ア) London MAPPA

London MAPPAは、32の区（borough）と中心部（City）のそれぞれにあるMAPPAから構成される。MAPPAの中心を担うのは、責任機関（responsible authority）である警察の公衆保護部門（Public Protection Team）であり、ここが、保護観察所、刑務所⁴⁹及び協力義務のある（duty to co-operate）関係機関と緊密な連携を取ることとされている。

この関係機関には、下記がある。

① 犯罪少年チーム（Youth Offending Teams : YOT）

YOTは1998年犯罪及び秩序違反法によって各地方自治体に設置が義務付けられた犯罪少年の処遇の枠組みである。これ自体が、地域の警察、保護観察、社会福祉、教育、保健を担当する多機関パートナーシップである。18歳未満のMAPPA対象者の監督に当たる。

② 就労センター（Jobcentre Plus）

就労センターは、労働年金省（Department for Work and Pensions）の執行機関であり、2002年4月に職業安定所を運営する雇用局と就労年齢の人々へのサービス提供部門が統合されて作られた。犯罪者の雇用について制限が課されている場合には通知される。

③ 地方教育当局（Local Education Authorities）

子供の保護について、取り分け学校の役割が重視されている。学校は、日中の児童及び青少年が過ごす場所であり、親にとっては地域内の犯罪不安について訴える場合最初に訪れる場所となることが多いからである。また、学校は、児童生徒に対する意識向上のプロ

48 London MAPPA “Protecting the public in partnership Annual Report 2004-2005”

49 2003年刑事司法法によって、刑務所がMAPPAの責任機関になるのに伴い、ロンドン所在の8か所の刑務所において、公衆保護マネージャー（Public Protection Manager）が指名されて、MAPPAとの連携に当たっている。

グラムを提供できる立場にあり、起こりうる危険について児童生徒個人若しくはグループ又は職員に警告することができる立場にある。

④ 地方住宅局 (Local Housing Authorities), 登録家主 (Registered Social Landlord)

地方住宅局は、ホームレスに対する長期宿泊の割り当てと居住支援を行っている。登録家主は、非政府公的機関 (Non-Department Public Body) である住宅公団 (Housing Corporation) に登録した非営利家主 (social landlord) であり、MAPPAの協力を要請された場合は宿泊施設の提供を行う場合がある。

⑤ 社会福祉部門

社会福祉部門は、管轄区域内で生活する子供が危険な犯罪者により被害を被っているか又は被りそうであるといったことの情報についてMAPPAと連携することとされている。

⑥ 保健機関

精神的問題を含め健康面での問題を抱えるMAPPA対象者が多く、保健関係機関は、レベル2及び3についての会合に出席し、アセスメントや処遇への協力をしている。

⑦ 電子監視 (Electronic Monitoring) 供給者 (第3 5(2)参照)

電子監視提供者は、責任機関に対し電子監視に関連する利用可能な技術について助言する連絡窓口を設置している。MAPPA対象者の中には電子監視に付されている者がおり、特定のケースにおいて必要とされる場合には、MAPPA会議に出席する。

このほかに、2003年刑事司法法によって導入が規定された民間アドバイザー (Lay Adviser) がいる。これは、MAPPAの戦略について、市民の意見を取り入れるために、メディアを通した一般公募で募集されている。

(イ) リスク管理の実際

London MAPPAでの対象者の危険度のレベルに応じた運用は下記のとおりである。

① レベル1

通常、関係機関の一つが対象者のリスク管理に当たる。

② レベル2

通常、警察官又は保護観察官によって主催される会合が毎月開催される。この会合のメンバーは、中心となる上記警察官、保護観察官のほか、保護観察所の被害者連絡ユニット、住居関係、保健関係、社会福祉部門の担当者である。

③ レベル3

危険性の最も高い対象者 (Critical few) について、関係各機関が緊密な連携を取って管理に当たる。ロンドンにおいては、MAPPA対象者の約1%が、このレベルに該当した。

(ウ) MAPPA対象者の事例

London MAPPAにおける事例は下記のとおりである。

レベル3 犯罪者の事例⁵⁰

別れた女友達に対する強姦及びその新しい男友達に対する監禁により有罪となった事例。

刑務所における処遇に消極的で、処遇プログラムも完了できなかつたところ、釈放に先立ち、危険性が高いと判断されてリスク水準が最も高い対象者に対応するMAPPP（Multi-Agency Public Protection Panel、多機関連携公衆保護会議）に付託され、連絡会議が開催された。被害者への連絡及び刑務所における本人の面接が実施され、危険性が確認された。

首都中央警察のMAPPAからロンドン全域に概略が回付され、被害者及び地域の警察官に連絡がなされた。

釈放に際し、釈放後の行動監視を容易できるようプロベーションホステルへの居住が義務付けられ、被害者が居住する地域への立入りや連絡をしないこと、処遇プログラムへの参加等が指導された。

登録性犯罪者の事例⁵¹

少年に対する性犯罪歴を有する登録性犯罪者（MAPPA対象者）が、児童のわいせつな画像をダウンロードしているという疑いを持たれた。警察の捜査が開始され、対象者が路上で児童に声をかけ、写真撮影している場面が目撃された。

社会福祉サービスとの緊密な連携のもと、当該対象者は逮捕されて、児童に対する強制わいせつ及びわいせつ画像作成により起訴された。保護観察所によって、詳細な判決前調査報告がなされ、結局、6年6月の拘禁刑が言い渡されたが、その際、前歴が考慮されて通常より長い最低拘禁期間が設定され、さらに、無期限の性犯罪予防命令の対象とされた。

(2) 性暴力付託センター（Sexual Assault Referral Centre : SARC）

ア 設立の沿革

性暴力付託センターは、性犯罪の被害者の身体的精神的保護と同時に刑事手続に資するためのワン・ストップ（one-stop）センター（「ワン・ストップ」には「1か所で用が足りる」という意味がある。）として、1986年、内務省及び保健省（Department of Health）の連携により設置された。

その背景には、英国被害者調査で、性犯罪について警察に届けられないで社会に潜在する暗数の深刻さが明らかにされたことがある。その後、刑事手続に通じていない医療機関等で不適切な扱いがなされていること、通報を行った被害件数のわずか6%しか有罪にならないこと、その多くの原因が、時間の経過による証拠の散逸等によるものであることが問題とされ⁵²、性暴力付託センターの設置の重要性が更に高まり、その設置が全国的に拡大してきた。

目指すところは、被害者の満足のいく質の高いケアを提供すること、被害者に必要な治

50 London MAPPA “MAPPA Protecting the Public in Partnership Annual Report2004-2005”

51 London MAPPA “MAPPA Protecting the Public in Partnership Annual Report2004-2005”

52 Kelly,l. et al. “A Gap or a Chasm? Attrition in reported rape cases” (Home Office Research Study 293) (2005年)

療へのアクセスを容易にして将来的な負担を軽減すること、被害者が望めば警察を経由せずに必要なサービスを受けられるようすること、刑事手続に必要な証拠の質を高めること、被害者へのよりよいサービスの提供により被害の届出を促し、また取下げを少なくしてより多くの性犯罪者を刑事手続に乗せること、多くのボランティア団体の連携による被害者への継ぎ目のないケアを提供することにあるとされている⁵³。

初の性暴力付託センターは、警察と保健機関の協力により、マンチェスターの聖メリーホスピタルに設置された後、各地で設置され、2006年11月現在、全国に15か所（ロンドンに3か所）のセンター⁵⁴がある。そのほとんどが、警察と病院を中心として、自治体やボランティア団体等と緊密な連携を取って運営されている。

英国政府は、すべての直近の性犯罪被害者のアクセスをセンターにおいて受け入れたい意向であり、すべての警察管区においての設置を目指している。

イ 業務の内容

性暴力付託センターの特質は下記のとおりである。

- ① 医療サービスと連携し、司法検査（forensic examination、性犯罪の捜査や公判維持のための被害者の検査や加害者の体液等の採取等の証拠収集を行う。）に資する専門的な施設を提供する。
- ② 緊急事態に対応した司法検査を実施する。
- ③ 警察が同伴せずに来所した被害者について、同意を得た上で司法検査を実施する。被害者が警察への通報を希望した場合には、得られた結果は、その後の刑事手続に利用される。また、被害者が警察への通報を望まない場合には、実施された司法検査の結果は、被害者の同意の下で匿名のサンプルとして警察の捜査に活用されるほか、将来的に警察への通報を行うときに備えてセンターにおいて保管される（Anonymous Forensic Examination）。
- ④ スタッフは性犯罪被害に関する訓練を受けており、質の高い司法検査を実施するとともに、これらの刑事手続における意味についてわかりやすく説明する。
- ⑤ 妊娠やHIV感染症の危険性に対する緊急の処置を行う。
- ⑥ 刑事手続において、継続的な社会心理的サポート、カウンセリング、ケアを行う。

53 Home Office, Department of Health “National Service Guidelines for Developing Sexual Assault Referral Centres (SARCs)” (2005年)

54 Millfield House (Derbyshire), Renton Clinic (Kent), The Meadowfield Suite (Durham), Laburnum House (Gwent), The Treetops Centre (Portsmouth), Juniper Lodge Sexual Assault Response Centre (Leicester), Haven Camberwell (London), Haven Paddington (London), Haven Whitechapel (London), St Mary's Centre (Manchester), New Pathways (South Wales), The Reach Centres Ellis Fraser Centre in Sunderland (Northumbria), Lancashire SAFE Centre (Lancashire), The Rowan Centre (West Midlands), The Sanctuary (Wiltshire)である。

特記すべきことは、性暴力付託センターは、警察への通報を誘導したり、捜査や公判のための証拠集めを優先するのではなく、あくまでも被害者のケアが最優先されるということである。

ウ 付託の方法

性暴力センターへの付託の方法は、主に下記のとおりである。

① 警察からの付託

各センターが管轄する地域においては、警察は、通常、強姦や性的暴力の被害者からの通報があった場合、センターへ同伴して、初期治療が実施される。センターにおいて、被害者調書が作成されることもある。性暴力センターの警察連絡スタッフが連絡を取り合って早急なサービスを提供する。

② 被害者自身によるアクセス

センターは、警察の施設とは異なった病院又は普通のビルにあるので、アクセスすることへの被害者の躊躇を軽減することができる。被害者は、司法検査を受けるかどうか、また、受けた場合には、そこで採取された証拠を匿名で警察に情報提供するか、又は、将来、警察への通報のために保管するか選択することができる。

③ 病院、ボランティア団体からの付託

被害者と最初に接することが多いと思われるレイプ・クライシス・センター等の民間団体、一般の病院、社会福祉機関等は、センターで包括的なサービスが受けられることについて説明して付託する。

エ 性暴力付託センターの具体例

センターの活動状況の具体例として、ロンドンの性暴力付託センター（HAVEN）を紹介する。

(ア) 設立の経緯

設立の背景には、それまで、専門的に訓練された女性医師がいなかったことや、司法検査実施の遅延、性被害を受けた被害者の抱える緊急避妊や性感染症予防、心理的なサポート等を十分提供していなかったことがある。そのため、それぞれのサポートが一時しのぎのものになりがちで、総合的なワン・ストップ（one-stop）センターの設置が強く認識され、ロンドン首都警察とKing's College 病院との協議により、2000年、従前から同病院にあった性健康センターを基盤として、ロンドンで初めての性暴力付託センター（HAVEN-Camberwell）が設立された。

その後、HAVEN-Camberwellによる司法検査実施までの期間の短縮や性犯罪被害者への医療提供、心理的アフターケアの取組が評価され、他の2か所のセンター（St. Mary's 病院内HAVEN-Paddington, Royal London病院内HAVEN-Whitechapel）が開設されるに至った。

(イ) 組織、予算、スタッフ

① 組織

HAVENの最高意思決定機関は、HAVEN戦略会議（HAVEN Strategic Board）であり、ここは、3か所のセンターのマネージャー、警察及び保健省、検察庁、市役所、レイプ・クライシス・センター等の代表者によって構成されている。

専門領域については、センターの運営、サービスの向上を担当するマネジメントグループ、予算管理に当たるファイナンスグループ、医療実務及びスタッフのトレーニングを担当する医療及びトレーニンググループ、児童に対するケアを担当するグループがある。

② 予算

HAVENの運営に当たっては、警察及び保健省が半分ずつを負担している。2006年度の予算は380万ポンドであった。

③ スタッフ

HAVENのスタッフはほぼ全員が女性であり、犯罪に巻き込まれた被害者に関わる業務であることから、犯罪歴調査（Criminal Records Bureau Check）を受けることとなっている。

各センターには、HAVEN戦略会議の構成員にもなって運営全般に関わるマネージャーのほか、産婦人科医、司法検査専門医、小児科医、危機管理専門看護師、危機管理ワーカー、アドバイザー等のスタッフが配置されている。

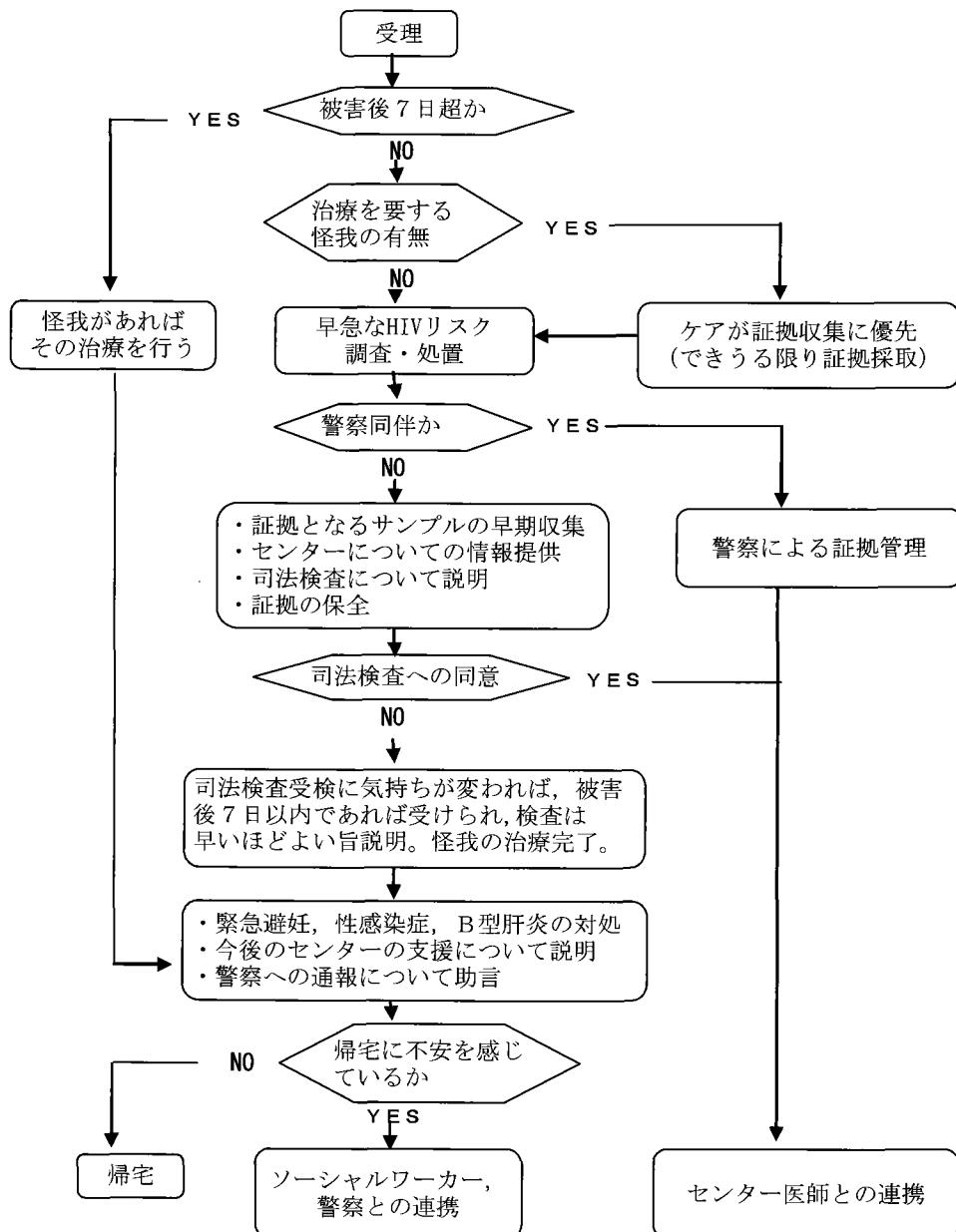
また、カウンセラーや性に関するアドバイザー、アジア系女性に対するアドバイザーを配置しているセンターもある。

(ウ) 業務の内容

他の地域のセンターと同様、司法検査、初期治療、緊急避妊、性感染症予防、その後のフォローアップサービスを行っている。対象は、性別及び年齢を問わず、性被害を受けた者全員である。また、直近の被害のみならず、過去に性被害を受けたことがある被害者も対象として、包括的なサービス実施を目指している。これは、24時間対応のワン・ストップサービスである。

図3-3-11は、センターが介入する際のフローチャートである。

図3-3-11 センターが介入する際のフローチャート



注 <http://www.careandevidence.org/>による。

センターの活動は、警察及び他の刑事司法機関、保健機関、社会福祉等と緊密な連携を取って行われている。

センターで関与した性犯罪被害者数は年を追うごとに増加しており、HAVEN-Camberwellでは、2000年5月の設立以降5,000件、HAVEN-Whitechapelでは、2004年6月の設立以降司法検査を受けた者が1,440件に上っている⁵⁵。

55 HAVEN-Camberwellの数値については、HAVEN-Camberwell Newsletter（2006年11月号）に、HAVEN-Whitechapelの数値については、平成18年11月23日、筆者らが同所を訪問した際の聞き取りによる。

また、HAVEN-Whitechapelでは、当初警察への通報を望まなかったものの、毎週提供される性被害についてトレーニングを受けた特別な警察官による相談（Sexual Offence Investigative Techniques (SOIT) officer clinic）に来所した被害者の約40%が、その後、警察への正式な通報に踏み切ったとされている⁵⁶。

(3) 児童に対するオンライン搾取防止センター（Child Exploitation and Online Protection Centre）

ア 設立の沿革

児童に対するオンライン搾取防止センターは、児童の性的搾取や虐待の発見、捜査及び予防のためには、組織を超えた協力が不可欠との認識から、内務省の管轄下にある独立性の強い重大組織犯罪庁（Serious Organized Crime Agency: SOCA）の付属機関として2006年4月に新設された。

警察組織からの派遣職員を中心に、児童の福祉に関連する各種非営利団体等からの幅広い人材によって構成されているほか、VISA、Microsoft、AOL等の大企業が資金援助や技術提供、人材派遣を行っている。

イ 業務の内容

同センターは、情報部（Intelligence Faculty）、危機管理部（Harm Reduction Faculty）、オペレーション部（Operations Faculty）の三部から構成されている。

① 情報部（Intelligence Faculty）の業務

小児性愛及び重大性犯罪を含む性犯罪に関するオンライン及びオンライン以外で流通するすべての情報を集積している。この情報はセンターの他の部の捜査活動の基礎となるほか、教育及び啓蒙活動のプログラム開発にも使われている。

② 危機管理部（Harm Reduction Faculty）

情報部によって開発された教育及び啓蒙活動のプログラムを使用し、児童がオンライン上の仮想世界及びそれを通じて現実世界において性犯罪の被害を受けないようキャンペーン活動を開催している。また、オンライン上のわずかな手がかりによって、英国内にとどまらず全世界において性的虐待を受けている被害児童の特定を進め、捜査当局に提供している。

③ オペレーション部（Operations Faculty）

オペレーション部は、英国及び各国の警察機構と協力して、違法な利益を得るために児童を性的に搾取する犯罪者の捜査を行っている。

56 平成18年11月23日、筆者らが同所を訪問した際の聞き取りによる。

4 処遇の充実

(1) 性犯罪者に対するアセスメント

刑務所及び保護観察所においては、性犯罪者の再犯リスク等の評価を行い、それに応じた性犯罪者処遇プログラムを実施している。

性犯罪者のリスクアセスメントに関しては、静的なリスク要因 (Static Risk Factors), 動的なリスク要因 (Dynamic Stable Risk Factors), 急性リスク要因 (Dynamic Acute Risk Factors) の分野から検討され、処遇やプログラムの参考とされている。

- ① 静的なリスク要因 (Static Risk Factors : 前歴や年齢など、処遇によって変化しないもの)

静的リスク要因についての英国における標準的なアセスメントツールは、Risk Matrix2000であり、警察、刑務所、保護観察所において共通に使用されている。1979年に出所した性犯罪受刑者の約20年にわたる追跡調査により、性犯罪と結びつくリスク要因を特定し、同様の問題を持つ犯罪者の再犯危険性を予想しようとするものである⁵⁷。

ここで検討されるのは、公的記録等から確認できる客観的事実であり、具体的には、性犯罪前歴、罪種を問わず4回以上の前歴があること、年齢、露出など非接触性犯罪があること、男児嗜好、顔見知り以外の被害者がいること、他者との親密な関係の経験がないことである。これらによって、「低リスクグループ」、「中リスクグループ」、「高リスクグループ」、「極めて高いリスクグループ」に分けられる。

- ② 動的なリスク要因 (Dynamic Stable Risk Factors : 性的などらわれや歪んだ態度など、処遇によって変化しうるもの)

処遇におけるニーズの分析は動的リスク要因に基づいて行われるところ、英国の刑務所及び保護観察所においては、SARN (The Structured Assessment of Risk and Need) というアセスメントツールが用いられている。

ここでは、再犯に結びつく性格特性を、性的嗜好、歪んだ態度、関係性の統制、自己統制という四つのリスク領域 (Risk Domain) に分類している。さらに、この各領域は下位に細分化される（表3-3-12参照）。

- ③ 急性リスク要因 (Dynamic Acute Risk Factors : 感情的破綻や支持的関係の破綻など、比較的最近起こったことで、かつ、いまだ続いているもの)

さらに、社会において、特定の犯罪者の再犯危険性の高まりについて、急性リスク要因に基づいて検討されるが、これは、英国においても、比較的新しい分野である（表3-3-12参照）。

57 David Thornton et al (2003年)

表3－3－12 リスクアセスメントで検討される事項

静的リスク要因	
性犯罪前歴	罪種を問わず4回以上の前歴があること
年齢	非接触性犯罪があること
男児に対する性的嗜好	男児に対する性的嗜好
顔見知り以外の被害者がいること	顔見知り以外の被害者がいること
他者との親密な関係の経験がないこと	他者との親密な関係の経験がないこと
動的リスク要因	
性的嗜好	性的なとらわれ
	児童に対する性的嗜好
	性的な暴力嗜好
	性的関心に関連した他の犯罪
歪んだ態度	性に対する敵対的な信念
	児童虐待を容認する信念
	性に対する権利意識
	強姦を容認する信念
	女性は嘘つきであるという信念
関係性の統制	不全感
	親密性についてのバランスの歪み
	他者に対する不平不満感情
	成人との親密な感情の欠如
自己統制	衝動的な生活様式
	貧弱な問題解決能力
	貧弱な感情統制能力
急性リスク要因	
潜在的被害者への接近	感情的破綻
支持的関係の破綻	一定限度を超えた敵意
薬物濫用	性的なとらわれ
	指導監督の忌避

注 David Middleton “The Assessment and Treatment of Sexual Offenders in England and Wales” (2006年UNAFEI講義ペーパー)

(2) 性犯罪者処遇プログラム

性犯罪者に対しては、リスクアセスメントに基づいて、処遇計画や受講するプログラムの種類が決定される。

ア 刑務所における性犯罪者処遇プログラム (Sex Offender Treatment Programme : SOTP)

(ア) プログラム概要

英国の刑務所においては、2005年現在、26施設において性犯罪者処遇プログラムが実施されている。2005年は、約6,000人の性犯罪者のうち、プログラム受講中の受刑者は約1,200人である⁵⁸。

内務省で認可され、刑務所で実施されているプログラムは下記のとおりであり、また、静的リスク及びニーズと受講プログラムの適合性は表3-3-13のとおりである。

① Coreプログラム（標準プログラム）

6月から8月間、週3から4回、計90セッション実施される。

犯罪者の自己の行動に対する弁解と正当化しがちな思考パターンの改善、自己の性犯罪が被害者に与えた影響、再犯の起因となるリスク因子の認識を学ばせ、犯罪のない生活計画を立てさせることからなる。

② Adaptedプログラム（低能力者用プログラム）

6月から8月間、週3から4回、計85セッション実施される。

Coreプログラムに必要とされる言語能力が低い者に実施され、Coreプログラムに加え、性に関する知識の付与も実施される。

③ Extendedプログラム（拡張プログラム）

6月間、週3回、計74セッション実施される。

Coreプログラム又はRollingプログラムを修了した者に対して実施される。犯罪と関連した思考スタイルの改善、犯罪に関連した情動の処理、親密な人間関係の持ち方、性的ファンタジーの対処スキルについて学ばせる。

④ Rollingプログラム（流動プログラム）

平均して3月から4月間、週3回実施される。

低リスク者及びCoreプログラムを修了した高リスク者が対象であるが、参加の有無は個人の処遇ニーズによって決まる。Rollingプログラムは、Coreプログラムと同じく行動様式に焦点を当てているが、参加者は適宜の時期に出入りするため、メンバーは固定されていない。

⑤ Boosterプログラム（釈放前プログラム）

2月から3月間、週3回、計35セッション実施される。

58 David Middleton “National Probation Service for England and Wales” (2006年法務総合研究所における講義)

Core, Rolling, Extendedプログラムを修了した者を対象に、釈放18月前以降により実施される。Coreプログラム及びRollingプログラムの見直しをした後、釈放に当たってより具体的に準備をさせる。

表3-3-13 静的リスク、処遇ニーズとプログラムの適合性

リスクカテゴリー	処遇ニーズ低	処遇ニーズ中	処遇ニーズ高
静的リスク低	ROLLING	ROLLING	ROLLING 又は CORE
静的リスク中	ROLLING	CORE	CORE EXTENDED
静的リスク高	CORE EXTENDED	CORE EXTENDED ROLLING	CORE EXTENDED ROLLING
静的リスク極めて高	CORE EXTENDED	CORE EXTENDED ROLLING	CORE EXTENDED ROLLING

注 “The Treatment and Risk Management of Sexual Offenders in Custody and in the Community” (Home Office)

(イ) 処遇効果測定

刑務所においてコア・プログラムを受講して修了した者と受講しなかった者の出所2年後の再犯率は、再犯内容を性犯罪に限ってみれば大きな差異はなかったものの、暴力犯罪の再犯も含めて再犯率を見たところ、同プログラムを受講した者の再犯率の方が低いという統計的に有意な差が出ている。性犯罪の多くは暴力を伴うものであることから、同プログラムは対象者の暴力犯的な要素を抑制しているという意味で一定の効果を有しているという見方もあるようである。リスクごとの再犯率の比較は表3-3-14のとおりである。

なお、性犯罪処遇プログラムについては、その内容についても、対象者の選出についてもまだまだ改良の余地があるところ、今後の発展を注視していくことが肝要である。

表3-3-14 2年経過時のリスク別性犯罪・暴力犯罪の再犯率

リス ク	処 遇 群	対 照 群	再 犯 率 の 差
低リスク	1.9	2.6	0.7
中の低リスク	2.7	12.7	10.0
中の高リスク	5.5	13.5	8.0
高リスク	26.0	28.1	2.1

注 Caroline Friendship et al. “The prison-based Sex Offender Treatment Programme—an evaluation” (Home Office Finding 205, 2003年)

イ 保護観察所における性犯罪者処遇プログラム

(ア) プログラム概要

英国の保護観察所においては、全国42庁のすべてにおいて性犯罪者処遇プログラムが実施されている。2005年は、約5,000人の保護観察中、仮釈放中の性犯罪者のうち、プログラム受講中の者は約1,800人である⁵⁹。

内務省で認可され、保護観察所で実施されているプログラムは下記のとおりであり、各観察所はいずれかのプログラムを実施している。各プログラムの中のいずれの部分を実施するかは、リスクと逸脱の程度及び刑務所での処遇プログラムを修了したかによって判断される。

A C-SOGP (Community-Sex Offender Group Programme)

下記の三つの部分から構成される。

① 導入モジュール

プログラムへの導入部分であり、初期の連続5日とその後の週1回2時間半のセッションが10週間計50時間実施される。

犯罪の責任が自己にあることを認め、自分の責任を最小化しないこと、自己の犯罪行為のパターンを知ることが内容となっている。

② 長期処遇プログラム

週1回のセッションが67週計190時間実施される。

歪んだ認知を知り、自己コントロールのスキルを身につけること、誤った性的ファンタジーが性犯罪の引き金になることを知り、これをコントロールすること、被害者への共感を感じ、新たな生活様式のスキルと再発防止を学ぶことなどが内容となっている。

③ 再発防止プログラム

50時間のセッションで、参加者は適宜の時期に参加し、メンバーは固定されていない。

歪んだ認知、被害者への共感、新しい生活スタイルと再発防止が内容とされている。

これらは、低リスク・低逸脱者及び刑務所でのSOTP修了者については、①と③、高リスク・高逸脱者及び刑務所でのSOTP未修了者については①及び②が行われている。

B TV-SOGP (Thames Valley-Sex Offender Groupwork Programme)

下記の五つの部分から構成される。

① 基礎ブロック

プログラムの導入部分であり、10日間で60時間実施される。

犯罪のパターンや逸脱した性的な考え方を知ることなどが内容となっている。

② 被害者共感ブロック

59 David Middleton “National Probation Service for England and Wales” (2006年法務総合研究所における講義)

週2回各2時間のセッションが計16時間実施される。

被害者に関することについて学ぶ。

③ 生活技能ブロック

週2回各2時間のセッションが計40時間実施される。

問題の認識と問題解決のためのスキル、人との関係の持ち方のスキル、犯罪促進要因となる事項について学ぶ。

④ 再発防止ブロック

週1回各2時間のセッションが計44時間実施される。

性犯罪のないより満足度の高い生活を送ることについて学ぶ。

⑤ パートナー用プログラム

性犯罪者との関係継続を考えている女性のパートナーを対象にした36時間のプログラムである。

これらは、低リスク・低逸脱者に対しては①から③、高リスク・高逸脱者については①から④、また、刑務所のSOTP修了者については④が実施される。

C N-SOGP (Northumbria- Sex Offender Group Programme)

下記の二つの部分から構成される。

① コアプログラム

週4時間半のセッションが32週計144時間実施される。

性的なファンタジーと逸脱との関係、認知の歪み、被害者への共感、リスクの気付きと統制、問題解決と生活技能等が内容となっている。

② 再発防止ブロックプログラム

週1回各3時間のセッションが12週計36時間実施される。

これらは、低リスク・低逸脱者及び刑務所のSOTP修了者に対しては②が実施され、高リスク・高逸脱者については①及び②が実施される。

D 新しいプログラムの試行

上記以外の新しいプログラムの開発試行も試みられている。下記は、2006年11月現在試行されているプログラムである⁶⁰。

① 社会内Adaptedプログラム(Community Adapted Sex Offender Treatment Programme : CASOTP、社会内低能力者用プログラム)

2006年2月からロンドン保護観察所において、パイロットプログラムとして試行している知能指数80未満の者向けのプログラムである。

認知行動療法によるアプローチをとっており、週2回各2時間半のセッションが10セッション実施される。受講者の能力に配慮して、文字より、絵やイラストを使って、性犯罪

60 ロンドン保護観察所の資料による。

を理解するよう繰り返す。

② インターネット性犯罪処遇プログラム (Internet Sex Offender Treatment Programme : i-SOTP)

2006年末には認可が見込まれるインターネット関連の非接触性犯罪者を対象としたプログラムである。

低リスク及び中リスクの者を対象としており、2時間のセッションを35セッションと自宅での課題によって実施される。「私」、「私の犯罪」、「被害者」、「情動の統制と人間関係のスキル」、「インターネットとファンタジー」、「再犯防止と新しい生活のプラン」が内容となっている。

③ 否認者用プログラム (Deniers Programme)

ロンドン保護観察所がイニシアチブをとって進めている。

犯罪の否認は必ずしもリスクを高めることを意味しないとされているところ、社会における安全の確保を目的として、2時間半のセッションを20セッション実施している。

(イ) 処遇効果測定

保護観察所においてプログラムを受講して修了した者と受講しなかった者との再犯率の差について2006年末現在大規模な処遇効果研究は公表されていない⁶¹が、参考として表3-3-15を示すこととする。これは、英国保護観察所において性犯罪者処遇プログラムを受けた性犯罪者と受けていない性犯罪者の3年経過時の性犯罪再犯率及び暴力犯罪再犯率を比較したものである。サンプルサイズが小さいこと等の問題はあるが、社会内における処遇プログラムの再犯抑止効果が示唆されている。

表3-3-15 3年経過時の性犯罪種別性犯罪・暴力犯罪の再犯率

性犯罪種別	性犯罪再犯率		暴力犯罪再犯率	
	処遇群	非処遇群	処遇群	非処遇群
小児性愛	3.2	10.6	2.4	12.8
強姦	7.7	26.3	7.7	26.3
露出	18.8	37.5	12.5	37.5

注 1 David Middleton "The Assessment and Treatment of Sexual Offenders in England and Wales (2006年UNAFEIにおける講義ペーパー)

2 サンプル数は、小児性愛処遇群126人、同非処遇群47人、強姦処遇群15人、同非処遇群19人、露出処遇群15人、同非処遇群8人である。

61 平成18年11月21日、筆者らが訪問したロンドン保護観察所 (London Probation, Seymour Place Area Office)において、性犯罪処遇プログラムの効果研究が進んでおり、中間報告では、プログラム受講者は、自尊心、孤立感、被害者への共感、認知の歪み、衝動性等において統計的に有意な向上が認められたと説明を受けた。

5 公衆保護のための様々な措置

(1) 認可住居 (Approved Premises)

ア 概要

認可住居は、内務省保護観察局所管の居住施設で、公衆保護を目的として、社会に対する危険性を有する犯罪者を居住させて監督する刑事施設である⁶²。従前からあった犯罪者のための居住施設であるホステル等が、2000年刑事司法及び裁判所業務法⁶³により、認可住居として再編された。同法の趣旨が、社会の安全の確保 (public protection), 再犯の防止 (the reduction of re-offending) 及び犯罪者に対する適切な刑罰の執行 (the proper punishment of offenders) に置かれていることが示唆するとおり、認可住居の目的は、将来起こり得べき再犯を防止し、社会の安全を確保するため、公衆に対して危害を加えるおそれの高い犯罪者の管理に資する高度な監督を行うことである。

2006年3月現在、全国に104施設があり、収容定員は2,300人である。うち、4施設は、この5年内に設立された新しい施設である⁶⁴。運営は、保護観察所が運営するものと民間団体が運営するものとがあるが⁶⁵、予算は政府から支出されている。なお、収容者は収入の有無に応じて滞在費用を負担することとされている⁶⁶。

2005年の平均収容率は、約91%であった⁶⁷。

イ 収容者

認可住居に居住させる犯罪者は、基本的に①保釈中の被告人、②居住制限付の社会内処遇命令を受けた犯罪者、③居住制限付の仮釈放者である⁶⁸。居住者の資格構成は変化があり、従前、保釈中の被告人が多かったところ、最近は仮釈放者の占める比率が大きくなっている。1993年には全収容者の69%だった保釈中の被告人は2006年には20%と落ち込んでおり、一方、仮釈放者は同期間に6%から66%と急増している⁶⁹。

認可住居は、社会に対する危険性の高い犯罪者の監督を目的としており、特に、英国におけるリスクアセスメントツールであるOASysで危険性が高いと判定された者をターゲットとしている。特に男性のリスクの程度別収容状況を見ると、35%がリスクが高いと

62 “The Role and Purpose of Approved Premises” (Home Office, Probation Circular 37/2005)

63 Criminal Justice and Courts Services Act 2000第9条

64 <http://www.probation.homeoffice.gov.uk/files/pdf/Approved%20Premises%20FAQ.pdf>

65 “Approved Premises : results of a snapshot survey, 2003” (Home Office, Finding 230)

66 平成18年11月22日、筆者らが訪問した認可住居 (Kew Hostel) の資料によれば、就労者については、週ごとに、63ポンド又は給与の25%のいずれか安い方、非就労者で公的給付を受けている者については21.7ポンドを支払うこととされている。

67 “Annual National League Table for Occupancy in Approved Premises” (Home Office, Probation Circular 55/2005)

68 “The Role and Purpose of Approved Premises” (Home Office, Probation Circular 37/2005)

69 M. Tennant “Approved Premises in England and Wales” (平成18年11月20日英国内務省において入手した資料)

判定された者であった。なお、認可住居は、必ずしも、性犯罪者のみの収容を行う施設ではないが、男性居住者の42%が本件が性犯罪か又は性犯罪前歴を有する者であった⁷⁰。

ウ 処遇運営内容^{71・72}

認可住居は、公衆保護を目的として、制限的な内容を含む強化された指導監督を実施している。

(ア) 公衆保護のための諸方策

- ① 警察及びMAPPAと連携を取る。
- ② 地域社会の信頼を得るために連絡を密にする。
- ③ 物的警備として、監視カメラ、外出禁止時間帯の出入り口の警報、窓の開放制限、電子監視設備を有している。
- ④ 居住者は、午後11時から午前6時までの間外出が禁止されるところ、仮釈放委員会、裁判所又は認可住居マネージャーの判断によって、その時間帯を拡張できる。
- ⑤ 居住者の部屋及び所有物を検査することができる。また、危機管理プランで要請されている場合には、郵便物を検閲し、記録することができる。
- ⑥ 薬物検査、保護観察や仮釈放の条件としての特定の場所への立入りの禁止、裁判所の命令としての特定の人物との接触禁止等についての監督を行う。

(イ) スタッフの配置等⁷³

- ① 施設には常時2名以上のスタッフが配置され、夜間の外出禁止の時間帯には、建物と居住者の確認のために最低1名のスタッフが配置されることとなっている。
- ② スタッフは、居住者の遵法的なモデルとなること、面接技術、1対1での働き掛けについて適切な介入ができる能力が求められている。また、リスクアセスメントを実施し、リスク管理計画を作成し、認可プログラムの実施により居住者のリスクを低減することが求められている。

(2) 電子機器を利用したリスク管理

ア 電子監視（Electronic Monitoring）の概要

英国における電子監視は、1989年、一部地域において、成人の保釈者に対する試行プロジェクトとして始まった。その後、1995年に成人に対する裁判所の外出制限命令（Curfew Order）、1998年に少年の保釈者、少年に対する裁判所の外出制限命令、罰金未納者、軽

70 “Approved Premises : results of a snapshot survey, 2003” (Home Office, Finding 230)

71 “The Role and Purpose of Approved Premises” (Home Office, Probation Circular 37/2005)

72 “Implementation of Approved Premises Performance Improvement Standards” (Home Office, Probation Circular 19, 2006年)

73 “The Role and Purpose of Approved Premises” (Home Office, Probation Circular 37/2005)

犯罪累犯者に対する試行プロジェクト⁷⁴を経て、1999年、全国に拡大された。

表3－3－16は、2003年刑事司法法が施行される前の時点での電子監視の根拠法令及び対象である。なお、2005年4月の同法の施行により、社会内命令（Community Order）によって、外出禁止（curfew）又は特定の場所への立入禁止（exclusion）が遵守事項（requirement）として課された場合、裁判所は原則として電子監視の遵守事項（electronic monitoring requirement）を付さなければならず、それ以外の遵守事項が課された場合は、裁判所は裁量で電子監視の遵守事項を付すことができることとなった⁷⁵。

表3－3－16 電子監視の根拠法令及び対象

開始日	根拠法令	プログラムの概略
1999年1月28日	刑事司法法（Criminal Justice Act 1991） 34, 37条	自宅拘禁（Home Detention Curfew） 3月以上4年未満の拘禁刑に対して、 2週間から4月半の間、電子監視付き での自宅拘禁として釈放できる。外出 制限時間は1日に最低9時間である が、通常夜間12時間の外出制限がさ れている。性犯罪者は除外されている。
1999年12月1日	刑事司法法（Criminal Justice Act 1991） 12, 13条 その後、刑事裁判所権限（量刑） 法（Powers of Criminal Courts (Sentencing) Act 2000）36, 37条に統合	外出制限命令（Curfew order） 16歳以上の犯罪者に対する裁判所によ る電子監視付き外出制限命令。最長6 月で、外出制限時間は、1日に2時間 から12時間の間で規定される。
2001年2月1日	犯罪（量刑）法（Crime (Sentences) Act 1997）43条 その後、刑事裁判所権限（量刑） 法（Powers of Criminal Courts (Sentencing) Act 2000）36, 37条に統合	外出制限命令（Curfew order） 10歳以上15歳以下の犯罪者に対する裁 判所による電子監視付き外出制限命令。 最長3月で、外出制限時間は、1日に 2時間から12時間の間で規定される。

74 これらの根拠法令は、Bail Act 1976, Criminal Justice Act 1991, Crime (Sentences) Act 1997 である。

75 Criminal Justice Act 2003, 177条(3)(4), 215条なお、「それ以外の遵守事項」とは無償の社会奉仕（unpaid work）、特定の活動（activity）、処遇プログラムへの参加（programme）、特定の行為禁止（prohibited activity）、居住指定（residence）、精神治療（mental health treatment）、薬物治療（drug rehabilitation）、アルコール治療（alcohol treatment）、指導監督（supervision）、出頭所への出頭（attendance centre）である。

開始日	根拠法令	プログラムの概略
2002年4月22日 (イングランドの11地域) 2002年6月1日 (英国全域)	保釈法 (Bail Act 1976) 3条 児童及び青年法 (Children and Young Persons Act 1969) 23条	保釈 (Bail) 重大犯罪で起訴されるか、又は保釈中に再犯のあった12歳以上16歳以下の者で、保釈又は地域の認可居住施設にいる者。外出制限期間及び時間についての定めはない。
2002年5月29日	犯罪及び秩序違反法 (Crime and Disorder Act 1998) 75条 その後、刑事裁判所権限(量刑)法 (Powers of Criminal Courts (Sentencing) Act 2000) 102条に統合	拘禁及び訓練命令 (Detention and Training Order) 8月から24月の間の拘禁刑及び訓練命令を受けた18歳未満の者で、1月又は2月の電子監視付き早期釈放がされた者。外出制限期間及び時間についての定めはない。

注 1 <http://www.probation.homeoffice.gov.uk/output/Page137.asp>

2 2003年刑事司法法第177条(3)(4)、第215条により、2005年4月から、社会内命令 (Community Order) によって、外出禁止(curfew) 又は特定の場所への立入禁止(exclusion) が遵守事項(requirement) として課された場合、裁判所は原則として電子監視 (electronic monitoring requirement) を付さなければならず、それ以外の遵守事項 (無償の社会奉仕 (unpaid work), 特定の活動 (activity), 処遇プログラムへの参加 (programme), 特定の行為禁止 (prohibited activity), 居住指定 (residence), 精神治療 (mental health treatment), 薬物治療 (drug rehabilitation), アルコール治療 (alcohol treatment), 指導監督 (supervision), 出頭所への出頭 (attendance centre)) が課された場合は、裁判所の裁量で電子監視の遵守事項を付することになった。

電子監視の対象として多いのは、自宅拘禁と成人に対する外出制限命令である。2004年度では、前者が1万9,096件(電子監視に新たに付された者全体の35.9%), 後者が2万2,603件(同42.5%)である⁷⁶。

電子監視の機材は、電波発信装置 (radio frequency transmission) が一般的である。これは、足首に装着した装置から周期的な間隔で、決められた住居内に設置された受信機に発信される電波が、受信機を介して管理センターに設置された監視コンピュータに送信されることによって、装置を装着した者が決められた住居から離れていないか確認できる。また、このほかに、2000年度から声紋認証 (Voice Verification) が、また、2004年度から衛星を利用した追跡システム (GPS Tracking) が開始された。声紋認証は、あらかじめ登録された対象者の声と管理センターからの不定期のコンピュータによる電話照会への回答の声とを照合する方法であり、追跡システムは、全地球位置発見システム (GPS) を利用したシステムである。これらの適用件数は、まだ少数であり、2004年度で、前者は306件、後者は93件であった。

76 <http://www.probation.homeoffice.gov.uk/output/Page137.asp>

イ 性犯罪者に対する電子監視

性犯罪者に対する電子監視は必ずしも一般的ではなく、少数の性犯罪者に対し、リスク管理計画の一環として、同意を得た上で電子監視装置のタグを装着させている⁷⁷。

また、2004年9月には、追跡システムの効果についてのパイロットプロジェクトが始まった。これは、社会内及び認可住居内に居住する危険性の程度が中程度及び高程度の性犯罪仮釈放者を対象としたものであり、立入禁止地域への接近についてのモニターを行っている⁷⁸。なお、電子監視を社会内命令及び猶予刑の条件として付加する法案⁷⁹が2005年1月に上院に提出された⁸⁰。

おわりに

以上、英国における性犯罪対策全般について概観してきた。まず、英国における性犯罪の構成要件及び法定刑について整理し、次いで、認知件数・検挙件数・科刑状況を含めた性犯罪の動向を説明し、さらに、性犯罪を巡る多面的な方策について紹介した。

英国政府は、「公衆保護」(public protection) を性犯罪者対策の最優先課題として明確に位置付け、それを達成するために性犯罪の重罰化や性犯罪者の監視強化を内容とする法改正を次々と実施している。もっともその一方で、関係機関の連携や、性犯罪者に対する処遇プログラムによる危険性の軽減等に力を入れることも怠っていない。

英国の実践は、社会の安全を確保しながら再犯危険性の高い犯罪者をどう処遇していくかという点において、少ながらぬ示唆を与えるものと思われる。

77 “Sex Offender Strategy for the National Probation Service” (Home Office, National Probation Service for England and Wales, 2004年)

78 “Piloting of Satellite Tracking Technology” (National Probation Service Briefing 21, 2004年9月)

79 Management of Offenders and Sentencing Bill Clause52

80 <http://www.probation.homeoffice.gov.uk/output/Page274.asp>

参考文献

Kim Stevenson, et al. "Blackstone's Guide to The Sexual Offences Act 2003" (Oxford University Press)

横山潔「イギリス「2003年性犯罪法の成立」－旧性犯罪法律の包括的整備－」(2004年, 比較法雑誌第38巻第2号, 日本比較法研究所)

横山潔「イギリス「2003年性犯罪法(1)」(2004年, 比較法雑誌第38巻第2号, 日本比較法研究所)

横山潔「イギリス「2003年性犯罪法(2)」(2004年, 比較法雑誌第38巻第3号, 日本比較法研究所)

横山潔「イギリス「2003年性犯罪法(3)」(2005年, 比較法雑誌第38巻第4号, 日本比較法研究所)

警察大学校警察政策研究センター「英国の性犯罪者対策関係資料集」(平成18年, (財)社会安全研究財団)

法務総合研究所研究部資料47「イギリスにおける無期刑処遇—再犯防止と社会防衛のための効果的処遇を目指して—」(2000年, 法務総合研究所)

保護資料第27号「諸外国の更生保護制度(1)連合王国」(平成9年3月, 法務省保護局)

染田恵「犯罪者の社会内処遇の探求—処遇の多様化と修復的司法—」(2006年, 成文堂)

"Setting the boundaries : reforming the law on sex offences" (2000年, Home Office)

"2004/05 British Crime Survey" (2006年, Home Office Online Report)

"National Guide for the new Criminal Justice Act 2003 sentences for public protection" (2005年, Home Office)

Jon Simmons, et al. "National Crime Recording Standard: An Analysis of Impact on Recording Crime" (2003年, RDS, Home Office)

Andrea Finney "Domestic violence, sexual assault and stalking: Finding from the British Crime Survey

Joyce Plotnikoff et al. "Where are they now? : An evaluation of sex offender registration in England and Wales" (Police Research Series Paper 126, 2000年)

Katy Knock "The Police Perspective on Sex Offender Orders: A preliminary review of policy and practice" (Police Research Series Paper 155, 2002年)

Hazel Kemshall, et al. "Strengthening Multi-Agency Public Protection Arrangements (MAPPAs)" (Home Office Development and Practice Report 45, 2005年)

Probation Circular "The MAPPA Guidance" (2004年)

Home Office, Department of Health "National Service Guidelines for Developing Sexual Assault Referral Centres (SARCs)" (2005年)

Jo Lovett et al. "Sexual Assault Referral Centres :Developing good practice and

maximizing potentials (Home Office Research Study 285)" (2004年)

David Middleton "The Assessment and Treatment of Sexual Offenders in England and Wales" (2006年UNAFEI講義ペーパー)

Darren Sugg et al. "Electric monitoring and offending behavior-reconviction results for the second year of trials of curfew orders" (Home Office, Findings 14, 2001年)

Isabel Walter et al. "A year on the tag : interviews with criminal justice practitioners and electronic monitoring staff about curfew orders" (Home Office, Findings 40, 2001年)

Jennifer Airs et al. "Electronic monitored curfew as a condition of bail-report of the pilot" (Home Office, 2000年)

Robin Elliott et al. "Electronically monitored curfew for 10-15-year-olds-report of the pilot" (Home Office, 2000年)

Kath Dodgson et al. "Electric monitoring of released prisoners : an evaluation of the Home Detention Curfew scheme" (Home Office Research Study 222, 2001年)

Davnet Cassidy et al. "Understanding electronic monitoring of juveniles on bail or remand to local authority accommodation" (Home Office Online Report 21/05)

"EM Tracking Pilots Guidance on the Piloting of Satellite Tracking Technology to Monitor Exclusion Orders and Prisoners on License" (NOMS, 2005年)

4 米 国

福岡高等検察庁検事（前研究官） 太田玲子
研究官補 姫田卓朗

目 次

はじめに

第1 米国の刑事法体系

第2 性犯罪の定義、分類

 1 州法上の暴力的性犯罪（我が国の強姦、強制わいせつに近い類型の性犯罪）

 (1) 規定の仕方

 (2) 法定刑の上限

 2 近親相姦（Incest）

 3 配偶関係による区別

 4 子どもに対する性行為

 5 児童ポルノ

第3 米国の性犯罪に関する統計データ

 1 経年変化

 2 被害届率、負傷及び治療の比率

 3 州裁判所における裁判

 4 受刑者

 5 保護観察

 6 起訴罪名と判決罪名の合致率

第4 対策1～性犯罪者情報登録・公表（通知）制度（Sex Offender Registration and Notification）

 1 性犯罪者登録及び公表制度に関する連邦法

 (1) ウェタリング法及びその改正法

 (2) アダム・ウォルシュ法

 2 各州の性犯罪者登録・公表制度の現状

 (1) 制度

 (2) 各州の登録公表制度の運用の実態

 (3) 登録公表制度を運用する法執行機関の視点から

 (4) 新たな試み～民間ボランティアの活用

第5 対策2～刑の加重

 (1) 法定刑の引上げ

 (2) 累犯者に対する刑の加重法

第6 対策3～電子監視の実情

 1 電子監視の歴史

 2 性犯罪者に対するGPS（Global Positioning Systems）による電子監視

3 GPS監視の概要

- (1) 機器の種類、形状
- (2) 監視の方法

4 GPS監視の実態

- (1) 対象となる性犯罪者
- (2) 監視期間
- (3) 対象者数
- (4) 導入されているGPSの種類
- (5) 費用負担
- (6) GPS監視の課題
- (7) 法執行機関職員が実施に当たって留意する点

5 コロンビア特別区裁判所サービス・犯罪者監督庁 (Court Services and Offender Supervision Agency (CSOSA)) におけるGPS監視の実施状況

- (1) 施設の概要
- (2) GPS監視の状況

第7 対策4～民事的収容 (Civil Commitment)

1 民事的収容の導入状況

2 バージニア州における民事的収容の例

- (1) 民事的収容の対象者
- (2) 収容手続
- (3) バージニア行動改善センター (Virginia Center for Behavioral Rehabilitation (VCBR)) における処遇内容

3 アダム・ウォルシュ法における民事的収容についての規定

第8 被害者対策

1 被害者対策の必要性

2 被害者の権利内容の明確化

3 裁判手続における子どもの被害者の保護

- (1) キッズコート
- (2) フォレンジックインタビュー (Forensic Interview)

4 弁償命令 (Restitution Order)

5 民事訴訟における賠償金の支払い

6 検査費用の公費負担

7 被害者補償制度 (Victim Compensation)

- (1) 資金
- (2) 対象

(3) 補償請求及び支給状況

(4) 課題

8 採証と治療の両面に対応した医療のプログラム

(1) 概要

(2) 様々な効果

9 民間の被害者支援団体～強姦危機センター～

おわりに

はじめに

本稿では、アメリカ合衆国（以下、米国という。）における性犯罪の実態及び対策の概略を紹介する。

米国の性犯罪対策としては、メーガン法の名称で知られる性犯罪者情報の登録及び公表制度、G P S を利用した性犯罪者の電子的な監視システム、民事的収容措置（Civil Commitment）といった性犯罪者に対して強力な監視を行うものが注目されがちであるが、必ずしも米国全土で均一にこれらの対策が行われているわけではない。周知のとおり、米国は、連邦制を採っており、各法域（州）により法体系や制度等が異なるため、約50の法制度を一言で語ることは困難である。本稿では、米国の刑事法体系と各州の定義する性犯罪の多様性、性犯罪の動向について概観した後、各州で行われている主要な対策として、性犯罪者情報登録・公表制度、性犯罪の刑の加重、電子監視、民事的収容措置、被害者対策について順次述べ、必要に応じて連邦法にも言及する¹。

なお、本稿中、意見にわたる部分は筆者らの個人的見解である。

第1 米国の刑事法体系

米国は、50の州とコロンビア特別区（Washington D.C.）²及び連邦の直轄地（グアム等）で構成される連邦制を採っている。米国は、その歴史的な経緯から、各州が高度な自治権を有し³、州憲法を始めとする独自の法体系を有している。連邦の立法機関は、全州にわたって効力を有する連邦法（「合衆国法」という場合もあるが意味は同じ。）を制定できるが、合衆国憲法により連邦の権限として認められた分野に限られる。

性犯罪は、原則として、各州の刑事実体法、刑事手続法、性犯罪者登録及び公表に関する法等により規制される。連邦法は、州境を超える性犯罪等の連邦的色彩のあるものを規制する。

警察活動を行う法執行機関も、連邦と州のほか、郡（county）、市町村の各レベルの行政単位ごとに、目的に応じて、多様な組織が分立し、これらを統一する組織がないため複雑である。連邦政府の警察活動を行う法執行機関は、司法省に属する連邦捜査局（F B I）

1 各州（法域）の制度内容等には日々変化があるため、本稿の記述は、原則として、筆者らが米国に出張調査した平成19年1月28日までの時点で確認したるものに限る。

2 コロンビア特別区は、連邦の直轄地であるが、連邦はいわば州と同じレベルで、合衆国憲法の禁止に触れない限り自由に立法できる。同特別区の性犯罪は、州法に相当するDC Codeの規制を受ける。以下、本稿において「州」と言う場合は、特に断らない限り、コロンビア特別区を含む。

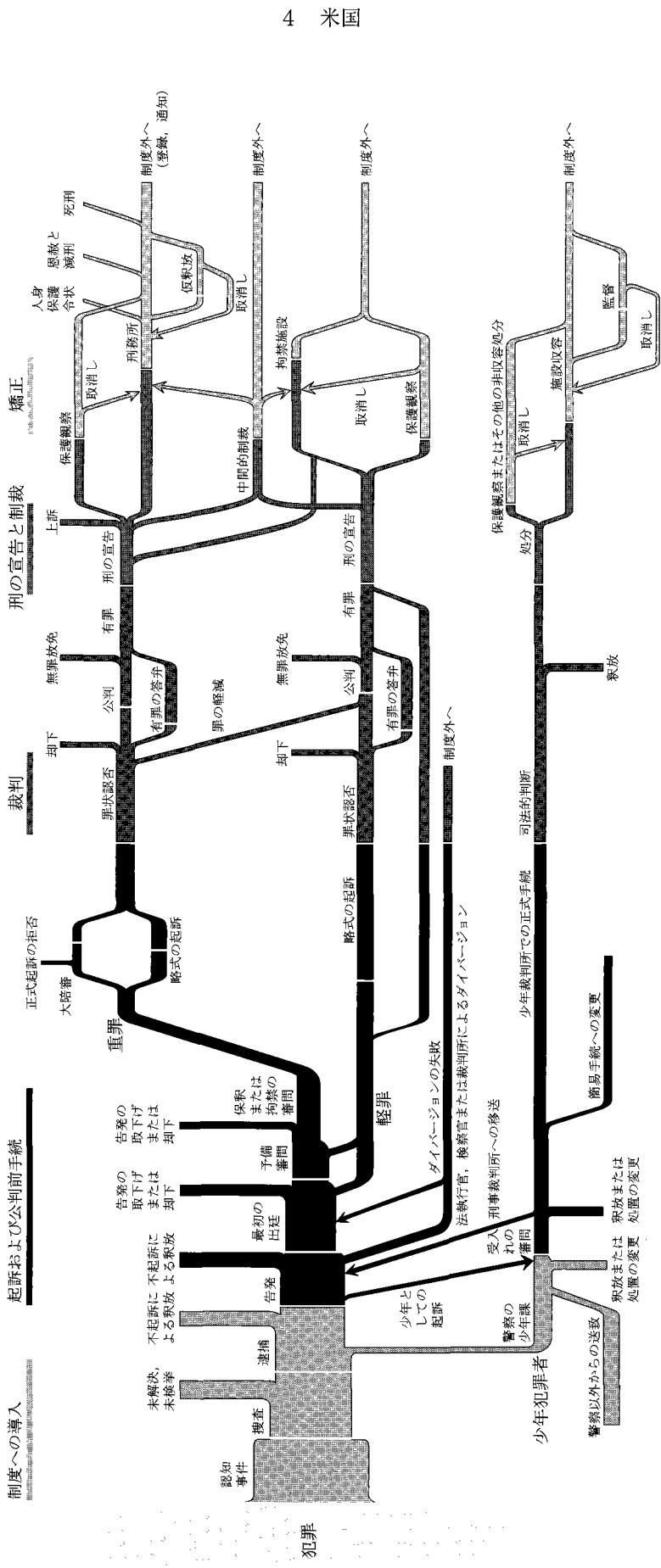
3 米国が1776年に英国から独立した時、各州（state）がそれぞれ独立の主権国であり、国家連合としてのUnited States of Americaを作った。その後、ヨーロッパ諸国に対抗する必要等からより強力に結合するため、1788年に効力を生じた合衆国憲法により、連邦制へと変わった。州は、米国全体の統治のために必要と考えた権限のみを合衆国に移譲し、それ以外の権限は依然州に留保したのである。

のほか、職務内容に応じて各省庁にそれぞれの警察的組織がある。州政府の警察活動を行う法執行機関は、州、郡、市町村の各政府に、警察（police）、保安官（sheriff）、執行官（marshal）、コンスタブル（constable。治安官等と訳される。）が存在し、名称は同じでも役割は各州、各自治体により異なる。また、大学構内で警察活動を行う大学警察のように、特定の目的のための警察組織も存在する。そのほか、民間人ボランティアにより構成される補助又は予備（auxiliary, reserves）隊員がパトロール等を行い警察の補助活動を行うところもある。

司法制度も、連邦と州のそれぞれに最高裁判所、控訴（中間上訴）裁判所、第一審裁判所の三審制を持つ二重構造になっており、連邦が上、州が下という組織関係はない。性犯罪の多くは州法違反であるから、州の裁判所において審理されるが、州の裁判所は、構成も名称も州により異なる。刑事裁判手続も州により異なるが、おおむね次の図4-1-1のとおりである。

図 4-1-1 刑事手続の流れ

刑事司法制度における手続の流れ



第2 性犯罪の定義、分類⁴

1 州法上の暴力的性犯罪（我が国の強姦、強制わいせつに近い類型の性犯罪⁵）

(1) 規定の仕方

各州法で使われている名称は、強姦（rape）、性的虐待（sexual Abuse）、性的暴力（sexual assault）、性的接觸（sexual battery）等多様であり、これらを、性的行為の態様（性交、身体を触る行為等）、その手段行為たる暴行、脅迫等の行為の態様（銃器の利用等）、被害者の年齢、加害者と被害者との関係（年齢差、配偶関係等）、被害者の負傷程度等に応じて、第1級、第2級等の段階的区分を設けるなどして、細かく規定する州が多い。

一例としてワシントン州の刑法の規定を見ると、強姦罪（rape）、子どもの強姦罪（rape of a child）、子どもへのわいせつ罪（child molestation）は、それぞれ第1級から第3級に区別され、未成年者との性的交渉（sexual misconduct with a minor）は第1級と第2級に区別されているほか、わいせつ罪（indecent liberties）、死者への性的行為（Sexually violating human remains）等の規定に区分されている⁶。

そして、強姦（rape）については、これを被害者の性別を問わず、姦淫、口淫、肛門性交等を相手方の同意なく行うこととし、手段たる暴行、脅迫行為の態様等、被害児童の年齢（12歳未満、14歳未満、16歳未満）、加害者との年齢差（24か月以上、36か月以上、48か月以上）により、第1級から第3級に区別し、第1級及び第2級をA級、第3級をC級の重罪とするものと規定されている。重罪の法定刑は、原則として10年までの拘禁刑及び罰金刑である。

4 本項は、主としてState Rape Statutes, State Criminal Incest Statutes, How is Spousal Rape Treated?, American Prosecutors Research Institute, APRIの調査によった（<http://www.ndaa.org/apri/programs/vawa/statutes.html> 参照）。

5 我が国の刑法では、暴力的な性犯罪の基本形は、強姦罪、強制わいせつ罪及びこれらの致死傷罪である。これらの構成要件を単純化して言えば、いずれも暴行または脅迫を必要とし、合意なき性的行為を行うことであるが、暴行脅迫の程度が強度で、かつ姦淫行為（男性性器の女性性器への挿入）を不可欠の要素とするのが強姦罪であり、姦淫行為以外の方法による性的な行為（口淫、手淫、肛門性交等）は、強制わいせつ罪となる。被害者と加害者との関係（配偶関係、親子関係等）は、性交の合意の有無等の判断材料として考慮されるにとどまり、明文上の区別はない。被害者が13歳未満の場合は、合意を与える年齢に達していないと見なされるため、暴行脅迫が無くとも、強姦罪又は強制わいせつ罪となる。

刑法以外では、児童福祉法や各都道府県の条例により、18歳未満の児童と性的関係を持つ行為は、児童の合意の下であっても罰則の対象となる場合がある。児童ポルノに関する規制は、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」及び同法律の一部改正法（平成16年法律第106号）により、児童買春のほか、児童ポルノの製造、インターネット上への児童ポルノの提供、提供等の目的による所持等が処罰される。

6 Wash. Rev. Code § 9A.44.010 (2002)

(2) 法定刑の上限

最も重い類型の性犯罪（多くは強姦）の法定刑の上限を見ると、死刑を定める州⁷と、無期刑（終身刑）を定める州とで約半数⁸を占める（さらに内訳として、仮釈放を認めない無期刑を定める州、一定期間の服役の後に仮釈放の機会を認める州がある。）。そのほか、ほぼ無期刑に等しい有期刑の上限（100年、99年等）を定める州⁹を加えると、半数を超える。一方、有期刑（50年～10年）を上限とする州¹⁰も半数近く存在する。しかし、この場合においても、多くの州では、加害者の前科等により、これらの法定刑以上に刑を加重できるとしている。

2 近親相姦（Incest）

ほとんどの州において、加害者と被害者が親子等の親族関係にあり法的に有効な結婚ができない近親者の場合の性行為を、近親相姦（incest）として処罰している。いかなる関係の者が、どの程度の年齢以下（未満）の児童と、いかなる行為をした場合に、いかなる刑罰を科せられるかは州により異なる。

3 配偶関係による区別

被害者との間に配偶関係がある場合には、告訴期限の制限を設ける州¹¹、暴力や脅迫の態様に制限を設ける州¹²、離婚や別居等の条件を必要とする州¹³、起訴できる罪名に制限を設けている州¹⁴がある¹⁵。

7 フロリダ、ジョージア、オクラホマの各州。いずれも性犯罪に対する無期刑の規定もある。

8 アラバマ、アリゾナ、アーカンソー、カリфорニア、デラウェア、コロンビア特別区、アイダホ、イリノイ、アイオワ、ルイジアナ、メリーランド、マサチューセッツ、ミシガン、ミシシッピー、ミズーリ、ネバダ、ニューハンプシャー、ノースカロライナ、オハイオ、ロードアイランド、ユタ、バーモント、バージニアの各州。

9 モンタナ、テキサスの各州。

10 アラスカ、コロラド、コネティカット、ハワイ、インディアナ、ケンタッキー、メイン、ミネソタ、ネブラスカ、ニューメキシコ、ニュージャージー、ニューヨーク、ノースダコタ、オレゴン、ペンシルベニア、サウスカロライナ、サウスダコタ、テネシー、ワシントン、ウェストバージニア、ワイオミングの各州。

11 カリフォルニア、イリノイ、サウスカロライナの各州。

12 アリゾナ、コネティカット、アイダホ、メリーランド、ミシシッピー、ネバダ、オハイオ、オクラホマ、サウスカロライナ、テネシー、バージニアの各州。

13 ルイジアナ、メリーランド、ミネソタ、ミシシッピー、オハイオ、テネシーの各州。¹⁴ アラバマ、アラスカ、アーカンソー、デラウェア、アイオワ、カンザス、ルイジアナ、ニューメキシコ、オハイオ、ロードアイランド、サウスカロライナ、ワシントンの各州。

14 アラバマ、アラスカ、アーカンソー、デラウェア、アイオワ、カンザス、ルイジアナ、ニューメキシコ、オハイオ、ロードアイランド、サウスカロライナ、ワシントンの各州。

15 一方で、配偶者からの強姦を他の強姦と区別しない州が約半数ある。

4 子どもに対する性行為

暴力的性犯罪の中でも児童を被害者とする場合は、成人を被害者とする場合よりも法定刑を重くする州がほとんどである。

そのほか、すべての州において、被害児童が性的行為に合意している場合でも、一定年齢未満¹⁶の児童との性的関係を禁止する法律がある。これは、法定強姦（statutory rape）、不法な性的関係（unlawful sexual intercourse）等と表現されることもある。1995年から1997年の間の各州の立法状況調査¹⁷によると、禁止対象となる児童の年齢の引上げ、未成年者を妊娠させた場合の刑の加重、児童との年齢差が大きい成人ほど刑を加重するなど、全般的に処罰対象を広げる州法の改正が行われている。

5 児童ポルノ

児童ポルノは、インターネットの普及に伴い、その製造及び頒布数が爆発的に増えている。2003年の推計では、毎週2万以上の児童ポルノがウェブサイト上に投稿されているという¹⁸。インターネットのない時代の児童ポルノ愛好者は、各自が孤立していたが、インターネットの普及により、その性的嗜好を匿名で他者と共有し、他の愛好者に自慢できるようになったことなどから、その内容はより悪質、残虐なものになっている。押収されたポルノには、赤ん坊や2、3歳の子供が姦淫されるもの、児童が縛られ、サディスティックな性的暴力に耐える内容のものが少なからずある。児童ポルノについては、これを製造すること自体が児童に対する性的虐待行為であるのみならず、児童ポルノが不特定多数の者に頒布され続けることによって、被害児童は長年にわたり辱めを受け、トラウマから抜け出し難くなる等の問題が指摘されている¹⁹。

16 性行為への合意年齢を下回れば、どのような状況下においても違法とする州は12州であり、合意年齢を16歳としている例として、ジョージア、カンザス、ケンタッキー、マサチューセッツの各州、17歳としているものとして、イリノイ、ニューヨークの各州、18歳としているものとして、カリフォルニア、ウィスコンシンの各州が挙げられる。他方、それ以外の38州およびコロンビア特別区では、性行為への合意年齢に加えて、被害児童の最少年齢、性行為のパートナーとの年齢差、パートナーに対する訴追可能最低年齢といった要件を定め、合意年齢を下回った場合においても、これらの要件のうちの1つあるいは複数に反しない性行為を違法とはしていない。例えば、ニュージャージー州の場合、合意年齢を16歳、被害児童の最少年齢を13歳、パートナーとの年齢差を4歳とし、児童が13歳以上であり、パートナーとの年齢差が4歳未満であれば、合意年齢を下回った場合においても合法としており、ネバダ州では、合意年齢は16歳、パートナーに対する訴追可能年齢を18歳とし、児童が16歳未満であっても、パートナーの年齢が18歳未満であれば違法としていない（Statutory Rape: A Guide to State Laws and Reporting Requirements, Office of the Assistant Secretary for Planning and Evaluation, Department of Health and Human Services 参照）。

17 State Legislators' Handbook for Statutory Rape Issuesによる（<http://www.usdoj.gov/ovc/publications/infors/statutoryrape/handbook/back./html> 参照）。

18 National Society for the Prevention of Cruelty to Children, Oct. 8, 2003による（<http://www.protectkids.com/dangers/stats.htm> 参照）。

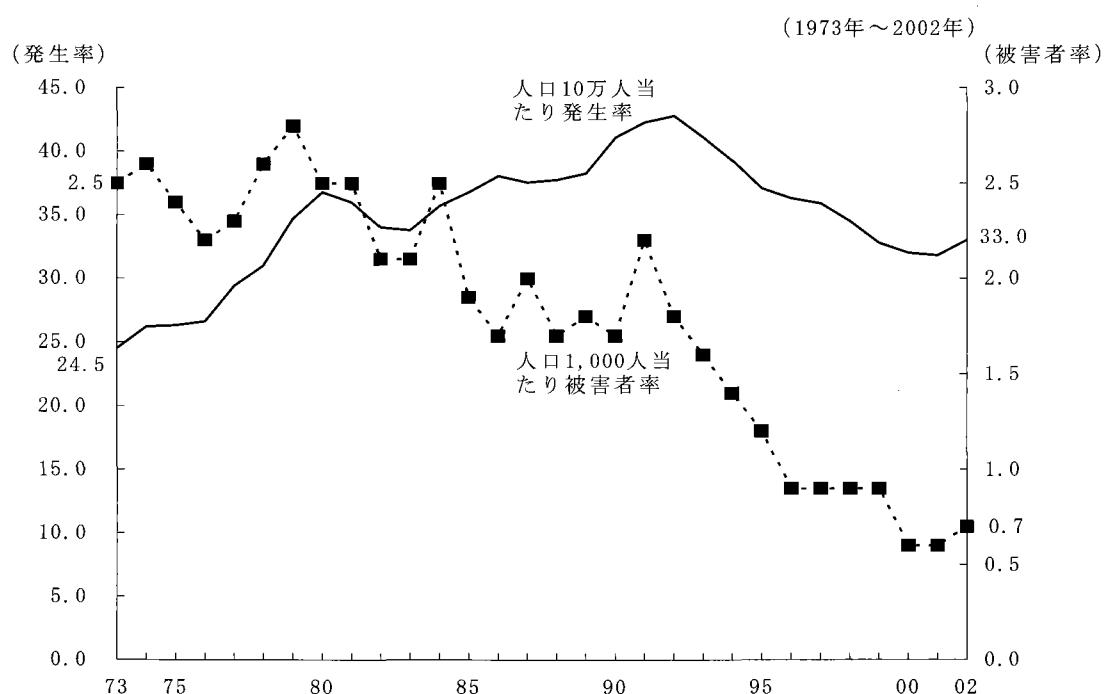
第3 米国の性犯罪に関する統計データ

米国の性犯罪と一言に言っても、法域によって、いかなる行為をいかなる類型の性犯罪として定義付けるかが異なる上、暗数の多い犯罪類型であることから、その実態を把握することは容易ではない。しかし、様々な調査研究によって、発生状況（被害発生率、認知件数から見た発生率）、加害者と被害者の性別・関係・年齢、裁判での言渡し刑期、刑務所等での刑の執行状況等についてのデータが提供されているので、以下に紹介する。

1 経年変化

図4-3-1は、強姦について、法執行機関が認知し報告した件数（推計値）から算出

図4-3-1 強姦の人口10万人当たり発生率・人口1,000人当たり被害者率の推移



注 1 以下の統計書による。

発生率：Source Book of Criminal Justice Statistics 2003

被害者率：National Crime Victimization Survey, Violent Crime Trends, 1973-2005

2 発生率は、統一犯罪報告(UCR)によって得られた強姦(forcible rape)に関するものであり、forcible rapeとは、女性(年齢を問わない)に対し、その意思に反して強制的に行う性交をいい、未遂を含む。よって、法定強姦(同意能力が認められる年齢に達していない者に対する非暴力的性交)や他の性犯罪(男性を被害者とする場合など)は除かれる。

3 被害者率は、全国犯罪被害調査(NCVS)によって得られた強姦(rape)に関するものであり、rapeとは、被害者(性別を問わない)の意思に反して強制的に行う性交をいい、未遂を含む。NCVSでは、12歳未満の者のからの調査は行っていないため、12歳未満の被害者率は計上されていない。被害者率は、12歳以上の人ロ1,000人当たりの被害者数である。

19 Project Safe Childhood -Protecting Children from Online Exploitation and Abuse, 2006, U.S. Department of Justice による。

した人口10万人当たりの発生率²⁰と、社会調査（サンプル調査）によって得られた強姦被害者数から算出した人口（12歳以上）1,000人当たりの被害者率²¹の変化を見たものである（1993年～2002年）。両者は、対象とする犯罪の範ちゅう、計算方法が異なるが、発生率は、1973年以降上昇し1992年をピークに減少傾向にあり、被害者率は、おむね減少傾向にある。

2 被害届率、負傷及び治療の比率

表4-3-2は、性犯罪被害者数（年平均）を男女別に見たものである（全国犯罪被害調査（National Crime Victimization Survey: NCVS）の調査²²による。1992年～2000年）性犯罪（強姦及び性暴力²³）の被害に遭った者（12歳以上）の大多数は女性である。

表4-3-2 性犯罪の男女別平均被害者数
(1992年～2000年)

		年 平 均	
強姦既遂	合計	140,990	(100)
	男	9,040	(6)
	女	131,950	(94)
強姦未遂	合計	109,230	(100)
	男	10,270	(9)
	女	98,970	(91)
性暴力	合計	152,680	(100)
	男	17,130	(11)
	女	135,550	(89)

注 1 Rape and Sexual Assault : Reporting to Police and Medical Attention, 1992-2000からの抜粋による。

2 概数であるため合計は合致しない。

3 () 内は、構成比である。

表4-3-3、表4-3-4及び図4-3-5は、このうち女性の被害者について、更に、負傷の有無、被害届の有無、治療の有無を見たものである（年平均）。

20 発生率は、統一犯罪報告（Uniform Crime Report: UCR）の強姦（forcible rape: 被害者は女性に限るが年齢を問わない。）の認知件数を人口10万人当たりに換算したものである。

21 被害者率は、全国犯罪被害調査（National Crime Victimization Survey: NCVS）によって得られた強姦（rape: 被害者の性別は問わない。）の被害者数を、調査対象年齢層である12歳以上の人口1,000人当たりで換算したものである。

22 Rape and Sexual Assault: Reporting to Police and Medical Attention, 1992-2000, Intimate Partner Violence and Age of Victim, 1993-99, Bureau of Justice Statisticsによる。

23 ここに言う強姦とは、当事者の性別を問わない暴行又は脅迫による性交（口淫、肛門への挿入その他の異物の挿入を含む）の既遂及び未遂のことであり、性暴力（sexual assault）は強姦以外の同意無き性的行為（既遂及び未遂）をいう。

被害女性の約半数が負傷しているが、治療を受けた者は負傷者の30%程度であった。警察へ被害申告をした者は、被害者の30%程度に過ぎず、加害者が現在又は元の配偶者か恋人であった場合の申告率は25%程度と更に低かった。また、負傷した被害者を、被害届をした者としない者とに分けて治療を受けた者の比率を見ると、被害届をしない被害者の80%程度が治療を受けていなかったのに対し、被害届をした者の約半数は治療を受けていた。また、現在又は元の配偶者か恋人から性犯罪の被害を受けた者は、2001年では、4万1,740人（すべて女性）、女性人口1,000人当たり0.4人（1999年では、0.8人）であった。

表4-3-3 負傷の有無（女性被害者）

	年 平 均 (1992-2000)		
	強姦既遂	強姦未遂	性暴力
合計	131,950	98,970	135,550
負傷あり	131,950 (100)	38,960 (39)	23,020 (17)
負傷なし	0 (0)	60,010 (61)	112,520 (83)

注 1 Rape and Sexual Assault: Reporting to Police and Medical Attention, 1992-2000 からの抜粋による。

2 概数であるため合計は合致しない。また、全国犯罪被害調査においては、強姦既遂の全ての被害者を負傷したものと分類している。

3 () 内は、構成比である。

表4-3-4 警察への被害申告の有無（女性被害者）

	年 平 均 (1992-2000)		
	強姦既遂	強姦未遂	性暴力
合計	131,950	98,970	135,550
被害申告あり	47,960 (36)	33,560 (34)	34,830 (26)
被害申告なし	83,700 (63)	65,400 (66)	100,720 (75)

注 1 Rape and Sexual Assault: Reporting to Police and Medical Attention, 1992-2000 からの抜粋による。

2 概数であるため合計は合致しない。

3 「被害申告なし」には、「不明」も含む。

4 () 内は、構成比である。

図4-3-5 性犯罪被害にあった女性の人員・構成比—被害申告・治療の有無別
(いずれも1992年から2000年の1年あたり平均)

① 強姦既遂被害者

		年平均被害者 131,950人	
負傷あり		負傷なし	
	131,950人 100%	0人 0%	
被害申告あり	被害申告なし		
47,960人 36%	83,700人 63%		
治療を受けた	治療を受けた		
28,130人 59%	14,100人 17%		
治療を受けなかった	治療を受けなかった		
19,830人 41%	69,600人 83%		

② 強姦未遂被害者

		年平均被害者 98,970人	
負傷あり		負傷なし	
	38,960人 39%	60,010人 61%	
被害申告あり	被害申告なし	被害申告あり	被害申告なし
16,450人 42%	22,510人 58%	17,110人 29%	42,100人 70%
治療を受けた	治療を受けた		
7,440人 45%	5,050人 22%		
治療を受けなかった	治療を受けなかった		
9,010人 55%	17,460人 78%		

③ 性暴力被害

		年平均被害者 135,550人	
負傷あり		負傷なし	
	23,020人 17%	112,520人 83%	
被害申告あり	被害申告なし	被害申告あり	被害申告なし
9,540人 41%	13,130人 57%	25,290人 22%	86,700人 77%
治療を受けた	治療を受けた		
3,550人 37%	2,350人 18%		
治療を受けなかった	治療を受けなかった		
5,990人 63%	10,790人 82%		

注 1 いずれも概数であり、「不明」を除くため、合計は合致しない。

2 全国犯罪被害調査においては、強姦既遂の全ての被害者を負傷したものと分類している。

3 Rape and Sexual Assault: Reporting to Police and Medical Attention, 1992-2000からの抜粋による。

このほか、司法統計局 (Bureau of Justice Statistics, BJS) の調査²⁴によると、1992年に12州において強姦の被害にあった女性（すべての年齢を含むが、法執行機関に認知された事案に限る。）のうち、51%は18歳未満であった。これに対し、同年の全米の人口に占

24 Child Rape Victims, 1992, Bureau of Justice Statisticsによる。これは、利用可能なデータの存在した一部の州（コロンビア特別区を含む。）を調査したものである。

める18歳未満の女性の比率は25%であった。

また、1991年に3州（アラバマ、ノースダコタ、サウスカロライナ）で被害申告をした強姦被害者について調査したところ、家族、友人等の知り合いから被害を受けた被害者の比率は、12歳未満の被害者の96%、12歳から17歳の被害者の85%、18歳以上の被害者の67%であり、被害者の年齢が低いほど、親しい者からの被害を受けていた。

3 州裁判所における裁判

次に、性犯罪の裁判について、全国裁判報告プログラム（National Judicial Reporting Program, NJRP²⁵）に基づき行われた州裁判所における重罪（1年以上の拘禁刑の対象となる犯罪をいう。）事件処理状況の調査²⁶によると、2002年に有罪となった重罪事件の数（推定）は、全体で105万1,000件であり、罪種別に見ると、表4-3-6のとおり、性犯罪は、全体の3.4%（3万5,500件）、このうち強姦²⁷は、1.0%（1万980件）、その他の性犯罪²⁸は、2.3%（2万4,520件）であった。

**表4-3-6 州裁判所で有罪となった重罪の罪種別件数
(2002年)**

有罪認定された最も重大な犯罪	有罪件数
合 計	1,051,000 (100)
暴力犯罪	197,030 (18.8)
殺人	8,990 (0.9)
性犯罪	35,500 (3.4)
強姦	10,980 (1.0)
その他	24,520 (2.3)
強盗	38,430 (3.7)
加重暴行	95,600 (9.1)
その他	18,510 (1.8)
財産犯	
(窃盗、詐欺、不法侵入)	325,200 (30.9)
薬物犯	340,330 (32.4)
銃器関係	32,470 (3.1)
その他	155,970 (14.8)

注 1 Felony Sentences in State Courts, 2002 Bureau of Justice Statisticsからの抜粋による。

2 概数であるから合計は100にならない。推計値である。

3 () 内は、構成比である。

25 2年ごとに行う全国レベルのサンプル調査である

26 2002年に重罪について州の裁判所で処理された事案について、全米の3141郡（county）から、層化サンプリングにより、300郡のサンプルを、原則として1州から最低1郡選んで調査したものである。Felony Sentences in State Courts, 2002, Bureau of Justice Statisticsによる。

表4-3-7は、州裁判所において有罪となった重罪事件のうち、実刑の比率を見たものであり、性犯罪に対して1年を超える拘禁刑が言い渡される比率は59%（強姦67%，その他55%）であり、殺人91%，強盗71%に次いで高い。

表4-3-7 州裁判所における罪種別・刑種別構成比

(2002年：単位(%)

有罪認定された最も重大な犯罪	合計	実刑			保護観察
		小計	Prison	Jail	
全罪種	100	69	41	28	31
暴力犯罪	100	77	52	25	23
殺人	100	95	91	4	5
性犯罪	100	82	59	23	18
強姦	100	89	67	22	11
その他	100	78	55	23	22
強盗	100	86	71	15	14
加重暴行	100	71	42	29	29
その他	100	77	42	35	23
財産犯	100	66	38	28	34
薬物犯	100	66	39	27	34
銃器関係	100	73	45	28	27
その他	100	70	35	35	30

注 1 Felony Sentences in State Courts, 2002 Bureau of Justice Statisticsからの抜粋による。

2 Prisonは、1年を超える拘禁刑、Jailは、1年までの拘禁刑の場合を指す。

3 prisonは、死刑を含む。

4 推計104万7,931件の事件を元に作成した。

表4-3-8は、州裁判所において有罪となった重罪事件に対して言い渡された刑期の長さを見たものである。性犯罪は、暴力犯罪全般の平均及び中央値と比較して、実刑の刑期が長い傾向が見られる。

27 ここに言う強姦とは、強制的な性交（姦淫、口淫、肛門性交、異物の挿入、獸姦等を含む。未遂を含む。）をいい、性別を問わない。法定強姦等の未成年に対する非暴力的な性的行為、判断能力のない者に対する性的行為を除く。

28 その他の性犯罪とは、強姦以外の、暴力的、強制的な性的行為、未成年者に対する非暴力的な性的行為、薬物や精神的・物理的な理由により判断能力のない者に対する非暴力的な性的行為をいう。

表4－3－8 平均的な言渡刑の長期－罪種別、平均値及び中央値
(2002年：単位（月数）)

有罪認定された最も重大な犯罪	実 刑			保 護 觀 察
	計	Prison	Jail	
平均値 (mean)				
全罪種	36	53	7	38
暴力犯罪	62	84	8	43
殺人	217	225	10	76
性犯罪	78	100	8	54
強姦	104	132	9	65
その他	65	84	8	51
強盗	79	91	11	52
加重暴行	37	54	7	39
その他	33	51	8	37
財産犯	28	41	7	37
薬物犯	32	48	6	36
銃器関係	28	38	7	35
その他	23	38	6	37
中央値 (median)	19	36	6	36
全罪種				
暴力犯罪	36	51	6	36
殺人	240	240	12	60
性犯罪	48	60	6	36
強姦	60	96	7	60
その他	36	60	6	36
強盗	52	60	12	60
加重暴行	24	36	6	36
その他	16	30	6	36
財産犯	16	28	6	36
薬物犯	18	36	6	36
銃器関係	24	24	6	30
その他	12	27	4	36

注 1 Felony Sentences in State Courts, 2002 Bureau of Justice Statisticsからの抜粋による。

2 Prisonは、1年を超える拘禁刑、Jailは、1年までの拘禁刑の場合を指す。

3 平均値の計算に当たって、死刑及び無期刑は除いている。

4 推計で94万5,167件の事件を元に作成したものである。

表4－3－9は、無期刑の言渡しの比率を見たものであり、格段に殺人の比率が高く、次いで、性犯罪が、全判決（実刑のほか保護観察を含む）の1.9%（強姦は3.8%）、1年以上の拘禁刑の判決（prison sentence）の3.1%（強姦は5.5%）となっている。なお、2002年現在で、12州が死刑制度を採用していない。

表4-3-9 無期刑の比率

(2002年：単位（%）)

有罪認定された最も重大な犯罪	全判決に占める比率	1年を超える刑期の判決 (Prison) に占める比率
全罪種	0.5	1.1
暴力犯罪		
殺人	24.1	26.3
性犯罪	1.9	3.1
強姦	3.8	5.5
その他	1.1	1.8
強盗	1.4	1.9
加重暴行	0.3	0.7
その他	0.3	0.6

注 Felony Sentences in State Courts, 2002 Bureau of Justice Statisticsからの抜粋による。

表4-3-10は、州立刑務所に収容された者の平均的言渡刑期と執行刑期を比較したものである。暴力事犯全体では、執行率は平均62%（執行刑期では、52か月）、性犯罪では、平均64%（64か月）であるところ、強姦は、平均68%（90か月）と比較的高い。なお、言渡刑と執行刑の期間が異なる理由は、州によって裁判所は刑の長期又は短期又はその双方を定め、その後に仮釈放委員会が釈放時期を決定する場合があること、善行により刑期が短くなる制度を採用する州が多くあることによる。

表4-3-10 州刑務所に収容された者の平均言渡刑期と執行刑期

(2002年)

有罪認定された最も重大な犯罪	平均言渡刑期 (月数)	執行された期間		判決に対する比率
		月 数	判決に対する比率	
全罪種	53	27		51%
暴力犯罪				
殺人	84	52		62%
性犯罪	225	142		63%
強姦	100	64		64%
その他	132	90		68%
強盗	84	52		62%
加重暴行	91	53		58%
その他	54	36		66%
財産犯	51	31		61%
薬物犯	41	20		49%
銃器関係	48	20		43%
その他	38	24		63%
	38	19		50%

注 1 Felony Sentences in State Courts, 2002 Bureau of Justice Statisticsからの抜粋による。

2 2001年に釈放になった受刑者25万9,915人についての集計である。

3 死刑、無期の多い殺人については、死刑・無期を執行刑期に参入していないため、実際よりも低めに算出されている可能性がある。

なお、警察に認知されて犯人が逮捕された強姦事件のうち、有罪判決を受けた者の比率を知る目安として、2002年の統一犯罪報告（UCR）により認知された事件数、逮捕者数と、同じ年に判決を受けた重罪犯の人数を強姦について比較すると（追跡調査ではない。）、認知件数は9万5,136件、逮捕された成人は2万3,564人（UCR）であり、一方、有罪となつた者は1万980人、うち実刑は9,772人（うちprison 7,357人）であった。これを100人の逮捕者当たりに換算すると、有罪47人、うち実刑41人（うちprison 31人）となる²⁹。

表4-3-11は、州裁判所で有罪認定された重罪事件を裁判手続別に見たものである。性犯罪について有罪の答弁をする比率は90%と、暴力事犯全体のそれ（90%）と同程度であった。有罪答弁率が低い順に見ると、殺人（68%）、次いで、強姦（84%）であった。陪審（Jury）の比率の高い罪種を、全罪種（2%）や暴力事犯全体（7%）と比較して見ると、高い順に、殺人（27%）、次いで強姦（12%）であった。

表4-3-11 州裁判所で有罪認定された重罪の裁判手続の種類別構成比

（2002年：単位（%））

有罪認定された最も重大な犯罪	合 計	公 判 (Trial)			有罪の答弁 (Guilty plea)
		小 計	陪 審 (Jury)	裁判官 による (Bench)	
全罪種	100	5	2	3	95
暴力犯罪	100	10	7	3	90
殺人	100	32	27	5	68
性犯罪	100	10	8	2	90
強姦	100	16	12	4	84
その他	100	6	5	1	94
強盗	100	9	6	3	91
加重暴行	100	8	4	4	92
その他	100	8	4	4	92
財産犯	100	4	1	3	96
薬物犯	100	4	2	2	96
銃器関係	100	7	3	4	93
その他	100	3	1	2	97

注 1 推計49万2,848件の事件を元に作成したものである。

2 Felony Sentences in State Courts, 2002 Bureau of Justice Statisticからの抜粋による。

表4-3-12は、重罪に付加された刑の種類と比率を見たものであり、全罪種、暴力事犯、性犯罪のいずれも傾向に変わりはなく、性犯罪に対しては、罰金が22%に、被害者に対する賠償命令が10%に、カウンセリング、精神科病院への収容といった治療命令が4%に、社会奉仕命令が2%に、言い渡されていた。

29 Felony Sentences in State Courts, 2002 からの抜粋による。

表4－3－12 州裁判所において重罪に付加された刑の種類別比率
(2002年：単位(%))

有罪認定された最も重大な犯罪	罰金 (Fine)	賠償 (Restitution)	治療 (Treatment)	社会奉仕 (Community service)	その他
全罪種	25	12	3	4	7
暴力犯罪	23	11	3	3	6
殺人	17	7	1	2	2
性犯罪	22	10	4	2	7
強姦	21	10	4	1	6
その他	23	10	3	2	8
強盗	13	10	1	2	4
加重暴行	27	11	3	3	7
その他	26	12	2	4	9
財産犯	24	21	2	4	6
薬物犯	27	6	6	4	7
銃器関係	18	4	2	4	6
その他	29	10	3	4	8

注 1 Felony Sentences in State Courts, 2002 Bureau of Justice Statisticsからの抜粋による。

2 治療には、カウンセリング、リハビリ、治療、精神科病院への収容も含む。

3 推計105万1,002件の事件を元に作成したものである。

2002年に重罪の有罪判決を受けた者の人種及び年齢を見ると、表4－3－13のとおりである。暴力犯罪全般につき白人の占める比率(57%)及び黒人の占める比率(39%)と比較すると、

表4－3－13 州裁判所において重罪で有罪になった被告人の罪種別人種・年齢
(2002年)

有罪認定された最も重大な犯罪	合計	人種			判決言渡時の年齢							
		白人 (White)	黒人 (Black)	その他	20歳未満	20-29	30-39	40-49	50-59	60歳以上	平均 (mean)	中央値 (median)
全罪種	100%	60%	37%	3%	7%	41%	29%	18%	4%	1%	32歳	30歳
暴力犯罪	100%	57%	39%	4%	9%	42%	26%	16%	5%	2%	31歳	29歳
殺人	100%	45%	51%	4%	8%	51%	22%	13%	5%	1%	30歳	27歳
性犯罪	100%	71%	25%	4%	7%	37%	25%	18%	8%	5%	34歳	32歳
強姦	100%	63%	33%	4%	8%	38%	26%	19%	5%	4%	33歳	31歳
その他	100%	75%	21%	4%	6%	36%	25%	18%	10%	5%	35歳	32歳
強盗	100%	39%	59%	2%	21%	49%	19%	9%	2%	- %	27歳	23歳
加重暴行	100%	57%	38%	5%	6%	41%	28%	18%	5%	2%	32歳	30歳
その他	100%	70%	25%	5%	6%	38%	28%	20%	6%	2%	33歳	32歳
財産犯	100%	64%	33%	3%	8%	41%	29%	17%	4%	1%	31歳	30歳
薬物犯	100%	55%	43%	2%	5%	41%	29%	19%	5%	1%	32歳	31歳
銃器関係	100%	47%	50%	3%	9%	50%	23%	13%	4%	1%	30歳	27歳
その他	100%	69%	27%	4%	5%	34%	31%	22%	6%	2%	34歳	33歳

注 1 Felony Sentences in State Courts, 2002 Bureau of Justice Statisticsからの抜粋による。

2 人種に関しては、61万2,161件、年齢は、74万4,317件にそれぞれ基づき作成したものである。

3 - は、0.5%未満を表す。

性犯罪 (sexual assault) に占める白人の比率は高く (71%), 黒人の占める比率が低い (25%)。判決時年齢は、暴力犯罪全般と性犯罪ではそれほど違いは見られず、20代ないし30代が多い。

4 受刑者

司法統計局による刑務所人口の調査³⁰によると、1年以上の刑期の言渡しを受けた州刑務所の2002年末現在収容人員（概算。100人単位。）は、123万7,500人で、暴力犯が約半数（62万4,900人。50.5%）を占め、強姦は6万800人（4.9%）、その他の性的暴行は8万1,200人（6.6%）であった。

司法統計局が全国の矯正施設（民営等を含む）のうち2,730箇所（収容受刑者合計175万4,092人）をサンプルとして、施設内での性犯罪の発生状況について調査した結果によると³¹、受刑者間では、合意無き性交2,027件、合意無き性的行為579件、職員と受刑者との間では、性的行為（合意の有無を問わない）2,298件、いやがらせ（セクハラ）624件であり、4割近くに職員が関与していた。受刑者間の合意無き性交に関与した者（加害者及び被害者）の90%は男性であった。このような矯正施設内の性犯罪を防止するため、2003年、矯正施設内における性的暴行の発生状況について、司法統計局に対し、全米規模での新たなデータ収集方法の開発を求めることが内容とする刑務所での強姦削減法（The Prison Rape Elimination Act of 2003）が成立している。

5 保護観察

2004年に保護観察下に置かれた成人のうち、最も重い犯罪類型が性犯罪であった者は、全体の3%であった³²。

6 起訴罪名と判決罪名との合致率

米国には司法取引という制度があるため、有罪認定される罪名は、必ずしも実際に行われた犯罪や起訴された罪名と一致するとは限らない。また、起訴後、検察官が証拠関係を検討し直して訴因を変更することもある³³。

30 すべての州と連邦の刑務所についての受刑者統計。Prisoners in 2004, Bureau of Justice Statisticsによる。

31 Sexual Violence Reported by Correctional Authorities, 2004, Bureau of Justice Statisticsによる。

32 Probation and Parole in the United States, 2004 Bureau of Justice Statisticsによる。

33 再犯を計測するとき、調査対象となる「性犯罪者」とはいかなる犯罪を行った者をいうのか、再犯とは、逮捕、有罪判決、刑務所への再収容等のいずれの事象でとらえるのか、また追跡調査を何年間で区切るのか、同種再犯について見る場合は、同種再犯の定義をどうするか、といった問題がある。再犯率の判断にあたって、性犯罪の再犯を有罪認定された罪名で捉えている場合は、司法取引等により「暗数」となった性犯罪再犯が存在することを考慮しなければならないであろう。また、性犯罪は、被害申告がなされない、あるいは犯人として検挙されないことも多く、実際に犯罪を行つても再犯として計測されないことも多いため、再犯率の計測はさらに難しいと考えられる。

起訴罪名と認定された罪名がどの程度食い違うのかを知る一つの材料として、ワシントン州の例を取り上げてみたい。

表4－3－14は、ワシントン州において、1998年から2002年の5年間に、重罪の性犯罪（第1級～第3級強姦罪、子どもに対する強姦罪等）で起訴された者について、起訴罪名ごとに、認定された罪名及びその比率を調査した結果である³⁴。これによると、起訴罪名と同一の罪名で有罪認定された者は、罪名によるばらつきはあるが、11.5～44.8%であり、同一でなくとも何らかの性犯罪（上記の性犯罪のほか、未成年者との性的交渉、売春関係、登録義務違反³⁵、性犯罪軽罪等を含む）で有罪認定された者の割合は、34～72%であり、その他の財産犯、薬物犯、暴力犯等を含むいずれの重罪によっても有罪認定に至らなかつた者が、20%程度であった。

34 Sex Offender Sentencing in Washington State: Comparing Charges Filed to Convictions, 2005年9月による。

35 なお、性犯罪者としての登録義務の基準については、有罪認定された罪名が性犯罪であるかどうかに限らず、犯罪の性質上、性犯罪と見なされるものを広く含むところもある。例えばコロンビア特別区。

表4-3-14 ワシントン州高等裁判所において性犯罪で起訴された事件の認定罪名内訳

① 第1級強姦で起訴された事件（345件）の認定罪名別内訳

認定された罪名	内訳比率（%）	累積比率（%）
性犯罪		
第1級強姦	31.9	31.9
第2級強姦	7.2	39.1
第3級強姦	5.8	44.9
第3級子どもに対する強姦	1.2	46.1
その他の性犯罪 （未成年者との性的交渉、近親相姦売春関係等）	4.7	50.7
登録義務違反	0.9	51.6
その他の重罪		
（暴行、強盗、誘拐、薬物犯、殺人、侵入等）	30.3	81.7
重罪による有罪認定なし	18.3	100.0

② 第2級強姦で起訴された事件（780件）の認定罪名内訳

認定された罪名	内訳比率（%）	累積比率（%）
性犯罪		
第1級強姦	1.2	1.2
第2級強姦	11.5	12.7
第3級強姦	14.0	26.7
第3級子どもに対する強姦	2.6	29.2
その他の性犯罪 （未成年者との性的交渉、近親相姦売春関係等）	8.6	37.8
その他の重罪		
（暴行、強盗、誘拐、薬物犯、殺人、侵入等）	36.7	74.4
重罪による有罪認定なし	25.6	100.0

③ 第3級強姦で起訴された事件（280件）の認定罪名内訳

認定された罪名	内訳比率（%）	累積比率（%）
性犯罪		
第2級強姦	1.8	1.8
第3級強姦	26.4	28.2
その他の性犯罪 （未成年者との性的交渉、第3級子どもに対する強姦、 売春関係等）	4.8 1.1	32.9 33.9
登録義務違反		
その他の重罪		
（暴行、薬物犯、DV等）	43.2	76.8
重罪による有罪認定なし	23.2	100.0

④ 第1級子どもに対する強姦で起訴された事件（1,112件）の認定罪名内訳

有罪認定された罪名	内訳比率（%）	累積比率（%）
性犯罪		
第2級強姦	0.2	0.2
第3級強姦	0.4	0.6
第1級子どもに対する強姦	44.3	45.0
第2級子どもに対する強姦	1.6	46.6
第3級子どもに対する強姦	1.4	48.0
第1級未成年者との性的交渉	12.7	60.7
その他の性犯罪 (第2・第3級の未成年者との性的交渉、児童ポルノ、近親相姦、売春関係等)	11.4	72.2
その他の重罪		
(暴行、児童虐待、銃器、侵入等)	8.8	80.9
重罪による有罪認定なし	19.1	100.0

⑤ 第2級子どもに対する強姦で起訴された事件（536件）の認定罪名内訳

有罪認定された罪名	内訳比率（%）	累積比率（%）
性犯罪		
第3級強姦	0.7	0.7
第2級子どもに対する強姦	36.6	37.3
第3級子どもに対する強姦	8.0	45.3
その他の性犯罪 (未成年者との性的交渉、児童ポルノ、近親相姦、売春 関係等)	23.1 0.4	67.9 68.3
登録義務違反		
その他の重罪		
(暴行、薬物犯、侵入等)	12.5	80.6
重罪による有罪認定なし	19.4	100.0

⑥ 第3級子どもに対する強姦で起訴された事件（874件）の認定罪名内訳

有罪認定された罪名	内訳比率（%）	累積比率（%）
性犯罪		
第2級強姦	0.1	0.1
第3級強姦	2.5	2.6
第1級子どもに対する強姦	0.6	3.1
第2級子どもに対する強姦	1.2	4.4
第3級子どもに対する強姦	44.8	49.2
その他の性犯罪 (未成年者との性的交渉、児童ポルノ、近親相姦、売春 関係等)	21.2 0.1	70.2 70.3
登録義務違反		
その他の重罪		
(暴行、薬物犯、侵入、ストーカー行為、銃器等)	12.7	82.9
重罪による有罪認定なし	17.1	100.0

注 1 Sex Offender Sentencing in Washington State : Comparing Charges Filed to Convictions, 2005, Washington State Institute for Public Policyによる。

2 強姦とは、被害者の男女の別を問わず、姦淫の他、手淫、口淫、肛門性交その他物体による性交をいう。

3 強姦罪の第1級～第3級の区分は、手段たる暴行及び脅迫の態様により区別される。

4 子どもに対する強姦罪の第1～第3級の区分は、被害者の年齢（12歳未満、12歳以上14歳未満、14歳以上16歳未満）と、加害者との年齢差（24ヶ月以上、36ヶ月以上、48ヶ月以上）の組み合わせによって区別される。)

第4 対策1～性犯罪者情報登録・公表（通知）制度（Sex Offender Registration and Notification）

性犯罪者登録制度及び公表制度は、1990年代、とりわけ1994年から1996年をピークに、全米各州において導入された³⁶。導入の契機となったのは、ワシントン、ミネソタ、ニュージャージー等の各州で発生した、性犯罪累犯者による子どもに対する凶悪事件であった。以下に述べる連邦法が各州に対して性犯罪者登録・公表制度の整備及びその強化を要求してきたことも影響し、各州での登録公表制度は現在も強化されつつある。

1 性犯罪者登録及び公表制度に関する連邦法

(1) ウェタリング法及びその改正法

性犯罪者登録及び公表制度に関する連邦法には、1994年ジェイコブ・ウェタリング対子ども犯罪及び暴力的性犯罪者登録法 (Jacob Wetterling Crimes Against Children and Sexually Violent Offender Registration Act。以下「ウェタリング法」という。) 及びこれを改正する以下の法律がある³⁷。これら一連の法律は、州が備えるべき最低基準を示したに過ぎず、より厳しい内容の規制は州の裁量によって可能である。

ウェタリング法は、すべての州に、同法が示す一定基準の内容を備えた性犯罪者登録制度を作ることを求めたものである。

同法は、1996年連邦メガーン法 (Megan's Law) により改正され、これにより各州は、性犯罪者を地域社会に釈放するに際し、地域住民に対し登録性犯罪者情報を通知する制度を整備することが求められた。ただし、通知の時期、方法、通知対象となる犯罪者の範囲、通知される市民の範囲、通知される情報の範囲、通知責任者等は、州の裁量に委ねられた。

続いて、1996年パム・ライクナー性犯罪者追跡及び特定法 (The Pam Lychner Sexual Offender Tracking and Identification Act of 1996) により、FBIが、子どもに対する犯罪者や暴力的性犯罪者等、一定の犯罪者の所在を登録した全国的データベースを整備しなければならないこととなった。また、連邦が最低限度必要と認める内容の性犯罪者登録制度を備えていない州に居住する性犯罪者については、FBIが直接、性犯罪者情報を登録（危険性の高い性犯罪者は終身登録）し、登録義務違反に対する刑罰を科すこととした。

さらに、1998年の改正(Section 115 of the General Provisions of Title I of the Departments of Commerce, Justice, and State, the Judiciary, and Related Agencies Appropriations Act,

36 登録制度はカリフォルニア州（1947年）が、地域通知制度はワシントン州（1990年）が、それぞれ全米で初めて導入したものである。

37 ウェタリング法は、総合的な犯罪対策法である、1994年暴力犯罪規制及び法執行法 (Violent Crime Control and Law Enforcement Act of 1994) の一部を呼称するものである。本文にウェタリング法の改正法として記述したものには、厳密には、ウェタリング法だけでなく、1994年暴力犯罪規制及び法執行法その他の関連法を改正するものが含まれる。

1998; CJSR による。) では、州に対し、性犯罪者を居住地の州だけでなく、勤務地や通学地のある州においても登録すること、登録対象とする性犯罪者の範囲を拡大することを求めた。また、各州に、全国性犯罪者登録 (National Sex Offender Registry, NSOR) に参加することを求めた³⁸。

また、2000年学内性犯罪予防法 (Campus Sex Crimes Prevention Act, CSCPA) による改正では、州において登録を義務付けられた者は、勤務し又は通学する高等教育機関の属する州に対しても報告をしなければならないものとされた。

2003年訴追救済及び子どもの搾取に対する手段法 (the Prosecutorial Remedies and Other Tools to end the Exploitation of Children Today Act of 2003, PROTECT ACT) による改正では、州の備えるべき登録義務対象犯罪を拡大し(児童ポルノ関係犯罪を追加)、インターネットによる登録性犯罪者情報提供制度の整備を各州に求めた。ただし、インターネットにより提供される情報の範囲は各州の裁量に委ねられた。

(2) アダム・ウォルシュ法

2006年7月に成立した、アダム・ウォルシュ子供の保護及び安全法 (Adam Walsh Child Protection and Safety Act of 2006, 以下「アダム・ウォルシュ法」という。) のタイトル1は、性犯罪者登録公表制度に関し、従来よりも詳細に、州の備えるべき最低基準を示すことによって州ごとの制度の差を少なくすることを目指しており³⁹、原則として、同法成立から3年以内⁴⁰に、全米の性犯罪者登録公表制度を拡充整備しようとするものである。

アダム・ウォルシュ法は、従来、ウェタリング法及びその改正法によって示されてきた登録制度に関する最低基準を拡充し、登録対象犯罪者として、新たに、一定の凶悪な性犯罪で有罪と認められた少年(ただし、犯時14歳以上。)等⁴¹も含めるべきものとし、登録すべき情報を、氏名、社会保障番号、居住地、勤務地、使用する車両、身体的特徴、犯歴、写真、指紋・掌紋、DNAサンプル、運転免許証のコピー等と定めた。

また、従来は州の裁量に委ねられていた公表制度の内容について、アダム・ウォルシュ

38 NSORは、全米の法執行機関に刑事司法に関する正確な情報を提供するためのシステムである全国犯罪情報センター (National Crime Information Center, NCIC 2000) の一環をなすものとして作られた。

39 例えば、ある州では概括的な情報しか登録、公表されていないのに、別の州では、写真、被害者の年齢、住所の地番、雇用関係等の詳細な情報が公表されている、あるいは、ある州ではインターネットによる公表対象とされ、別の州では公表対象外とされるなど、州による差異があることから、性犯罪者が規制の緩やかな州へ移動することにより潜脱が可能であることなどが問題点として指摘されている (Managing Sex Offenders: Citizens Supporting Law Enforcement, International Association of Chiefs of Police による。)

40 アダム・ウォルシュ法 Sec123,124

41 アダム・ウォルシュ法 Sec111

法は、連邦として初めて州に対して最低基準を示し、一般公衆に対して公表してはならない事項（被害者特定事項、犯罪者の社会保障番号、有罪判決を受けていない逮捕歴等）、州の裁量で公表対象から除外できる事項（雇用者の名前、犯罪者の通う教育機関の名称等）のほかは、原則として公表しなければならないものとした⁴²。

登録及び更新手続について、性犯罪者には、居住地、勤務地、通学地のそれぞれの法域において登録させることとし⁴³、本人及び登録事項の確認については、本人に出頭を求め、アダム・ウォルシュ法の分類に従い、少なくとも3か月、6か月、1年ごとに確認を行わなければならないとする⁴⁴。

そのほか、従来州の裁量に委ねられていた登録義務違反に対する刑罰の内容につき、1年以上の拘禁刑を定めることを求めた⁴⁵。

さらに、その定める最低基準を遵守しない州に対しては、連邦補助金の一部削減を行う旨規定している⁴⁶。

アダム・ウォルシュ法によって各州が整備すべき内容の詳細については、司法長官からガイドラインが発せられる予定である⁴⁷。

2 各州の性犯罪者登録・公表制度の現状

(1) 制度

現在、全米各州で運用されている性犯罪者登録・公表制度には、様々なバリエーションがある。

登録の面に関しては、州により、登録対象者の選定基準（犯罪の種類、少年の特例の有無）、登録期間、登録すべき情報、登録手続、更新手続、登録義務違反に対する制裁等に違いが見られる。

公表の面に関しては、まず、公表対象とする性犯罪者の選別基準につき、有罪となった犯罪の種類によるのか、危険度評価（リスクアセスメント）により決定するのか（さらに評価基準となるリスクアセスメントツールは何を用いるのか）、法執行機関の裁量に委ねるのか、これらを併用するのかといった違いがあるほか、未成年の性犯罪者につき成人と

42 アダム・ウォルシュ法 Sec118

43 アダム・ウォルシュ法 Sec113

44 アダム・ウォルシュ法 Sec116

45 アダム・ウォルシュ法 Sec113 (e)

46 アダム・ウォルシュ法 Sec125

47 アダム・ウォルシュ法 Sec112。なお、平成19年1月22日現在、同ガイドラインは作成中であり、発せられていない（同日の司法省でのインタビューにより確認）。

なお、アダム・ウォルシュ法に基づき、司法長官等は、リスクアセスメント、民事的収容（後述）、電子監視（後述）、性犯罪者に対する居住・就職等の制限などについて、その効果を検証し報告しなければならないとされている（Sec 621, 634, 637, 638）。

は異なる扱いをするかどうかも異なる⁴⁸。

公表方法については、インターネットやマスメディアを利用して広く一般公衆が知ることができるようにするのか、個別の問い合わせに応じて法執行機関が情報を提供するのか、法執行機関が保護の必要な高い人々（学校、犯罪者の居宅近辺の住民等）に対して通知文書を配布するのかといった違いがある。

州によって基準は異なるものの、多くの州では、登録性犯罪者を危険度の高い者から低い者にランク付けするなどして、ウェブサイトでの公表対象とする者を選別し、公表しているほか、性犯罪者の居宅を中心に一定距離内の近隣住民、学校、子どものケア施設等に対する通知文書を戸別訪問により配布することにしている。

いずれの公表（通知）方法にも長所と短所があり、ウェブサイトでの情報公開は、その情報が不正確になればなるほど、一般公衆に誤った情報を与えることになり、有害であることや、正確な内容であってもウェブサイトをあまり見ない者にとっては役に立たないという問題点が指摘されている。戸別訪問による通知は、確実に情報を伝達でき、近隣住民から性犯罪者の最新情報（転居、車両の変更等）入手できること、住民に安心感を与えるなどの利点がある一方で、膨大な作業量を要求されコスト高となることが指摘されている⁴⁹。

(2) 各州の登録公表制度の運用の実態

登録性犯罪者、被害者、その家族や雇用関係等のある者に対する嫌がらせは、ほとんどの州で発生しており⁵⁰、性犯罪者の社会復帰の妨げとなる、被害者等の罪なき人々に悪影響を与えるなどの弊害が指摘されている。また、非常に多くの性犯罪事件では、被害者と親しい関係（家族、親戚、友人、ベビーシッター等）にある者が加害者となっているため、「見知らぬ犯罪者による危険」からの防衛を想定した性犯罪者登録公表制度は、危険度の高い限られた性犯罪者についてのみ適用すべきだとの指摘もある⁵¹。

登録公表制度による再犯抑止効果の検証研究はいくつか実施されているが、現在のところ、再犯抑止効果があった、あるいは逆効果であったとする報告はいずれもなされていない⁵²。

このように、登録公表制度の問題点は種々指摘されているものの、一方で、登録された

48 2001年現在で、少なくとも12州が危険度評価を実施、28州が未成年者を登録対象としている（Community Notification and Education, CSOM 2001年4月 参照）。もっとも、危険度評価を実施しているワシントン州では、1999年現在、登録性犯罪者の88%が通知対象とされており、再犯リスクを正しく反映したものではないという指摘がある（Sex offenders in Washington State: Key Findings and Trends, March 2006）。

49 Community Notification and Education, CSOM, 2001年4月

50 同上。

51 性犯罪被害者10人中9人は家族等の親しい者あるいは面識ある者が加害者であったとの研究報告（Greenfeld, 1997）、男児の約60%と女児の約80%は家族等による性的虐待を受けているとの研究報告（Lieb, Quinsey, and Berliner, 1998）がある。

犯罪者が新たな犯罪に及んだ場合の逮捕が迅速にできるようになった、住民が性犯罪者に関心を持つようになったという点を長所として指摘する意見もある⁵²。

ともあれ性犯罪者登録公表制度が存続する以上、指摘されている弊害を克服する努力は行われるべきであるところ、特に登録性犯罪者情報の公表と併せて、地域住民に対する教育活動を実施することが重要であるとされている。具体的には、性犯罪者の多くは未検挙であり⁵³、登録公表制度の施行時期との関係で登録対象外とされている性犯罪者もいることから、登録性犯罪者さえ避けねば安全だという意識は誤りであること、多くの性犯罪は身近な人によって行われていることなど、正しい情報を住民集会等で知らせるとともに、不安感は保護観察官等に相談すべきであって犯罪者等に矛先を向けてはならないことを注意喚起し、住民が犯罪の危険から身を守る方法を教えることなどである。

(3) 登録公表制度を運用する法執行機関の視点から

既に述べたとおり、登録公表制度は、強化、拡充されているが、現実にその運用に携わる法執行機関の視点から見た課題と対策を次に見ることとする。

ア 登録作業の多さ

登録手続は、通常、登録義務者の居住する地域の法執行機関で行うこととなっている。居住地及び本人確認手続は、郵送や電話による場合のほか、本人を法執行機関に出頭させて対面により行う場合がある。これは、州による違いによることがあるが、同じ州であっても性犯罪者の危険度のランク分けによってその扱いを異にする場合もある。近年は、危険度が高いとされた性犯罪者に出頭対面方式による登録を求めることが多い。

対面方式による新規登録手続には、運転免許証等の身分証明書による本人確認、写真の撮影、指紋の採取等、法域による差はあるものの、一人一人の手続に相応の時間を要する。

登録に際しては、登録義務者が作成した登録申請用紙と、法執行機関が収集した顔写真、指紋の画像、DNAサンプルのデータその他の関連情報を、手作業でファイルにまとめ、データベースに入力しなければならない。

各地域の法執行機関において収集されたこれらの情報は、州の性犯罪者登録を所管する法執行機関に、電子的に又は郵送によって送られ、州の性犯罪者登録簿に登載される。

登録期間は、通常、子どもを被害者とする性犯罪を行った者や累犯者など、危険度が高

52 ワシントン州におけるSchram and Milloy (1995)、アイオワ州におけるAdkins, Huff, and Stageberg (2000)による研究などが挙げられる。なお、いずれの研究も、登録公表制度の対象となる性犯罪者の再犯率と、登録公表制度を定めた法律が実施される以前に登録公表制度の対象となる性犯罪を犯した者の再犯率とを比較しており、ワシントン州の研究では、再犯率がそれぞれ19%、22%、アイオワ州の研究では、それぞれ24.5%、33.3%であり、いずれの研究においても、統計的に有意な差はないとしている。

53 前出の研究及びCommunity Notification and Education, 2001, CSOM

54 National Crime Victimization Surveysの1994, 1995, 1998年調査によると、12歳以上の被害者に対する性犯罪のうち約32%しか法執行機関に申告されていない、という。

いと判断された犯罪者については終身とする州が多く、危険度が低い犯罪者についても最低10年の登録義務が課されている。

危険と判断された犯罪者や住居不安定な犯罪者については、登録事項の確認手続を頻繁に行うことにしている州が多く、1か月、3か月、6か月、1年といった間隔ごとに確認を行う。確認の方法も、危険度に応じて対面、郵送等の違いがある。

このように、性犯罪者登録制度を維持するためには、膨大なデスクワークが必要となるのが実情である。

イ 登録情報の正確性維持

すべての州では、登録義務違反に対する罰則を定めているにもかかわらず、登録義務を遵守しない性犯罪者は多い。2005年現在で約55万人と推計されていた登録対象者のうち10万人以上は登録義務に違反していると言われている⁵⁵。登録情報の正確性は制度の存在意義にかかわることから、法執行機関には、積極的かつ継続的に、登録情報の正確性をチェックし追跡活動を行うことが求められている。しかし、登録対象者の増加⁵⁶、登録期間の長期化等により、法執行機関に求められる作業量は増加する一方で、多くの法執行機関には十分な職員は配置されていないため、登録情報の正確性をチェックするのは困難だというのが実情である。

ウ 公表制度

まず、住民集会を実施する場合には、開催の都度、そのための準備また、実施のために数日を費やすねばならない。

登録性犯罪者の居宅から一定範囲内に居住する住民に個別の通知を行う場合には、通知文書の作成、通知すべき対象居宅の選定、通知文書の配布作業等に相当の日数と労力を必要とする。

エ 法改正による影響

連邦法の立法動向で述べたほかにも、各州において、登録公表制度の内容を強化する立法が次々と行われている⁵⁷。例えば、登録義務違反に対する刑罰の加重、登録対象犯罪の拡大、終身にわたる登録義務の導入、登録情報にDNA情報を追加するなどである。また、州によっては、登録性犯罪者が学校、公園、デイケアセンター等の子どもの集まる場所から一定距離以内に居住することを禁止している（イリノイ州、オクラホマ州など）⁵⁸。このように、各法執行機関は、管轄内の州法やこれに影響を与える連邦法の動向に常にに対応し

55 National Center for Missing and Exploited Children 及び Legislative Notice-H.R.4472-Adam Walsh Child Protection and Safety Act of 2006, U.S. Senate Republican Policy Committee, July 20, 2006 による。なお、2007年2月現在の推定登録性犯罪者数は約60万人である。

56 登録性犯罪者数は、1998年4月で約27万7,000人、2001年2月で約38万6,000人（Summary of State Sex Offender Registries, 2001, Bureau of Justice Statisticsによる。）、2006年10月で約58万人と増加している。

ていかなければならぬ。また、隣接する州ごとの制度の差異は、犯罪者自身にも地域住民にも困惑をもたらし、法執行機関はこれに関する問い合わせに対応しなければならぬため、隣接する州等の立法動向も把握しなければならぬ。

(4) 新たな試み～民間ボランティアの活用

このように法執行機関に求められる作業が著しく増加しているため、一部では、補助警察官（auxiliary officer）⁵⁹や登録した民間ボランティアを活用する試みが行われている。

表4-4-1は、登録及び更新手続、登録内容のチェック、地域通知文書の配布作業、リスク評価の見直し、地域住民への説明リーフレットの作成配布等に関するボランティア活用の例である。

これらの市民ボランティアの活用に関して、留意点としてあげられているのは、性犯罪者のプライバシー情報に接することになるため、秘密を保持させること、偏見のない人物を選ぶこと、パトロールや通知を行うボランティアの安全確保に留意すること、ボランティアには十分な訓練を実施すること（法制度の基本的な理解、聞き取り調査方法等）、長期間従事してもらうこと等である。

法執行機関によっては、性犯罪者登録・公表制度が導入される以前から市民ボランティアによる地域パトロールなどを行ってきた基盤があり、その上で、市民ボランティアの力を性犯罪者登録や公表の分野にも導入したという経緯もあるが、性犯罪者登録公表制度は、法執行機関に対して多大な労力を要求するものであり、ボランティアの力を借りなければ

57 2005年には、各州において、電子監視、刑罰の加重、登録公表制度の強化等に関する100以上の性犯罪者対策立法が行われた。例として、2005年フロリダ州で成立したジェシカ・ラヌスフォード法（Jessica Lunsford Act）は、子どもに対する犯罪の刑を加重し、性犯罪者には年2回にわたり法執行機関に出頭することを義務付け、一部の危険度の高い性犯罪者について終身にわたる電子監視を義務付けた。また、2006年7月1日から施行されたバージニア州の法律は、非暴力的性犯罪者についても登録対象に含めることとし、重大な性犯罪者についてはGPSによる監視を行い、州の大学は州警察に対し生徒の出願書を提出して州及び全国の性犯罪者登録と対照してもらわなければならないこととした。ネブラスカ州で最近成立した法律では、住居不定の犯罪者は、最低でも30日に一度又は住所変更から5日以内に、地元の警察に報告しなければならないとした。（Managing Sex Offenders: Citizens Supporting Law Enforcement, International Association of Chiefs of Police, <http://www.ojp.usdoj.gov/BJA/pdf/CSOM Resource Guide.pdf> 参照）

58 居住規制は、性犯罪者を規制のない地域へ追いやり、性犯罪者の生活環境を不安定にするため、かえって再犯の危険を高めるとの指摘がある（The Registration and Community Notification of Adult Sexual Offenders, The Association for the Treatment of Sexual Abusers）。また、その合憲性については問題があるとされている。例えば、ジョージア州は、最近、有罪となった略奪的性犯罪者や幼児性愛者が、教会、学校、子どものケア施設、スクールバスのバス停のいずれかの1000フィート以内に居住することを禁止する法律を制定したが、2006年6月、連邦裁判所は、そのうちバス停に関する規制は容認できないと判断している。

59 法域によっては市民警察とも呼ぶべき補助的な警察組織（Auxiliary police）を備える所がある。Auxiliary policeのメンバーは、市民であるが、訓練を受けており、パトロール、交通整理、失踪者の捜索等を行い、警察と連携し、その活動を支える。補助警察官には、報酬の有無、武器の携帯の有無、逮捕権限の有無等異なる形態がある。

対処できない面もあると考えられる。

表4－4－1 民間ボランティアの活用例

	法執行機関	管轄の人口	職員数	登録性犯罪者数	州の登録性犯罪者の分類	背景事情	ボランティアの活用例
1	メリーランド州 ボルティモア郡 警察	76万 4,000	1,857	600	・性暴力的略奪者 (sexually violent predator) ・暴力的性犯罪者 (sexually violent offender) ・対子ども性犯罪者 ・性犯罪者	州法では、子どもに対する性犯罪者に、毎年出頭して登録更新することを義務づけており、終身登録義務を課される者もある。また州法の要求ではないが、ボルティモア郡警察では、住所の無作為チェックを実施している。多数の登録義務違反者が見つかっており、警察ではより積極的に性犯罪者を監視し追跡することにしている。	補助警察官が登録性犯罪者の居住地に出向き、本人に面会して居住を確認し、確認できた場合は所定の用紙に記入して送り返し、所在不明の場合は、法執行機関にその旨報告するとともに、必要な場合は補助警察官が所在調査を行う。補助警察官は、1日に70件以上のチェックを行うことができる。
2	コロラド州デンバー警察	55万 4,636	1,523	1,260	・性暴力的略奪者 (sexually violent predator) ・複合的犯罪者 (multiple offender) ・登録義務違反者 ・重罪犯	性犯罪者にはおおむね四半期ないし1年ごとに登録更新を義務付けている。デンバー警察では、一人の警察官が登録、更新、登録違反者のチェック、住民集会の開催、地域通知の手続きなどを行っており、多忙を極めていた。	2名のボランティアを週に2～3日使い、登録申請書、写真、指紋等の書類をファイルに整理し、電話により居住を確認し、登録事項をデータベースに入力する作業を行ってもらうことによって、警察官は所在不明性犯罪者の捜査等にその力を注ぐことができるようになった。
3	テキサス州エルパソ警察	56万 4,000	1,100	454	・民事拘禁対象者 ・リスク高、中、低	州法では、犯した犯罪に応じて、10年から終身の登録義務を課している。エルパソ警察では、3人の警察官が市内全域の対象性犯罪者の登録、追跡を行い、住民通知も行わなければならぬ。	1名のボランティアが登録データベースの入力及びチェックを行っており、90日ごと、1年ごとに登録更新を要する者を定期的にリストアップしたり、現場に出ている警察官からの問い合わせを受けて登録性犯罪者に関する情報を調べて回答するなどの作業を行っている。
4	マサチューセッツ州フラミングガム警察	7万 5,000	135	105	・性暴力的略奪者 (sexually violent predator) ・リスク高、中、低 ・リスク評価未了者	リスク高及び中の者は出頭し、リスク低の者は郵便により、登録を行うことになっている。フラミングガム警察では、住民の要請を受け、リスク高い犯罪者情報文書を個別に配布することにしたが、警察官は多忙で対処しきれなかった。	25人の男女で構成され年間4,000時間の仕事をこなしてくれる補助警察官を備えていたことから、リスク高として登録された性犯罪者について、法執行官が地図及び地域に配布する文書を作成すると、補助警察官が2人一組で、高リスク性犯罪者の自宅の周囲500フィートにある家々を個別に訪問して通知文書を配布し、配布済みチェックリストを作成する。この配布作業には通常2～3週間かかるが、住民からは好評である。
5	ワシントン州ベルビュー警察	11万 5,500	175	80	リスク高、中、低	低リスクとされていた性犯罪者が再犯に及び、管内の女性が被害に遭う事件が起き、その捜査の過程で、加害者が本来高リスクとして登録されるべきであったことが判明したことから、リスク評価の見直しを行うことになった。	管内の登録性犯罪者80人について、1年をかけて、市民ボランティアの協力を得てリスク分類の基礎となった情報を再収集した上、リスク評価の見直しを行った。現在では、ボランティアに州提供のリスク判定ツールを用いた危険度評価の見直しを行わせ、警察官と協議した上、検察官の最終判断を経て修正を行っている。
6	フロリダ州バーミベイ警察	10万	155	92	・性略奪者 (sexual predator) ・性犯罪者 (sexual offender) いずれも年に2回、出頭して登録更新を行う。	1人の警察官が、登録、追跡等の責任を担っていた。	毎週12時間働く学生1名とボランティア数名を使い、登録データの入力や市民の目から見て分かりやすい配布文書の作成等を行わせた。ボランティアはパトロールを行うほか、性犯罪者の居宅の周囲半径1マイル以内の住宅や学校等に通知文書を配布する。以前はウェブサイト上の登録情報を毎日チェックする作業をボランティアに行わせていたが、大変役に立った。
7	フロリダ州セントルーシー郡警察	22万 6,800	223	397	・性略奪者 (sexual predator) ・性犯罪者 (sexual offender) いずれも年に2回、出頭して登録更新を行う。	ジェシカランスマード法が制定され、登録公表手続に要する作業量が増大したため、1960年からパトロール活動などを行ってきた補助警察官(reserve officer)を活用することにした。	四半期ごとに実施する大規模な登録性犯罪者住所チェックに際し、補助警察官を2名1組で担当区域に割り振り、住所確認を行わせるとともに、関連する情報(使用車両、犯罪者の身辺の変化等)の聞き込みをさせ、その記録を担当官に報告させる。この作業の前に、補助警察官には研修を実施している。

8	ミズーリ州ジェ ファーソン郡警 察	20万	151	263	なし	州法では、全ての性犯罪者に終身登録義務が課せられ、原則として毎年、対子ども犯罪者は90日ごとに、出頭して更新することになっている。管内260人の性犯罪者について、1人の担当官が従来の業務に加えてこれを行うことは困難であった。また、市民からの増加する問い合わせにも対応する必要があった。	2名のボランティアが、新規及び更新登録手続の際の、指紋採取、写真撮影、免許証等の確認を行い、登録事項をデータベースに入力する作業を行う。担当官がこれをチェックした上、州の登録簿に情報を送る。
9	イリノイ州イタ スカ警察	8,800 (日中 は、6 万)	27	7	・暴力的性犯罪者 ・危険な性犯罪者 ・性略奪者 ・性犯罪者	州法では、登録性犯罪者が学校、ディケア施設、公園、遊び場の500フィート以内に居住することを禁止している。	ボランティア達はパトロールを行い、登録性犯罪者の居宅及び車両を確認し写真に撮影するなどしている。もし居住禁止区域で登録性犯罪者やその使用車両が見つかった場合、ボランティアは警察に通報し、職務質問が行われるように補助する役割を担っている。
10	ニューヨーク州 バッファロー警 察	29万 3,000	774	600	・リスク高 (終身登録かつ90日ごとに更新) ・リスク中 (終身登録) ・リスク低 (原則20年登録)	市民の目から見て分かりやすい性犯罪者情報提供のあり方について探った。	登録公表制度に関する法律や条例、制度の利用の仕方等について分かりやすく説明したリーフレットを、警察の監修の下で市民団体に委託して作成してもらい、市民団体のネットワークを利用して配布してもらった。結果として、リーフレット作成にかかった費用は印刷代と郵送代くらいで済み、また主要な団体に配布するにとどめ、必要な人は配布先からコピー入手することにして印刷代を節約できた。

注 Managing Sex Offenders: Citizens Supporting Law Enforcement, International Association of Chiefs of Policeからの抜粋による。

第5 対策2～刑の加重

(1) 法定刑の引上げ

性犯罪に対する法定刑の引上げは、近年、州レベルの立法において行われた⁶⁰ほか、連邦法でもアダム・ウォルシュ法によって合衆国法典（Title18 U.S.Code）中に定める性犯罪（Part I Chapter109A）の法定刑の引上げが行われた。アダム・ウォルシュ法は、子どもに対する加重性的暴行の刑の下限を30年とし（2241条）、性的虐待の刑の上限を有期から無期にする（2242条）等の法定刑の引上げを行った。

(2) 累犯者に対する刑の加重法⁶¹

悪質な犯罪を繰り返す者に対する重罰政策として、いわゆる三振法（“three-strikes-and-you're-out laws”）とよばれる法律を導入する州は多い⁶²。もっとも、「三振法」と言つても、ストライクの条件（犯罪の種類）、三振の条件（アウトに必要なストライクの数）、アウトの効果等は州により異なる。各州に共通しているのは、暴力的犯罪である殺人、放

60 フロリダ（2005年ジェシカ・ランスフォード法）、ニュージャージー（2005年）、ワシントン（2006年）、アイオワ（2005年）の各州などがある。

61 本項は、主にThree Strikes and You're In: The Effect of Ewing v. California and Three Strikes Legislation on Prison Population and Resource Management, Kelly Ann Cheeseman, Rolando V. del Carmen, and Robert Worley (Volume3-No.1-2006年4月) 及び “Three Strikes and You're Out” : A Review of State Legislation, 1997年9月 National Institute of Justiceによった。

火、強姦等の累犯を対象として、長期間の拘禁を可能とするということである⁶³。

ストライクとされる犯罪として含まれることの多い性犯罪には、強姦（rape）のほか、性的虐待（sexual abuse, sexual assault, sexual batteryなど州による。）、子どもに対する性行為（child molestation）がある。

アウトになるために必要なストライクの数は、3とする州のほか、2とする州、4とする州、これらを併用する州などのバリエーションがある。

一例として、三振法を早くに導入したワシントン州について見ると、同州では、1993年に三振法が、1996年には二振法が成立した。三振とは、一定条件を満たす重大事犯の前科が二つあれば、3度目には、仮釈放のない終身刑を言い渡すとするものであり、二振は、その前科を一つでよいとしたものである。同州では、ストライクとされる前科には、強姦、幼児性愛、子どもへの強姦等のほか、性的動機による殺人、誘拐、暴行、子どもへの暴行、侵入、及びこれらの未遂がある。2005年9月現在で、ワシントン州で三振法によりアウトとされた犯罪者は264人、うち72人（27%）は三つのアウトのうちのいずれかに性犯罪を含み、二振法によりアウトとされた犯罪者は61人、うち61%は子どもに対する性犯罪、26%は大人に対する性犯罪を犯した者であった⁶⁴。

アウトの効果は、州により、一定期間（25年、30年、40年等）以上服役しなければ仮釈放されない無期刑、仮釈放のない無期刑、刑を通常の2倍、3倍とするもの、刑の下限を定めるが上限は裁判所の裁量に任せるものなどのバリエーションがあり、これらをストライクの数に応じて使い分ける州もある。

三振法の有効性については、犯罪抑止効果の有無、社会全体のコスト削減効果等について様々な議論があるが、正確な検証は困難である⁶⁵。指摘されている問題点としては、三振法によりアウトにするために陪審裁判によらなければならない場合が多く、裁判の時間と費用が増加する⁶⁶、未決・既決ともに収容期間が長くなるため刑務所等の収容人員が増加するとともに収容者が高齢化し、収容施設の増設及び運営にかかる費用が増加する、こ

62 1996年現在で、少なくとも24の州（アーカンソー、カリフォルニア、コロラド、コネティカット、フロリダ、ジョージア、インディアナ、カンザス、ルイジアナ、メリーランド、モンタナ、ネバダ、ニュージャージー、ニューメキシコ、ノースカロライナ、ノースダコタ、ペンシルバニア、サウスカロライナ、テネシー、ユタ、バーモント、バージニア、ワシントン、ウィスコンシン）と連邦が三振法を導入している。もっとも、これら24州のうち23州では、三振法制定以前から累犯者の刑を加重する法律はあった。

63 三振法が合衆国憲法（修正第8条）に違反するとして争われた事例のほとんど（6件）につき、連邦最高裁判所は合憲判断を下している。

64 Sex Offenders in Washington State: Key findings and trends, March 2006

65 米国全体では犯罪が減少する傾向にあるが、三振法制定前から減少傾向にあったことから、三振法がどの程度寄与したのか測ることができないと指摘や、三振法のない州と三振法のある州の犯罪の増減率を比較し、むしろ三振法のない州の方が暴力犯罪が減少しており、三振法には期待した効果がないとする指摘などがある。

れらによって州の財政状況が悪くなることなどがあげられる⁶⁷。

第6 対策3～電子監視の実情

1 電子監視の歴史

電子監視とは、一般的には、何らかの電子的監視機器を用いて、被監視者に監督条件として課されている在宅義務の遵守状況及び被監視者の所在を確認するための技術をいう。

刑事の被告人及び犯罪者に対する電子監視は、1964年、マサチューセッツ州ケンブリッジ及びボストンにおいて、仮釈放者、精神病患者、協力ボランティアの所在を確認するために、試験的に実施されたのが始まりである。その後、1986年に、全国仮釈放委員会（U.S. Parole Commission）は、連邦行刑局（Federal Bureau of Prison）管轄施設から早期釈放された一部の受刑者に対して午後9時から午前6時までの間、在宅しているかどうかを電話によって確認する監視プログラムを実験的に実施し、1988年には、電子機器を使用した犯罪者の監視を行う夜間外出禁止プログラムを実験的に開始した。さらに、翌年には、刑事法に関する司法委員会（Judicial Conference Committee on Criminal Law）において、対象者の範囲を保護観察対象者及び判決前被告人にまで拡大することが承認され、連邦レベルにおいては、1991年までには、全米に電子監視が実施されるようになった。

これと並行して、州及び地方政府においても1980年代中後半ころから、電子監視を取り入れるようになり、現在では、少なくとも40州が犯罪者に対する電子監視法を有している。その結果、1986年に全米で95名にすぎなかった電子監視対象者数は、現在では10万名以上に上るとされる。

2 性犯罪者に対するGPS（Global Positioning Systems）による電子監視

米国においては、性犯罪者の社会内における監視・監督手段として、GPSなどの電子監視が利用されている。上述のように電子監視が導入されたのは比較的最近であるが、電子監視の対象となる者の範囲、対象者数は近年着実に増加している。これは、電子監視を判決前被告人の釈放条件、刑務所拘禁の代替⁶⁸、仮釈放・保護観察の条件、あるいは仮釈放・保護観察条件違反の制裁として積極的に導入⁶⁹していくことや、近年の電子監視技術の

66 カリフォルニア州の調査では、三振になる犯罪の公判は、ストライクにならない重罪と比較すると3倍、三振法施行前の同種犯罪と比較すると4倍も、多く陪審手続が取られるようになったという。

67 そのほか、アウトにあたる犯罪（多くは3ストライク目）により逮捕されまいとする犯罪者から警察官が暴力を受けやすくなったとの指摘（カリフォルニア州及びワシントン州での研究）、仮釈放の可能性のない終身刑犯罪者が人質を取るなどして脱獄を図ろうとする危険が増すなどの指摘がある。

68 米国の刑務所は過剰収容に直面している。例えば、1982年における全米の矯正施設の収容人員は395,516名であったが、2002年には、1,380,516名となり、20年間で約3.5倍増加している。これが、電子監視の導入を促した要因の一つと考えられる（Source Book of Criminal Justice Statistics 2003 参照）。

進歩によるところが大きい。

すなわち、従来使用されていた無線電波装置（Radio Frequency Devices）⁷⁰や他の電子監視機器⁷¹は、主として軽犯罪者を対象として、釈放された判決前被告人の出廷確保、（夜間）外出禁止処分（curfew）及び在宅拘禁（Home Arrest）の円滑な実施のために導入されたものであり、監視方法も被監視者が受信機の範囲内にいるかどうかを検知するだけで、被監視者の所在までは把握することはできなかった。しかし、GPS（Global Positioning Systems）が開発されたことにより、24時間、リアルタイムで被監視者の所在を正確に把握することが可能となり、電子監視は、性犯罪者や暴力的犯罪者といった高リスクの犯罪者を社会において監視・監督するための効果的手段として普及するようにな

69 Sex Offender Supervision and Community Notification Study Committee Report, Legislative Council State House, VT, Offender Supervision with Electronic Technology, 2002 , American Probation and Parole Association, The Impact of Residency Restrictions on Sex Offenders and Correctional Management Practices: A Literature Review, California Research Bureau参照。

70 無線電波装置とは、継続的信号装置（Continuous Signaling Devices）とも呼ばれるもので、1分間に2回あるいはそれ以上の回数の無線を発信するバッテリー型の発信装置である。被監視者が装置に行う不正な行為を防止するための帶とともに手首あるいは足首に装着され、被監視者は電子監視期間中、装着し続けなければならない。

今日使用されている発信機のほとんどは、かなり小さく軽量で、1オンス（28.35g）に満たないものから4オンス以下の範囲である。発信機の種類にもよるが、バッテリーは1年から2年使用でき、また、すべてのモデルには、バッテリーが低くなったことを知らせる機能がある。

受信機は被監視者の自宅に設置され、電話器に装着される。受信機は発信機の信号を検知し、無線を受信しなくなったとき、あるいは信号が再び検知されたときは電話回線を経由してメッセージを中央コンピュータに伝達する。中央コンピュータには、被監視者のスケジュールがプログラムされており、被監視者の自宅の受信機から発信されるメッセージと比較することにより異常の有無を確認する。例えば、被監視者が午前8時に仕事のため自宅を離れ、午後5時30分に帰宅することとされていた場合においては、被監視者がスケジュールどおりに行動していれば、8時に被監視者が自宅を離れているために、受信機が信号を検知したこと、午後5時30分に被監視者が帰宅したために信号を検知したという情報を送信する。これに対し、被監視者がスケジュールと異なる行動をし、信号が外出禁止時間帯に発信されなかったとき、あるいは、被監視者が在宅していることを禁じられている時間に信号が再送信されたときには、コンピュータは、監視スタッフに警告するための報告メッセージを生成する。監視スタッフは、事前に定められた手続に従い、警告の理由の確認を行う。

通常の家庭に受信機が設置された場合は、大体150フィート（1フィート=30.48cm）の範囲まで発信機からの信号が検知可能である。また被監視者によって検知する範囲を35フィートから500フィート以上の範囲にまでプログラム設定することも可能であるが、使用される機器の性能、位置あるいは建造物の構造によって設定範囲は異なってくる。また、受信機には、被監視者が取り外しを試みたり、作動不能にしようとした場合に対処するための耐性機能があり、機能障害が発生した場合に備えて、8時間から48時間の範囲で稼動状態を維持するためのバッテリーによるバックアップシステム機能を有しており、また、電池切れを起こした場合に後から情報を取り出せるよう、データの蓄積ができる。

71 他の電子監視機器として、自動報告システム(Automated Reporting Systems)、プログラム化された報告システム(Programmed Contact Systems)及び次に挙げるGPS(Global Positioning Systems)といったものが挙げられる（表6-1「主要な電子監視システムの概要」参照）。

なったのである。

性犯罪者に対するGPSを用いた監視は、1997年にフロリダ州が導入して以降⁷²、急速な広がりを見せ、これまでに、試験的にGPS監視を実施した例を含めて少なくとも34州⁷³において行われている⁷⁴。そして、2007年末までには、約1万5,000名の性犯罪者がGPSによって監視されることになると予測されている⁷⁵。また、GPSによる監視は州政府のみならず、郡（County）地方政府レベルでも導入されており、例えばカリフォルニア州においては、ロサンゼルス、オレンジ、サンディエゴの各郡において400名を超える仮釈放された高リスク性犯罪者を対象にGPS監視プログラムを導入している⁷⁶。

なお、アダム・ウォルシュ法は、GPS監視を行う州政府等⁷⁷に対する資金援助のために、2007年から2009年までの各年当たり500万ドルの連邦予算を割り当てた。同法は、補助金支給権限を司法長官に付与するとともに、資金援助がもたらす効果、他の監督手段と比較した場合のGPS監視の費用対効果等に関する議会への報告を義務付けている⁷⁸。表4-6-1は、主要な電子監視システムをまとめたものである。

72 Electronic Monitoring Should be Better Targeted to the Most Dangerous Offenders, April 2005, Office of Program Policy Analysis and Government Accountability, an Office of Florida Legislature参照。

73 アラバマ、アリゾナ、カリフォルニア、コロラド、フロリダ、ジョージア、イリノイ、インディアナ、カンザス、ルイジアナ、マサチューセッツ、メイン、ミシガン、ミシシッピ、ミズーリ、ミネソタ、モンタナ、ニュージャージー、オハイオ、オクラホマ、サウスカロライナ、テネシー、バージニア、ワイスクンシン、ノースダコタ、テキサス、アイオワ、コロンビア特別区、アイダホ、ネブラスカ、ニューメキシコ、オレゴン、ペンシルバニア、ワシントンの各州が挙げられる（National Conference of State Legislatures, The Forum for America's Ideas, June 28, 2006, ICAOS GPS Update Survey April 2006, Interstate Commission of Adult Offender Supervision等参照）。

74 性犯罪者に対するGPS監視法を有するか、既に、GPS監視を実施していること（試験的に実施した州を含む。）をいう。

75 <http://www.jwpcivitasinstitute.org/keylinks/sexoff.html>参照。

76 The Impact of Residency Restrictions on Sex Offenders and Correctional Management Practices: A Literature Review, California Research Bureau参照。

77 地方政府機関、インディアン居住地域が含まれる。アダム・ウォルシュ法SEC.621.参照。

78 アダム・ウォルシュ法SEC.621.参照。

表4-6-1 主要な電子監視システムの概要

システム（装置）の種類	監視の方法	本人確認の方法	機器の種類	備考	
自動報告システム (Automated Reporting System)	電話を使用を基本としたシステム	スケジュールに従い、被監視者は指定された電話番号に電話をかけ、電子音声の質問に回答。	初期登録時に採取された声紋、発信電話番号で確認。	家庭電話器	簡易なシステム。費用安価。
	自動報告システム	被監視者は特定場所に赴き、設置されたコンピュータにアクセスし、質問に回答	ID番号、パスワード、バーコード等により確認。	特定場所に設置されたコンピュータ	メッセージの確認可。被監視者に関する情報の生成、更新可。
プログラム化された報告システム (Programmed Contact System)	予定された時間あるいはランダムに、監視センターが被監視者宅に電話をかけ、在宅の有無を確認。	①声紋照合 ②ビデオ照合 ③デバイス照合	家庭電話器	(夜間)外出禁止処分を受けた者など低リスク犯罪者に利用。 電話回線を常時接続可能とする必要有り。	
無線電波装置 (Radio Frequency Devices) 又は 継続的信号装置 (Continuous Signaling Devices)	自宅に設置された受信機が発信機からの信号を検知し、家庭電話回線を経由して、監視センターに情報伝達。	本人の手首あるいは足首に装着された発信機からの信号を受信するかどうかで確認。	発信機 受信機	リアルタイムでの監視可。 電話サービスによっては、システムの作動を妨害する可能性有り。 被害者警告・通知システム、位置監視装置といった種類有り。	
位置追跡システム (Location Tracking Systems) 又は GPS (Global Positioning Systems)	被監視者が常時携帯する受信機が、発信機及び人工衛星からの信号を受信し、携帯電話回線を経由して、監視センターに情報伝達。	本人の手首あるいは足首に装着された発信機からの信号を受信するかどうかで確認。	発信機 受信機 充電器	被監視者の立入りの可否により許可・禁止地域の指定可能。 アクティブGPSとパッシブGPSの2種類。 電波の受信困難地域が存在する。 性犯罪者、暴力犯罪者といった高リスク犯罪者に有効。	

注 1 Offender Supervision with Electronic Technology, 2002, American Probation and Parole Association からの抜粋による。

2 継続的信号装置には、被害者警告・通知システム (Victim Alert/Notification Systems)、位置監視装置 (Field Monitoring Devices) といったものがある。被害者警告・通知システムは、継続的信号装置に、被害者に対する警告・通知機能や加害者の接触禁止命令の遵守状況を知らせる機能を附加したものであり、通常ドメスティックバイオレンスにあった被害者の保護のために使用される。受信機が、被害者及び加害者双方の自宅に設置され、発信機は双方によって携帯される。加害者の受信機は、加害者の在宅の有無を検知し、被害者の受信機は、加害者が被害者宅に接近した場合に、加害者の発信機の信号を検知するものである。位置監視装置とは、保護観察官等法執行官が携行する受信機が、被監視者の手首あるいは足首に装着された発信機の信号を検知するもので、学校への登校状況、職場への出勤状況あるいはその他公共の場所における被監視者の所在を確認するために特に使用されるものである。

3 技術開発によって、今日使用されているアクティブGPSの中には、受信機が必要でないものが出現している。この場合、GPS発信機が人口衛星からの信号を受信するとともに、発信機に内蔵された携帯電話が、蓄積された情報を監視センターに送信する仕組みとなっており、発信機が従来型の受信機機能を併有している。なお、被監視者は、帰宅後、GPS発信機を充電しなければならない。

4 上記のほか、遠隔アルコール検知装置 (Remote Alcohol Detection Devices) 及びその1類型としてのイグニション・インターロック装置 (Ignition Interlock Devices) が挙げられるが、いずれも主として飲酒運転罪に問われた者を対象としている。遠隔アルコール検知装置とは、被監視者が自宅に設置されたアルコール検知器に呼気を吹き込むことにより、アルコール濃度を検知するものであり、イグニション・インターロック装置とは、遠隔アルコールテストの特別なタイプであり、乗用車に取り付けられた装置によって運転前にドライバーの呼気アルコールテストを行うものである。

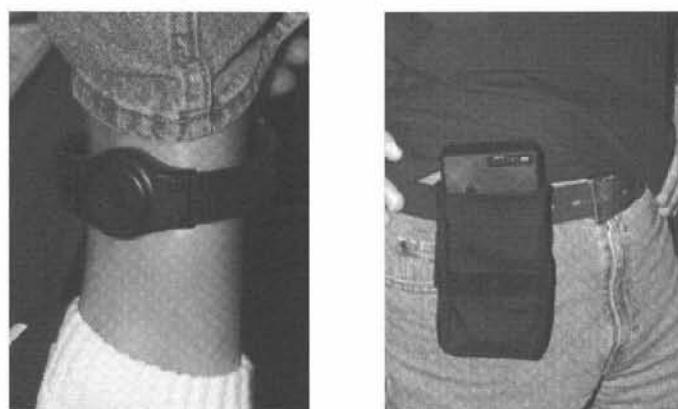
3 GPS監視の概要

(1) 機器の種類、形状

GPSとは、位置追跡システム（Location Tracking Systems）とも呼ばれるものであり、数千マイル（1マイル=約1.6km）離れた地球の軌道上を周回する衛星を活用したものである。この衛星は、元々、ナビゲーション、地図作成、武器輸送目的のために軍によって設計されたものであるが、現在では、乗用車、船舶の航海や犯罪者の電子監視など非軍事的分野にも応用されている。

主要なGPS監視機器システムのハードウェアは、通常、発信機、GPS受信機⁷⁹及びGPS受信機の充電器からなる。機器の概要是、写真1・2のとおりである。

写真1 発信機の装着状況 写真2 受信機の装着状況

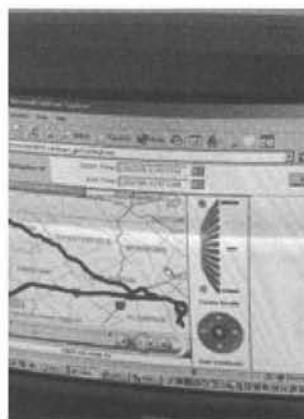


注 State of South Carolina, Department of Probation, Parole and Pardon Services の<http://www.dpps.sc.gov/GPSMonitoring.html>による。

発信機はバッテリーによって起動し、時計あるいは小さな本の大きさくらいで、約2から4オンス（1オンス=約28.3g）と軽量であり、通常、被監視者の足首に装着される。他の電子監視機器と同様に、被監視者が発信機を取り除いたりできないように機能設定されており、もし、被監視者が取り外しを試みたり、細工しようとした場合には、警告メッセージが送信される仕組みとなっている。バッテリーは、交換しなくとも1～3年使用可能である。写真3は、監視画面に映し出された被監視者の位置情報である。

79 GPS受信機は、携帯型追跡装置（portable tracking device）と呼ばれるもの一種であり、携帯型追跡装置にはその他に、コンピュータ回線、携帯電話回線及び無線電波装置において使用されている無線受信機といったものがあるが、今日使用されているものほとんどが携帯電話回線を使用したものなので、ここでは、特に断りのない限り、携帯電話回線を使用したGPS受信機について述べる。

写真3 監視画面に映し出された被監視者の位置情報



注 State of South Carolina, Department of Probation, Parole and Pardon Services の<http://www.dppps.sc.gov/GPSMonitoring.html>による。

GPS受信機の大きさは、小さな箱サイズくらい、重さは約2～4ポンド（1ポンド＝約453.6g）ぐらいであり、被監視者は装置を手で携行するか腰のあたりに装着する。GPS受信機は、常時、被監視者の位置を把握するために、発信機が届く範囲内に保管されていなければならない。GPS受信機は、バッテリー電源であり、通常16～24時間ごとに再充電されなければならない。GPS受信機の充電器は、被監視者の自宅に設置され、被監視者は帰宅後、GPS受信機を充電器に置いて充電することとなる。再充電にかかる時間は、約5時間である。

なお、GPS監視システムには、アクティブGPSと、パッシブGPSの2種類がある。アクティブGPSもパッシブGPSも機器の形状はほぼ同じであるが、アクティブGPSにおいては、24時間リアルタイムで被監視者の所在を確認できるのに対し、パッシブGPSにおいては、リアルタイムでの監視はできない点で大きく異なる⁸⁰（なお、今後、特に断りのない限り、アクティブGPSについて述べる。）。

(2) 監視の方法

被監視者の足首に取り付けられた発信機が、無線信号を1分間に2回あるいはそれ以上の回数、発信し、GPS受信機が受信する。障害物のない開放的空間においては、発信機はGPS受信機に対し100～150フィート（1フィート＝30.48cm）離れた所まで信号を送ることができる。

80 パッシブGPSとは、被監視者が帰宅した時に受信機を家庭電話に付設された充電器に設置することで、被監視者の一日の動きに関するデータがダウンロードされ、電話回線を経由して監視センターに転送され、翌日以降に監視職員がデータ確認するものである（Electronic Monitoring Should Be Better Targeted to the Most Dangerous Offenders, April 2005, Office of Program Policy Analysis and Government Accountability, an Office of Florida Legislature, Using Global Positioning Systems (GPS) for Sex Offender Management, Summer 2006, Association for the Treatment of Sexual Abusers参照）。

他方で、GPS受信機は、衛星から常時信号を検知しており、その中には、信号が送信された正確な時間、どの衛星が信号を送信したのかといった情報が含まれており、送信された情報に基づき、被監視者の位置を特定するための処理が行われる。そして、GPS受信機から携帯電話回線を経由して、被監視者の位置情報が監視センターに送信され、監視センターでは、GPS受信機からの情報をダウンロードして被監視者の動きを追跡する仕組みとなっている。なお、GPS受信機が、発信機からの信号を受信しなくなった場合には、警告通知メッセージが監視センターに送信される。

また、被監視者の特性に応じて、許可地域、禁止地域の設定を行うことが可能である。禁止地域とは、被監視者の立ち入りが禁止されている地域をいい、公園、学校、バーといった被監視者が犯罪を犯すリスクの高い地域が挙げられる。使用される機器の種類にもよるが、禁止地域は、半径300から2000フィートの範囲内であり、禁止地域の指定は20箇所から無制限まで可能である。一方、許可地域とは、被監視者がある時間帯に所在しているはずの場所を指し、例えば日中は職場、夜間は自宅となる。使用される機器の性能にもよるが、許可地域の指定は100箇所から無制限まで可能で、許可地域の範囲に制限はない。被監視者が禁止地域に侵入するか、時間外に許可地域を出ようとすると、警告メッセージが送信されるようプログラムされている。

以上のように、GPSは、被監視者の動きをリアルタイムで把握できること、また、許可・禁止地域の指定により、例えば、被監視者のハイリスク地域への立ち入りを検知できるので、攻撃的な性犯罪者や暴力的犯罪者に対する監視手段として有効であり、また、家庭電話を保有しない被監視者に対しても使用できる。さらに、GPS監視は、被監視者の動きに関するデータをダウンロードし検証することによって、被監視者の行動情報が得られることから、被監視者の特定の時間帯における所在、例えば、ある犯罪が発生した場合に、被監視者と犯罪との関係を確認するため、被監視者が事件現場近くにいたかどうかを確かめるといった使用も可能である。

GPS監視は、被監視者にとっても施設拘禁された場合と比較して、多様な処遇プログラム等の受講機会が得られ、現在の生活環境を維持できるといった点でメリットがある。

4 GPS監視の実態

34州におけるGPS監視（ここでのGPSはアクティブGPSのみならず、パッシブGPSも含む。）の内容は以下のとおりである。

(1) 対象となる性犯罪者

GPS監視は、通常、一定年齢以下⁸¹の児童を被害者とした性犯罪⁸²者を対象としており、仮釈放、保護観察の条件あるいは社会内における監視手段として付加される。対象となる者の定義・名称は、性（暴力的）略奪者⁸³、重大性犯罪者⁸⁴などとされている⁸⁵。なお、GPS監視の対象となる性犯罪の法定刑基準を、最低20年以上としている州⁸⁶、最低25年以

上としている州⁸⁷がある。

(2) 監視期間

州によって異なるが、現在、少なくとも10州⁸⁸において、出所後、終身にわたる電子監視を可能とする法を有している。このうち、GPSによる終身電子監視を最初に義務付けたのは、フロリダ州である。同州では、2005年に成立した法律により、12歳未満の児童に対する特定の性犯罪に最低25年の刑を科し、出所後は終身GPS監視を行うこととした⁸⁹。

他方、監視期間を終身とせず、下限を設けているところもある。例えばバージニア州では、最低3年間、アイオワ州では最低5年間、アラバマ州では最低10年間としている。

(3) 対象者数

アイオワ州の5名から、フロリダ州の約750名と州によって相当のばらつきが見られる。100名以上の者を対象としている州もあるが⁹⁰、多くの州では、対象者は100名に満たない⁹¹（2006年4月現在のデータに基づく）。

(4) 導入されているGPSの種類

アクティブGPSを導入している州⁹²、パッシブGPSを導入している州⁹³、両者を併用して

81 例えば、メイン、ウィスコンシンは12歳未満、アラバマは12歳以下、ルイジアナ、ミシガン、バージニアの各州では13歳未満、ジョージア、ミズーリの各州では14歳未満、アイオワでは17歳以下を対象としている(National Conference of State Legislatures, The Forum for America's Ideas, June 28, 2006等参照)。

82 対象となる性犯罪は州によって異なっているが、強姦（rape）、性的拷問（sexual torture）、子どもへのわいせつ罪（molestation on a child）などが挙げられる。

83 カリフォルニア、フロリダ、ジョージア、イリノイ、インディアナ、ルイジアナ、オハイオの各州が挙げられる。

84 オ克拉ホマ、テネシーの各州。

85 アリゾナ、マサチューセッツ、モンタナの各州では危険度の高いレベル3性犯罪者を対象としている。

86 アラバマ、メインの各州が挙げられる。

87 例えば、フロリダ、ジョージア、カンザス、ルイジアナ、ミシガン、バージニアの各州が挙げられる。

88 フロリダ、ミズーリ、オハイオ、ウィスコンシン、インディアナ、ジョージア、ミシガン、カンザス、ルイジアナ、ウィスコンシンの各州（National Conference of State Legislatures, The Forum for America's Ideas, June 28, 2006等参照）。

89 Florida's 2005 Jessica Lunsford Act参照。

90 例えば、カリフォルニア、コロラド、フロリダ、ジョージア、イリノイ、ニューメキシコ、テネシーの各州（ICAOS GPS Update Survey April 2006, Interstate Commission of Adult Offender Supervision参照）。

91 例として、アイオワ、アイダホ、マサチューセッツ、ミズーリ、ネブラスカ、ネバダ、ニュージャージー、ノースダコタ、オハイオ、オレゴン、ペンシルバニア、サウスカロライナ、バージニア、ウィスコンシンの各州が挙げられる（ICAOS GPS Update Survey April 2006, Interstate Commission of Adult Offender Supervision参照）。

92 例として、カリフォルニア、マサチューセッツ、ニュージャージー、ウィスコンシンの各州（ICAOS GPS Update Survey April 2006, Interstate Commission of Adult Offender Supervision参照）。

93 例として、ジョージア、アイダホ、イリノイ、ネバダ、ニューメキシコ、ワシントンの各州（ICAOS GPS Update Survey April 2006, Interstate Commission of Adult Offender Supervision参照）。

いる州⁹⁴と様々である（2006年4月現在のデータに基づく）。

(5) 費用負担

州によっては、被監視者に監視費用を負担させている場合がある⁹⁵。しかしながら、被監視者に費用負担を課しても、実際に支払っているケースはほとんどないという指摘もある⁹⁶。

(6) GPS監視の課題

ア 技術的課題

携帯電話回線を経由した情報の伝達過程において、例えば、高層ビルや地下鉄、地下ショッピングモールでは電波が遮断され、山間部では電波が届かない所があり、この場合、被監視者の位置をリアルタイムで追跡できなくなる。こういった場合でもGPS受信機が被監視者の位置についての情報を蓄積し続けることはでき、位置情報は検索可能であるが、被監視者が電波の届く地域に移動しなければ、監視センターへの報告メッセージの送信は不可能であり、その結果、情報はリアルタイムでなくなってしまうのである。

イ コストパフォーマンス

GPSは、装置自体が高価であるため、費用の面では、無線電波装置の3～5倍高い⁹⁷。一般的に、アクティブGPSの方がパッシブGPSよりも高価であると言われているが、監視職員の人工費も考慮すると、パッシブGPSがアクティブGPSと比較して必ずしも安価であ

94 例えば、コロラド、フロリダ、アイオワ、ミズーリ、ネブラスカ、ノースダコタ、オハイオ、オレゴン、ペンシルバニア、サウスカロライナ、テネシー、バージニアの各州が挙げられる（ICAOS GPS Update Survey April 2006, Interstate Commission of Adult Offender Supervision参照）。

95 例として、フロリダ、ジョージア、オクラホマ、オハイオ、ルイジアナ、ミシガン、テネシー、ウィスコンシンの各州が挙げられる（The Impact of Residency Restrictions on Sex Offenders and Correctional Management Practices: A Literature Review, California Research Bureau, National Conference of State Legislatures, The Forum for America's Ideas, June 28, 2006参照）。なお、少なくとも26州では、電子監視一般において、被監視者に費用負担義務を課している（Offender Supervision with Electronic Technology, 2002, American Probation and Parole Association参照）。

96 ワシントン州では、42名の被監視者のうち、1名だけが監視費用を支払うことができたとされている（Using Global Positioning Systems (GPS) for Sex Offender Management, Summer 2006, Association for the Treatment of Sexual Abusers参照）。

97 ミネソタ州の試算では、GPSはコストの面で標準的な電子監視機器の4～5倍かかるとしている（Electronic Monitoring of Sex Offenders 2006 Report to the Legislature, Minnesota Department of Corrections参照）。また、フロリダ州の試算では、無線電波装置は1日当たり2.34ドル、パッシブGPSは4.25ドル、アクティブGPSは、8.97ドルと試算している。さらに、1名の被監視者にGPS監視を行った場合、1日当たり10ドル、1年では3,600ドル、被監視者が20年GPS監視されたとして、最大12,940名の犯罪者に対して4600万ドルの費用がかかると試算している（Electronic Monitoring Should Be Better Targeted to the Most Dangerous Offenders, April 2005, Office of Program Policy Analysis and Government Accountability, an Office of Florida Legislature, The Impact of Residency Restrictions on Sex Offenders and Correctional Management Practices: A Literature Review, California Research Bureau参照）。

るとは言えないとの指摘もある⁹⁸。

ウ 監視に伴う人件費の増加

GPSは、被監視者の位置を継続的に追跡できるので、犯罪の証拠として採用できるような重要な情報の生成も可能であるが、このために、担当の職員はGPS受信機に蓄積された膨大な量の情報から、違反行為の有無を確認しなければならず、さらに、違反行為を発見した場合の対応も求められるので、職員の業務量は増加し、人件費の増大ひいてはトータルで見たコストの増加をもたらすとの評価もある。

エ 被監視者の協力

効果的にGPS監視を行うためには、被監視者の協力が必要不可欠である。被監視者が、GPS受信機を充電しなかった場合、あるいはGPS受信機や発信機を破壊した場合には、被監視者の位置を追跡することができなくなる。また、GPS監視は、被監視者の位置情報の検索によって、地域社会での監視手段として機能するが、犯罪それ自体を防止するものではない。すなわち、監視中に被監視者が重大な犯罪を犯していても、通常はこれを知りえなし、仮に何らかの手段で知りえたとしてもこれに即時対応することはできないのである。

オ 被監視者の住居保有の必要性

GPS受信機を充電するためには、被監視者は充電器を設置できる場所を持たなければならぬが、通常それは住居となる。しかし、被監視者によっては、住居のない者もあり、こういった者をGPS監視の対象とできるのかといった問題がある。

カ 法的課題

出所後、終身、GPS監視を行ったり、被監視者が遵守できないような厳格な監視条件を課すことは、同憲法修正8条において禁じられている、残虐で不当な刑罰に当たる可能性が指摘されている⁹⁹。その他、憲法上¹⁰⁰保障された不当な捜査を受けることのない権利、平等権、適正手続に抵触することのないよう、法執行機関は、監視条件の策定に当たる必要がある。

98 ミネソタ州では、パッシブGPSは1日当たり9.75ドル、アクティブGPSでは1日当たり14ドルの費用がかかるとしている（監視職員の人件費は含まない）（Electronic Monitoring of Sex Offenders 2006 Report to the Legislature）参照。一方で、フロリダ州の試算では、パッシブGPSは、アクティブGPSと比較すると、職員の業務量が多いので、結果的には、パッシブGPSの方がより費用がかかると試算している（Electronic Monitoring Should Be Better Targeted to the Most Dangerous Offenders, April 2005, Office of Program Policy Analysis and Government Accountability, an Office of Florida Legislature）参照。

99 Offender Supervision with Electronic Monitoring, 2002, American Probation and Parole Association及びUsing Global Positioning Systems for Sex Offender Management, Summer 2006, Association for the Treatment of Sexual Abusers参照。

100 合衆国憲法修正4条、修正14条参照。

(7) 法執行機関職員が実施に当たって留意する点

ア 技術的課題に対する対応

GPSには受信困難地域が存在することから、法執行機関は、事前に受信困難地域がどこであるのかテストすることが必要とされる。

イ 被監視者の居所に対する支援

GPS監視期間中は、通常、被監視者は特定の住居を有していかなければならないので、法執行機関は、被監視者の居住を確保するため速やかに対処することが求められる。

ウ 被監視者の家族の理解を得ること

GPS受信機を充電するための家庭電力の使用料や電話回線を利用した電子監視の場合の電話代、被監視者宅の電話回線を利用した電子監視に通常伴う電話使用やサービスの利用が制限されるといった同居する家族にかける負担があることのほか、ほとんどの電子監視プログラムは、就業時以外は在宅していることを被監視者に課しているので、家族の理解を得ることが必要不可欠である。

エ 監視条件の個別化

性犯罪者には、(夜間) 外出禁止 (curfew) が課せられ、立ち入りを規制する禁止地域 (exclusion zone) が指定されるのが一般的であり、性犯罪者がこれらに違反しているかどうかの確認がGPS監視により容易となっているが、性犯罪者によって、罪の内容・性質、生活環境（家族構成、配偶者の有無、職業の有無・内容）などが異なる以上、監視条件は、個々の性犯罪者の特性に応じて個別に検討し設定する必要がある。

5 コロンビア特別区裁判所サービス・犯罪者監督庁 (Court Services and Offender Supervision Agency (CSOSA)) におけるGPS監視の実施状況

(1) 施設の概要

米国におけるGPS監視の実施状況について、筆者が訪問の機会を得たコロンビア特別区裁判所サービス・犯罪者監督庁の例を紹介する。

裁判所サービス・犯罪者監督庁 (CSOSA) は、2000年8月に設立された新しい組織であり、コロンビア特別区における約1万5,000名の仮釈放者、監督付き釈放者及び保護観察者を監視する責務を負う連邦政府の部局である。CSOSAは、府内及び地域社会で頻繁に犯罪者と接触し、薬物テストを行ったり、首都警察と共にパトロールに取り組んだりしている。CSOSAは、また、薬物等乱用、ドメスティックバイオレンス、メンタルヘルス、飲酒運転者及び性犯罪者の監督計画・処遇に積極的に取り組んでいる。性犯罪者に対するGPS監視は、2003年4月から2005年2月にかけて、200名の性犯罪者を対象に衛星追跡試行プログラムを行い、その後も引き続き実施されている。

(2) GPS監視の状況

ア 対象者の選定

すべての性犯罪者がGPS監視の対象となりうるが、必要性とリスク評価の結果によってGPS監視の要否が決せられる。CSOSAでは、これまでに¹⁰¹386名の性犯罪者をGPS監視し、1日平均では、45名が常時GPS監視されている。

イ 監視期間

まず最初に30日、60日あるいは90日といった監視期間が定められるものの、性犯罪者の犯罪内容、性犯罪者が地域社会にもたらすリスクに対する評価の結果、継続してGPS監視を行う必要性が認められた場合には、監視期間終了後も引き続きGPS監視され、CSOSAが必要であると認める限り継続される¹⁰²。

ウ 監視方法

GPS監視は性犯罪者課（Sex Offender Unit）が行っており、24名の職員がGPS監視に当たれるよう訓練されている。CSOSAでは、被監視者を24時間リアルタイムで監視することが可能なアクティブGPSを採用しているが、監視に当たる職員数が限られているため、職員は日中のみ監視業務に当たり、業務時間外の被監視者の動き、例えば夜間の行動などは翌日以降に確認している。また、各性犯罪者ごとのGPS情報のチェックは最低でも1週間に1回行うこととしており、その頻度は、性犯罪者の監督レベルにより異なる。今後、予算措置がなされれば、リアルタイムでの監視を行う可能性もあるとのことであったが、パッシブGPS監視の費用はアクティブGPSの約半分（1日当たり4ドル）であるので、むしろ、パッシブGPSとの併用を検討しているようである¹⁰³。

なお、アクティブGPSでは、通常、受信機が必要となるが、CSOSAが採用している機器はアンクルプレスレット、充電器から成り、受信機は不要である。つまり、性犯罪者が足首に付けたプレスレットがデータの蓄積及び携帯電話回線を利用した監視センターへのデータ送信といった従来型GPS監視機器における発信機及び受信機の役割を兼ねているので、性犯罪者は受信機を携行する必要がない。ただし、被監視者がアンクルプレスレットを充電しなければならない点は異なる。写真4・5は、CSOSAが導入しているGPS監視機器一式及びアンクルプレスレットの装着状況を撮影したものである。

101 2005年5月11日から2007年1月22日までの間を指す（CSOSAの資料による）。

102 Policy Statement 4008, Court Services and Offender Supervision Agency for the District of Columbia 及びCSOSA職員からのE-mail回答による。

103 平成19年1月22日、CSOSA職員との面談による。

写真4 GPS監視機器一式（アンクルブレスレット、充電器）

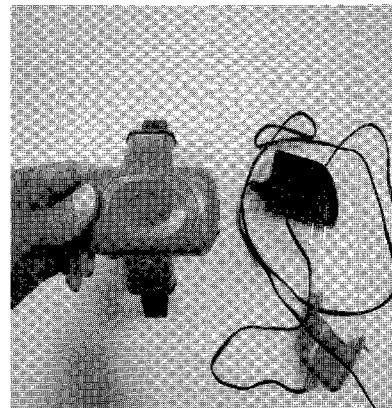


写真5 GPS監視機器（発信機兼受信機であるアンクルブレスレット）の装着状況



工 監視条件違反があった場合の対応

性犯罪者が規則に違反したとき、例えば、GPS監視機器の充電を怠った場合、（夜間）外出禁止に違反した場合には、制裁（sanction）が課せられる。制裁の種類として、刑務所への収容、（夜間）外出禁止措置の厳格な適用（例えば、週末のみ外出禁止であったのが、毎日外出禁止となること。）、立入禁止地域の新設といった措置が挙げられる。

才 被監視者に対する報償措置

性犯罪者の善良な規則遵守が認められた場合には、報奨措置（incentive）が与えられる。報奨措置の例として、立入禁止地域の削減、GPS監視の解除が挙げられる。

第7 対策4～民事的収容（Civil Commitment）

1 民事的収容の導入状況

民事的収容とは、精神疾患等により性犯罪に及ぶ危険があると認められる者を、受刑後も、治療施設等に収容する手続をいう。

民事的収容は、1990年にワシントン州が制定した性的略奪者法¹⁰⁴が精神異常又は人格障害により、刑終了後もなお拘禁しなければ社会に危険をもたらすと判断された者を性的略

奪者とし、特別な収容施設に拘禁することを可能としたことが始まりである¹⁰⁵。

その後、民事的収容は2005年7月現在、少なくとも16州において導入されている¹⁰⁶。

表4－7－1は、16州における民事的収容の概要を、表4－7－2は、16州における民事的収容の実施状況を見たものである。

104 Washington's Sexually Violent Predator (SVP) Statute参照。

105 Involuntary Commitment of Sexually Violent Predators: Comparing State Laws, Washington State Institute for Public Policy 2005による。

106 Civil Commitment of Sexually Violent Predators, National Center for Prosecution of Child Abuse July 2005による。

表4-7-1 16州における民事的収容の概要

(2005年7月20日現在)

州	収容の対象となる者	将来の危険性に対する判断基準	陪審制の適用の有無	陪審裁判の請求権	性犯罪暴力的略奪者であるとの立証の程度	民事的収容措置後の処遇
アリゾナ	性暴力的犯罪で有罪判決を受けた者、責任能力がないあるいは訴訟能力がないが有罪とされた者。いずれも18歳以上が要件。	精神障害によって、性暴力行為を行う見込みがあると認められること。	有り。	性犯罪者、州政府双方	合理的な疑いの余地のない程度	拘禁施設に収容。裁判官は必要な場合、条件つき释放とすることが可能。
カリフォルニア	2名以上の被害者に対して性暴力的犯罪を行い、有期刑の宣告を受けた者	性暴力犯罪行為により、他の安全を脅かす精神障害が認められること。	有り。評決は全会一致が必要件。	性犯罪者、州政府双方	合理的な疑いの余地のない程度	最高2年まで拘禁施設で収容。被収容者は、条件付き释放あるいは収容措置取消しを求める申請権有利。
フロリダ	性暴力的犯罪について、有罪判決を受けたか、少年で裁判所の処分を受けた者あるいは責任能力がないとして無罪とされた者	ケア、処遇を行う拘禁施設に長期間収容しなければ、精神異常あるいは人格障害により、性暴力行為を行う見込みがあると認められること。	有り。評決は全会一致が必要件。	性犯罪者、州政府双方	明白かつ確信を抱くに足りる程度	被収容者の精神異常あるいは人格障害が変化し、他者にとってほどんど安全な存在となるまで収容。
イリノイ	性暴力的犯罪について有罪判決を受けたか、少年で裁判所の処分を受けた者あるいは責任能力がないとして無罪とされた者	危険な者つまり精神障害により、性暴力行為を行う実質的な蓋然性が認められること。	有り。評決は全会一致が必要件。	性犯罪者、州政府双方	合理的な疑いの余地のない程度	適当と認められた場合、最も制限的でない方法を選択可能。拘禁施設でのケアあるいは条件付き释放かの判断は、裁判官の裁量による。
アイオワ	性暴力的犯罪について、有罪判決を受けた者、責任能力あるいは訴訟能力がないとして無罪とされた者	拘禁施設に収容されなければ、精神異常にによって、性犯罪を構成する略奪的行動を行う見込みがあると認められること。	有り。評決は全会一致が必要件。	性犯罪者、州政府双方あるいは裁判官	合理的な疑いの余地のない程度	拘禁施設に収容。被収容者には、収容措置取消しを求める申請権有利。
カンザス	性暴力的犯罪について、有罪判決を受けた者、訴訟能力あるいは責任能力がないとして無罪とされた者	精神異常あるいは人格障害によつて、繰り返し性暴力的行為を行う見込みがあると認められること。	有り。評決は全会一致が必要件。	性犯罪者、州政府双方あるいは裁判官	合理的な疑いの余地のない程度	拘禁施設に収容。被収容者には、収容措置取消しを求める申請権有利。
マサチューセッツ	性犯罪について、有罪判決を受けたか、少年で裁判所の処分を受けた者あるいは訴訟能力がないとして無罪とされた者	拘禁施設に収容されなければ、精神異常あるいは人格障害によつて再び性犯罪を行う見込みがあると認められること。	有り。評決は全会一致が必要件。	性犯罪者の意思表示なれば自動的に陪審裁判実施。	合理的な疑いの余地のない程度	処遇センターに収容。収容措置が取り消されるまで収容継続。
ミネソタ	被害者に深刻な身体的あるいは精神的苦痛を与える有害な性的行為を行う者	性的、精神的、人格的障害が明らかで、有害な性的行為を行う見込みがあると認められること。	無し。	無回答	明白かつ確信を抱くに足りる程度	対象者及び社会にとって必要な最も制限的でない処遇プログラムが提供される。

ミズーリ	性暴力的犯罪について、有罪と答弁するか有罪とされた者、責任能力あるいは訴訟能力がないとして無罪とされた者として取容されている者	精神異常によつて、性暴力的略奪行為を行う見込みがあると認められること。	有り。訴決は全会一致が必要件。	性犯罪者、州政府双方	合理的な疑いの余地のない程度	拘禁施設に収容。被取容者には、収容措置取消しを求める申請権有り。
ニュージャージー	性暴力的犯罪について、有罪判決を受けたか、少年で裁判所の処分を受けた者、責任能力あるいは訴訟能力がないとして無罪とされた者。18歳以上が要件。	精神異常によつて、性暴力的略奪行為を行う見込みがあると認められること。	無し。	無回答。	明白かつ確信を抱くに足りる程度	拘禁施設に収容。州政府は、最も制限的でない拘禁施設あるいは必要不可欠なプログラムを選定する。
ノースダコタ	性略奪的行動を見せること。	性的、人格的障害あるいは他の精神障害や機能障害によつて、性略奪的行動を行う見込みがあると認められること。	無し。	無回答。	明白かつ確信を抱くに足りる程度	拘禁施設に収容。患者としては解放を求める申請権有り。
サウスカロライナ	性暴力的犯罪について、有罪判決を受けたか、訴訟能力又は責任能力がないとして無罪とされた者、あるいは精神疾患があるものの有罪とされた者。17歳未満の少年も含む。	ケア、処遇を行う拘禁施設に長期間収容されなければ、精神異常によつて、性暴力的行為を行う見込みがあると認められること。	有り。訴決は全会一致が必要件。	性犯罪者、州政府双方	合理的な疑いの余地のない程度	患者として拘禁施設に収容。被取容者には、収容措置を命ぜなければならない。
テキサス	性暴力犯罪を頻回したことにより、有期刑の執行を受けている者	行動異常によつて、性格奪的行為を行う見込みがあると認められること。	有り。訴決は全会一致が必要件。	性犯罪者、州政府双方	合理的な疑いの余地のない程度	地域社会において、外来患者として処遇及び監督を受ける。
バージニア	性暴力的犯罪について有罪判決を受けた者、訴訟能力を回復していないとされた者	精神異常によつて、性略奪的行動を行つて、性暴力的行為をするのが困難であるために、性暴力的行動を行う見込みがあると認められること。	有り。訴決は全会一致が必要件。	性犯罪者、州政府双方	条件つき解放とされなければ、拘禁施設における入院措置。	条件つき解放とされなければ、拘禁施設に受け入れられる。
ワシントン	性暴力的犯罪により、有罪判決を受けたか、起訴された者	拘禁施設に収容されなければ、精神異常によつて、性略奪的行為を行う見込みがあると認められること。	有り。訴決は全会一致が必要件。	性犯罪者、州政府双方	合理的な疑いの余地のない程度	拘禁施設で収容。裁判所は、より制限的でない措置を命ぜることができる。
ワイオミング	性暴力的犯罪について、有罪判決を受けた者又は少年で裁判所の処分を受けた者あるいは精神障害等により責任能力がないか有罪ではないとして無罪とされた者	精神障害によつて、性暴力的行為を行う見込みがあること。	有り。訴決は全会一致が必要件。	性犯罪者、州政府双方	合理的な疑いの余地のない程度	もはや性的暴力者でないと認められるまで、拘禁施設で収容され、ケア及び処遇を受ける。

注 1 Civil Commitment of Sexually Violent Predators, National Center for Prosecution of Child Abuse July 2005からの抜粋による。

2 ベンシルバニア州、コロンビア特別区においても、導入しているとされている。

表4-7-2 16州における民事的収容の実施状況

(2004年12月現在)

州	被収容者数	収容措置取消し あるいは釈放された者	釈放後、収容措置取消処 分の撤回を受けた者
アリゾナ	332	221	7
カリフォルニア	495	67	無回答
フロリダ	662	11	2
イリノイ	228	15	3
アイオワ	42	0	0
カンザス	129	18	14
マサチューセッツ	306	4	0
ミネソタ	235	1	1
ミズーリ	82	6	0
ニュージャージー	311	0	0
ノースダコタ	28	0	0
サウスカロライナ	86	15	0
テキサス	41	無回答	無回答
バージニア	10	0	0
ワシントン	220	13	1
ウィスコンシン	282	56	16

注 1 Involuntary Commitment of Sexually Violent Predators: Comparing State Laws, March 2005, Washington State Institute for Public Policyからの抜粋による。

2 ペンシルバニア州、コロンビア特別区においても導入しているとされている。

3 被収容者数は、収容された者の累計である。

以上のように、民事的収容は各州によって様々であり、実施状況も各州により差異があることが分かる。

なお、民事的収容は、刑終了後も拘禁するものであることから、合衆国憲法¹⁰⁷に定める事後法処罰禁止 (ex post-facto), 適正手続の保障 (due process), 二重の危険 (double jeopardy) に反するとして訴訟で争わってきたが、連邦最高裁は、精神的な異常あるいは人格障害により、新たな犯罪を行うおそれを有している場合において、それが罰として科されるのでなければ、二重処罰禁止、二重の危険に反するものではないとの判断を示した¹⁰⁸。

107 U.S. Const.art.1, U.S. Const. amen. 5. 14. 参照

108 Kansas v. Hendricks, 521 U.S.346 (1997) 参照

2 バージニア州における民事的収容の例

米国における民事的収容の実施状況について、筆者が訪問の機会を得たバージニア州の例を紹介する。

(1) 民事的収容の対象者¹⁰⁹

バージニア州においては、2003年4月2日に、性暴力的略奪者法が施行され、民事収容措置を行うことが可能となった。性暴力的略奪者（Sexually Violent Predators）とは、精神異常あるいは人格障害によって、性略奪的行動をコントロールするのが困難なために、性暴力的行為を行うと認められる者と規定されている。性暴力的犯罪（Sexually Violent Offence）とは、強姦、強制的な肛門性交、器具等の使用による性器への挿入、13歳未満の被害者に対する性的加重暴行であり、これらの犯罪で有罪判決を受けていることが、性暴力的略奪者とされる上での前提となっている。対象者が、性暴力的略奪者であるかどうかは「明白かつ確信を抱くに足る」程度に証明されなければならない。

(2) 収容手続

収容手続の一般的な流れは以下のとおりである（図4-7-3は、以下をまとめたものである。）。

ア 州矯正局及び拘禁再審理委員会での評価¹¹⁰

州矯正局（The Department of Corrections）はすべての性暴力的犯罪者を対象に、出所前に、再犯の可能性についての危険度評価（リスクアセスメント）を行い、評価終了後、拘禁再審理委員会（The Commitment Review Committee (CRC)）に対し、翌月釈放予定者のスコア結果を毎月通知する。同委員会は、通知後90日以内に、当該犯罪者に対する再犯リスク評価を行う。そして、CRCは、①再犯リスク評価でのスコア、②当該犯罪者の施設収容歴及び処遇記録、③当該犯罪者の犯罪歴を考慮に入れ、性暴力的略奪者かどうかの評価を行い、性暴力的略奪者であると評価した場合には、当該犯罪者を民事的収容に付すか又は条件付き釈放とするかのいずれかの処分意見を司法長官に勧告する。

イ 司法長官による再審理¹¹¹

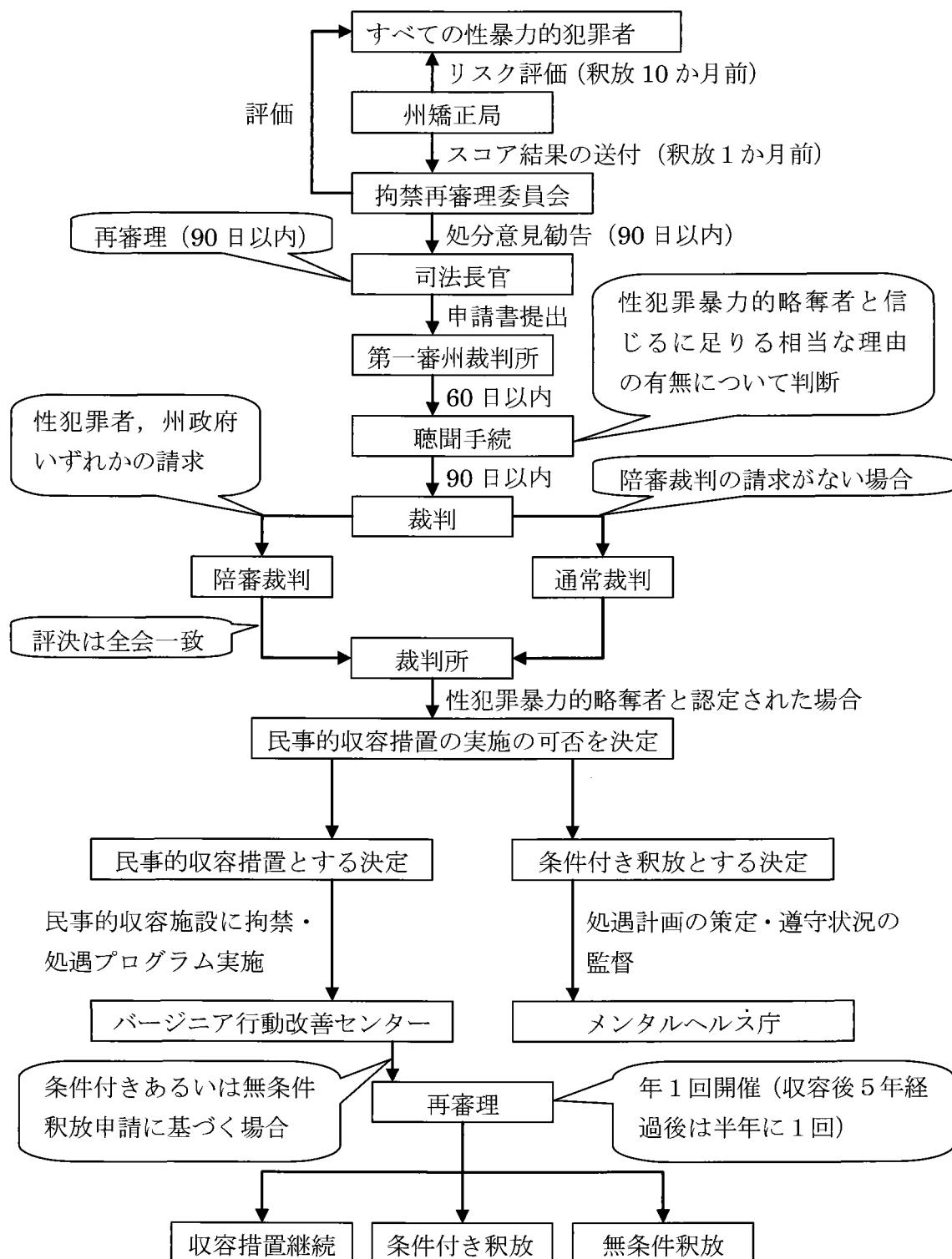
司法長官は、CRCからの処分意見勧告受理後90日以内に、性暴力的略奪者として民事的収容手続を進めていくかどうかの決定をしなければならない。なお、民事的収容手続の対象となる者には、性暴力的犯罪により刑務所に拘禁されていた者のかたわら、刑事手続の途中で訴訟無能力とされた者もいるが、ここでは、刑務所に拘禁されていた者について述べ

¹⁰⁹ Virginia Code § 37.2-900, 908, Civil Commitment of Sexually Violent Predators, Memorandum for Virginia Circuit Court Judges, Department of Legal Research Office of the Executive Secretary of the Supreme Court of Virginia による。

¹¹⁰ Virginia Code § 37.2-902, 903, 904, Civil Commitment of Sexually Violent Predators, Memorandum for Virginia Circuit Court Judges, Department of Legal Research Office of the Executive Secretary of the Supreme Court of Virginia による。

¹¹¹ Virginia Code § 37.2-905

図4-7-3 バージニア州における民事的収容手続の流れ



注 Civil Commitment of Sexually Violent Predators, Memorandum for Virginia Circuit Court Judges, Department of Legal Research, Office of the Executive Secretary of the Supreme Court of Virginiaからの抜粋による。

る¹¹²。以下は、民事的収容とするかどうかを決定するに当たり、考慮される事項である。

- ・CRCの申請書及び申請理由
- ・メンタルヘルス試験（再犯リスク）の結果
- ・受刑者の施設歴及び処遇記録
- ・その他受刑者の犯罪歴及び犯罪者が民事的収容されるべきか決定する際に考慮される
その他の関連要素

なお、司法長官が民事的収容手続を進めるべきとの判断を下した場合は、民事的収容を求める申請書が第一審州裁判所に提出される。

ウ 相当理由の有無についての聴聞及び弁護人の指名¹¹³

第一審州裁判所は、司法長官から民事的収容申請書を受理した場合、申請書に記載された者が、性暴力的略奪者だと信じるに足りる相当の理由があるかどうかについて決定を行うに当たり、60日以内に聴聞手続を行わなければならない。聴聞実施前に、被申請書者には、弁護人選任権が与えられ、弁護人に依頼する資力がない場合には、裁判官が弁護人を選任する。

聴聞の目的は二つの事項に限定されている。一つは、申請書記載の者の本人確認を行うこと、もう一つは、当該犯罪者が性暴力的略奪者であると信じるに足りる相当な理由があるかどうかを判断することである。

裁判所が、当該犯罪者が性暴力的略奪者であると信じるに足りる相当な理由があると認めた場合、当該犯罪者は、裁判開始までの間、拘禁施設に収容されることとなる。他方、相当な理由があると認められなかった場合において、当該犯罪者が現に刑の執行を受けている場合には、刑終了まで刑務所で収容され、刑終了後は釈放される。他方、当該犯罪者に訴訟能力がないと判断された場合には、釈放される。

エ 裁判¹¹⁴

裁判は、聴聞実施後90日以内に開かれる。州政府あるいは被告たる当該犯罪者は、陪審による裁判を請求する権利がある。陪審裁判の請求がなければ、裁判官により構成される裁判所が裁判を行う。陪審裁判の場合、陪審員による評決は全会一致でなければならない。

オ 立証責任¹¹⁵

立証責任は、州政府にあり、州政府は、当該犯罪者が性暴力的略奪者であることを信じる明白かつ確信を抱くに足りる程度に証明しなければならない。

112 訴訟無能力者とされた者の場合には、(1)CRCの申請書及び申請理由(2)被告人の逮捕状あるいは起訴状(3)訴訟能力についての報告書(4)被告人の治療を行った施設長の報告及び申請書(5)メンタルヘルス試験の結果(6)被告人の犯罪歴(6)申し立てにかかる犯罪についての情報及び被告人が民事的収容されるべきか否かを決定する際に考慮すべきその他の関連要素が考慮の対象となる (Virginia Code § 37.2-905参照)。

113 Virginia Code § 37.2-906, 907

114 Virginia Code § 37.2-908

力 犯罪者が性暴力的略奪者であると決定された場合¹¹⁶

裁判において、当該犯罪者が性暴力的略奪者であると認定された場合において、裁判所は、当該犯罪者を民事的に収容するか又は条件付き釈放とするかのいずれかの決定を行う。陪審において、性暴力的略奪者であると事実認定された場合においても、裁判所は条件付き釈放とすべき旨の決定を行うことができる。民事的収容が相当であると決定された場合には、犯罪者の精神異常あるいは人格障害の状態が変化し、公共の安全に対する危険がないと認められるまでの間、メンタルヘルス庁が所管するバージニア行動改善センター（Virginia Center for Behavioral Rehabilitation (VCBR)）に収容される。同庁長官には、当該犯罪者の処遇計画を決定する権限があり、当該決定に裁判所の承認を得る必要はない。

キ 民事的収容後の定期的再審理¹¹⁷

民事的収容された者については、年1回、収容後5年を経過している場合には、半年に1回、民事的収容を継続するかどうかを判断するため、聴聞手続が第一審州裁判所で行われる。この場合の立証責任も、裁判の場合と同様に、州政府にあり、州政府は、当該犯罪者が性暴力的略奪者であることを信じる明白かつ確信を抱くに足りる程度に証明しなければならない。

メンタルヘルス庁長官も、犯罪者の状態が変化し、もはや収容の継続は必要ないと認めた時にはいつでも、条件付きあるいは無条件釈放を求める申請書を提出することができる。また、犯罪者にも、釈放を求める申請権が与えられている。

再審理の目的は、犯罪者が条件付きあるいは無条件釈放の資格があるかどうかを判断することにある。無条件釈放は、犯罪者が州法で規定する性暴力的略奪者ではなくなったこと、条件付き釈放は、犯罪者が性暴力的略奪者であるが、州法で規定する釈放基準を満たしていることを要件としている。

(3) バージニア行動改善センター (Virginia Center for Behavioral Rehabilitation (VCBR))における処遇内容

ア 設立経緯

バージニア行動改善センターは、民事的収容を行うバージニア州で唯一かつ最高警備レベルの施設であり、2003年6月に業務を開始し、同年12月には、性暴力的略奪者を初めて受け入れた。

なお、州法の改正により、今後3年以内に性暴力的略奪者と認定される者の大幅な増加が予想されていることから、現在、新施設（収容定員300名）を建設中であり、2008年2

115 Civil Commitment of Sexually Violent Predators, Memorandum for Virginia Circuit Court Judges, Department of Legal Research Office of the Executive Secretary of the Supreme Court of Virginiaによる。

116 Virginia Code § 37.2-908, 909

117 Virginia Code § 37.2-910, 911

月の運営開始を予定している。

イ 予算規模・組織

2007年度予算は、7,161,391ドル、その内訳は、人件費が5,676,266ドル（79.3%）、運営費が1,485,125ドル（20.7%）である。

職員数は90～100名で推移しており、行政事務に当たるサポートスタッフ、入所者の医療措置に当たる医療スタッフ、入所者に対するカウンセリング等ケアに当たる臨床スタッフ、施設内の警備に当たる警備スタッフ、入所者に対する収容棟内の清掃作業の割り当て、実施状況のチェックその他の入所者の生活面でのサポートを行うハウジングスタッフからなる。

ウ 生活環境

収容定員は88名であり、平成19年1月25日現在で38名が収容されていた。入所者の内訳は、半数をアフリカン・アメリカンが占め、白人（44%）、ヒスパニック（3%）と続く。入所者の平均年齢は47歳、最高年齢68歳、最低年齢27歳である。

収容棟は二つあり、それぞれ単独室と共同室が設置されている。一つの収容棟には単独室に各1名の合計8名、共同室に16名が収容されていた。単独室は通常、出入りが自由となっているので、入所者は収容区画内であれば自由に移動することができる。一方、共同室区画内は四つに分けられ、それぞれベッドが四つずつ配置されており、入所者は区画内であれば、自由に移動できる構造となっており、また、鉄格子もないので、開放された空間である。また、収容棟には、自動洗濯機、シャワーも設置されており、入所者は自分で洗濯し、シャワーを浴びることとなる。

入所者は屋外において、指定された時間、職員の立会の下、喫煙することができるが、屋内での喫煙は認められていない。喫煙については、健康上の問題等から全面禁止を検討しているとのことであった。また、入所者は、クラッカー、チップス、ソーダなどの食料を購入できるが、薬品の購入はできない。これは、施設の責任において入所者に対する医療を実施するためである。物品を購入した場合、入所者の口座から、購入金額が差し引かれる。パソコンの使用（手紙の作成、裁判手続のための文書作成など）は認められているものの、インターネットには接続されていない。

また、文字の読み書きが十分でない者もいることから、週2回、教育プログラムを開講している。

入所者に対する警備は、50名の警備スタッフを3班に分け、24時間体制で警備に当たるが、例えば、入所者が夜間大声を出すなどして騒ぎ、他の入所者の睡眠を妨げるようなことがあっても、基本的には警備スタッフが介入することなく、入所者同士での解決に委ねている。入所者に自殺未遂、殺人未遂があった場合には、入所者を一時隔離室に収容することができるが、これまでに収容したことではないとのことであった。入所者が施設内の秩序を乱すことはまれであり、これまで1、2件程度である¹¹⁸。

工 面会・電話の使用

入所者は、職員の立会いのもと、許可された者との間において、面会することができる。面会可能日は、平日は週2回まで、そのほか土、日及び祭日である。面会時間は、職員の裁量によって決められる。当日の面会待合室の混雑状況によっては短縮されることがあるものの、通常2時間が割り当てられる。入所者は、面会時に、キスや抱擁といった挨拶程度のことは許されており、他方、面会者は面会室に設置された飲料を購入して、入所者に提供できる。

電話の使用については、あらかじめ登録しておいた電話番号であれば、電話をかけることができる。入所者は、自由時間であれば、何回でも電話をかけることができ、電話の内容に対する検閲は行われていない。

オ 入所者に提供される処遇プログラム

入所者は、まず処遇及び処遇ツールについて理解するための心理テスト及び他の評価テストを受けることとなる。その結果、精神的な問題が認められなければ¹¹⁸、問題行動（粗暴性等）の程度に応じて性犯罪者処遇コース（施設に順応しており、職員、同衆とも問題を起こさない者が対象）、あるいは行動管理プログラムコース（深刻な行動上の問題を抱えており、規則や職員の指示に従わない処遇困難者が対象）を受講することとなる。このように性犯罪者は二つのグループに分けられるが、個々の性犯罪者に共通する問題（例えば飲酒）があれば、受講コースが別であってもその課程のみ共に受講することができる。プログラムには、例えば薬物等乱用プログラム、怒りの統制プログラム、被害者感情共感プログラムといったものが挙げられる。それぞれのコースは4段階（phase Iからphase IV）あり、各段階で個々の入所者に応じた処遇目標が定められる。条件付き釈放を申請するためには、プログラム終了が条件となっているが、現在のところ、phase IIIに達している者はおらず、これまでに収容措置を解かれた者はいない。処遇プログラムは、週4回、1日当たり3～4時間実施される。入所者には宿題が課せられ、また、日記をつけるよう求められている。職員は、入所者の処遇目標に対する進捗状況を90日ごとに評価し、評価結果のコピーを入所者に手交し、フィードバックしている。90日経過後、入所者が必要とする処遇ニーズに応じて、処遇目標が見直され、受講するプログラムの内容に修正が加えられる。入所者が処遇目標を達成していると認められた場合には、90日経過前であっても、次の段階に進むことができる。さらに、入所者が興味を持ってプログラムを受講できるよう、受講する集団を再編成することがある。なお、入所者が異なる段階のプログラム受講

118 VCBR職員は、これを入所者にとって、この施設での生活の方が矯正施設よりも過ごしやすいので、できるだけ問題を起こさないようにしていることが理由に挙げられるとしている。

119 精神的な問題が認められた入所者には、処遇の理解のためのプログラムが用意されている。このプログラムは、他のプログラムと内容は似ているものの、プログラムの進行ペースを落とし、各入所者のニーズに合わせたプログラムを提供している。

を希望した場合には、施設は処遇計画の見直しを行わなければならない。

力 賞罰

入所者が所内の行動規則に違反した場合には、レクリエーション区画などの特定区画への立ち入り、職業訓練への参加及び電話使用といった様々な活動・権利に制限が課せられ、場合によっては、そういう活動の機会や権利を喪失することがある。

なお、入所者が刑罰に触れるような行為を行った場合には、警察を通じた通常の刑事手続により訴追されることがあり、その結果、刑務所に収容された者もいるとのことであった¹²⁰。

キ 医療措置

VCBRには、月曜日から金曜日までの日中、常勤の医師が配置されているほか、要請があれば、休日・週末を含む診察時間外においても、医療措置を行っている。また、必要がある場合に備えて、精神科医とも派遣契約を結んでいる。なお、緊急時以外の医療措置について、診断呼集システムを導入している。これは、入所者が訴える医療上の訴えの概要を書面に記載して医療措置を願い出るものであり、看護師が診察の調整を行う。その他の専門的な医療措置は、地域社会の医療センター等において実施されている。

なお、入所者には、薬物乱用、心臓病、呼吸・肺疾患等慢性的な医療上の問題を抱えている者、年齢から来る高血圧、高コレステロールといった問題を抱えている者もいる。

3 アダム・ウォルシュ法における民事的収容についての規定

アダム・ウォルシュ法は、民事的収容について定めた初めての連邦法である¹²¹。これにより、これまで州政府レベルで実施されてきた民事的収容が連邦法の適用される法域においても民事的収容が実施されることとなった。アダム・ウォルシュ法では、精神異常等から、性的に暴力的な振る舞いあるいは子供に対する淫行をやめるのが著しく困難な者を性的に危険な者として、民事的収容プログラムの適用対象としている。収容期間中には、適切な管理、ケア、処遇といった措置を行うほか、釈放された後もこれらの者に対する適切な監督、ケア並びに処遇を行うものとした。

同法成立後、連邦行刑局は、同局管轄下の刑務所で収容されている性犯罪者について、アダム・ウォルシュ法が規定する性的に危険な者に該当するかどうかという民事的収容の適用可能性について検討しており、うち3件は裁判所において手続中である¹²²。

また、アダム・ウォルシュ法では、州政府等¹²³の行う民事的収容に対し、連邦政府の資

120 平成19年1月25日、VCBR職員との面談によると、これまでに3件訴追されている。

121 アダム・ウォルシュ法Sec.301参照

122 平成19年1月22日現在、既に裁判手続の取られた3ケース以外に、26ケースについて、裁判手続を取るかどうか検討中のことである（同日の司法省でのインタビューにより確認）。

123 プエルトリコ、グアム、北マリアナ諸島などが含まれる。アダム・ウォルシュ法SEC.111.参照。

金援助規定を設け、2007年から2010年までの各年当たり1,000万ドルの予算を割り当てている¹²⁴。同法は、司法長官に対し、効果的な民事的収容プログラムの策定、促進及び実施目的のために行われる州政府等の諸活動に対する補助金交付の権限を付与するとともに、両院司法委員会に対する実施状況の報告を義務付けた。

第8 被害者対策

1 被害者対策の必要性¹²⁵

性犯罪被害者は、被害の時から長期にわたり継続的または断続的に、身体的及び精神的苦痛や経済的困難等、様々な問題に直面する。その内容は被害者によって異なるが、よく見られる例としては、暴行による負傷、性感染症、頭痛、腹痛等の身体的な影響、恐怖、怒り、罪悪感、後悔、羞恥心、困惑、落ち込み、高度の不安感、鬱、喪失感、無力感、自己否定、フラッシュバック、パニック、P T S D (Posttraumatic Stress Disorder) といった精神的な影響、自殺願望、薬物や飲酒への逃避、過食、拒食、睡眠障害といった日常生活の影響、孤独、他人不信等による対人関係への影響、治療、損害に伴う出費、労働生産性の低下及び収入減といった直接間接の経済的影响等である¹²⁶。

犯罪被害は、被害者本人はもちろん、社会全体にとっても、地域社会の無秩序、治安への不安感、生産性の低下、医療・被害者サービス・刑事司法の各コストといった損失をもたらす。

これらの悪影響や後遺症は、被害者自身と、家族、友人、地域社会、関係機関等が犯罪被害をどのように受け止め、扱うかによって、最小限に止めることが可能である。そのための取組を次に紹介する¹²⁷。

2 被害者の権利内容の明確化¹²⁸

全米のすべての州と連邦法¹²⁹では、被害者の権利を法律に明記している。少なくとも32

124 ただし、平成19年1月22日現在、予算措置が取られていないため、実際には補助金の支給はされていないことである（同日の司法省でのインタビューにより確認。）

125 本項は、主に、Repairing The Harm, 2004, National Center for Victims of Crime, A Multimedia Program to Improve Criminal Justice System Participation and Reduce Distress among Physically Injured Crime Victims, 2006, Office for Victims of Crimeによった。

126 暴力的被害にあった女性は、被害に遭ったことのない女性と比較すると、自殺の危険性が5倍高く、飲酒へ逃避する危険が15倍高く、薬物へ逃避する危険が4倍高く、鬱又は精神的な異常があると診断される可能性が3倍高いという調査結果もある（Repairing The Harm, 2004, National Center for Victims of Crime, Evan Stark and Anne Flitcraft, Women at Risk : Domestic Violence and Women's Health, Thousand Oaks, CA: Sage Publications, 1996 参照）。

127 犯罪被害者対策に関して、法務総合研究所研究部資料45「捜査・公判段階における被害者等の保護支援—イギリス及びアメリカの施策—」（1999年）、同研究部報告9「諸外国における犯罪被害者施策に関する研究」（2000年）に詳述されているため、本項では重複するものは省略するよう努めた。

州では、州憲法上の権利とされている。合衆国憲法上は、被害者の権利を明記する規定はない。

被害者の権利内容は州によって異なるが、おおむね次のような内容が含まれている。

- ・適正な刑事司法手続を受ける権利
- ・尊厳をもって扱われる権利
- ・刑事手続の進行状況及び内容について遅滞なく通知を受ける権利
- ・脅迫や危害から守られる権利¹³⁰
- ・補償や弁償を受ける権利
- ・犯罪被害による影響に関する陳述（victim impact statement）をする権利
- ・裁判（trial）、予備審問（pretrial release hearings）、保釈の聴聞手続（bond hearing、保釈の可否と保証金額を決定するための手続）等に出席する権利¹³¹
- ・答弁取引（plea bargains）に関して意見を言う権利¹³²

検察官が司法取引により軽い事実による起訴処分をする場合、不起訴その他の処分をする場合に、被害者がその内容について知り意見を述べる機会を設ける州が多いが、その内

128 本項は、主に、What You Can Do If You Are A Victim Of Crime, 2002, Recovering From Crime: Steps for the Physically Injured Victim, Office for Victims of Crime によった。

129 新しいものではJustice for All Act of 2004 (H.R. 5107) がある(The Justice for All Act, 2006, Office for Victim of Crime 参照)。

130 医者や精神療法医などの有資格者は、患者（被害者）のプライバシーに関し、守秘義務に基づき裁判で証言を拒否できるが、ソーシャルワーカーやカウンセラーにはこれが認められていないことから、被害者の相談内容が、裁判において明らかにされ、プライバシーが守られないことが問題とされている。とりわけ性犯罪やドメスティック・バイオレンスの被害者は、金銭的に余裕がなく公的なまたは民間ボランティアが提供するカウンセラー等に相談することが多いが、貧富の差によって被害者のプライバシーが守られず、加害者による仕返し等の危険にさらされるのは不当であるとの指摘がある。そこで、半数以上の州では、性犯罪やドメスティック・バイオレンスに関しては、カウンセラー等にも証言拒絶権を認めている。そのほとんどの州では一定時間の研修を受けたカウンセラー等に限定しており、証言拒絶を無条件に認める州（フロリダ、ペンシルバニア）や条件付きで認める州（アラスカ、ニュージャージー等）もある(Privacy Of Victims' Counseling Communications, 2002, Office for Victims of Crime 参照)。

131 多くの州では、被害者やその家族は、証人として証言する可能性が払拭されるまで、法廷を傍聴することができないとされているが、被告人にはすべての手続を見聞する権利があるのと比較して不公平であるとの指摘がある。ごく一部の州（例、アラスカ）では、証言することが予定されている被害者であっても全手続を傍聴することができるとしているほか、被害者の証人尋問を早い段階で行うことによってその後の手続を傍聴できるようにする州（例、ワシントン）や、被害者の傍聴する権利を制限できる場合を従来よりも限定する州もある（例、バージニア）。被害者が検察官の隣に座ることを認める州（例、アラバマ）や、逆にこれを禁止する州（例、ルイジアナ）もある（The Crime Victim's Right To Be Present, 2001, Office for Victims of Crime 参照）。

132 2002年の州裁判所において有罪となった重罪のうち、有罪の答弁（guilty plea）がなされたものは95%であり、暴力的性犯罪では90%について有罪の答弁がされた。多くの事件では検察官と被告人との間で答弁取引が行われていると考えられ、これに関して意見を述べる機会は被害者にとって重要である。

容は州によって異なる。検察官に意見聴取を義務付ける州、裁判所が答弁取引の前に被害者に意見陳述の機会を与えなければならないとする州等もあるが、いずれの州でも、被害者の意見に拘束力はない¹³³。

3 裁判手続における子どもの被害者の保護¹³⁴

(1) キッズコート

子どもは突然法廷で証言を求められても緊張や不安のあまり証言できないことが多い。そこで、事前に証言する子どもやその親等を裁判所に案内し、手続を分かりやすく説明し、関係者（廷吏等）を紹介するなどの取組を行っている所がある¹³⁵。その内容は所により異なるが、理想的とされる方法では、幼児、10代の青年、保護者にそれぞれ分け、起訴検察官とは別の、事前に訓練を受けたキッズコート担当者が説明を行う。幼児の場合は法廷に案内する前に子ども向けの部屋で絵を使うなどして手続を説明するとともに廷吏や裁判官に引き合わせて紹介する。そして法廷では、子どもたちに裁判官、検察官、証人等の役をさせて事件に関係のない話題でロールプレイなどを行わせる。また質疑応答も行う。

(2) フォレンジックインタビュー（Forensic Interview）

被害者である子どもは、親、教師、児童福祉関係者、警察官、検察官等から繰り返し被害状況について質問を受けるうちに、大人以上にトラウマになり、口をつぐんだり、質問者に迎合的になって記憶の混乱が生じることがある。被害の実態が分からなければ子どもの福祉の面でも刑事訴追の面でも手段を講じることができない。そこで、近年、子どもから被害状況を聴取する際、異なる関係機関の担当者（警察官、検察官、ソーシャルワーカー、児童保護関係者等）が同室又は隣室において立ち会うとともに、その様子をビデオテープ等に録画録音することによって、事情聴取の回数を極力減らすなどの工夫が行われており、これをフォレンジック・インタビューと呼ぶことがある¹³⁶。その内容は、州や地域ごとに異なっており、唯一の理想的な手法が確立されているわけではなく、州によっては子どもから真実を聞き出すための実施方法に関するガイドラインを定めるところもある¹³⁷。

もっとも、この方法によって録画されたビデオテープがあれば、加害者の刑事裁判において被害児童が法廷で証言しなくてよいというわけではなく、刑事裁判においていかなる条件下でビデオテープを証拠として採用できるのか、被害者が証言する必要はあるのかといった問題については、被告人の反対尋問権の保障との関係で多くの裁判で争われており、

133 Victim Input Into Plea Agreements, 2002, Office for Victims of Crime

134 本項は、主に、New Directions from the Field: Victims' Rights and Services for the 21st Century, Office of Victims of Crime, Creating and Administering a Kids Court Program, 2000, APRIによった。

135 ロサンゼルス、サンディエゴ、フィラデルフィアなど。

136 Forensicという用語は、元来「法廷の」といった意味であるが、最近では漠然とした意味で用いられることが多い。

137 例えば、ミシガン州。

整理されていない¹³⁸。

4 弁償命令 (Restitution Order)¹³⁹

すべての州法及び連邦法で、刑事裁判所が加害者に対し、医療費、カウンセリング費用、減少した賃金、葬式費用等の弁償を命じることのできる弁償命令制度が設けられている。弁償命令を出すかどうかを裁判所の裁量に委ねず必要的とする州もある¹⁴⁰。連邦法では、暴力的犯罪や性的暴行、ドメスティックバイオレンスの加害者に関し、裁判所は、必ず賠償を命じなければならないとしている¹⁴¹。

しかし、弁償命令を得るために、被害者、検察官等が裁判所に対し、損害の内容及び金額を証明する資料を提供しなければならないため、被害者は、早期の段階から弁償命令制度の存在と資料の作成の必要性を知り、これに備える必要がある。

また、弁償命令は出されても、加害者に資力がない、あるいは財産隠匿等により、実際には支払いがなされる場合も多く¹⁴²、米国では最も役に立たない被害者の権利の一つだとも言われている¹⁴³。支払能力がありながら賠償命令に従わない加害者への対策として、

138 この点に関し、2004年、合衆国最高裁判所は、Crawford v. Washingtonの裁判において、出廷しなかった証人（成人）が警察で行った供述の録音テープを第一審が証拠として採用した点につき、testimonialつまり立証する目的で行われた供述については、被告人の反対尋問権（合衆国憲法修正6条）を保障しなければならないところ、本件証人の供述録音はtestimonialであるから、被害者が証言台に立たなかったのに証拠採用したのは誤りである、とした。しかし、いかなる供述がtestimonialかは明確にしなかった。その後、2006年6月、Davis v. Washingtonと、Indiana v. Hammon の裁判で、合衆国最高裁判所は、緊急事態における発言（警察を呼ぶための電話や保護を求めるために警察官に作成提出した宣誓供述書）は、主な目的が犯人の刑事訴追にはないので、たとえ法執行機関の職員が聴取したとしても、testimonialではなく、被害者不出廷のまま証拠採用した点に誤りはないとした。また、2006年、ミネソタ州最高裁判所は、3歳の子どもがフォレンジックインタビューで行った供述は、このような低年齢の子どもが将来刑事手続に発展することを理解できるはずもないことや、ミネソタ州の規定等を考慮して、インタビューを行う側の主たる目的も刑事訴追を主眼として行ったものではないので、testimonialではないとした（“I have an ‘owie’” Health Care Providers’ Roles after Crawford, Davis & Hammon, Update, volume 19 number4&5, The Luxury of Indecision: Child Forensic Interviews after Davis & Hammon, Update, volume 19 number 6, American Prosecutors Research Institute参照）。

139 本項は、主に、Ordering Restitution to the Crime Victim, 2002, Office of Victims of Crime, Restitution: Making It Work, 2002, Office for Victims of Crime, New Directions from the Field: Victims’ Rights and Services for the 21st Century, Office for Victims of Crime によった。

140 18州では被害弁償を受ける権利を憲法上の権利としている。

141 1994年 Violent Crime Control and Law Enforcement Act及び1996年Mandatory Victim Restitution Act

142 コロラド州で1996年に命令された弁償額は2,600万ドル以上であったが、2,000万ドル以上が未払いであるという調査がある。Study of Criminal restitution in Colorado, 1999, Denver, CO: Colorado Legislative Counsel

143 Repairing The Harm, A New Vision for Crime Victim Compensation in America, p20, The National Center for Victims of Crime, 2004

加害者の全資産状況の情報を被害者に提供したり¹⁴⁴、加害者が弁償を免れるために財産を処分した場合に罰則を適用する州がある¹⁴⁵。弁償金の支払いを条件に保護観察や仮釈放となつた者が支払いを怠った場合に、保護観察や仮釈放を取り消す州¹⁴⁶、保護観察や仮釈放の期間を延長する州¹⁴⁷もある。また、刑務作業による売上金の一部を弁償金に充当する州¹⁴⁸、他の団体に集金を委託する州¹⁴⁹もある。

5 民事訴訟による賠償金の支払い

犯罪被害者は、民事訴訟により損害賠償を請求することができる。

児童に対する性的虐待行為に関しては、被害者が成人になって加害者に対し損害賠償請求訴訟を提起しようとした時には、提訴の期限（時効等）を過ぎてしまうことが多いため、提訴期限を延長する州が多い¹⁵⁰。もっとも、加害者が特定できない場合、加害者に資力がない場合、加害者以外の賠償責任者（雇用者等）がいない場合は、被害者は賠償金を受け取ることはできず、むしろそのような場合のほうが多い¹⁵¹。

6 検査費用の公費負担¹⁵²

性犯罪の立証に必要な医学検査費用や、性行為により感染する症状・病気（HIV、淋病、梅毒、ヘルペス、クラミジア等）の検査費用を、被害者個人に負担させず、公費負担する制度がある。

犯罪立証のための医学検査費用に関し、連邦法は、州に対し、公費負担制度の整備を求めており¹⁵³。州により、法執行機関に被害届をすること、あるいは被害から何日以内に検査を受けること等の条件を付する所もあるが、多くの州では、何らかの医学検査費用公費負担制度がある。

もっとも、被害直後の被害者は、被害届するかどうか判断がつかず迷いがちで、証拠は

144 カリフォルニア、カンザス

145 カリフォルニア

146 カリフォルニア、イリノイ

147 アーカンソー、アリゾナ、ケンタッキー

148 カリフォルニア、ルイジアナ

149 カンザス、カリフォルニア、アイオワ、バージニア

150 New Directions from the Field: Victims' Rights and Services for the 21st Century, p375

151 Repairing The Harm, A New Vision for Crime Victim Compensation in America, p20

152 本項は、主に、U.S. Department of Justice, Office on Violence Against Women; STOP Forensic Exam Requirement, A National Protocol for Sexual Assault Medical Forensic Examinations, September 2004; American Prosecutors Research Institute; State Rape Reporting Requirements, Federal reporting Requirements によつた。

153 42 USC chapter46 subchapter XII-H 3796gg-4

時間とともに失われることから、法執行機関への被害届出などの条件を付けることなく公費負担で証拠保全を行わせ、その後に被害届をするかどうかを考える時間を与えるべきだとの意見や、検査の時点で費用負担の制度内容や被害申告との関係について被害者にきちんと説明をすべきだとの指摘がある。

性行為により感染する症状・病気の検査費用に関し、連邦法は州が公費負担とするかどうかを州の裁量に委ねている。

連邦法が適用される事件に関しては、犯罪立証に必要な医学検査費用は公費負担であり、性感染症の検査についても、被害者は匿名かつ公費負担で受けることができる¹⁵⁴。

7 被害者補償制度（Victim Compensation）¹⁵⁵

被害者が、保険金、弁償金、医療費の公費負担制度等によって補填されない経済的負担を受ける場合に、これを公費で負担する被害者補償制度は、すべての州に、内容に差異はあるが、存在する。

(1) 資金

州の被害者補償制度は、州と連邦からの資金により運営されている。

連邦政府は1980年代半ばから被害者補償制度を整備し、犯罪被害者基金（Crime Victims Fund）¹⁵⁶によって各州（コロンビア特別区、準州を含む）の被害者支援及び補償制度に対し補助金を支給している¹⁵⁷。

ほとんどの州では、犯罪者から支払われた罰金等を補償金に充てている。6州では、税金を一部投入しており、7州では完全に一般財源によっている。

(2) 対象

補償の対象となる犯罪の種類には制限があるが、殺人、強姦、ドメスティックバイオレンス、性犯罪、児童虐待（性的虐待を含む）を対象とする州が多い。各州は、連邦からの

154 42 U.S.C. chapter112 -10607

155 本項は、主に、Repairing The Harm, 2004, The National Center for Victims of Crime, What You Can Do If You Are A Victim Of Crime, 2002, Office for Victims of Crime, Crime Victims Fund Report: Past, Present, and Future, 2005, National Association of VOCA Assistance Administratorsによった。

156 1984年の犯罪被害者法（Victims of Crime Act, VOCA）により作られた基金であり、財源は、連邦裁判所において有罪になった者から徴収した罰金、反則金、没収された保釈金のほか、寄付金、遺産、贈与もあるが、一般財源である税金は使われていない。What Is The Office For Victims Of Crime?, 2004, Office for Victims of Crime 参照。1985年から2004年（会計年度）までの間の基金総額は、約67億ドルであった。

157 連邦の補助額は、当初は、州の前年度の補償金支給実績の35%であったが、1987年から40%に引き上げられ、2001年から前々年の60%となった。連邦が州に対し支給した犯罪被害者基金による補助金の額は増加しており、2004年は全米で約1億8,600万ドルであった。州別では、補償金支給実績額に相当な開きがあるため、連邦補助金の支給額も同様に相当な開きがある。

補助金の10%以上を性犯罪被害者のために運用することが求められている¹⁵⁸。

補償される費用は、州により異なるが、すべての州で共通するのは、犯罪に起因する医療費、カウンセリング代、葬式や埋葬代、休業補償である¹⁵⁹。近年では補償対象を拡大する州が増えており、転居費用、交通費（通院、裁判所等への移動、葬式等に伴うもの）、犯罪現場の清掃代、家の改裝代、弁護士費用等を補償する州もある。精神的苦痛代に対する補償を認める州もある¹⁶⁰。

補償金支払額は、州による違いがあるが、最大で、一人当たり、1万ドルから2万5000ドルが払われるところが多い。

受給条件は、州により異なるが、各州におおむね共通するのは、法執行機関に被害届をすること¹⁶¹、犯罪から一定期間内であること¹⁶²、刑事司法機関に相応の協力をすること、他からの金銭的補償（保険金、損害賠償金等）がないこと、被害者が犯罪に関与していないこと¹⁶³である。

(3) 補償請求及び支給状況

1986年以降、補償請求数も支給件数も増加し、2002年には3倍となった。2002年には、支給の認められた約15万7,700件に対し、総額約4億5,000万ドル（1件平均約2,800ドル）の補償金が支払われた¹⁶⁴。

2州を除く全州では、補償金の支給金額に上限を設けている。平均的な支払上限額は、約3万5,000ドルであるが¹⁶⁵、最高額まで受給できる被害者はほとんどいない。

支給理由は、45%が暴力犯、約25%が児童虐待、10%が殺人の遺族に対するものであった¹⁶⁶。

158 平成19年1月24日、Office for Victims of Crimeでのインタビューによる。

159 2002年に州で払われた補償金は、おおむね、医療関係が40%、経済的損失の補償26%、カウンセリング15%、葬式11%であった。National Center for Victims for Crime, 2004, Analysis of Office for Victims of Crime State Compensation Program Report data, 2002

160 テネシー、ハワイ。テネシー州では性犯罪被害者に限り、精神的苦痛に対する補償を認めている。

161 ほとんどすべての州では、警察への被害届を補償請求の条件の一つとしている。ほとんどの州では警察への被害届を72時間以内にすることを条件としているが、90日以内とする州（ニュージャージー）、1年とする州（ワシントン）、合理的な期間とする州（カリフォルニア、テキサス、ユタ、バーモント、ワイオミング）もある。

162 ほとんどの州では、犯罪被害から1年から2年以内に補償請求をすることといった期限を設けているが、無期限とする州（ユタ、バーモント）もある。

163 すべての州では、補償金の支払いに当たり、請求をした被害者が被害当時に犯罪に関与していないかを審査することになっている。州によっては、それによって補償請求を認めない所、補償金額を減額する所があるほか、請求に係る事件とは関係なく犯罪歴のある被害者の請求を認めないとする州もある（アーカンソー、ルイジアナ、ミズーリ、オハイオ、ロードアイランド、フロリダ、ノースカロライナ）。

164 もっとも、州により支給件数及び金額にかなりの開きがあり、件数では、ネブラスカ州の60件が最低、カリフォルニア州の5万2,370件が最高であり、金額では、ネバダ州の260ドルが最低、ニュージャージー州の8,000ドルが最高であった（2002年）。

全米で補償請求されたうち平均24%は支給を拒否されている。その理由として、最も多いのは、犯罪被害の際、何らかの犯罪に関与していたというものである（1999年では全米の拒否件数の28%を占めた）。次いで、請求期限切れ又は書類等の不備によるもの（16%）、補償対象外の犯罪又は費用であるもの（16%）、他からの補償があることを理由とするもの（15%）であった。

（4）課題

犯罪の発生状況に関する各種統計と比較すると補償請求件数は極めて少なく、この理由の一つとして、被害者の多くが補償制度の存在及び内容を知らないことが挙げられる¹⁶⁷¹⁶⁸。そこで、補償制度について周知させるため、多くの州では、刑事司法機関（法執行機関、検察官）や連邦補助金を受けて運営される被害者支援団体に、被害者に対する補償制度説明義務を負わせている。また、各州では、同制度の広報のため、被害者支援団体にパンフレットを配布する（48州）、補償請求について被害者支援団体職員に研修を行う（45州）、補償制度について通知するカードを被害者に配布する（30州）などの対策を行っているが、英語以外の言語による補償請求書を用意する州は11州に過ぎないなど、まだ十分とは言えない。

また、請求期限切れを理由として支払いを拒否される件数も少なくないことから、期限の延長ないし撤廃等の措置が必要だととの意見もある。

そのほか、補償対象が限られ、被害者の自己負担が大きいことから、被害者に対する補償対象の拡大、資金の拡充の必要性が指摘されているが、連邦裁判所が罰金等によって徴収した犯罪被害者基金の残高は1999年（約9億8,500万ドル）をピークに2003年（約3億6,100万ドル）まで大幅に減少し、2004年は増加に転じた（約8億3,400万ドル）ものの、一部の法人による巨額の罰金等支払事案によって支えられており、今後の資金不足が懸念されている。

8 採証と治療の両面に対応した医療のプログラム¹⁶⁹

性犯罪被害者には、尊厳をもって、適切な医療措置を提供する必要があるとともに、裁判に備えた採証も行う必要がある。被害直後に十分かつ適切な証拠保全措置が採られるならば、物的証拠によって性犯罪を証明できることから、被害者が後に法廷で厳しい証人尋問にさらされる危険も減り、ひいては被害届も増えることが期待される¹⁷⁰。

165 州により、下は1万ドルから、上は22万ドル（ワシントン州）までと相當に開きがある。

166 連邦のガイドラインは、近年まで暴力犯罪に限って補償することとしていたが、2001年から、各州は、連邦の補助金を非暴力的犯罪被害の補償にもあてることができるようになった。

167 警察に認知された事件数に占める補償金支給件数の割合を、支給件数の約半数（45%）を占める暴力犯（aggravated assault）について見ると、認知件数のおおむね8%しか補償金が支払われていない。（州によって1%（ミシガン、ネブラスカ、ルイジアナ）から69%（ユタ）と幅がある。）

168 ある調査では、実際に被害者になるまで制度の存在を知らなかったという回答が90%を占めた。

採証の面から言えば、性犯罪被害者は、必要な検査を終えるまで、飲食も用便も着替えも入浴も控えるべきである¹⁷¹が、往々にして（致命的外傷等がないため）病院で数時間も待たされることが多い¹⁷²。一方、医療関係者の中には、性犯罪被害者にとって医療と採証の面から必要な措置とは何か¹⁷³をよく知らない者がいたり、採証方法の適否について後に法廷で証言を求められ批判されることを恐れて検査をためらう者がいたり、被害者の心境に対する配慮を欠いた言動をする者がいるなどの問題が指摘されている。

(1) 概要

このような状況に対処するため、1990年代から全米各地でSexual Assault Nurse Examiner（性犯罪看護師検査官、SANE¹⁷⁴）プログラムが導入されるようになった¹⁷⁵。同プログラムの普及のため、連邦機関である犯罪被害者オフィス（Office for Victims of Crime, 以下、OVCという）¹⁷⁶が資金的及び技術的に支援を行っている¹⁷⁷。

SANEプログラムでは、病院、法執行機関、検察官、裁判所職員、裁判官、科学的検査機関、児童保護サービス、強姦危機センターなどの民間ボランティア等のスタッフが連携し、訓練を受けた看護師等が、性犯罪被害者に対し、必要かつ適切な検査、質問、証拠保

169 本項は、主に、Sexual Assault Nurse Examiner (SANE) Programs: Improving the Community Response to Sexual Assault Victims, 2001, Office for Victims of Crime及びA National Protocol for Sexual Assault Medical Forensic Examinations, September 2004, U.S. Department of Justice, Office on Violence Against Women によった。

170 被害届をためらう理由の一つとして、被害者でありながら、周囲から「落ち度があった」「合意の上での性行為だ」との言われなき批判をあびることへの恐れが考えられる。

171 薬物混入による強姦等においては薬物が体内で分解され排出されるため、早期に尿や血液を採取する必要があり、加害者の体液や微物を採取するためには着替えや入浴は避けるべきである。

172 4～10時間待ちはまれではないという。

173 例えば、性犯罪の多くは顔見知りによる犯行であるから、性的行為への同意の有無が争点となりやすく、同意のなかったことの証拠としての暴力の痕跡等を、写真やカルテ等に残すことが重要となる。

174 Sexual assault forensic examiner (SAFE) , Sexual Assault Examiner (SAE) という表現が使われることがあるが、これらはより広い範囲の、医師やその助手、看護師等を指す場合に用いられる。

175 SANEプログラムは、1970年代に始まり、1991年には20の、1996年には86の、1999年には300以上のプログラムが各地で実施されている。

176 OVCは、犯罪被害者の問題に対処する唯一の連邦機関で、司法省の管轄下にある。1984年の犯罪被害者法 (Victims of Crime Act, VOCA) に基づき設立された。OVCは、連邦の予算 (VOCA) により作られた犯罪被害者基金 (Crime Victims Fund) を各州に配分し、被害者支援事業を支援したり、被害者の権利や支援策についての広報活動を行ったり、被害者を支援する専門家、刑事手続関係者、医療関係者、宗教界の人々などの研修や支援のために用いている。性犯罪被害者に対して、警察等の法執行機関が、DNA検査等の措置を行う必要が有る場合に、被害者に正しく対処できるように訓練するプログラムにも資金を提供している。警察学論集第56巻第7号p8-19, OVC室長ジョン・ギリス氏の講演録及びWhat Is The Office For Victims Of Crime? 2004, Office for Victims of Crime 参照。

177 SANEの設立及び運営資金に関し、州の被害者補償制度から検査費用の償還を受けられる場合もある。各種の連邦補助金の利用が可能な場合もある。

全を短時間のうちに実施するとともに、カウンセリング、経済的支援の受け方等に関するアドバイスを行い、当該被害者に必要なアフターケアを総合的、多角的に提供するよう努めている。

SANEの拠点は、多くの場合、病院の救急治療センターの一角に被害者の検査所を、病院とは別の場所（検察庁、警察署、保健センター等）に管理事務所を設置することが多い。

SANEスタッフには、あらかじめ研修を実施し、最低でも40時間以上にわたる¹⁷⁸基本講義で、医学的、法律的、心理学的知識等の関連分野の知識を教えるほか、専門的な実習も実施する。

ほとんどのSANEプログラムでは、24時間の緊急電話呼出しに30～60分で対応する看護師等を置いており、看護師等は被害者に重傷等が有る場合は応急手当を行った後、証拠保全の見地から必要な検査や質問を行い、写真撮影、報告書の記載等を行う。また、薬物検査のため血液と尿を採取し、検査機関に委託する¹⁷⁹。また、性感染症の予防治療を行うほか、必要と思われる治療機関を紹介する。

SANEプログラムでは、患者（被害者）の同意なしにはいかなる検査も行わない。また、法律で報告が義務付けられている場合（家族や保護者等による未成年者に対する性的暴力等）を除き、被害者の同意なく法執行機関に情報を提供することはない。被害者が法執行機関に被害届をするかどうかを直ちに決断できない場合は、各州法が定める一定の期間、SANEは採証した証拠を冷暗保存し、被害者はその期限内に結論を出すことになる。

SANEの看護師等は、証拠保全状況等について法廷で証言を求められることもある。これも彼らに予定された仕事の一つであり、検察官と協力しながら対処する。

(2) 様々な効果

SANEに参加する医療機関には必要な検査機器が備えられるため、法執行機関にとっては以前よりも証拠保全能力が向上し、暗数となりがちな顔見知りによる性犯罪の発掘に役立つ。また、SANEスタッフは、研修を受け、事件発生の直後から裁判段階まで一貫してかかるため、いかなる証拠が重要か、事件から一定時間で消失する証拠は何か、どのように証拠を保全するのがよいかといった知識を蓄積し、次の事案に役立てることができる。また、検察官の公判立証活動の面においても、SANEスタッフは写真等の物的証拠を提供し、経験と専門的知識に裏付けられた証言を行うため、結果として被告人か

178 プログラムによっては、より多くの時間をかけるところもある。なお、SANEプログラムに関するアメリカとカナダの専門家が1992年に創設した組織である、International Association of Forensic Nurses (IAFN) から、SANEプログラムの内容や研修に関わる基準や指針 (SANE Standards of Practice, 1996, SANE Education Guidelines) が示されているほか、州特有のSANE基準及び指針を設定している州もある。

179 被害者は、気づかぬ間に飲み物等に薬物を混入され強姦等の被害に遭うことがある。薬物混入の事実は性犯罪の立証に重要であるが、一刻を争って尿検査をしなければ時間とともに消失する。また、設備が不十分な場合、すべての薬物を検出できないことがある。

ら有罪の答弁を引き出すのに役立ち、被害者に証言をさせずに早期結審に至ることから、裁判費用を節約することにもつながる¹⁸⁰。またSANE相互で情報交換し、データ分析することによって、サービスの向上等につなげることも可能になる。

9 民間の被害者援助団体～強姦危機センター¹⁸¹

全米には多数の強姦危機センター (Rape Crisis Center。以下本項ではセンターという。) がある¹⁸²。センターでは、あらゆる年齢、性別、人種、障害者等を対象として、年中無休24時間のホットライン(電話相談)、24時間の病院・裁判所・警察等への付き添いサービス、各種の長期及び短期のカウンセリング(グループカウンセリング、個別カウンセリング)、補償や賠償手続の手伝い、被害者の代弁者として社会に課題を訴える活動等を行っている。センターの活動は、通常、有給のスタッフのほか、無給のボランティアによって支えられている¹⁸³。

各州はセンターに対し補助金を支給しているが、財政難から補助金を削減する所も多く、

180 連邦法 (Federal Rule of Evidence 803(4)) では、医療関係者（医者、看護師、精神療法医等）が診察や治療の際に患者（犯罪被害者）から聴いた内容は、患者が正しい治療を受けるために真実を述べる蓋然性が高いことから、患者自身に対する反対尋問（証人尋問）を実施しなくとも、医療関係者の証言によって証拠とすることができます（伝聞例外）としている。医療関係者の証言によって、被害者が治療の時に被害状況についてどのような供述をしていたかを立証することは、被害者が幼く証言できない場合には重要である。しかし、SANEプログラムに関わる医療関係者の場合、法執行機関の手足となって裁判に備えて証拠を集めていると見なされる場合は、SANEスタッフである医療関係者に対する供述はtestimonial（立証の目的で行われたもの）となり、被告人の反対尋問権を保障するため、被害者自身が証言しなければならないのかという問題がある。ネバダ州最高裁判所は、2006年、Medina v. State事件で、成人の性犯罪被害者がSANEの看護師に対して行った供述は、同看護師が、起訴のための採証担当者であり、治療を行わなかったことなどから、testimonialであると認め、よって被害者が証言台に立たず被告人には反対尋問の機会が与えられなかつたのに、同看護師の供述を伝聞例外として採用したのは誤りであるとした（もっとも被告人の有罪は認定した）。一方、Commonwealth v. Brownにおいてバージニア州控訴審Court of Appeals of Virginiaは、2006年、SANEスタッフが作成した当時の診察記録は、testimonialではないとした。Ohio v. Lee事件でオハイオ控訴審Ohio Court of Appealsは、2005年、成人の性犯罪被害者がSANEの看護師に対して行った供述はtestimonialではないとした（“I have an ‘owie’” Health Care Providers’ Roles after Crawford, Davis & Hammon, 2006, American Prosecutors Research Institute 参照）。

181 本項は、主に、National Center for Victims of Crime, Testimony of Mary Lou Leary, On the Sexual Assault Services Program, United States Department of Justice, April 28, 2006によった。

182 前出Testimony of Mary Lou Leary, On the Sexual Assault Services Programによれば、全米で1,315の強姦危機センターがあるという。各センターは独立した団体であり、相互に関係はない。

183 例えば、全米で最も古い歴史を持つコロンビア特別区の強姦危機センター（1972年設立）では、17人の有給スタッフの下で、約100人のボランティア（ほとんどが女性）が活動に従事しており、電話や病院等への駆け付けサービスなど、いわゆる現場で被害者に接するのはすべて無給のボランティアスタッフである。ボランティアスタッフとして働きたいと申し出る者は多く、その中から長期の研修を修了できた適性者だけがスタッフに選ばれるとのことであった（平成19年1月24日、同センターでのインタビューによる）。

多くのセンターは資金難、人材不足という課題を抱えている。そのため、例えば、長期カウンセリングへの参加が必要な被害者を何週間も待たせたり、カウンセリングの回数を減らしたり、ホットラインサービスの提供時間を減らすことなどを余儀なくされているところもある。また、田舎の地域にはセンターを設置できずサービスが提供されない、少数民族や障害者に対するサービスが提供できないといった問題もある。

おわりに

米国は我が国の約25倍の国土を有する広大な国であり、州や地域ごとに法制度も実情も異なることから、性犯罪対策の内容は、我が国とは比較にならないほど多様であり、本稿に取り上げたものはそのごく一部に過ぎない。我が国では、近年、認知行動療法を基礎とした性犯罪者処遇プログラムが開始されたが、米国でも、施設内及び社会内において、認知行動療法に基づく性犯罪者処遇プログラムを提供するところは多く、現在のところ再犯防止効果が高いことが検証された数少ない処遇方法であるという。本稿で取り上げた性犯罪対策は、いずれも比較的新しいものであり、その再犯抑止効果等については今後の検証を待たなければならない。ただ、どのような制度にも長所と短所があり、唯一の特効薬的な対策はありえないことから、様々な制度を併用しつつ、その運用にかかる一人一人が地道に努力し工夫を重ねることによってしか良い結果は得られないと思われる。

参考文献

- 田中 英夫「英米法総論・上」
- 稻葉馨「諸外国における警察権限研究報告(1)」(警察学論集第57巻第10号)
- 青山彩子「刑事司法におけるドメスティック・バイオレンス及び児童虐待対策～米国での取組み～」の概要について(警察学論集第53巻第7号)
- 島伸一「アメリカの刑事司法 ワシントン州キング郡を基点として」(弘文堂)
- 青山彩子「米国におけるドメスティック・バイオレンスへの対応(上)」(警察学論集第52巻第1号)
- 青山彩子「米国におけるドメスティック・バイオレンスへの対応(下)」(警察学論集第52巻第2号)
- 藤本哲也「諸外国における性犯罪の前歴者情報の活用に関する制度について」(警察学論集第58巻第5号)
- 松井茂記「メーガン法について」(阪大法学第55巻第5号)
- 渥美東洋、宮島里史「アメリカ合衆国における性犯罪前歴者対策について」(警察学論集第59巻第2号)
- 宮島里史「米国における性犯罪前歴者等に係る対策の実態調査の概要」(季刊・「社会安全」2006年10月62号)
- U.S. Department of Justice Office, "Project Safe Childhood—Protecting Children from Online Exploitation and abuse 2006"
- Kelly Ann Cheeseman, Rolando V. del Carmen, and Robert Worley, "Three Strikes and You're In: The Effect of Ewing v. California and Three Strikes Legislation on Prison Population and Resource Management"
- American Probation and Parole Association, "Offender Supervision with Electronic Technology 2002"

法務総合研究所研究部報告 38

平成 20 年 3 月 印刷

平成 20 年 3 月 発行

東京都千代田区霞が関 1-1-1

編集兼 発行人 法務総合研究所

印刷所 ヨシダ印刷両国工場
